

ニ基キテ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

三 監査員ノ職務ノ執行ヲ妨ケタルトキ

四 法令又ハ法令ニ基キテ爲ス命令ニ依リテ爲スヘキ届出、報告其ノ他ノ書類圖面ノ提出若ハ調製ヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出、報告若ハ記載ヲ爲シタルトキ非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第三十條 前二條ノ規定ハ公共團體カ軌道ヲ經營スル場合ニ之ヲ適用セ

第三十一條 本法ハ一般交通ノ用ニ供スル軌道ニ準スヘキモノニ之ヲ準用ス

第三十二條 國ニ於テ軌道ヲ敷設シテ運輸事業ヲ經營セムトスルトキハ當該官廳ハ主務大臣ニ協議ヲ爲スヘシ其ノ工事施行ニ付亦同シ

國ニ於テ經營スル軌道ニ付テハ第二條、第十二條第一項、第十四條及第二十四條第一項ノ規定ヲ除ク外本法ヲ適用セス但シ第十四條中軌道ノ係員及會計ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ニ協議スルシタルトキハ第四條及第六條ノ規定ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十二年勅令第五百八號ヲ以テ之ヲ定ム) 軌道條例ハ之ヲ廢止ス

第三條 線路豫測圖ハ縮尺二萬五千分一以上ノ平面圖トシ線路ノ經過市町村名、地形、一キロメートル又ハ半哩毎及單線複線等ノ分界點ノキロメートル程又ハ哩程、道路ノ種類或ハ線路ノ状況ヲ記シ縮尺、方位ヲ示スヘシ

第四條 地方長官特許申請書ヲ受付タルトキハ期限ヲ指定シ軌道敷設ニ關シ關係道路管理者ノ意見ヲ徵スヘシ

道路管理者ハ前項ノ意見ヲ決定スルニ付期限ヲ指定シ道路ニ關スル費用ヲ負擔スル公共團體ノ議會ノ意見ヲ徵スヘシ

前二項ノ場合ニ於テ期限内ニ意見ヲ答申セサルトキハ直ニ之ヲ處理スルコトヲ得

第五條 地方長官ハ特許申請書ニ左ノ事項ニ關スル調査書ヲ添ヘ特許ノ許否ニ關スル意見ヲ附シ之ヲ申達スヘシ

一 申請者ノ資産及信用程度

二 事業ノ成否

三 事業ノ效果

四 道路管理者ノ意見

五 他ノ鐵道又ハ軌道(未開業ノ鐵道又ハ軌道ヲ含ム)ニ及ボス影響

六 他ノ鐵道又ハ軌道ノ競願アルトキハ其ノ鐵道又ハ軌道ノ名稱、區間、申請者名及申請書ノ受付年月日

第六條 工事施行ノ認可ヲ受クル前ニ於テ起業目論見書ノ記載事項ヲ變更セムトスルトキハ内務大臣及鐵道大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ商號又ハ名稱、主務事務所ノ設置地及電力供給者ノ變更ハ之ヲ届出ツヘシ

前項ノ場合ニ於テ記載事項ノ變更カ道路ニ重大ナル關係ヲ有スルトキハ第四條ノ規定ヲ準用ス

第七條 工事施行認可申請書ニハ左ノ書類及圖面ヲ添附スヘシ

一 線路實測圖

二 工事方法書

第三輯

第三編

交通

第一章

陸上交通

第五節

軌道

舊法ニ依リテ爲シタル特許、認可、處分、手續其ノ他ノ行爲ハ本法中ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス但シ其ノ特許、認可其ノ他ノ處分ニ附シタル條件ニシテ本法ニ抵觸スルモノハ其ノ效力ヲ失フ

他ノ法令中軌道條例トナル軌道法トス

◎軌道法施行規則

(大正十二年十二月二十日) (内務、鐵道省)

第一條 軌道ノ特許申請書ニハ左ノ書類及圖面ヲ添附スヘシ

一 起業目論見書

二 線路豫測圖

三 建設費概算書(第一號様式)

四 運輸事業ノ收支概算書(第二號様式)

軌道ヲ道路ニ敷設スルコトヲ得サル場合ニ在リテハ其ノ事由書ヲ前項申請書ニ添附スヘシ

第二條 起業目論見書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 目的(旅客運送、荷物運送ノ別)

二 商號又ハ名稱、主務事務所ノ設置地

三 軌道事業ニ要スル資金ノ總額及其ノ出資方法

四 線路ノ起終點及併用軌道ノ始終點ノ地名、地番或ハ其ノ經過市町村名

五 軌道ヲ敷設スヘキ道路ノ種類毎ノ延長、一般幅員及計畫幅員

六 線路ノ延長及單線、複線等ノ別

七 軌間及車輛ノ最大幅員

八 動力(人力、馬力、蒸氣、電氣等ノ別)電氣ヲ動力トスルモノニシテ自ラ發電設備ヲ有スルモノニ在リテハ原動力ノ種類(火力、水力ノ別)、他ヨリ電力ノ供給ヲ受クルモノニ在リテハ供給者名

三 建設費豫算書(第三號様式)

四 特許ヲ受ケタル者會社ノ發起人ナルトキハ定款及會社設立登記簿本

第八條 線路實測圖ハ左ノ三種トス

一 平面圖

縮尺ハ二千五百分一以上トシ線路ノ左右各四十メートル又ハ二十間以内ノ地形ヲ明ニシ道路ノ種類、軌道ノ中心線、線路ノ單線複線等ノ分界點ノキロメートル程又ハ哩程、道路水路等ノ附屬、人家運搬又ハ運搬スヘキ箇所、行政區劃ノ境界、縮尺及方位ヲ示スヘシ

線路ノ中心線ニハ二百メートル又ハ八分一哩毎ニキロメートル程又ハ哩程ヲ記シ曲線ノ半徑、交角、停留場ノ位置、名稱及中心キロメートル程又ハ哩程ヲ記スヘシ

第九條

工事方法書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 動力

二 軌間

三 單線、複線等ノ別

四 軌道中心間隔

五 最小曲線半徑及最急勾配

六 土工定規(新設軌道ニ限ル)

- 七 橋梁・溝橋
 - 八 陸道
 - 九 軌條・轉轍器 轆又及枕木
 - 十 停留場
 - 十一 踏切ノ構造(圖面ニ依リ明示スルコト)
 - 十二 他ノ軌道又ハ鐵道トノ交叉方法
 - 十三 閉塞信號機
 - 十四 車輛
 - 十五 特殊設計
 - 電氣ノ動力トスルモノニ在リテハ前項ノ外左ノ事項ヲ記載スヘシ
 - 一 送電系統
 - 二 電氣軌道ノ方式
 - 三 發電所・變壓所・蓄電所及配電所
 - 四 送電線路及饋電線路
 - 五 電車線路
 - 六 電氣機關車及電車
 - 七 軌道ノ動力トシテ他ヨリ電力ノ供給ヲ受クル場合
 - (イ) 供給電力ノ電氣方式、最大電壓、容量及受給時間
 - (ロ) 送電上ノ責任分界點、電氣工作物ノ所有權分界點(圖面ニ依リ明示スルコト)
 - (ハ) 受電設備ノ大要(圖面ヲ添附シ説明スルコト)
- 地方鐵道法施行規則第十二條ノ規定ハ前二項ニ規定スル事項ヲ記載方法ニ之ヲ準用ス
- 併用軌道ニ在リテハ前二項ニ規定スルモノヲ除クノ外左ノ事項ヲ記載スヘシ
- 一 道路ノ種類毎ニ區別セル併用軌道ノ延長及其ノ始終點ノ地名、地

- 二 軌道ノ構造及道路ノ鋪裝(圖面ニ依リ明示スルコト)
 - 三 軌道ノ排水設備(圖面ニ依リ明示スルコト)
- 第十條 地方長官工事施行認可申請書ヲ受付タルトキハ軌道工事ニ關シ關係道路管理者ノ意見ヲ徵シ認可ノ可否ニ關スル意見ヲ附シ之ヲ申請スヘシ
- 第四條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第十一條 工事施行ノ認可ヲ受ケタル後線路ヲ變更セムトスルトキハ第八條ノ規定ニ準シ線路實測圖、新舊對照圖添附シ、工事方法書ノ記載事項ヲ變更セムトスルトキハ第九條ノ規定ニ準シ變更セムトスル事項ニ關スル工事方法書(停留場ノ變更ニ在リテハ新舊對照圖添附)ヲ作製シ其ノ事由ヲ具シ内務大臣及鐵道大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 前項ノ認可申請書ニハ工事豫算書ヲ添附シ工費支出ノ途ヲ明ニスヘシ但シ重要テラサル變更ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第一項ノ場合ニ於テ變更セムトスル事項カ道路ニ重大ナル關係ヲ有スルトキハ第四條ノ規定ヲ準用ス
- 第十二條 工事施行又ハ前條第一項ノ認可申請書ヲ提出スルトキハ同時ニ軌道敷設ノ爲ニスル道路及河川ノ占用面積圖ヲ地方長官ニ提出スヘシ
- 工事施行又ハ前條第一項ノ認可アリタルトキハ地方長官其ノ旨ヲ道路又ハ河川管理者ニ通知シ前項ノ占用面積圖ヲ添附スヘシ
- 第十三條 軌道經營者工事ニ著手シ又ハ之ヲ竣工セシメタルトキハ運轉ナク之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ
- 前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ地方長官ハ運轉ナク之ヲ内務大臣及鐵道大臣ニ報告スヘシ
- 第十四條 地方長官軌道法第八條ノ規定ニ依リ道路管理者ヲシテ工事ヲ執行セシムトスルトキハ道路管理者及軌道經營者ノ意見ヲ徵シ事由ヲ具

- シ左ノ書類ヲ添附シ内務大臣及鐵道大臣ノ認可ヲ受クヘシ
 - 一 工事設計書
 - 二 工費豫算書
 - 三 工費負擔調査
 - 四 道路ニ關スル費用ヲ負擔スル公共團體ノ當該年度歲入出豫算書
- 第十五條 地方長官前條ノ認可ヲ受ケタルトキハ工事ノ設計、著手及竣工ノ期限並工費豫算書ヲ道路管理者ニ示シ工事ヲ執行セシメ軌道經營者ニ之ヲ通知スヘシ
- 道路管理者工事ヲ竣工セシメタルトキハ運轉ナク工事竣工調査及工費精算書ヲ作製シ地方長官ニ報告シ軌道經營者ニ通知スヘシ
- 第十六條 道路管理者軌道法第九條ノ規定ニ依リ軌道敷地ヲ道路敷地ト爲サムトスルトキハ其ノ事由及區間ヲ記載シ工事設計書ヲ添附シ内務大臣及鐵道大臣ノ認可ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テハ道路管理者ハ軌道經營者ノ意見ヲ徵シ之ヲ申請書ニ附記スヘシ
- 道路管理者前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ運轉ナク道路敷地ト爲スヘキ區間ヲ示シ工事設計書ヲ添附シ其ノ旨ヲ軌道經營者ニ通知スヘシ
- 第十七條 地方長官運轉開始認可申請書ヲ受付タルトキハ工事ヲ檢査シ支障ナシト認メタル場合ニ限リ運轉開始ヲ認可スヘシ
- 軌道經營者運轉開始シタルトキハ運轉ナク其ノ旨ヲ鐵道大臣及地方長官ニ届出ツヘシ
- 第十八條 第十五條ノ規定ハ軌道法第十二條第二項及第二十四條第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第十九條 旅客運賃ノ認可申請書ニハキロメートル制又ハ哩制ニ在リテハ一キロメートル當又一哩當ノ運賃、區間制ニ在リテハ區間ノ運賃、均一制ニ在リテハ均一運賃及運賃計算ノ方法ヲ記載シ鐵道大臣ニ之ヲ提出スヘシ

- 前項ノ申請書ニハキロメートル制又ハ哩制及區間制ニ在リテハ實測換算中心キロメートル程表又ハ哩程表(第四號様式)、營業キロメートル程表又ハ哩程表(第五號様式)及旅客運賃表(第六號様式)ヲ添附スヘシ
- 第二十條 荷物運賃ノ認可申請書ニハ手荷物、荷物等ヲ區別シ其ノ品種類級ニ依リキロメートル制又ハ哩制ニ在リテハ一キロメートル當又一哩當運賃、區間制ニ在リテハ區間ノ運賃、均一制ニ在リテハ均一運賃並運賃計算ノ方法ヲ記載シ鐵道大臣ニ之ヲ提出スヘシ
- 荷物運賃ニ關シ別ニ營業キロメートル程又ハ哩程ヲ制定セムトスルトキハ其ノ増加割合ヲ前項ノ申請書ニ記載シ其ノ計算方法ヲ附記シ荷物營業キロメートル程表又ハ哩程表(第七號様式)ヲ添附スヘシ
- 第二十一條 旅客運賃又ハ荷物運賃ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ變更後ニ於ケル收支豫算書ヲ添附シ鐵道大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第二十二條 運轉ニ關スル料金ノ認可申請書ニハ其ノ種類及金額ヲ記載シ鐵道大臣ニ之ヲ提出スヘシ
- 運轉ニ關スル料金ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ鐵道大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第二十三條 前四條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル運賃又ハ料金ヲ實施シタルトキハ運轉ナク其ノ日ヲ鐵道大臣及地方長官ニ届出ツヘシ
- 第二十四條 運轉時刻ノ認可申請書ニハ發着時刻表ヲ添附スヘシ但シ左ノ事項ヲ記載シタル場合ニ於テハ之ヲ省略スルコトヲ得
- 一 運轉系統
 - 二 各運轉系統ニ於ケル始發及終發時刻
 - 三 各運轉系統ニ於ケルキロメートル程又ハ哩程、運轉所要時分停車時分(新設軌道ト併用軌道ト其ノ平均運轉速度ヲ異ニスルトキハ區別記載スルコト)
 - 四 各運轉系統ニ於ケル發車度數(第八號様式)

第三編 交通 第一章 陸上交通 第五節 軌道

前項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ認可ヲ受クヘシ

前二項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル運輸時刻ヲ實施シタルトキハ運送ナク其ノ月日ヲ鐵道大臣及地方長官ニ届出ツヘシ

第二十五條 軌道法第十八條第二項ノ規定ニ依ル買収ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ

- 一 買収ノ事由書
- 二 買収物件ノ範圍ニ關スル調査
- 三 買収價格算出説明書
- 四 買収ニ關シ軌道經營者ト爲シタル交渉ノ願末書
- 五 買収代價支拂ニ關スル説明書(支拂ノ方法、時期)
- 六 買収ニ關スル公共團體ノ議會ノ決議書原本
- 七 買収後ニ於ケル軌道事業計畫書及收支豫算書
- 八 公共團體ノ當該年度歳入出豫算書

第二十六條 車輛ノ衝突、覆覆其ノ他旅客ニ死傷ヲ生シタル重大ナル運輸事故ハ即時電信、電話又ハ口頭ヲ以テ内務大臣、鐵道大臣及地方長官ニ報告スルノ外七日以内ニ第九號様式ニ依リ内務大臣、鐵道大臣及地方長官ニ之ヲ届出ツヘシ

前項以外ノ事故ハ一日分ヲ取纏メ翌月十五日限り第十號様式ニ依リ鐵道大臣及地方長官ニ之ヲ届出ツヘシ

第二十七條 地方鐵道法施行規則第三條、第八條、第十三條、第十五條、第二十條、第二十一條、第二十五條第一項第二項、第二十六條、第二十七條、第三十條乃至第三十三條、第四十五條、第四十六條、第四十八條、第四十九條、第五十一條及第五十二條ノ規定ハ之ヲ軌道ニ準用ス但シ監督官廳トアルハ内務大臣及鐵道大臣トス

地方鐵道法施行規則第十八條ノ規定ハ新設軌道ニ之ヲ準用ス但シ監督官

許可申請書ニハ運輸及信號ニ關スル方法ヲ記載スヘシ

第三條 地方長官第一條ノ許可ヲ爲サムトスルトキハ軌道ノ敷設ニ關シ關係道路管理者ノ意見ヲ徵スヘシ

第四條 大正八年閣令第十九號專用鐵道規程第三條、第四條、第七條乃至第十條ノ規定ハ本令ニ規定スル軌道ニ之ヲ準用ス但シ監督官廳トアルハ地方長官トス

第五條 軌道法第十二條、第十八條、第十九條及第二十四條ノ規定ハ本令ニ規定スル軌道ニ之ヲ準用ス但シ主務大臣トアルハ地方長官トス

第六條 許可ヲ受ケタル者カ法令若ハ法令ニ基キテ爲ス命令又ハ許可若ハ認可ニ付シタル條件ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ地方長官ハ許可ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得

第七條 許可ヲ得シテ本令ニ規定スル軌道ヲ敷設シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ニ規定スル軌道ニシテ本令施行ノ際現ニ存スルモノハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ地方長官ハ本令施行ノ日ヨリ三月内ニ六月ヲ下ラサル期間ヲ指定シ其ノ期間經過後許可ノ效力ヲ失フヘキ旨ヲ告示スルコトヲ得

◎併用軌道ノ維持ニ關スル件

(大正十三年十一月十七日)
内務省發令第一一七號通牒
道廳府縣知事宛(京橋島根兩縣ヲ除ク)

軌道ヲ道路上ニ敷設スル場合ハ軌道間ノ全部及其左右ハ木石砂利其他適當ノ材料ヲ以テ填充シ軌道間ト道路間ト高低ナカラシムルコトニ相成居候處當省吏員ノ實地調査スル所ニ依レハ右區間ノ路面損壞スルモ之カ修補ヲ怠ルモノ甚タ多ク或ハ却テ軌道間ノ一般交通ヲ阻止セムカ爲ス更ニ右ノ施設

第三輯 第三編 交通 第一章 陸上交通 第五節 軌道

應トアルハ内務大臣、鐵道大臣及地方長官トス

第二十八條 地方鐵道法施行規則第二十條但書ノ場合ニ於テ内務大臣ニ提出スル申請書ニハ地方鐵道ノ車輛ニ限リ機關車ニ在リテハ重量、主要寸法(圖面ヲ除ク)、制動機ノ種類及裝置ヲ、客車及貨車ニ在リテハ車種、軸數、自重、定員、定員一人ニ對スル客室面積、積載容積及積載重量、最大寸法、固定輪軸距、制動機ノ種類及裝置並汽動車、電氣機關車及電車ニ關スル事項ヲ記載スヘシ地方鐵道法施行規則第二十六條ノ認可申請ニ付亦同シ

第二十九條 軌道法又ハ本令ノ規定ニ依ル特許、許可及認可申請書並願書ハ軌道ヲ敷設スル地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スヘシ但シ二府縣以上ニ互リ敷設スル軌道ニ在リテハ事件カ二府縣以上ニ關スル場合ニ限リ其ノ起點所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スヘシ

前項但書ノ場合ニ於テ申請書又ハ願書ヲ受付タル地方長官ハ關係地方長官ニ商議スヘシ

附 則

本令ハ軌道法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從來爲シタル處分、手續其ノ他ノ行爲ハ本令中ノ之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス(様式略ス)

◎軌道法第一條第二項ノ規定ニ依ル一般交通ノ用ニ供セサル軌道ニ關スル件

(大正十二年十二月二十九日)
內務省發令第四十五號

第一條 一般交通ノ用ニ供セサル軌道ヲ道路ニ敷設セムトスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第二條 明治四十三年內務省令第二十七號第一條乃至第五條ノ規定ハ前條ノ許可申請ニ之ヲ準用ス

(五二九)

◎道路上ニ軌道敷設ニ關スル件

(大正十三年七月十九日)
內務省發令第二〇號通牒

道廳府縣知事宛

軌道敷設ニ依リ之ト同時ニ道路ヲ改良スルハ得策ナル儀ト存候得共未タ軌道敷設ノ特許ヲ受ケサル以前ニ於テ軌道ヲ敷設スルモノトシテ道路改良計畫ヲ樹立スル向往々有之事務ノ處理上不都合不睦候條是等ノ場合ニ於テハ特許ヲ受ケタル後相當御計畫相成候御留意相成度

◎軌道取扱ニ關スル件

(大正十四年三月三十日)
內務省發令第五號通牒

發見總覽、道廳府縣知事宛

標記ノ件ニ關シ左記ノ通決定相成候條御了知相成度

一、軌道ヲ道路ニ横斷シテ敷設スル場合ニハ軌道法施行規則第四條及第十條ノ規定ヲ適用セサルモノトス

二、大正十二年十二月軌道法第二十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル省令第二條第二項ノ規定ハ指定セラレタル市ノ區域内ニ於ケル軌道工事ニ付テノミ適用スルモノトス

三、地方ノ狀況ニ依リ軌道取捨上必要ナル事項ハ軌道法附屬命令ノ規定ニ抵觸セサル範圍ニ於テ廳府縣令ヲ以テ規定スルコトヲ得ルモノトス

◎軌道建設規程

(大正十二年十二月二十九日)
內務省發令

第一章 總 則

第三輯 第三編 交通 第一章 陸上交通 第五節 軌道

第一條 軌道ノ建設ハ本令ノ定ムル所ニ依ルヘシ
 第二條 車輛ノ運轉ニ常用スル線路ヲ本線路ト謂ヒ其ノ他ノ線路ヲ側線路トフ
 第三條 道路上其ノ他公衆ノ通行スル場所ニ敷設スル軌道ヲ併用軌道ト謂ヒ其ノ他ノ軌道ヲ新設軌道ト謂フ

第二章 線路及建造物
第一節 軌間及輪軸

第四條 軌間ハ直線ニ於テ軌條頭ノ内側ヨリ内側迄ノ距離ニ依リ之ヲ測定ス
 第五條 軌間ハ七百六十二ミリメートル又ハ二呎六吋、一メートル〇六七又ハ三呎六吋、一メートル四三五又ハ四呎八吋半ト爲スヘシ
 第六條 併用軌道ノ曲線ニ於テ軌間ニ適度ヲ付スル場合ハ左ノ制限ニ依ルヘシ
 一 軌間一メートル〇六七又ハ三呎六吋若ハ一メートル四三五又ハ四呎八吋半ニシテ曲線ノ半徑百二十メートル又ハ四百呎以下ノモノニ在リテハ二十五ミリメートル又ハ一吋以内
 二 軌間七百六十二ミリメートル又ハ二呎六吋ニシテ曲線ノ半徑六十メートル又ハ二百呎以下ノモノニ在リテハ七十三ミリメートル又ハ二分ノ一吋以内
 第七條 輪軸路ハ車輛ノ輪軸ニ對シ適當ノ大サヲ有セシムヘシ
 市街地ニ於ケル併用軌道ニシテ交通特ニ頻繁ナル箇所、轉轍器又ハ轆又ヲ設置スル箇所ニ在リテハ溝軌條ヲ用キ若ハ之ニ準スヘキ施設ヲ爲スヘシ
 第二節 軌道定規
 第八條 併用軌道ハ道路ノ中央ニ之ヲ敷設シ左ニ掲グル車體外有效幅員ヲ存セシムヘシ

道路ノ種別	車道歩道ノ區別ナキ道路	車道歩道ノ區別ナキ道路各側	車道歩道ノ區別ナキ道路各側
特ニ主要ナル街路	八メートル一八	又ハ三十七尺以上	
主要ナル街路	四メートル五五	又ハ十五尺以上	
主要ナル國道	四メートル五五	又ハ十五尺以上	
主要ナル府縣道及市道	三メートル六四	又ハ十二尺以上	
特ニ主要ナル府縣道及市道	三メートル六四	又ハ十二尺以上	
主要ナル府縣道及市道	三メートル六四	又ハ十二尺以上	
特ニ主要ナル府縣道及市道	三メートル六四	又ハ十二尺以上	

第九條 街路、特ニ主要ナル國道、主要ナル國道及特ニ主要ナル府縣道ヲ除ク他ノ道路ニ於テハ左ニ掲グル車體外有效幅員ヲ存 軌道ヲ其ノ一方ニ偏シテ敷設スルコトヲ得

道路ノ種別	車道歩道ノ區別ナキ道路	車道歩道ノ區別ナキ道路	車道歩道ノ區別ナキ道路
町	三メートル一八	又ハ十二尺以上	
市	四メートル一八	又ハ十五尺以上	
府	五メートル一八	又ハ二十尺以上	
縣	六メートル一八	又ハ二十五尺以上	
村	三メートル一八	又ハ十二尺以上	

第十條 本線路ニ於テハ並行兩軌道中心間ノ間隔ハ車輛ノ最大幅員ニ四百ミリメートル又ハ一呎四吋ヲ加ヘタルモノヨリ小ナルコトヲ得ス

第三輯 第三編 交通 第一章 陸上交通 第五節 軌道

本線路ニ於テハ車輛ト中央柱其ノ他ノ工作物トノ間隔ハ二百三十ミリメートル又ハ九吋ヨリ小ナルコトヲ得ス
 本線路ノ曲線ニ於テハ前二項ニ規定スル間隔ハ之ニ兩車輛ノ偏倚スル寸法ヲ加ヘタルモノヨリ小ナルコトヲ得ス
 第十一條 併用軌道ニ於テハ軌條間ノ全部及左右各六百十ミリメートル又ハ二尺ハ其ノ軌道ヲ敷設スル道路ノ路面ト同一構造トシ軌條面ト道路面ト高低ナカラシムヘシ

第三節 電車柱、排水設備及地下工作物
對スル防備

第十二條 道路ニ建設スル電車柱ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外之ヲ側柱式ト爲スヘシ
 側柱ハ車道歩道ノ區別アル箇所ニ於テハ歩道ノ車道側ニ之ヲ建設スヘシ
 中央柱式ニ依ル電車柱ニハ點燈ノ設備ヲ爲スヘシ
 第十三條 併用軌道ニ於テハ排水ノ設備ヲ爲スヘシ
 第十四條 軌道ヲ地下工作物ト交又又ハ接近シテ敷設スル爲其ノ工作物ヲ防護スル必要アルトキハ適當ノ設備ヲ爲スヘシ
 軌道ハ人孔、制水機等ノ採掘ニ障礙ヲ與ヘサル適當ノ距離ヲ存シ之ヲ敷設スヘシ
 第四節 曲線及勾配
 第十五條 本線路ノ曲線半徑ハ十一メートル又ハ三十六呎ヨリ小ナルコトヲ得ス
 第十六條 本線路ノ勾配ハ二十五分ノ一ヨリ急ナルコトヲ得ス但シ特殊ノ箇所ニ於テハ十五分ノ一迄ト爲スコトヲ得
 停留場ニ於ケル本線路ノ勾配ハ百分ノ一ヨリ急ナルコトヲ得ス
 第五節 軌道及橋梁

第十七條 軌道及橋梁ノ各部ハ動荷重ニ耐フル負擔力ヲ有スルコトヲ要ス
 併用軌道ニ於ケル軌道及橋梁ノ構造ハ前項ニ規定スルモノヲ除クノ外街路ニ係ルモノハ街路構造令、其ノ他ノ道路ニ係ルモノハ道路構造令ノ規定ニ依ルコトヲ要ス
 第十八條 新設軌道ノ橋梁ニシテ交通頻繁ナル道路上又ハ水面上ニ架設スルモノニ在リテハ物件ノ墜落ヲ防ク爲車輛ノ全幅員及其ノ兩側各三百ミリメートル又ハ一尺以上之ヲ蓋フコトヲ要ス

第六節 踏切路

第十九條 軌道ト道路トノ平面交又ノ交角ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外國道、府縣道及主要ナル市道町村道ニ在リテハ四十五度以上其ノ他ニ在リテハ三十度以上ト爲スヘシ
 第二十條 踏切道ハ軌條間ノ全部及其ノ左右各六百十ミリメートル又ハ二尺ニ木石其ノ他適當ナル材料ヲ敷キ軌條面ト道路面ト高低ナカラシムヘシ
 新設軌道ノ踏切道ニハ通行人ノ注意ヲ惹クヘキ警標ヲ設ケ交通頻繁ナル箇所ニハ門扉其ノ他相當ノ保安設備ヲ爲スヘシ
 第七節 保安裝置
 第二十一條 線路カ本線路ヨリ分岐シ又ハ本線路カ鐵道、軌道ト平面交又ヲ爲ス箇所ニハ相當ノ保安裝置ヲ爲スヘシ新設軌道ノ停留場ニ於テ車輛ノ行進ヲ爲スモノニ付亦同シ

第三章 車輛

第一節 裝 置
 第二十二條 車輛ニハ適當ナル制動機ヲ裝置スヘシ但シ貨車ニ在リテハ特別ノ事由アル場合ニ限り之ヲ省略スルコトヲ得
 動力車ニハ手用制動機ヲ裝置スヘシ但シ特殊ノ軌道ニ使用スルモノニ在

リテハ手用制動機及動力制動機ヲ備フヘシ

第二十三條 車輛ニハ救助器、汽彈機、警報器及乗務員間ノ合圖器ヲ裝置スヘシ但シ人力又ハ馬力ヲ動力トスル車輛及新設軌道ノミヲ運轉スル車輛ニ在リテハ救助器ヲ裝置スルコトヲ要セス

客車ニハ前項ニ規定スルモノノ外乗降用把手及車窓保護棒ヲ裝置スヘシ二車以上連結スル車輛ニハ彈性ノ緩衝器及聯結器ヲ裝置スヘシ

第二十四條 客車中ニハ點燈ノ設備ヲ爲スヘシ但シ瓦斯燈又ハ電燈ナルトキハ豫備燈ノ設備ヲ爲スヘシ

第二節 車輛

第二十五條 車輛輪ノ幅ハ左ノ寸法ニ依ルヘシ

一 軌間一メートル〇六七又ハ三呎六吋及一メートル四三五又ハ四呎八吋半ノモノニ在リテハ百五ミリメートル又ハ四吋八分ノ一以上百三十三ミリメートル又ハ五吋以下

二 軌間七百六十二ミリメートル又ハ二呎六吋ノモノニ在リテハ八十五ミリメートル又ハ三吋二分ノ一以上百十五ミリメートル又ハ四吋二分ノ一以下

三 主トシテ溝軌條ヲ使用スル線路ニ在リテハ七十五ミリメートル又ハ三吋以上百十五ミリメートル又ハ四吋二分ノ一以下

第二十六條 車輛輪ノ高ハ軌道中央ノ踏面ヨリ測リ常ニ左ノ寸法ヲ保タシムヘシ

一 軌間一メートル〇六七又ハ三呎六吋及一メートル四三五又ハ四呎八吋半ノモノニ在リテハ二十二ミリメートル又ハ八分ノ七吋以上三十三ミリメートル又ハ一吋十六分ノ七以下

二 軌間七百六十二ミリメートル又ハ二呎六吋ノモノニ在リテハ十九ミリメートル又ハ四分ノ三吋以上三十三ミリメートル又ハ一吋十六分ノ三以下

三 主トシテ溝軌條ヲ使用スル線路ニ在リテハ十三ミリメートル又ハ二分ノ一吋以上二十五ミリメートル又ハ一吋以下

輪縁ノ厚ハ軌道中央ノ踏面ヨリ十ミリメートル又ハ八分ノ三吋下位ニ於テ測リ常ニ左ノ寸法ヲ保タシムヘシ

一 軌間一メートル〇六七又ハ三呎六吋及一メートル四三五又ハ四呎八吋半ノモノニ在リテハ十六ミリメートル又ハ八分ノ五吋以上

二 軌間七百六十二ミリメートル又ハ二呎六吋ノモノニ在リテハ十三ミリメートル又ハ二分ノ一吋以上

三 主トシテ溝軌條ヲ使用スル線路ニ在リテハ十ミリメートル又ハ八分ノ三吋以上

第三節 機關車及電車

第二十七條 蒸汽機關車ニハ左ノ裝置ヲ爲スヘシ

一 給水器、吸水器、安全弁各二箇ヲ備フルコト

二 可鍛鐵、實用最高汽壓ヲ特記シタル驗壓器各一箇ヲ備フルコト

三 煙室ニハ火粉止ヲ灰箱ニハ灰塵止ヲ備フルコト

四 火室側控ニ知ラセ孔ヲ設ケルコト

第二十八條 電氣機關車及電車ニハ左ノ裝置ヲ爲スヘシ

一 自動遮斷器ヲ備フルコト

二 特別ノ場合ヲ除ク外前後ニ制御器ヲ備フルコト

三 架空線式ノ場合ニ在リテハ避雷器ヲ備フルコト

第四節 客車及汽動車

第二十九條 客車内ノ面積ハ乗客定員一人ニ付平均零平方メートル二八又ハ三平方呎ヨリ小ナルコトヲ得ス但シ起立乗客ニ對スル相當ノ設備アル場合ニ限リ之ヲ零平方メートル一八又ハ二平方呎迄縮小スルコトヲ得

第三十條 客車ノ乗降階段ノ軌上ハ三百八十里メートル又ハ十五吋以内有效軌込ハ二百五十五ミリメートル又ハ八吋半以上タルコトヲ要ス

第三十一條 客車ノ出入口ノ戸ハ有效開キ五百五十ミリメートル又ハ二十吋以上タルコトヲ要ス乗降臺ノ有效長ニ付亦同シ

第三十二條 汽動車ニハ蒸汽機關車及客車ニ關スル規定ヲ準用ス

第四章 雜則

第三十三條 第五條、第六條、第十條、第二十條第二項、第二十一條、第二十五條、第二十六條及第二十九條乃至第三十一條ノ規定ハ人力又ハ馬力ヲ動力トスル軌道ニ之ヲ適用セス

第三十四條 地方鐵道建設規程第十七條、第二十八條、第二十三條及第三十五條ノ規定ハ軌道ニ第五條、第六條、第十六條、第二十條、第二十九條及第三十條ノ規定ハ新設軌道ニ之ヲ準用ス但シ人力又ハ馬力ヲ動力トスルモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第三十五條 特別ノ事由アル場合ニ於テハ内務大臣鐵道大臣ハ本令ニ依ラサル設計ヲ命スルコトヲ得

特別ノ事由アル場合ニ於テハ内務大臣鐵道大臣ノ許可ヲ受ケ前各條ニ規定スル設計ニ依ラサルコトヲ得

附則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來爲シタル處分、手續其ノ他ノ行爲ハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

軌道運輸規程

(大正十二年十二月二十九日)

第一章 總則

第一條 軌道ノ運輸ハ本令ノ定ムル所ニ依ルヘシ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ鐵道大臣ノ許可ヲ受ケ本令ニ依ラサルコトヲ得

鐵道大臣ハ軌道ノ狀況ニ依リ本令ニ依ラサル特別ノ運輸ヲ命スルコトヲ得

第二條 運賃、料金其ノ他ノ運送條件ハ公告ヲ爲シタル後ニ非サレハ之ヲ實施スルコトヲ得ス

第三條 軌道ハ見易キ場所ニ客車ノ運轉時刻表又ハ運轉系統運賃表設旅客及公衆ノ取給ニ關スル法令ノ摘要ヲ揭示スヘシ

第四條 停留場ニハ見易キ場所ニ其ノ名稱ヲ示スヘシ

第五條 鐵道營業法第六條、第十條、第十三條及第十四條鐵道運輸規程第二條、第四十八條及第四十九條ノ規定ハ軌道ノ運輸ニ付之ヲ準用ス

第二章 旅客運送

第六條 旅客ノ同伴スル四年未満ノ小兒ハ無貨ヲ以テ之ヲ運送スヘシ

第七條 旅客ハ市街地ヲ運轉スル客車内ニ於テハ喫煙ヲ爲スヘカラス軌道カ指定スル客車内亦同シ

第八條 旅客ハ軌道係員ヨリ乗車券ノ検査及取集ヲ求メテラルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

無効ノ乗車券ヲ以テ乗車シタル旅客ニ對シテハ普通運賃ノ倍額ヲ請求スルコトヲ得

第九條 旅客ハ火藥類其ノ他危害ヲ他ニ及ボス虞アル物品ヲ客車内ニ持込ムコトヲ得ス但シ少量ノ銃用火藥類及玩具用普通火工品ヲ攜帶スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十條 鐵道運輸規程第十六條及第三十三條ノ規定ハ軌道ノ旅客運送ニ付之ヲ準用ス

第三章 荷物運送

第十一條 長尺物、重量品、潤大品、危害ヲ他ニ及ボス虞アル物品、臭氣ヲ發シ若ハ不潔ナル物品ハ旅客ト同一車輛ヲ以テ之ヲ運送スルコトヲ得ス

第三編 交通 第一章 陸上交通 第五節 軌道

第十二條 軌道ハ火藥類其ノ他爆發危險品ヲ運送スルコトヲ得ス

第十三條 死體ヲ託送セムトスル者ハ死亡證書ヲ呈示シ其ノ寫ヲ提出スヘシ

第十四條 死體ノ運送ニハ託送人ニ於テ附添人ヲ附シ之カ職卸ヲ爲サシムヘシ

第十五條 犬其ノ他ノ小動物ハ逸出ノ虞ナキ容器ニ容ルルニ非サレハ之ヲ託送スルコトヲ得ス

第十六條 運送狀ノ交付ヲ請求セサル荷物ノ到達後六時間内ニ引取ラサルトキハ保管料ヲ請求スルコトヲ得

第十七條 鐵道營業法第七條乃至第九條、第十一條及第十二條、鐵道運輸規程第五十八條、第六十二條、第六十五條第一項、第七十二條、第八十條、第八十一條第一項、第八十五條、第八十五條ノ二、第八十八條乃至第九十二條、第九十四條、第九十七條、第九十八條、第一百條及第一百一條ノ規定ハ軌道ノ荷物運送ニ付之ヲ準用ス但シ監督官廳トアルハ鐵道大臣トス

第四章 罰則

第十八條 運送品ノ種類及性質ヲ詐稱シタル者ハ科料ニ處ス

第十九條 火藥類其ノ他爆發危險品ノ種類及性質ヲ詐稱シ又ハ第九條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條 軌道係員ノ制止ニ反シ左ノ所爲ヲ爲シタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十一條 客車ノ乗降口以外ヨリ乗降シタルトキ

第二十二條 旅客乗用ニ供セサル場所ニ乗車シタルトキ

第二十三條 喫煙禁止ノ車内ニ於テ喫煙シタルトキ

第二十四條 軌道係員ノ許諾ヲ受ケシテ新設軌道内ニ立入りタル者ハ科料ニ處ス踏切番人ノ制止ニ反シ踏切道ニ立入りタル者亦同シ

第二十五條 前二條ノ罪ヲ犯シ又ハ車内ニ於テ秩序ヲ紊ルモノアルトキハ

第二節 車輛

第六條 車輛ハ安全ニ運轉スルコトヲ得ヘキモノノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス

第七條 製作又ハ購入シタル車輛重要ナル改造又ハ修繕ヲ爲シタル車輛及六月以上使用ヲ停止シタル車輛ハ其ノ各部ノ検査ヲ爲シタル後ニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第八條 蒸氣機關車及汽動車ニ付テハ左ノ定期検査ヲ行フヘシ

一 使用ノ状況ニ依リ三年ヲ超エサル期間毎ニ重要ナル部分ヲ取外シテ各部ノ検査及汽罐ノ試験ヲ行ヒ試運轉ヲ爲スコト

二 六月ヲ超エサル期間毎ニ汽笛及汽櫃ノ内部、蒸氣管、放汽管、節汽弁、及檢壓器ノ検査ヲ爲スコト

三 毎月少クトモ一回火室内部、可鍛性、日粉止器、檢水器、給水器及制動機ノ検査ヲ爲スコト

前項ノ規定ハ瓦斯機關車及瓦斯動車ノ定期検査ニ付之ヲ準用ス

第九條 電氣機關車及電車ニ付テハ左ノ定期検査ヲ行フヘシ

一 使用ノ状況ニ依リ三年ヲ超エサル期間毎ニ重要ナル部分ヲ取外シテ各部ノ検査及電動機ノ絶縁耐カ試験ヲ行ヒ試運轉ヲ爲スコト

二 一年ヲ超エサル期間毎ニ電動機、制御裝置、集電裝置、開閉器、自動遮斷器、避雷器、布設電線、接續電線及各種計器ノ検査ヲ爲スコト

三 毎月少クトモ一回電路ト大地トノ間ノ絶縁抵抗ノ試験ヲ行ヒ制動機ノ検査ヲ爲スコト

第十條 客車及貨車ニ付テハ使用ノ状況ニ依リ客車ニ在リテハ一年半、貨車ニ在リテハ三年ヲ超エサル期間毎ニ重要ナル部分ヲ取外シテ定期検査ヲ行ヒ試運轉ヲ爲スヘシ

第十一條 第七條乃至第十條ノ規定ニ依リ施行シタル検査及試験年ノ月日

第三編 交通 第一章 陸上交通 第五節 軌道

軌道係員ハ之ヲ車外又ハ軌道地外ニ退去セシムルコトヲ得

第二十二條 軌道係員職務取扱中旅客若ハ公衆ニ對シ失行アリタルトキハ科料ニ處ス

附則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來爲シタル處分、手續其ノ他ノ行爲ハ本令中ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

軌道運輸信號保安規程

(大正十二年十二月二十九日)

第一條 軌道ノ運輸、信號及保安ハ本規程ノ定ムル所ニ依ルヘシ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ鐵道大臣ノ許可ヲ受ケ本令ニ依ラサルコトヲ得

鐵道大臣ハ軌道ノ狀況ニ依リ本令ニ依ラサル特別ノ運輸、信號及保安ヲ命スルコトヲ得

第二條 第四條、第五條、第十九條、第二十一條、第三章及第四章ノ規定ハ人力及馬力ヲ動力トスル軌道ニハ之ヲ適用セス

第二章 運輸

第一節 線路

第三條 線路ハ車輛ヲ安全且正確ニ運轉スルコトヲ得ヘキ狀態ニ之ヲ保持スルコトヲ要ス

第四條 本線路ニ於ケル轉轍器ノ取柄ハ車輛ノ對向通過ノ際之ヲ支持スヘシ但シ鎖錠其ノ他ノ安全裝置ヲ爲シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第五條 新設軌道ニ於ケル交通頻繁ニシテ遠方ヨリ展望スルコト能ハサル踏切道其ノ他必要ナル踏切道ニハ車輛運轉中番人ヲ置キ之ヲ看守セシムヘシ但シ夜間交通稀ナル際ハ此ノ限ニ在ラス

及成績ハ之ヲ帳簿ニ記録スヘシ

第十二條 車輛ハ使用ノ狀況ニ依リ毎日少クトモ一回其ノ要部ヲ點檢スヘシ

第十三條 車輛ニハ左ノ事項ヲ標記スヘシ

一 所屬軌道ノ名稱又ハ徽章

二 番號

三 製造年

四 客車ノ等級及定員、貨車ノ積載容積及積載重量

五 第八條第一項第一號、第九條第一號及第十條ノ規定ニ依リ施行シタル最近検査ノ年月

第三節 車輛運轉

第十四條 併用軌道ニ於テハ車輛ヲ聯結シテ運轉スルコトヲ得ス但シ機關車ニ客車又ハ貨車一輛ヲ聯結スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 動力車ノ停止中機關手又ハ運轉手其ノ位置ヲ離ルルトキハ制動機ヲ緊締シ其ノ他自動防止ノ手段ヲ爲シ置クヘシ

第十六條 客車ニハ外側見易キ場所ニ其ノ行先ヲ明示スヘシ

第十七條 客車内ニハ夜間點燈スヘシ晝間ニ於テ隧道通過ニ二分時以上ヲ要スルトキ亦同シ

第十八條 車輛ハ停留場内ノ運轉其ノ他特別ノ場合ヲ除クノ外左方ノ線路ヲ進行スヘシ

第十九條 併用軌道ニ於ケル車輛ノ運轉速度ハ一時間平均十六キロメートル又ハ十哩、最高二十四キロメートル又ハ十五哩ヲ超ユルコトヲ得ス

第二十條 車輛ヲ聯結シテ運轉スル場合ニ於テハ線路ノ勾配百分ノ一ヨリ急ニシテ其ノ延長四百メートル又ハ二十領以上連續スル區間アルトキハ最後部ニ手用制動機ノ裝置アル車輛ヲ聯結スヘシ但シ最後部ノ車輛力貨車ニシテ之ニ隣接スル車輛ニ手用制動機ノ裝置アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三輯 第三編 交通 第一章 陸上交通 第五節 軌道

第二十條 車輛ニハ夜間左ノ標識ヲ掲クヘシ其間ニ於テ隧道通過ニ二分時以上ヲ要スルトキ亦同シ

一 車輛ノ平均運轉速度一時間十六キロメートル又ハ十哩ヲ超ユル場合
前部ニ白色燈後部ニ赤色燈 各一箇

二 前部以外ノ場合
前部ニ白色燈 一箇

第二十一條 車輛ノ運轉保安ヲ施行セサル單線ニ於テ同一方面ニ二箇以上ノ車輛ヲ引續キ運轉スルトキハ必要ニ應ジ最後發以外ノ車輛ニハ其ノ前部ニ左ノ標識ヲ掲クヘシ

晝間 赤色圓板 一箇
夜間 赤色燈 一箇

第三章 信號

第一節 通則

第二十二條 天候ノ狀況ニ因リ相當距離ヨリ晝間ノ信號現示ヲ認識シ難キトキハ夜間ノ現示法式ニ依ルヘシ隧道内ニ於テ現示スル信號亦同シ

第二十三條 信號ヲ現示スヘキ場所ニ所定ノ信號ノ現示ナキトキハ停止信號ト看做スヘシ

第二十四條 信號ハ二箇以上ノ線路又ハ二種以上ノ目的ニ之ヲ兼用スルコトヲ得ス

第二節 信號機

第一款 常置信號機

第二十五條 常置信號機ハ柱上ニ裝置セル腕又ハ燈ヲ以テ車輛ニ對シ運轉ノ條件ヲ指示スルモノニシテ其ノ種類左ノ如シ

一 場内信號機 停留場ニ進入セムトスル車輛ニ對シ其ノ進入ノ可否ヲ表示ス

ニ在ル間ハ停止信號ヲ現示ス

第三十三條 閉塞信號機ハ向テ之ヲ視ルトキ左ノ法式ニ依リ信號ヲ現示ス

一 三位式

停止信號
晝間 左腕ノ位置水平又ハ赤色燈
夜間 赤色燈

進行信號
晝間 左腕ノ位置上向九十度又ハ綠色燈
夜間 綠色燈

注意信號
晝間 左腕ノ位置上向四十五度又ハ橙黃色燈
夜間 橙黃色燈

二 二位式

停止信號
晝間 左腕ノ位置水平又ハ赤色燈
夜間 赤色燈

進行信號
晝間 左腕ノ位置下向四十五度又ハ綠色燈
夜間 綠色燈

第三十四條 閉塞信號機ノ腕端ハ尖形トシ腕ハ表面ヲ赤色、背面ヲ白色トシ腕端ニ近ク之ト並行シテ表面ニ白色線、背面ニ黑色線ヲ畫ス

第三十五條 車輛カ自動閉塞信號機ノ停止信號ノ現示ニ依リ停止スル場合ニ於テ三分時ヲ經過スルモ進行信號又ハ注意信號ノ現示ナキトキハ一時間十キロメートル又ハ六哩ヲ超エサル速度ヲ以テ前途支障ナキ箇所迄進行スルコトヲ得

第三十六條 閉塞信號機不良ノ場合ニ於テ車輛ヲ進行セシメムトスルトキ

二 出發信號機 停留場ヨリ進行セムトスル車輛ニ對シ其ノ進行ノ可否ヲ表示ス

前項以外ノ常置信號機ヲ設ケムトスルトキハ其ノ信號ノ現示法式ヲ定メ鐵道大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十六條 同一柱上ニ同種類ノ信號二箇以上ヲ設クルトキハ最上位ニアルモノハ最左側ノ線路ニ屬シ以下順次右方ノ線路ニ屬ス

第二十七條 場内信號機及出發信號機ハ停止信號ヲ現示スルヲ定位トス

第二十八條 場内信號機及出發信號機ハ向テ之ヲ視ルトキ左ノ法式ニ依リ信號ヲ現示ス

停止信號
晝間 左腕位置水平又ハ赤色燈
夜間 赤色燈

進行信號
晝間 左腕ノ位置下向四十五度又ハ綠色燈
夜間 綠色燈

第二款 閉塞信號機

第三十條 閉塞信號機ハ複線ニ於ケル閉塞區間ノ始點ニ之ヲ設置シ柱上ニ裝置シタル腕又ハ燈ヲ以テ閉塞區間ニ進入セムトスル車輛ニ對シ運轉ノ條件ヲ指示ス

第三十一條 閉塞信號機ハ車輛カ閉塞區間ニ進入シタルトキハ自動作用ニ依リ停止信號ヲ現示シ車輛カ閉塞區間ヲ通過シタルトキハ閉塞區間ノ終點トノ關聯動作ニ依リ進行信號又ハ注意信號ヲ現示スルノ裝置タルヘシ

第三十二條 閉塞信號機ハ進行信號ヲ現示スルヲ定位トシ車輛カ閉塞區間

ハ其ノ平均運轉速度ヲ一時間十六キロメートル又ハ十哩以下ニ制限シ前

途支障ナキ箇所迄運轉セシムルコトヲ得

第三節 手信號

第三十七條 手信號ハ信號機ナキ場合又ハ之ヲ用フルコト能ハサル場合ニ於テ使用スルモノニシテ左ノ方式ニ依リ信號ヲ現示ス

停止信號
晝間 赤色旗ヲ提示ス但シ已ムコトヲ得サル場合ニハ兩腕ヲ高ク舉ケ又ハ綠色旗以外ノ任意ノ物體ヲ急激ニ振り廻シテ之ニ代フルコトヲ得

夜間 赤色燈ヲ提示ス但シ已ムコトヲ得サル場合ニハ綠色燈以外ノ任意ノ燈ヲ急激ニ振り廻シテ之ニ代フルコトヲ得

進行信號
晝間 綠色旗ヲ提示ス但シ已ムコトヲ得サル場合ニハ片腕ヲ高ク舉ケテ之ニ代フルコトヲ得

夜間 綠色燈ヲ提示ス

徐行信號

晝間 橙黃色旗ヲ提示ス但シ已ムコトヲ得サル場合ニハ頭上ニ高ク赤色旗及綠色旗ヲ交又シテ之ニ代フルコトヲ得

夜間 橙黃色燈ヲ提示ス但シ已ムコトヲ得サル場合ニハ綠色燈ヲ明滅シテ之ニ代フルコトヲ得

第四節 發雷信號

第三十八條 發雷信號ハ雷管ノ爆音ニ依リ停止信號ヲ現示ス

第三十九條 雷管ハ相當ノ距離ヲ隔テ二箇以上ヲ軌道ニ裝置スヘシ但シ併用軌道ニ於テハ之カ裝置ヲ爲スヘカラス

第四章 保安

第一節 通則

第三編 交通 第一章 陸上交通 第五節 軌道

第四十條 車輛ノ運轉保安ハ閉塞信號機ヲ設置スル區間ヲ除クノ外通票式

又ハ票券式ニ依ルヘシ但シ左ノ場合ニ於テハ指導法ニ依ルコトヲ得

一 一時線路ヲ中斷シ又ハ復線ニ於テ一線ヲ閉塞シタルトキ

二 通票ノ破損又ハ喪失シタルトキ

第四十一條 左ノ場合ニ於テハ車輛ノ運轉保安ヲ施行セサルコトヲ得

一 全線ヲ通シ二箇以上ノ車輛ヲ運轉セサルトキ

二 車輛ノ平均運轉速度一時間十六キロメートル又ハ十哩ヲ超エサルトキ

第四十二條 軌道經營者ハ車輛ノ運轉保安ノ法式又ハ車輛ノ運轉保安ヲ施行セサル理由ヲ具シ鐵道大臣及地方長官ニ之ヲ届出ヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第二節 通票式

第四十三條 車輛ハ當該閉塞區間ノ通票ヲ攜帶スルニ非サレハ其ノ區間ヲ運轉スルコトヲ得ス

第四十四條 通票式ヲ施行スル區間ニハ通票ヲ備フヘシ

通票ハ一閉塞區間一箇トス

第四十五條 通票ニハ當該閉塞區間ノ兩端ノ停留場名ヲ記スヘシ

隣接閉塞區間ノ通票ハ其ノ形狀ヲ異ニスヘシ

第三節 票券式

第四十六條 票券式ハ線路ノ標準勾配五十分ノ一ヨリ緩ナル區間ニ限り之ヲ施行スルコトヲ得

地方鐵道運轉信號保全規程第二十一條第二項第一號ノ規定ハ前項ノ標準勾配ニ付之ヲ準用ス

第四十七條 車輛ハ當該保安區間ノ通票又ハ通券ヲ攜帶スルニ非サレハ其ノ區間ヲ運轉スルコトヲ得ス

第四十八條 票券式ヲ施行スル區間ニハ通票及通券ヲ備フヘシ

ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第六十條 指導法ヲ廢止セムトスル場合ニ於テハ指導法ニ依リ最終ニ運轉スル車輛ニハ指導者ヲ乗込マシメ且廢止後ニ施行スル保安法式ヲ併用スヘシ

前項ノ場合ヲ除クノ外指導法ト他ノ保安法式トヲ併用スルコトヲ得ス

第六十一條 第五十條、第五十二條及第五十三條ノ規定ハ指導券ニ付之ヲ準用ス

附則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來爲シタル處分又ハ手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來爲シタル處分又ハ手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來爲シタル處分又ハ手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來爲シタル處分又ハ手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來爲シタル處分又ハ手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來爲シタル處分又ハ手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來爲シタル處分又ハ手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來爲シタル處分又ハ手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來爲シタル處分又ハ手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來爲シタル處分又ハ手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來爲シタル處分又ハ手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來爲シタル處分又ハ手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

通票ハ一保安區間一箇トス

通券ハ各保安區間ノ兩端ノ停留場ニ之ヲ備フヘシ

第四十九條 通票ニハ當該保安區間ノ兩端ノ停留場名ヲ記スヘシ

隣接保安區間ノ通票ハ其ノ形狀ヲ異ニスヘシ

第五十條 通券ニハ當該保安區間ノ兩端ノ停留場名ヲ記スヘシ

隣接保安區間ノ通券ハ其ノ色ヲ異ニスヘシ

第五十一條 通券ハ當該保安區間ノ通票ヲ以テスルニ非サレハ閉塞事ヲ得サル通券函ニ之ヲ保管スヘシ

通券ハ車輛ニ授與スルトキニ非サレハ通券函ヨリ之ヲ取出スコトヲ得ス

第五十二條 通券ハ同一保安區間ニ二箇以上ノ車輛ヲ同一方向ニ運轉スル場合ニ於テ先發車輛ニ限り之ヲ使用スヘシ

續行車輛ハ先發車輛ノ出發後五分時ヲ經過スルニ非サレハ之ヲ出發セシムルコトヲ得ス

第五十三條 通券ヲ攜帶スル車輛ハ退行スルコトヲ得ス

第五十四條 車輛ノ乗務員ハ當該保安區間ノ通票ヲ確認スルニ非サレハ通券ヲ受領スルコトヲ得ス

第四節 指導法

第五十五條 車輛ハ指導者乗込ムカ又ハ指導券ヲ攜帶スルニ非サレハ指導法ヲ施行スル區間ヲ運轉スルコトヲ得ス

第五十六條 指導者ハ一區間一人トシ赤色ノ腕章ヲ附スヘシ

第五十七條 指導者ノ氏名及擔當區間ハ指導者ノ乗込前之ヲ關係員ニ告知スヘシ

第五十八條 指導者ハ指導券ヲ發行スルコトヲ得但シ通票式ヲ施行スル區間ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第五十九條 車輛ノ乗務員ハ指導者ヨリ直接指導券ノ交付ヲ受クルニ非サレハ之ヲ受領スルコトヲ得ス

ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

軌道法第二十五條ノ規定ニ依リ職權委任ニ關スル件

第一條 人力又ハ馬力ヲ動力トスル軌道ニ關スル事項ニシテ左ニ掲クルモノハ之ヲ地方長官ニ委任ス

一 工事施行及工事方法ノ變更

二 運賃料率ノ制定及其ノ變更

三 運轉時刻ノ制定及其ノ變更

前項第一號ノ規定ニ依リ處分ヲ爲シタルトキハ線路實測圖及動力軌間、單線復線等ノ別ヲ具シ内務大臣及鐵道大臣ニ、第一項第二號及第三號ノ規定ニ依リ處分ヲ爲シタルトキハ當該運賃、料率及運轉時刻表ヲ具シ其ノ處分ノ月日ヲ鐵道大臣ニ報告スヘシ

第二條 人力又ハ馬力ヲ動力トセサル軌道ニ關スル事項ニシテ左ニ掲クルモノハ之ヲ地方長官ニ委任ス

一 認可ヲ受ケタル工事方法ノ變更ニシテ左ニ該當スルモノ

イ 道路上ニ於ケル軌道中心線ノ變更ニシテ一メートル又ハ三呎以内ナルトキ

ロ 道路上ニ於ケル軌道面高低ノ變更ニシテ六十センチメートル又ハ二呎以内ナルトキ

ハ 道路上ニ於ケル曲線半徑ヲ長カラシムルトキ若ハ三十メートル又ハ百尺迄短縮スルトキ

ニ 道路上ニ於ケル勾配ヲ緩ナラシムルトキ又ハ三十分一迄急ナラシムルトキ

ホ 道床ニ關スル工事

ハ 軌道ノ排水設備ニ關スル工事

附則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來爲シタル處分又ハ手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來爲シタル處分又ハ手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來爲シタル處分又ハ手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來爲シタル處分又ハ手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來爲シタル處分又ハ手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來爲シタル處分又ハ手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來爲シタル處分又ハ手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來爲シタル處分又ハ手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來爲シタル處分又ハ手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附則

- ト 枕木ノ寸法ヲ増大シ又ハ枕木敷設間隔ヲ縮小スル工事
 - チ 軌條(附屬品ヲ含ム)重量ノ増加
 - リ 渉線ニ關スル工事(既認可ノ轉轍器又ハ轍又ト異ルモノヲ使用スル場合ヲ除ク)
 - ヌ 既認可ト同一設計ノ轉轍器又ハ轍又ヲ使用スル引込線、側線(避難線及道路上ニ於ケル貨物側線ヲ除ク)及待避線ニ關スル工事
 - ル 踏切道ノ改良ニ關スル工事
 - ヲ 認可ヲ得タル設計ト同一設計ニ依ル橋梁又ハ溝橋ニ關スル工事
 - ワ 停留場ニ於ケル建造場ニ關スル工事(保安設備ヲ除ク)
 - カ 併用軌道ニ於ケル停留場ノ新設、名稱、位置及配線ノ變更(既認可ノ轉轍器又ハ轍又ト異ルモノヲ使用スル場合ヲ除ク)
 - ヨ 使用期間六箇月ヲ超エサル假線敷設ニ關スル工事
 - タ 假線使用期限ノ伸長
 - レ 車庫ニ關スル工事
 - ソ 電線路(補助歸線ヲ含ム)ノ互長及延長ノ増加ニ關スル工事
 - ツ 備電方法ノ變更ニ關スル工事
 - ニ 運轉時刻ノ制定及其ノ變更
- 内務大臣ノ指定スル市ニ敷設スル軌道ニ付前項第一號ホ、ハ、ヌニ該當スル事項ニ關シテハ處分前内務大臣ニ稟伺スヘシ
- 第一項第一號ノ規定ニ依リ處分ヲ爲シタルトキハ書類及圖面ヲ具シ内務大臣及鐵道大臣ニ、第二號ノ規定ニ依リ處分ヲ爲シタルトキハ運轉時刻表ヲ具シ其ノ處分ノ月日ヲ送附ナク鐵道大臣ニ報告スヘシ
- 附 則
- 本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

●大正十二年内務、鐵道省令軌道法第二十五條ノ規定ニ依ル市ヲ指定ノ件

(大正十二年十二月二十九日 内務省告示第四百四號)

大正十二年内務、鐵道省令軌道法第二十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件第二條第二項ノ規定ニ依リ左ノ市ヲ指定ス

東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市、長崎市、名古屋市、仙台市、金澤市、廣島市、吳市、八幡市、鹿兒島市、札幌市、函館市、小樽市、堺市、尼崎市、新潟市、岡山市、下關市、福岡市、門司市、小倉市、若松市(福岡縣)、熊本市、濱松市、豊橋市、岐阜市、静岡市、大牟田市

●軌道法施行ニ關スル件

(大正十二年十二月二十日 内務省發甲第一二號通牒)

今般軌道法施行規則公布相成同規則第十七條第二項、第二十三條及第二十四條第三項ノ規定ニ依ル届出ノ處理同規則第十九條乃至第二十二條ノ規定ニ依ル認可ハ鐵道大臣ノ權限ニ屬セシメラレ候處左記市内ニ敷設スル軌道及其ノ市ニ起點又ハ終點ヲ有スル軌道ニ關シ鐵道大臣カ右處分ヲ爲スニ方リテハ當省大臣ニ合議ノ上決定スルコトニ同省ト協議相整居候條右書類ヲ送達セラルルトキハ同時ニ貴官ノ意見ヲ附シ其ノ副本ヲ當省大臣ニ送達候條御取扱相成度

記

東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市、長崎市、名古屋市、仙台市、金澤市、廣島市、吳市、八幡市、鹿兒島市、札幌市、函館市、小樽市、堺市、尼崎市、新潟市、岡山市、下關市、福岡市、門司市、小倉市、若松市(福岡)、熊本市、濱松市、豊橋市、岐阜市、大牟田市 以上

●軌道會計規程

(大正十二年十二月二十九日 鐵道省令第七號)

軌道ノ會計ニ付テハ地方鐵道會計規程第七條ノ規定ヲ除クノ外同規程ヲ準用ス但シ監督官廳トアルハ鐵道大臣トス

附 則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二章
交通

水上交通

第二章 水上交通

第一節 船舶

◎ 船舶法	明治三年 法律四六號……一頁
◎ 船舶法施行細則	明治三年 遞令二四號……五
◎ 船鑑札規則	明治四〇年 遞令二四號……三
◎ 船鑑札規則施行手續	明治四〇年 遞訓一號……一六
◎ 船舶無線電信施設法	大正一四年 法律二號……一八

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第一節 船舶

第二章 水上交通

第一節 船舶

◎船舶法

(明治三十二年三月八日)
法律第四十六號
〔改正〕(明治三十八年)
法律第六十八號

- 第一條** 左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス
- 一 日本ノ官廳又ハ公署ノ所有ニ屬スル船舶
 - 二 日本臣民ノ所有ニ屬スル船舶
 - 三 日本ニ本店ヲ有スル商會社ニシテ合名會社ニ在リテハ社員ノ全員合資會社及ヒ株式會社ニ在リテハ無限責任社員ノ全員、株式會社ニ在リテハ取締役ノ全員カ日本臣民ナルモノノ所有ニ屬スル船舶
 - 四 日本ニ主たる事務所ヲ有スル法人ニシテ其代表者ノ全員カ日本臣民ナルモノノ所有ニ屬スル船舶
- 舊商法ノ規定ニ從ヒテ設立シタル合資會社ニ在リテハ業務擔當社員ノ全員カ日本臣民ナルモノノ所有ニ屬スル船舶ヲ以テ日本船舶トス
- 第二條** 日本船舶ニ非サレハ日本ノ國旗ヲ掲クルコトヲ得ス
- 第三條** 日本船舶ニ非サレハ不開港場ニ寄港シ又ハ日本各港ノ間ニ於テ物品又ハ旅客ノ運送ヲ爲スコトヲ得ス但法律若クハ條約ニ別段ノ定アルト

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第一節 船舶

キ海難若クハ捕獲ヲ避ケントスルトキ又ハ主務大臣ノ特許ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

- 第四條** 日本船舶ノ所有者ハ日本ニ船籍港ヲ定メ其船籍港ヲ管轄スル管海官廳ニ船舶ノ積量ノ測度ヲ申請スルコトヲ要ス
- 船籍港ヲ管轄スル管海官廳ハ其ノ管海官廳ニ船舶ノ積量ノ測度ヲ囑託スルコトヲ得
- 外國ニ於テ取得シタル船舶ヲ外國各港ノ間ニ於テ航行セシムルトキハ船舶ノ所有者ハ日本ノ領事又ハ貿易事務官ニ其船舶ノ積量ノ測度ヲ申請スルコトヲ得
- 第五條** 日本船舶ノ所有者ハ登記ヲ爲シタル後船籍港ヲ管轄スル管海官廳ニ備ヘタル船舶原簿ニ登録ヲ爲スコトヲ要ス
- 前項ニ定メタル登録ヲ爲シタルトキハ管海官廳ハ船舶國籍證書ヲ交付スルコトヲ要ス
- 第六條** 日本船舶ハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外船舶國籍證書又ハ假船舶國籍證書ヲ請受ケタル後ニ非サレハ日本ノ國旗ヲ掲ケ又ハ之ヲ航行セシムルコトヲ得ス
- 第七條** 日本船舶ハ法令ノ定ムル所ニ從ヒ日本ノ國旗ヲ掲ケ且其名稱

船舶港、番號、積量、喫水ノ尺度其他ノ事項ヲ標示スルコトヲ要ス

第八條 日本船舶ノ名稱ハ船舶港ヲ管轄スル管海官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第九條 船舶所有者カ其船舶ヲ修繕シタル場合ニ於テ其積量ニ變更ヲ生シタルモノト認ムルトキハ遲滞ナシ船舶港ヲ管轄スル管海官廳ニ其船舶ノ積量ノ改測ヲ申請スルコトヲ要ス

第四條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十條 登録シタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ船舶所有者ハ其事實ヲ知リタル日ヨリ二週間内ニ變更ヲ登録スルコトヲ要ス

第十一條 船舶國籍證書ニ記載シタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ船舶所有者ハ其事實ヲ知リタル日ヨリ二週間内ニ其書換ヲ申請スルコトヲ要ス船舶國籍證書カ毀損シタルトキ亦同シ

第十二條 船舶國籍證書カ滅失シタルトキハ船舶所有者ハ其事實ヲ知リタル日ヨリ二週間内ニ更ニ之ヲ請求スルコトヲ要ス

第十三條 日本船舶カ外國ノ港ニ碇泊スル間ニ於テ船舶國籍證書カ滅失若クハ毀損シ又ハ之ニ記載シタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ船長ハ其地ニ於テ假船舶國籍證書ヲ請求スルコトヲ得

日本船舶カ外國ニ航行スル途中ニ於テ前項ノ事由カ生シタルトキハ船長ハ最初ニ到着シタル地ニ於テ假船舶國籍證書ヲ請求スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ從ヒテ假船舶國籍證書ヲ請求スルコト能ハサルトキハ其後

最初ニ到着シタル地ニ於テ之ヲ請求スルコトヲ得

第十四條 日本船舶カ滅失シ若クハ沈没シタルトキ、解散セシタルトキ又ハ日本ノ國籍ヲ喪失シ若クハ第十條ニ掲ケル船舶トナリタルトキハ船舶所有者ハ其事實ヲ知リタル日ヨリ二週間内ニ抹消ノ登録ヲ爲シ且遲滞ナシ船舶國籍證書ヲ返還スルコトヲ要ス船舶ノ存否カ六箇月間分明ナラサルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ船舶所有者カ抹消ノ登録ヲ爲ササルトキハ管海官廳ハ一箇月内ニ之ヲ爲スヘキコトヲ催告シ正當ノ理由ナクシテ尙其手續ヲ爲ササルトキハ職權ヲ以テ抹消ノ登録ヲ爲スコトヲ得

第十五條 日本ニ於テ船舶ヲ取得シタル者カ其取得地ヲ管轄スル管海官廳ノ管轄区域内ニ船舶港ヲ定メサルトキハ其管海官廳ノ所在地ニ於テ假船舶國籍證書ヲ請求スルコトヲ得

第十六條 外國ニ於テ船舶ヲ取得シタル者ハ其取得地ニ於テ假船舶國籍證書ヲ請求スルコトヲ得

第十三條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十七條 外國ニ於テ交付スル假船舶國籍證書ノ有効期間ハ一年ヲ超ユルコトヲ得ス

日本ニ於テ交付スル假船舶國籍證書ノ有効期間ハ六箇月ヲ超ユルコトヲ得ス

前二項ノ期間ヲ超ユルトキト雖モ已ムコトヲ得サル事由アルトキハ船長ハ更ニ

假船舶國籍證書ヲ請求スルコトヲ得

第十八條 船舶カ船舶港ニ到着シタルトキハ假船舶國籍證書ハ有効期間満了前ト雖モ其效力ヲ失フ

第十九條 第十一條乃至第十四條ノ規定ハ假船舶國籍證書ニ之ヲ準用ス

第二十條 前十六條ノ規定ハ總噸數二千噸未満又ハ積石數二百石未満ノ船舶及ヒ端舟其他棧橋ノミヲ以テ運轉シ又ハ主シテ棧橋ヲ以テ運轉スル舟ニハ之ヲ適用セズ

第二十一條 前條ニ掲ケタル船舶ノ船籍及ヒ其積量ノ測定ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 日本船舶ニ非スシテ國籍ヲ詐ル目的ヲ以テ日本ノ國旗ヲ掲ケタルトキハ船長ヲ百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ情狀重キトキハ其船舶ヲ沒收ス但捕獲ヲ避ケンテスル目的ヲ以テ日本ノ國旗ヲ掲ケタルトキハ此限ニ在ラス

日本船舶カ國籍ヲ詐ル目的ヲ以テ國旗ニ非サル旗章ヲ掲ケタルトキ亦前項ニ同シ

第二十三條 第三條ノ規定ニ違反シタルトキハ船長ヲ二百圓以上二千圓以下ノ罰金ニ處シ情狀重キトキハ其船舶ヲ沒收ス

第二十四條 官吏ヲ欺キ船舶原簿ニ不實ノ登録ヲ爲サシタル者ハ二月以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ百圓以上千圓以下ノ罰金ヲ附加ス

前項ノ罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ刑法未遂犯罪ノ例ニ依リテ處斷

ス

第二十五條 第六條ノ規定ニ違反シタルトキハ船長ヲ十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條 第七條ノ規定ニ從ヒテ日本ノ國旗ヲ掲ケサルトキハ船長ヲ五百圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十七條 第七條ニ定メタル事項ヲ船舶ニ標示セサルトキ又ハ第八條乃至第十二條若クハ第十四條ノ規定ニ違反シタルトキハ船舶所有者ヲ五百圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十八條 第二十二條、第二十三條、第二十五條及ヒ第二十六條ノ規定ハ船長ニ代ハリテ職務ヲ行フ者ニモ亦之ヲ適用ス

第二十九條 第二十二條、第二十三條、第二十五條及ヒ第二十六條ニ定メタル罪ニ付テハ刑法數人共犯ノ例ヲ適用セズ

第三十條 第二十七條ノ場合ニ於テ刑法第七十八條乃至第八十條ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ罪ヲ論スヘカラサルトキハ其法定代理人ヲ罰ス

第三十一條 第二十七條ノ規定ハ船舶管理人又ハ商會社其他ノ法人ノ代表者若クハ清算人ニ之ヲ適用ス

第三十二條 管海官廳ノ事務ハ外國ニ在リテハ日本ノ領事又ハ貿易事務官之ヲ行フ

附 則

第三十三條 本法ハ商法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十四條 船舶ノ登記ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

明治十九年法律第一號登記法中船舶ノ登記ニ關ル規定ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第三十五條 商法第五編ノ規定ハ商行爲ヲ爲ス目的ヲ以テセサルモ航海ノ用ニ供スル船舶ニ之ヲ準用ス但官廳又ハ公署ノ所有ニ屬スル船舶ニ付テハ此限ニ在ラス

第三十六條 明治三年正月二十七日布告商船規則、同十二年第五號布告同年十九號布告、同十四年第十二號布告其他ノ法令ニシテ本法ノ規定ニ牴觸スルモノハ本法施行ノ日ヨリ廢止ス

第三十七條 本法施行ノ際登簿船免狀又ハ船鑑札ヲ受有スル船舶ノ所有者カ本法ノ規定ニ依リ船舶國籍證書ヲ請受クヘキトキハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ登錄ヲ爲シ且船舶國籍證書ヲ請受クルコトヲ要ス

第三十八條 本法施行ノ際登簿船免狀ヲ受有スル船舶ノ所有者カ本法ノ規定ニ依リ船舶國籍證書ヲ請受クヘキ場合ニ於テハ其假免狀ハ有效期間ノ滿了ニ至ルマテハ假船舶國籍證書ト同一ノ效力ヲ有ス但船舶力船籍港ニ到着シタルトキハ此限ニ在ラス

登簿船假免狀ノ有效期間力滿了シタルトキト雖モ己ムコトヲ得サル事由アルトキハ船長ハ假船舶國籍證書ヲ請受クルコトヲ得

◎船舶法施行細則

(明治三十二年六月十二日) 逕信省令第一四四號 (改正) (明治三十八年) 省令第一五號 (大正三年) 第一八號 (同九年) 省令第七四號 (同十一年) 省令第六六號 (同十三年) 省令第五四號

第一章 總則

第一條 本則ニ於テ船舶ノ種類ト稱スルハ汽船帆艇ノ別ヲ謂フ機械力ヲ以テ運航スル裝置ヲ有スル船舶ハ蒸氣ヲ用ユルト否トニ拘ラス之ヲ汽船ト看做ス

主トシテ帆ヲ以テ運航スル裝置ヲ有スル船舶ハ機關ヲ有スルモノト雖モ之ヲ帆船ト看做ス

第二條 汽船ハ推進器ヲ有セザレハ之ヲ船舶ト看做サス

第二條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル船舶ハ噸數ヲ以テ積量ヲ表示スヘシ

一 肋骨ヲ有スル船舶

二 機械力ヲ以テ運航スル裝置ヲ有スル船舶

三 日本形ニ非サル帆裝ヲ有スル船舶

前項ノ規定ニ該當セサル船舶ハ石數ヲ以テ積量ヲ表示スヘシ

第三條 船籍港ハ市町村ノ名稱ニ依ル但市制町村制ヲ施行セサル地方ニ在リテハ市町村ニ準スヘキ區畫ノ名稱ニ依ル

船籍港ト爲スヘキ市町村及之ニ準スヘキ區畫ハ船舶ノ航行シ得ヘキ水面ニ接シタルモノニ限ル

第四條 左ノ場合ニ於テハ船舶國籍證書又ハ假船舶國籍證書ノ受有前ト雖モ最寄管海官廳ノ認可ヲ受ケ船艇ヲ航行セシムルコトヲ得

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第一節 船舶

第三十九條 第十四條ノ規定ハ本法施行前ニ同條ニ掲ケタル事由カ生シタルモ未タ登簿船原簿ノ削除ヲ請ハサル場合ニ之ヲ準用ス但同條ニ定メタル二週間ノ期間ハ船舶所有者カ本法施行前ニ事實ヲ知リタルトキト雖モ其施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

本法施行前ニ踪跡ヲ失ヒタル船舶ニシテ未タ登簿船原簿ノ削除ヲ請ハサルトキ亦同シ

前二項ノ規定ニ違反シタルトキハ船舶所有者ヲ五圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條及ヒ第三十一條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十條 本法施行前ヨリ存否カ分明ナラサル船舶ニシテ未タ舊法ノ期間カ經過セザルモノニ付テハ第十四條ニ定メタル六箇月ノ期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第四十一條 本法ノ施行ニ關スル細則ハ主務大臣ノヲ定ム

附 則 (明治三十八年三月法律第六十八號)

船舶國籍證書ヲ受有スル日本船舶ニシテ本法施行前ニ第二十條ニ掲ケタル船舶トアリタルモノニ付テハ第十四條ニ定メタル二週間ノ期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

一 試運轉ノトキ

二 積量ノ測定ヲ受ケントスルトキ

三 正當ノ事由アルトキ

第五條 左ノ場合ニ於テハ船舶國籍證書又ハ假船舶國籍證書ノ受有前ト雖モ船舶ニ國旗ヲ掲ケルコトヲ得

一 祝日、大祭日但外國ノ祝祭日ニ付テハ其國ノ港ニ碇泊スル場合ニ限ル

二 前號ノ外視意又ハ敬意ヲ表示スルトキ

三 進水ノトキ

四 前條ノ規定ニ依リ船舶ヲ航行セシムルトキ

第六條 船舶ノ積量若クハ登錄ニ關スル事項又ハ其標示ヲ照査スル爲メ必要アリト認ムルトキハ検査官吏ハ何時ニテモ船舶ニ臨檢スルコトヲ得

第七條 本則ノ規定ニ依リ管海官廳ニ書類ヲ差出スヘキ場合ニ於テ代理人ヲ使用スルトキハ其權限ヲ置スル書面ヲ添附スヘシ

第二章 積量ノ測定

第八條 船舶法第四條ノ規定ニ依リ船舶ノ積量ノ測定ヲ申請セントスル者ハ附錄第一號書式ノ申請書ヲ管海官廳ニ差出スヘシ

管海官廳ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前項ノ申請書ノ外造船地、造船者、進水ノ年月及船舶ノ原名ヲ證スル書面ヲ差出サシムルコトヲ得

總噸數約五百噸以上ニシテ旅客ヲ搭載セントスル船舶ニ付テハ管海官廳ハ前項ノ書面ノ外尙船體中心線縱截面圖及各甲板平面圖ヲ差出サシムルコトヲ得

第八條ノ二 船舶法第九條ノ規定ニ依リ船舶ノ積量ノ改測ヲ申請セントスル者ハ申請書ニ改測ヲ受ケントスル部分及改測ノ爲メ検査官吏ノ臨檢ヲ受ケントスル場所ヲ記載シ管海官廳ニ之ヲ差出スヘシ

前條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九條 積量ノ測定又ハ改測ハ船舶検査執行地ニ於テ之ヲ行フ但船舶ノ構造、航路ノ状況又ハ其他ノ事由ニ依リ船舶ヲ検査執行地ニ航行セシムルコト能ハサル場合ニ於テ管海官廳ノ認可ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス外國ニ於テ積量ノ測定又ハ改測ヲ行フ場所ハ當該官廳之ヲ指定ス

第十條 積量ノ測定又ハ改測ヲ申請スル者ハ測定又ハ改測ヲ受クルニ必要ナル準備ヲ爲スヘシ

第十一條 (削除)

第十二條 管海官廳ニ於テ積量ノ測定又ハ改測ノ申請ヲ受ケタルトキハ検査官吏ヲシテ船舶ニ臨檢シ附録第二號書式ノ船舶件名書及別ニ定ムル書式ノ船舶積量測定表ヲ調製セシムヘシ

第十三條 外國ニ於テ船舶ノ積量ノ測定又ハ改測ヲ行ヒタル場合ニ在リテハ當該官廳ハ運滯ナク船舶積量ヲ管轄スル管海官廳ニ關係書類ヲ送付スヘシ

第十四條 船籍港ヲ管轄スル管海官廳ノ管轄區域外ニ在ル船舶ニ付積量ノ測定又ハ改測ノ申請アリタル場合ニ於テ第九條第一項但書ノ事由ニ依リ船舶ヲ其管轄區域内マテ航行セシムルコト能ハサルトキハ該官廳ハ船舶所在地ヲ管轄スル管海官廳ニ第十二條及第十二條ノ二ニ規定スル事務ヲ囑託スルコトヲ得

第十五條 (削除) 船舶件名書及船舶積量測定表ヲ送付スヘシ

第十六條 國籍ヲ取得スル目的ヲ以テ内國ニ於テ製造スル船舶ニ付テハ其竣工前ト雖モ最寄管海官廳ニ積量ノ部分測定ヲ申請スルコトヲ得 第十七條 積量ノ測定又ハ改測ノ申請書ヲ受ケタルトキハ關係書類ヲ調査シ總噸數百噸以上ノ汽船及總噸數百噸以上ノ機關ヲ有スル帆船ニ在リテハ左ノ事項ヲ船舶原簿ニ登錄ス

一 番號
二 信號符字
三 種類
四 船名
五 船籍港
六 甲板ノ層數
七 船質
八 帆船ノ帆裝
九 量噸甲板上ニ於テ船首材ノ前面ヨリ船尾材ノ後面ニ至ル長
十 船體最廣部ニ於テ肋骨ノ外面ヨリ外面ニ至ル幅
十一 長ノ中央ニ於テ龍骨ノ上面ヨリ舷側ニ於ケル上甲板梁ノ上面ニ至ル深

第十七條 船舶法第五條第一項ノ規定ニ依リ船舶ノ登録ヲ爲スニハ申請書ニ登記ノ際本ヲ添ヘ之ヲ管海官廳ニ提出スヘシ
第十八條 管海官廳ハ前條ノ申請書ヲ受ケタルトキハ關係書類ヲ調査シ總噸數百噸以上ノ汽船及總噸數百噸以上ノ機關ヲ有スル帆船ニ在リテハ左ノ事項ヲ船舶原簿ニ登錄ス
一 番號
二 信號符字
三 種類
四 船名
五 船籍港
六 甲板ノ層數
七 船質
八 帆船ノ帆裝
九 量噸甲板上ニ於テ船首材ノ前面ヨリ船尾材ノ後面ニ至ル長
十 船體最廣部ニ於テ肋骨ノ外面ヨリ外面ニ至ル幅
十一 長ノ中央ニ於テ龍骨ノ上面ヨリ舷側ニ於ケル上甲板梁ノ上面ニ至ル深

- 上甲板下ノ噸數
上甲板上蔽圍シタル場所ノ噸數
船首樓ノ噸數
船橋樓ノ噸數
船尾樓ノ噸數
甲板室ノ噸數
艙口ノ超過噸數
機關室ノ噸數
其他ノ場所ノ噸數
控除噸數
船員常用室ノ噸數
荷足水艙ノ噸數
機關室ノ噸數
帆船ノ帆庫ノ噸數
其他ノ場所ノ噸數
登陸噸數
汽機ノ種類及數
推進器ノ種類及數
造船地
造船者
進水ノ年月
原名
所有者ノ氏名又ハ名稱、住所及共有ナルトキハ各共有者ノ持分噸數百噸未滿ノ汽船及前項ノ帆船以外ノ帆船ニシテ噸數ヲ以テ積量ヲ表示スルモノニ在リテハ前項第一號乃至第十一號第十四號乃至第十七號第十九號乃至第二十一號ノ事項及左ノ事項ヲ登錄ス

- 一 總噸數
上甲板下ノ噸數
上甲板上蔽圍シタル場所ノ噸數
二 控除噸數
船員常用室ノ噸數
機關室ノ噸數
其他ノ場所ノ噸數
石數ヲ以テ積量ヲ表示スル船舶ニ在リテハ第一項第一號第三號乃至第五號第十七號第十九號乃至第二十一號ノ事項及左ノ事項ヲ登錄ス
一 船首ノ内面ヨリ船尾ノ内面ニ至ル船底水平ノ長
二 船體最廣部ニ於テ外板ノ内面ヨリ内面ニ至ル幅
三 腰當梁ノ中央ニ於テ其上面ヨリ舷側ノ上面ニ至ル深
四 碇石數
第十七條ノ三 前條ノ規定ニ依リ登録シタル信號符字ハ之ヲ官報ニ告示ス
第十八條 船舶ノ名稱ヲ變更セントスル者ハ其事由ヲ記載シタル申請書ヲ管海官廳ニ提出スヘシ
第十九條 管海官廳ニ於テ船舶ノ名稱ノ變更ヲ許可スルハ左ノ場合ニ限ル
一 前所有者ノ氏名、名稱又ハ之ト同一ト認ムヘキ名稱ヲ有スル船舶ヲ取得シタルトキ
二 船舶ノ名稱ニ番號ヲ冠附シ又ハ冠附シタル番號ヲ變更シクハ削除スルトキ
三 所有者ニ於テ船舶ノ名稱ノ爲メニ著シキ不便ヲ受クルトキ
第二十條 甲管海官廳ノ管轄區域内ニ船籍港ヲ定メタル船舶ノ船籍港ヲ乙管海官廳ノ管轄區域内ニ變更スル場合ニハ甲管海官廳ニ變更ノ登録ヲ申請スヘシ
前項ノ場合ニ於テ甲管海官廳ハ其船舶ニ關スル船舶原簿ノ原本及其附屬書類ヲ乙管海官廳ニ移送シ該船舶原簿ヲ閉鎖ス

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第一節 船舶

船舶原簿ノ謄本ニハ現存セル登録ノミヲ謄寫ス
 乙管海官廳ハ第二項ノ規定ニ依リ移送ヲ受ケタル謄本ニ依リ其船舶原簿ニ登録ヲ移ス
 第二十一條 船籍港甲管海官廳ノ管轄區域内ヨリ乙管海官廳ノ管轄區域内ニ轉屬シタルトキハ管海官廳ハ申請ヲ待タス前條第二項乃至第四項ノ手續ヲ爲ス
 第二十二條 第十七條ノ二第一項第三號第六號乃至第八號第十五號第十六號ノ事項ニ變更ヲ生シタル場合ニ於テ變更ノ登録ヲ爲サントスル者ハ變更ニ係ル新舊事項ヲ申請書ニ列記シ船籍港ヲ管轄スル管海官廳ニ之ヲ差出スヘシ
 管海官廳ニ於テ前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ検査官吏ヲシテ船舶ニ臨檢シ附録第二號書式ニ準シ船舶件名書ヲ調製セシムヘシ但第二十三條第二項ノ規定ニ依リ船舶所有者ヨリ申請書ニ臨檢報告書ヲ添附シテ差出シタルトキハ此限ニ在ラス
 第二十三條 船籍港ヲ管轄スル管海官廳ノ管轄區域外ニ船舶ノ所在スル場合ニ於テ前條ノ登録ヲ爲サントスルトキハ船舶所在地ノ管轄スル管海官廳ニ臨檢ヲ申請シ臨檢報告書ヲ交付ヲ受ケタルコトヲ得
 前項ノ臨檢報告書ハ前條第一項ノ申請書ニ之ヲ添附スヘシ
 第二十四條 第十七條ノ二第一項第三號第六號第九號乃至第十六號第二項各號又ハ第三項各號ノ事項ニ付第十二條ノ二第二項ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於テ變更ノ登録ヲ爲サントスル者ハ變更ニ係ル新舊事項ヲ申請書ニ列記シ船籍港ヲ管轄スル管海官廳ニ之ヲ差出スヘシ
 第二十五條 船舶所有者ノ變更アリタルトキハ新所有者ハ申請書ニ變更ノ事實ヲ證スル謄本抄本又ハ登記簿ヲ添附シテ變更ノ登録ヲ申請スヘシ
 前項ノ規定ハ船舶所有者ノ氏名若クハ名稱、住所又ハ共有者ノ持分ノ變更アリタル場合ニ之ヲ準用ス

更アリタル場合ニ之ヲ準用ス
 第二十六條 行政區畫、其名稱又ハ地番號ノ變更アリタルトキハ船舶原簿ニ記載シタル行政區畫、其名稱又ハ地番號ハ當然之ヲ變更シタルモノト看做ス又ハ其名稱ノ變更アリタルトキ亦同シ
 第二十七條 船舶法第十四條第一項ノ規定ニ依リ抹消ノ登録ヲ爲サントスル者ハ申請書ニ其事由ヲ記載シ抹消ノ登記ヲ爲シタルコトヲ證スル登記ノ謄本、抄本又ハ登記簿ヲ添へ船籍港ヲ管轄スル管海官廳ニ之ヲ差出スヘシ
 前項ノ場合及船舶法第十四條第二項ノ規定ニ依リ職權ヲ以テ抹消ノ登録ヲ爲シタル場合ニ於テ管海官廳ハ其船舶原簿ヲ閉鎖ス
 第二十七條ノ二 船籍港ヲ管轄スル登記所ヨリ抹消ノ登記ヲ爲シタル旨ノ通知ヲ船舶ニ付船舶法第十四條第二項ノ規定ニ依リ職權ヲ以テ抹消ノ登録ヲ爲シタルトキハ當該管海官廳ハ運送ナク左ノ事項ヲ其登記所ニ通知スヘシ
 一 船舶ノ種類、名稱及總噸數又ハ積石數
 二 船舶所有者ノ住所及氏名又ハ名稱
 三 抹消ノ登録ヲ爲シタル原因
 四 抹消ノ登録ヲ爲シタル年月日
 第二十八條 船舶所有者ニ於テ登録ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ其旨ヲ疎明シ登録ノ訂正ヲ申請スヘシ
 管海官廳ニ於テ登録ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ訂正シ其旨ヲ船舶所有者ニ通知スヘシ
 第二十九條 何人ト雖モ手数料ヲ納付シテ船舶原簿ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ申請シ又利害ノ關係アル部分ニ限リ船舶原簿ノ閱覽ヲ請求スルコトヲ得
 手数料ノ外郵送料ヲ納付シテ船舶原簿ノ謄本又ハ抄本ノ送付ヲ請求スルコトヲ得

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第一節 船舶

コトヲ得
 第四節 船舶國籍證書及假船舶國籍證書
 第三十條 管海官廳ニ於テ第十七條ノ二ニ依リ船舶ノ登録ヲ爲シタルトキハ附録第三號書式ノ船舶國籍證書ヲ申請書ニ交付ス
 第三十一條 船舶國籍證書ニ記載シタル事項ノ變更ニ依リ該證書ノ書換ヲ申請セントスル者ハ變更ノ登録ノ申請ト同時ニ之ヲ爲スヘシ
 第三十二條 第二十六條ノ規定ハ船舶國籍證書又ハ假船舶國籍證書ニ之ヲ準用ス
 第三十三條 船舶國籍證書ノ毀損ニ依リ該證書ノ書換ヲ申請セントスル者ハ申請書ニ其事由ヲ記載シ船籍港ヲ管轄スル管海官廳ニ之ヲ差出スヘシ
 船舶國籍證書ノ滅失ニ依リ更ニ之ヲ請受ケントスルトキ亦同シ
 第三十四條 第三十一條又ハ前條ノ申請ヲ受ケタル管海官廳ハ船舶國籍證書ヲ調製シ之ヲ申請者ニ交付ス但第二項ノ場合ニ於テハ乙管海官廳ニ之ヲ交付ス
 第三十五條 船舶國籍證書ノ書換ヲ申請シタル場合ニ於テ其交付アリタルトキハ運送ナク舊證書ヲ返還スヘシ
 第三十六條 船舶法第十三條ノ規定ニ依リ假船舶國籍證書ヲ請受ケントスル船長ハ申請書ニ其事由ヲ記載シ假船舶國籍證書ニ記載スヘキ事項ヲ證明スルニ必要ナル書類アルトキハ其書類ヲ添へ當該管海官廳ニ差出スヘシ
 船舶國籍證書ノ毀損又ハ船舶國籍證書ニ記載シタル事項ノ變更ニ依リ前項ノ申請ヲ爲シタル場合ニ於テ假船舶國籍證書ノ交付アリタルトキハ運送ナク船舶國籍證書ヲ返還スヘシ
 第三十七條 船舶法第十五條又ハ第十六條ノ規定ニ依リ假船舶國籍證書ヲ請受ケントスル者ハ第五號書式ノ申請書ニ所有權ノ取得ヲ證スル書面ヲ添へ當該管海官廳ニ差出スヘシ

假船舶國籍證書ノ書式ハ附録第四號書式ニ依ル
 第三十八條 假船舶國籍證書ノ有效期間ハ其ノ船舶ノ船籍港ニ回航セントスル場合ニ於テハ到達スヘキ期間ヲ標準トシ其ノ他ノ場合ニ於テハ船舶國籍證書ヲ請受ケタルコトヲ得ル期間ヲ標準トシ船舶法第十七條ニ定ムル期間内ニ於テ當該管海官廳ニ之ヲ定ム
 第三十九條 假船舶國籍證書ニ記載シタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ申請書ニ新舊事項ヲ列記シ最寄管海官廳ニ之ヲ差出スヘシ
 第三十二條乃至第三十五條ノ規定ハ假船舶國籍證書ニ之ヲ準用ス
 第四十條 假船舶國籍證書ハ其效力ヲ失ヒタルトキ又ハ船舶國籍證書ヲ請受ケタルトキハ運送ナク之ヲ最寄管海官廳ニ返還スヘシ
 第四十一條 本章ノ規定ニ依リ船舶國籍證書又ハ假船舶國籍證書ヲ返還スヘキ場合ニ於テ之ヲ返還スルコト能ハサルトキハ其事由ヲ疎明スヘシ
 船舶國籍證書又ハ假船舶國籍證書ノ滅失シタルトキ又ハ之ヲ返還スヘキ場合ニ於テ返還セサルトキハ其無効ナルコトヲ官報ニ報告ス
 第四十二條 船舶所有者ニ於テ船舶國籍證書又ハ假船舶國籍證書ニ記載シタル事項ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ其旨ヲ管海官廳ニ於テ前項ノ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ其旨ヲ船舶所有者ニ通知スヘシ
 第四十二條ノ二 船舶國籍證書又ハ假船舶國籍證書ノ英譯書ヲ請受ケントスル者ハ最寄管海官廳ニ之ヲ申請スヘシ
 管海官廳ニ於テ前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ英譯書ヲ交付スヘシ
 英譯書ノ書式ハ別ニ之ヲ定ム
 第四十二條ノ三 第四十二條ノ規定ハ船舶國籍證書又ハ假船舶國籍證書ノ英譯書ニ之ヲ準用ス
 第四十二條ノ四 船舶國籍證書又ハ假船舶國籍證書ノ英譯書ヲ受有スル者

ハ原證書ヲ返還スルトキ之ヲ管海官廳ニ返還スヘシ但毀損ニ依リ原證書ヲ返還スル場合ニハ此限ニ在ラス

第五章 國旗及船舶ノ標示

- 第四十三條 船舶ハ左ノ場合ニ於テ國旗ヲ後部ニ掲クヘシ
 - 一 帝國軍艦ヨリ要求セラレタルトキ
 - 二 帝國ノ燈臺又ハ海岸望樓ヨリ要求セラレタルトキ
 - 三 外國ノ港ヲ出入スルトキ
 - 四 外國貿易船帝國ノ港ヲ出入スルトキ
 - 五 法令ニ別段ノ定アルトキ
- 第四十四條 噸數ヲ以テ積量ヲ表示スル船舶ニ標示スヘキ事項及其標示方法ハ左ノ如シ
 - 一 船首兩舷ノ外部ニ船名、船尾外部ノ見易キ所ニ船名及船籍港名ヲ四吋以上ノ國字ヲ以テ記スルコト
 - 二 中央ノ船梁ニ船名ノ番號、總噸數及登簿噸數ヲ彫刻シ又ハ其番號及噸數ヲ彫刻シタル板ヲ釘著スルコト
 - 三 船首及船尾ノ外部兩側面ニ於テ喫水ヲ示ス爲メ船底ヨリ最大喫水線以上ニ至ルマテ一呎毎ニ六吋ノ羅馬數字又ハ亞刺比亞數字ヲ以テ其尺度ヲ記シ數字ノ下端ハ其數字ノ表示セル喫水線ト一致セシムルコト
 - 四 登簿噸數ノ算定ニ付總噸數ヨリ控除シタル室及場所ニハ見易キ所ニ室名又ハ使用ノ目的ニ相當スル名稱ヲ記スルコト

- 特殊ノ構造ヲ有スル爲メ前項ノ規定ニ依リ難キ船舶ニ付テハ検査官吏ノ相當ト認ムル方法ニ依リ前項ノ事項ヲ標示スルコトヲ得
- 第四十五條 石數ヲ以テ積量ヲ表示スル船舶ハ前條ニ定メタル方法ニ依リ船尾ニ船名及船籍港名ヲ、船梁ニ船名ノ番號及積石數ヲ標示スヘシ
- 第四十六條 船舶ノ標示ハ明瞭ニシテ久ニ耐ユル方法ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

從ヒ附錄船舶積量噸數手數料表ニ定ムル噸數手數料ヲ納付スヘシ
申請人ノ都合ニ依リ噸數ノ申請ヲ取下ケ又ハ船舶力噸數ヲ要セサルモノトナリタル場合ト雖噸數著手後ナルトキハ噸數手數料ヲ徵收ス改則ノ場合ニ付亦同シ

第五十條ノ四 前條ノ噸數手數料ハ其金額ニ相當スル收入印紙ヲ噸數手數料ニ付書ニ貼用シテ之ヲ納付スヘシ

- 前項ノ噸數手數料納付書ニハ船舶ノ名稱、汽船、機關ヲ有スル帆船又ハ機關ヲ有セサル帆船ノ區別、總噸數、新規噸數、全部改測又ハ一部改測ノ區別及手數料額ヲ記載スヘシ又一部改測ノ場合ニシテ量噸甲板下全部ノ改測ヲ受ケタルトキハ尙其ノ旨ヲモ附記スヘシ
- 第五十一條 左ノ場合ニ於テハ各號ニ相當スル手數料ヲ納付スヘシ
 - 一 船舶原簿ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ申請スルトキ 一枚ニ付二十錢
 - 二 船舶原簿ノ閲査ヲ請求スルトキ 一回ニ付二十錢
 - 三 汽船ノ船舶國籍證書又ハ假船舶國籍證書ノ交付、再交付又ハ書換ヲ受ケントスルトキ 一回ニ付二十錢
 - 四 前號ノ證書ノ英譯書ノ交付ヲ受ケントスルトキ 一回ニ付二十錢
 - 五 帆船ノ船舶國籍證書又ハ假船舶國籍證書ノ交付、再交付又ハ書換ヲ受ケントスルトキ 一回ニ付二十錢
 - 六 前號ノ證書ノ英譯書ノ交付ヲ受ケントスルトキ 一回ニ付二十錢
- 前項ノ手數料ハ其金額ニ相當スル收入印紙ヲ第一號及第二號ノ場合ニ於テハ申請書ニ、第三號乃至第六號ノ場合ニ於テハ手數料納付書ニ貼用シテ之ヲ納付スヘシ
- 第五十二條 登錄時又ハ手數料納付ノ爲メ書類ニ貼用シタル收入印紙ハ管海官廳ニ於テ消印ヲ爲スヘキモノトス但納付者ニ於テ自己ノ便宜上消印ヲ爲スハ妨ナシ
- 第五十三條 検査官吏カ船舶所有者ノ申請ニ依リ船舶検査執行地以外ニ出

第四十七條 標示スヘキ事項ニ變更ヲ生シタルトキハ遲滞ナク其標示ヲ改ムヘシ

第六章 登録稅、手數料及旅費

- 第四十八條 登録稅法ノ規定ニ從ヒ登録稅ヲ納付スルニハ左ノ區別ニ依リ相當ノ收入印紙ヲ貼用シタル登録稅納付書ヲ登録ノ申請書ニ添ヘテ差出スヘシ
 - 一 第十七條ノ場合ニ於テハ登録稅法第四條第一項第一號
 - 二 船舶港以外ノ登録事項ノ變更ニ依リ登録ヲ爲ス場合ニ於テハ登録稅法第四條第一項第四號
 - 三 第二十七條ノ場合ニ於テハ登録稅法第四條第一項第三號
 - 四 船舶港變更ノ場合ニ於テハ登録稅法第四條第一項第二號
- 第四十九條 登録稅法第四條第一項第四號ニ付テハ第十七條ノ二各號ノ事項ノ變更ヲ以テ每一箇トス
- 第五十條 登録稅納付書ニハ船舶ノ名稱、總噸數又ハ積石數及稅金額ヲ記載シ登録稅法第四條第一項第四號ノ場合ニ於テハ變更ノ箇數ヲモ記載スヘシ
- 第五十條ノ二 船舶法第十四條第二項ノ規定ニ依リ職權ヲ以テ抹消ノ登録ヲ爲シタル場合ニ於テハ當該管海官廳ハ遲滞ナク左ノ事項ヲ船舶所有者ノ住所又ハ船舶管理人ノ住所、又ハ船舶管理人ノ住所ヲ管轄スル稅務署ニ通知スヘシ
 - 一 船舶ノ種類、名稱及總噸數又ハ積石數
 - 二 船舶所有者又ハ船舶管理人ノ住所、氏名又ハ名稱
 - 三 抹消ノ登録ヲ爲シタル年月日
 - 四 登録稅額
- 第五十條ノ三 船舶法第四條又ハ同法第九條ノ規定ニ依リ船舶ノ積量ノ噸數又ハ改測ヲ受ケタルトキハ船舶所有者ハ當該管海官廳ノ指定スル所ニ

張スルトキハ船舶所有者ハ當該管海官廳ノ指定スル所ニ從ヒ検査官吏ノ出張ニ要スル成規ノ旅費ヲ納付スヘシ
船舶検査法施行細則第七十八條第一項又ハ船舶滿載吃水線法施行規則第四十一條第一項ノ場合ニ於テ出張シタル検査官吏ノ臨檢ヲ受クルトキハ其旅費ハ相互ニ之ヲ通算ス

第七十條ノ二 本則ノ規定ニ依ル手數料及旅費ハ官廳又ハ公共團體ニ對シテハ之ヲ徵收セス

第七章 罰則

- 第五十四條 本則ノ規定ニ依リ船舶國籍證書、假船舶國籍證書又ハ英譯書ヲ返還スヘキ場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ其義務ヲ怠リタルトキハ船舶所有者ヲ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第五十五條 本則ハ船舶法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第五十六條 明治二十六年(二月)逕信省令第三號、同年(三月)逕信省令第六號及逕信省令第三號、同年(四月)逕信省令第八十五號及明治二十九年(四月)逕信省令第三號登簿船舶免狀取扱規則ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス
- 第五十七條 船舶法施行ノ際登簿船舶免狀又ハ船體札ヲ受有スル船舶ニシテ船舶法ノ規定ニ依リ登録ヲ爲シ且船舶國籍證書ヲ請受クヘキモノノ所有者ハ登録噸數十五噸以上又ハ積石數百五十石以上ノ船舶ニ付テハ船舶法施行ノ後於テ定期検査又ハ特別検査ヲ申請スルトキト當該検査官廳ニ、登録噸數十五噸未満ノ汽船及検査ヲ要セサル船舶ニ付テハ船舶法施行ノ日ヨリ起算シ二箇年內ニ船舶港ヲ管轄スル管海官廳ニ積量ノ噸數ヲ申請スヘシ
- 前項ノ船舶ニシテ登簿船舶免狀又ハ船體札ニ記載シタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ船舶所有者ハ前項ノ規定ニ拘ハラズ遲滞ナク船舶港ヲ管轄ス

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第一節 船舶

前二項ノ標示ハ資料ノ使用ノ他久シキニ耐ユル方法ニ依リ高幅共四吋以上ノ文字ヲ以テ明瞭ニ之ヲ現ハシ船名及道府縣名ハ國字、船體札番號ハ亞刺比亞數字ト爲スヘシ但シ府縣名ヲ記ス場合ニ於テ「府」又ハ「縣」ノ文字ハ之ヲ省略スヘシ

第五條 船體札ハ船舶ニ備置キ船長其ノ他船舶ヲ指揮スル者之ヲ保管シ當該官吏ニ於テ檢閲ヲ求ムルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第六條 船體札ニ記載シタル事項ニ變更ヲ生シタルトキ又ハ船體札力毀損シタルトキハ船舶所有者ハ二週間内ニ事由ヲ説明シ書換ヲ申請スヘシ

第七條 船體札ニ記載シタル事項ノ變更力積量ノ變更ニ係ル場合ニ之ヲ準用ス

第八條 甲地方官廳ノ管轄區域内ニ船籍港ヲ定メタル船舶ノ船籍港ヲ乙地方官廳ノ管轄區域内ニ變更スルトキハ船舶所有者ハ二週間内ニ事由ヲ説明シ甲地方官廳ニ申請スヘシ

第九條 行政區畫變更ノ爲メ船籍港カ甲地方官廳ノ管轄區域内ヨリ乙地方官廳ノ管轄區域内ニ轉屬シタルトキハ甲地方官廳ハ申請ヲ待タズ運送ナク船體札臺帳ノ謄本、積量ノ測度ニ關スル書類ヲ添附シ其ノ旨乙地方官廳ニ通知スヘシ

第十條 又ハ第十二條ノ規定ニ違反シタルトキハ船舶所有者ヲ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則 第十六條 本則ハ明治四十年七月一日ヨリ之ヲ施行ス 第十七條 明治二十九年十月二十五號船體札規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス 第十八條 本則施行ノ際現ニ船體札ヲ受有スル船舶ノ所有者ハ本則施行ノ日ヨリ五箇年内ニ於テ地方長官ノ定ムル期間内ニ更ニ船體札ノ交付ヲ申請シ現ニ受有スル船體札ヲ返還スヘシ 前項ノ期間内ト雖モ本則ノ規定ニ依リ船體札ノ書換又ハ再交付ヲ要スルトキハ運送ナク前項ノ手續ヲ爲スヘシ 第二條、第三條及第四條ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス 第十九條 本則施行ノ際現ニ受有スル船體札ハ本則ノ規定ニ從ヒ更ニ船體札ヲ受有スルニ至ルマテ本則ニ定ムル船體札ト同一ノ效力ヲ有ス 第二十條 第十二條ノ規定ハ本則施行前ニ同條ニ掲ケタル事由カ生シタルモ未ダ船體札ヲ返還セサル場合ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ同條第一項ニ定ムル期間ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス 第二十一條 前條ノ規定ニ違反シタルトキハ船舶所有者ヲ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則 (大正十一年六月閣議令第三九號) 本令ハ大正十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス 本令施行ノ際現ニ船體札ヲ受有スル船舶ニ付テハ大正十一年十二月三十一日迄本令ノ施行ヲ猶豫ス 第一號書式 一 船種(汽船、帆船ノ別)發動機船ナルトキハ其ノ旨(旨) 船名

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第一節 船舶

行政區畫、土地ノ名稱又ハ地番號ノ變更アリタルトキハ船體札ニ記載シタル區畫、名稱又ハ番號ハ當然之ヲ變更シタルモノト看做ス但前項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十條 船體札力滅失シタルトキハ船舶所有者ハ二週間内ニ事由ヲ説明シ再交付ヲ申請スヘシ

第十一條 地方官廳カ第六條若ハ前條ノ申請ヲ受ケタル場合、第八條第二項ノ通知ヲ受ケタル場合又ハ第九條第一項ノ規定ニ依リ船體札臺帳ノ謄本ヲ送付ヲ受ケタル場合ニ於テ船體札ヲ交付スヘキモノト認ムルトキハ之ヲ船舶所有者ニ交付スヘシ

第十二條 左ニ掲ケル場合ニ於テハ船舶所有者ハ二週間内ニ事由ヲ説明シ船體札ヲ管轄地方官廳ニ返還スヘシ 一 船舶力滅失若ハ沈没シタルトキ又ハ解散セラレタルトキ 二 船舶カ日本ノ國籍ヲ喪失シタルトキ又ハ船舶ノ存否カ六箇月間分明ナラサルトキ

第十三條 船舶力船舶法ノ規定ニ依リ船舶國籍證書ヲ受有スヘキモノトナリタルトキ又ハ本則ノ規定ニ依リ船體札ヲ受有スルコトヲ要セサルモノト爲リタルトキ

第十四條 地方官廳又ハ管海官廳ハ隨時當該官吏ヲ船舶ニ臨視セシメ必要アリト認ムルトキハ積量ノ改測又ハ標示ノ改訂ヲ爲サシムヘシ

第十五條 第一條、第四條ノ二、第五條、第六條第一項、第八條第一項第

二 船籍港(當該市町村名) 三 通水年月 四 尺 度(船體ノ最大ノ長、幅、深) 五 測度ヲ受クントスル場所 六 申請ノ事由(新造、外國船購入等) 右船舶ニ對シ船體札交付相成候度此段申請候也 明治 年 月 日 住所 地方官廳名 所有者 氏 名 御 中 名 印

Table with 2 columns: 汽船, 帆船. Rows for 船種, 船名, 住所, 地方官廳名, 明治 年月 日.

Table with 2 columns: 船 籍 港, 汽 船. Rows for 長, 幅, 深, 噸數, 登 陸 噸 數, 進 水 年 月.

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第一節 船舶

備考

- 一 發動機船ナルトキハ汽帆船ノ位置ニ發動機船ト記載スヘシ
- 二 船籍港ハ市ニ付テハ單ニ何市ト記載シ町村其ノ他之ニ類スル區畫ニ付テハ何府縣何郡何町村等ト記載スヘシ
- 三 船鑑札ノ寸法ハ曲尺五寸幅三寸厚及木質ハ適宜トス

船鑑札規則施行手續

(明治四十年五月二十三日)
 (逓信省訓令第一號)
 (改正) (大正二年)
 (訓令第一號)
 (同令第一號)
 (同令第一號)

北海道 府縣 警備官廳

第一條 地方官廳ハ第一號書式ノ船鑑札臺帳ヲ備置キ船鑑札規則ニ依リ船鑑札ヲ受有スル船舶ノ件名及船及船鑑札ノ交付、書換、再交付若ハ返還ノ年月日並事由ヲ記載スヘシ

船鑑札規則第十二條第一項ノ規定ニ依リ航鑑札ノ返還アリタルトキハ同項各號ノ事實アリタルキ否ヲ審査シ必要ト認ムルトキハ實地臨檢シタル上船鑑札臺帳中當該船舶ニ對スル記載面ニ消印ヲ押捺シテ其ノ用紙ヲ閉鎖スヘシ

船鑑札臺帳ニハ索引ヲ附スヘシ

第二條 船舶ニハ番號ヲ附シ之ヲ船鑑札及船鑑札臺帳ニ記載スヘシ

第三條 船鑑札規則第八條第二項又ハ同則第九條第一項ノ規定ニ依リ乙地方官廳ニ於テ通知ヲ受ケ又ハ船鑑札臺帳ノ膠本ノ送付ヲ受ケ船鑑札ヲ交付シタルトキハ其ノ旨遲滞ナク甲地方官廳ニ通知スヘシ

甲地方官廳ニ於テ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ船鑑札臺帳中當該船舶ノ用紙ヲ閉鎖スヘシ

第四條 地方官廳ニ於テ船鑑札規則第十二條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ船鑑札ノ返還ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ廢棄スヘシ

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第一節 船舶

第一號書式

船種 船名	船籍港	尺 度			積 噸 數	登 簿 噸 數	船鑑札交付年月日	所有者姓名	事 記
		長	短	深					

備考

- 一 船種ヲ示スニハ汽、機又ハ帆ト記載シ帆船ニシテ汽機又ハ發動機ヲ備フル船舶ニ付テハ「汽帆」又ハ「機帆」ト記載スヘシ
- 二 石數ヲ以テ積量ヲ表示スル船舶ニ付テハ積石數ハ總噸數ノ欄ニ記載シ尺度ハ之ヲ記載スルニ及ハス
- 三 各欄ノ事項中記載スヘキモノナキトキハ斜線ヲ畫シ明ナラサルモノ

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第一節 船舶

第五條 地方官廳ニ於テ船舶ヲ改測シ船舶法ノ適用ヲ受クヘキモノト爲リタルコトヲ認メタルトキハ速ニ相當手續ヲ爲スヘキ旨ヲ所有者ニ告知シ遲滞ナク船鑑札臺帳ノ膠本ヲ添附シテ之ヲ所轄管海官廳ニ通知スヘシ

第六條 管海官廳ニ於テ船舶ヲ改測シ積量ニ異動アルコトヲ認メタルトキハ速ニ相當手續ヲ爲スヘキ旨ヲ所有者ニ告知シ遲滞ナク其ノ旨管海地方官廳ニ通知スヘシ

船舶法ノ規定ニ依リ積量ノ改測ヲ爲シタル船舶船鑑札規則ノ適用ヲ受クヘキモノト爲リタルトキ亦前項ニ同シ此ノ場合ニ於テハ船舶原簿ノ膠本ヲ添附スヘシ

第七條 船鑑札ニ記載スル噸數及石數ハ單位ニ止ム

第八條 地方官廳ハ汽船(發動機船ヲ含ム)ニ付テハ毎年一月及七月中ニ其ノ前六箇月間ノ異動ヲ、帆船ニ付テハ毎年一月中ニ其ノ前年末現在ノ統計ヲ第二號書式ニ依リ逓信省ニ報告スヘシ

第九條 地方官廳ニ於テ船鑑札規則ノ施行ニ關シ規程ヲ設ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ逓信大臣ニ報告スヘシ

附 則

第十條 明治二十九年 月 日 逓信省訓令第四號船鑑札規則施行手續ハ本手續施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第十一條 第八條ノ報告ハ本手續施行ノ年ノ七月ニハ之ヲ爲スコトヲ要セ

第十二條 本手續施行ノ際現ニ船鑑札ヲ受有スル船舶ニ付テハ船鑑札規則第十八條ノ規定ニ依リ新船鑑札ヲ受有スルヲ待タス第二條ニ規定スル番號ヲ附シ現ニ備附ノ船鑑札臺帳ニ之ヲ記載スヘシ

前項ノ船舶ニ關スル件名ハ別ニ定ムル用紙ニ記載シ本手續施行後三箇月内ニ逓信省ニ報告スヘシ

(五六〇)

- 四 アルトキハ不詳ト記載スヘシ
- 新ニ船鑑札ヲ交付シタル場合又ハ其ノ記載事項ノ變更ニ因リ之ヲ書換ヘタル場合ニハ其ノ年月日ハ船鑑札交付年月日ノ欄ニ、其ノ事由ハ記事欄ニ記載スヘシ
- 五 船鑑札ヲ再交付シタル場合、毀損ニ因リ之ヲ書換ヘタル場合又ハ其ノ返還アリタル場合ニハ其ノ年月日及事由ヲ記事欄ニ記載スヘシ

第二號書式(甲)

汽船異動報告

(何年) (前) (後) (期)

第一 船鑑札新交付

番 號	船 名	船 籍 港	噸 噸 數	登 簿 噸 數	船鑑札交付事由	所有者姓名

第二 船鑑札書換

番 號	船 名	變 更 事 項	所有者姓名
		新何々々々、何々々々、	

第三 船鑑札返還

番 號	船 名	船鑑札返還事由	所有者姓名

備考

- 一 本報告ハ毎年一月乃至六月分ヲ前期、七月乃至十二月分ヲ後期トス
- 二 船鑑札交付事由欄ニハ新造、外國船購入、何府縣ヨリ轉入、登簿船ヨリ編入等船鑑札ヲ交付シタル原因ヲ記載シ且管海官廳ニ變更アリ

- タル場合ニシテ報告ノ事項中ニ新舊異動アリタルトキハ各相當欄ニ新舊事項ヲ併記スヘシ
- 三 艦鑑札ヲ書換又ハ再交付ヲ爲スモ第一表ノ事項ニ變更ナキトキハ報告スルニ及ハス
- 四 船名又ハ所有者ニ變更アリタルトキハ各相當欄ニハ舊船名又ハ舊所有者名ヲ記載シ變更事項欄ニハ新船名又ハ新所有者名ノミヲ記載スヘシ
- 五 發動機船ハ船名ノ右肩ニ「機」字ヲ附記スヘシ
- 六 船鑑札返還事由欄ニハ滅失、沈没、解撤、國籍喪失、存否不明何府縣へ轉出、登簿船ニ編入等船鑑札ヲ返還シタル原因ヲ記載スヘシ
- 七 船鑑札規則第八條及第九條ノ場合ニ於テハ船鑑札臺帳ノ用紙ヲ閉鎖シタルトキヲ以テ船鑑札ノ返還アリタルモノトシテ處理スヘシ

第二號書式(乙)

帆船統計報告

(何)年末現在

種別	船數	總噸數	登簿噸數	噸數	
				帆裝ノミヲ有スルモノ	汽機ヲ備フルモノ
石					
計					
積石數					

◎船舶無線電信施設法

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル日本船舶ハ無線電信ノ施設ナクシテ遠洋

(大正十四年三月二十日) (法律第十一號)

航路又ハ近海航路ニ於テ之ヲ航行セシムルコトヲ得ス但シ航海ノ目的其ノ他ノ事情ニ依リ已ムコトヲ得スト認メラルトキハ主務大臣ハ期間ヲ指定シ其ノ施設ナクシテ之ヲ航行ノ用ニ供セシムルコトヲ得

- 一 總噸數二千噸以上ノ船舶
 - 二 五十人以上ノ人員ヲ搭載スル船舶
- 前項第二號ノ人員ハ旅客ニ付テハ旅客定員ニ依リ之ヲ算定ス
 傷病船員ノ補充、海難救助其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ臨時ニ搭載シタル人員ハ之ヲ第一項第二號ノ人員中ニ算入セス
- 第一項第二號ノ船舶ニシテ總噸數二千噸未滿ノモノニ付テハ主務大臣ハ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第二條 當該官吏ハ無線電信施設ノ検査ヲ行フ爲必要アルトキハ何時ニテモ船舶ニ臨檢シ又ハ其ノ航行ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第三條 船舶所有者又ハ船長カ本法、本法ニ基キテ發スル命令又ハ前條ノ航行停止ノ命令ニ違反シテ船舶ヲ航行セシメタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ規定ニ該當スル船舶所有者カ未成年者若ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ其ノ者ニ適用スヘキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リテ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス

第四條 正當ノ事由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰

金ニ處ス

第五條 本法ニ於テ船舶所有者ニ關スル規定ハ船舶共有ノ場合ニ在リテハ之ヲ船舶管理人ニ、船舶賃貸借ノ場合ニ在リテハ之ヲ船舶賃貸借人ニ適用シ船長ニ關スル規定ハ之ヲ船長ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ニ適用ス

第六條 本法ハ日本船舶ニ非サル船舶ニシテ本法施行地内ノ港ニ出入スルモノニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

交 第 二 章
通 節 二 第

船 員

第二節 船員

◎船員法	明治三年 法律四七號……………一頁
◎船員法施行細則	明治三年 遞令二五號……………八
◎船舶職員法	明治二九年 法律六八號……………一五
◎船舶職員法施行細則	明治三八年 遞令二〇號……………一八
◎船舶職員法準用ノ件	大正元年 勅令三號……………二四
◎海技免狀再交付ニ關スル件	大正二年 遞令六五號……………二五
◎假海技免狀規則	大正二年 遞令六六號……………二五
◎船舶職員試驗規程	大正三年 遞令四〇號……………二六
◎船員證明規則	明治三七年 遞令五〇號……………三〇
◎管海官廳ノ事務ヲ行フ市町村長等	明治三年 遞令二六號……………三〇

第二節 船員

● 船員法

(明治三十二年三月八日)
法律第四十七號

- 第一章 總則
- 第二章 船員手帳
- 第三章 船長
- 第四章 海員
- 第五章 紀律
- 第六章 罰則

附則

第一章 總則

第一條 本法ハ日本船舶ノ船員ニ之ヲ適用ス但湖川、港灣ノミヲ航行スル船舶又ハ船舶法第二條ニ掲ケタル船舶ノ船員ニ付テハ此限ニ在ラス

第二條 本法ニ於テ船員トハ船長及ヒ海員ヲ謂ヒ海員トハ船長以外ノ一切ノ乗組員ヲ謂フ

第二章 船員手帳

第三條 日本ニ於テ船員ト爲ラント欲スル者ハ管海官廳ニ船員手帳ノ交付ヲ申請スルコトヲ要ス

申請人ハ戶籍吏ノ書面其他ノ公正證書ニ依リテ左ノ事項ヲ證スルコトヲ要ス但申請人カ其本籍地又ハ寄留地ニ於テ申請ヲ爲ス場合ニ於テ其地ノ管海官廳カ戶籍吏ノ職務ヲ行フトキハ此限ニ在ラス

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第二節 船員

- 一 氏名
 - 二 本籍地
 - 三 身分
 - 四 出生ノ年月日
- 第四條** 未成年者カ船員ト爲ルニハ其法定代理人ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス
- 未成年者カ船員手帳ノ交付ヲ申請スルニハ前條第二項ニ掲ケタル事項ノ外前項ノ許可ヲ得タル旨ヲ證スルコトヲ要ス

第五條 船員ト爲ルコトヲ許サレタル未成年者ハ雇傭契約ニ關シテハ成年者ト同一ノ能力ヲ有ス

第六條 外國ニ於テ船員ト爲リタル者カ日本ニ到着シタルトキハ其到着ノ日ヨリ一箇月内ニ船員手帳ノ交付ヲ申請スルコトヲ要ス

第七條 船員手帳ニ記載シタル事項ニシテ第三條第二項ニ掲ケタルモノニ錯誤アリタルトキ又ハ同條第二項第一號乃至第三號ニ掲ケタルモノニ變更ヲ生シタルトキハ船員ハ其事實ヲ知リタル日ヨリ一箇月内ニ管海官廳ニ船員手帳ノ訂正ヲ申請スルコトヲ要ス

船員カ日本ニ在ラサル間ニ於テ錯誤又ハ變更ノ事實ヲ知リタルトキハ前項ノ期間ハ其船員カ日本ニ到着シタル日ヨリ之ヲ起算ス

第八條 第三條第二項及第四條ノ規定ハ第二條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九條 船員手帳ヲ滅失シタルトキハ、船員ハ遲滞ナク更ニ其交付ヲ申請スルコトヲ要ス

第十條 船員手帳ガ毀損シタルトキハ、船員ハ遲滞ナク其書換ヲ申請スルコトヲ要ス
キハ船員ガ日本ニ到着シタル後遲滞ナク船員手帳ノ交付又ハ書換ヲ申請スルコトヲ要ス

第十一條 第三條第二項及第四條ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十二條 船員ガ廢業ヲ爲シタルトキハ、遲滞ナク管海官廳ニ其船員手帳ヲ返還スルコトヲ要ス

船員ガ死亡シタルトキハ、其船員手帳ヲ保管スル者之ヲ返還スルコトヲ要ス

第三章 船長

第十三條 船長ハ海員ヲ指揮、監督シ及ヒ船中ニ在ル者ニ對シ其職務ヲ行フニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十四條 船長ハ管海官廳ノ命令アリタルトキハ、商法第五百六十二條第一項ニ掲ケタル書類ヲ提出スルコトヲ要ス

第十五條 船舶ガ港灣ヲ出入スルトキ、狹隘ナル水路ヲ通過スルトキ其他危險ノ虞アルトキハ、船長ハ甲板ニ在リテ自ら船舶ヲ指揮スルコトヲ要ス

第十六條 日本外國ノ間又ハ外國各港ノ間ヲ航行スル船舶ガ外國ノ

港ニ入港シ又ハ日本ニ到着シタルトキハ、船長ハ二十四時間内ニ其港ノ管海官廳ニ、若シ其港ニ管海官廳ナキトキハ、其後最初ニ到着シタル港ノ管海官廳ニ航海日誌ヲ提出シテ其檢閲ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ、船舶ガ入港ノ時ヨリ十二時間内ニ發航スル場合ニハ之ヲ適用セス

管海官廳ハ必要ナル書類ノ提出ヲ命ジ又ハ船員、旅客其他船中ニ在リタル者ヲ呼出シテ訊問ヲ爲スコトヲ得

第十七條 左ノ場合ニ於テハ、船長ハ最初ニ到着シタル港ノ管海官廳ニ出頭シテ其報告ヲ爲スコトヲ要ス

- 一 豫定ノ航路ヲ變更シタルトキ
- 二 人命又ハ船舶ヲ救ヒタルトキ
- 三 衝突其他ノ海難カ生ジタルトキ
- 四 船舶ガ捕獲セラレタルトキ
- 五 船中ニ於テ死亡シタル者アリタルトキ

船舶ガ豫定セザル港ニ寄港シタルトキ又ハ前項第二號乃至第五號ニ掲ケタル事由カ碇泊中ニ生ジタルトキハ、船長ハ其港ノ管海官廳ニ、若シ其港ニ管海官廳ナキトキハ、其後最初ニ到着シタル港ノ管海官廳ニ出頭シテ其報告ヲ爲スコトヲ要ス

前條第三項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十八條 前條第一項及第二項ノ場合ニ於テハ、船長ハ報告書ヲ作り其

認證ヲ申請スルコトヲ得

第十九條 船舶ニ急迫ノ危險アルトキハ、船長ハ人命、船舶及ヒ積荷ノ保護ニ必要ナル手段ヲ盡シ且旅客、海員其他船中ニ在ル者ヲ去ラシメタル後ニ非サレハ其指揮スル船舶ヲ去ルコトヲ得

第二十條 船舶ガ衝突シタルトキハ、船長ハ五人命及ヒ船舶ノ保護ニ必要ナル手段ヲ盡シ且船舶ノ名稱、船籍港、發航港及ヒ到達港ヲ告知スルコトヲ要ス但自己ノ指揮スル船舶ニ急迫ノ危險アルトキハ此限ニ在ラス

第二十一條 船長ガ航海中救援ヲ求ムル船舶ヲ認メタルトキハ、人命ヲ救フコトヲ要ス但自己ノ指揮スル船舶ニ急迫ノ危險アルトキハ此限ニ在ラス

第二十二條 海員ガ船中ニ於テ死亡シタルトキハ、船長ハ其船中ニ在ル遺産ヲ保管スルコトヲ要ス

第二十三條 外國ニ駐在スル日本ノ公使、領事又ハ貿易事務官ガ法令ノ定ムル所ニ依リ日本臣民ヲ日本ニ送還スヘキコトヲ命ジタルトキハ、船長ハ正當ノ理由アルニ非サレハ之ヲ拒ムコトヲ得

第二十四條 船長ハ其指揮セントスル船舶ニ乗込ム前ニ其船員手帳ヲ管海官廳ニ提出シ就職ノ認證ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ就職ノ認證ヲ得タル船長ガ其職ヲ退キタルトキハ、遲滞ナク退職ノ認證ヲ申請スルコトヲ要ス

第二十五條 船長ガ死亡シタルトキ、船舶ヲ去リタルトキ又ハ之ヲ指揮スルコトヲ得

ト能ハサルニ至リタル場合ニ於テ他人ヲ選任セザルトキハ、運航ニ從事スル海員ハ其職掌ノ順位ニ從ヒテ船長ノ職務ヲ行フ

第四章 海員

第二十六條 海員ノ雇入若クハ雇止ヲ爲シ又ハ雇入契約ノ更新若クハ變更ヲ爲シタルトキハ、管海官廳ニ海員名簿ヲ提出シテ公認ヲ申請スルコトヲ要ス

第二十七條 管海官廳ガ公認ヲ爲スニハ、海員名簿ニ記載シタル事項ヲ當事者雙方ニ讀聞カセタル後之ニ署名捺印セシムルコトヲ要ス但海員ノ雇止ヲ爲シタル場合ニ於テ正當ノ理由アルトキハ當事者ノ一方カ出頭セザルトキト雖モ公認ヲ爲スコトヲ得

當事者カ印ヲ行セザルトキハ、署名スルヲ以テ是ル署名スルコト能ハサルトキハ、氏名ヲ代署セシメ捺印スルヲ以テ是ル署名スルコト能ハス且印ヲ有セザルトキハ、氏名ヲ代署セシメ捺印スルヲ以テ是ル

前項ノ規定ニ依リ捺印セス又ハ氏名ヲ代署セシメ若クハ捺印シタル場合ニ於テハ、海員名簿ニ其事由ヲ附記スルコトヲ要ス

第二十八條 當事者ハ正當ノ理由アル場合ニ限り代理人ヲシテ公認ヲ受ケシムルコトヲ得

第二十九條 公認アリタルトキハ、海員ハ遲滞ナク其船員手帳ヲ管海官廳ニ提出シテ公認ノ認證ヲ申請スルコトヲ要ス

第三十條 海員ノ雇止ニ關シテ爭アルトキハ、當事者ノ一方ハ管海官廳ニ其

事由ヲ申立テ雇止ノ公認ヲ申請スルコトヲ得

管海官廳カ前項ノ申請ヲ正當ナリト認メタルトキハ當事者雙方ヲ呼出タシ

海員名簿及ヒ海員手帳ヲ提出セシメテ雇止ノ公認ヲ爲スコトヲ要ス

當事者ノ一方カ出頭セザルトキハ管海官廳ハ相手方ノ申立ニ因リテ雇止ノ

公認ヲ爲スコトヲ得 此場合ニ於テハ海員名簿及ヒ海員手帳ニ共事由ヲ

記載スルコトヲ要ス

前二項ノ場合ニ於テハ管海官廳ハ海員名簿又ハ船員手帳ノ提出ヲ強制

スルコトヲ得

第三十一條 船長ハ海員ノ雇入期間中其船員手帳ヲ保管スルコトヲ要ス

第三十二條 海員ハ雇入期間中脱船シタルトキハ船長ハ遲滞ナク管海官

廳ニ其海員ノ船員手帳ヲ返還スルコトヲ要ス

第三十三條 海員ハ雇止アリタル場合ニ於テハ船長ニ對シ其職務ノ執行

又ハ品行ニ關スル證明書ヲ交付ヲ請求スルコトヲ得

第三十四條 海員名簿カ滅失又ハ毀損シタルトキハ船長ハ更ニ海員名簿

ヲ作りシテ管海官廳ニ提出シテ公認ヲ申請スルコトヲ要ス

第二十七條及ヒ第二十八條ノ規定ハ海員名簿及ヒ船員手帳カ共ニ滅失又

ハ毀損シタル場合ニ之ヲ準用ス但原管海官廳ニ公認ヲ申請スルトキハ此

限ニ在ラス

第三十五條 海員カ雇入期間中第九條又ハ第十條ノ規定ニ依リテ船員

手帳ノ交付又ハ書換ヲ申請シタル場合ニ於テ其交付又ハ書換アリタルトキ

ハ海員ハ遲滞ナク第二十九條ニ定メタル手續ヲ爲スコトヲ要ス

第五章 紀 律

第三十六條 左ノ場合ニ於テハ船長ハ海員ヲ懲戒スルコトヲ得

一 海員カ上長ニ對シテ尊敬又ハ從順ノ道ヲ失ヒタルトキ

二 海員カ其職務ヲ怠リタルトキ

三 海員カ他ノ海員ノ職務執行ヲ妨ケタルトキ

四 海員カ喧争シタルトキ

五 海員カ船長ノ許可ヲ得ズシテ船舶ヲ去リタルトキ又ハ船長カ指定シタ

ル時マテニ歸船セザルトキ

六 海員カ船長ノ許可ヲ得ズシテ點火又ハ焚火シタルトキ

七 海員カ船長ノ許可ヲ得ズシテ端艇ヲ使用シタルトキ

八 海員カ食料又ハ飲料ヲ濫費シタルトキ

九 海員カ船長ノ許可ヲ得ズシテ酒類ヲ所持スルトキ又ハ吸煙シタルトキ

十 海員カ醜聞シテ事ヲ省ミサルトキ

十一 其他海員カ船中ノ秩序ニ反スル行爲ヲ爲シタルトキ

第三十七條 懲戒ハ左ノ四種トス

一 監禁

二 上陸禁止

三 加役

四 減給

第三十八條 監禁ハ三日以下トシ船中ノ一室ニ拘直ス

上陸禁止ハ七日以下トス此期間ニハ船舶ノ碇泊日數ノミシ算入ス

加役ハ七日以下トシ常務時間外ニ於テ役務ニ服セシム但一日ニ時間ヲ超

スルコトヲ得ス

減給ハ給料月額十分ノ一以下トス

第三十九條 前條第一項乃至第三項ノ期間ニハ初日ヲ算入ス

第四十條 懲戒ノ適用ハ行爲ノ輕重ニ從ヒ船長カ之ヲ定ム但二種以上ノ懲

戒ヲ併科スルコトヲ得ス

第四十一條 海員カ兇器、爆發若クハ發火シ易キ物、劇藥其他ノ危險

物又ハ酒類ヲ所持スルトキハ船長ニ於テ其物ヲ保管又ハ放棄スルコトヲ得

第四十二條 海員カ人身又ハ船舶ニ危害ヲ及ボスヘキ行爲ヲ爲サントスルト

キハ船長ハ必要ノ期間内其海員ノ身體ヲ拘束スルコトヲ得

第四十三條 船長ハ必要アルトキハ旅客其他船中ニ在ル者ニ對シテ前二

條ニ定メタル處分ヲ爲スコトヲ得

第四十四條 海員カ船長ノ指定シタル時ニ於テ船舶ニ乗込マサルトキ又ハ

船長ノ許可ヲ得ズシテ之ヲ去リタルトキハ船長ハ乗船ヲ強制スルコトヲ得

第四十五條 船長ノ命令ニ服從セザル者アル場合ニ於テ必要ト認ムル時ハ

船長ハ海軍ノ艦船、地方官廳又ハ管海官廳ニ援助ヲ求ムルコトヲ得

第六章 罰 則

第四十六條 詐偽ノ所爲ヲ以テ船員手帳ヲ交付ヲ受ケタル者ハ十五日以

上六月以下ノ重禁錮ニ處シ二回以上二千圓以下ノ罰金ヲ附加ス

詐偽ノ所爲ヲ以テ海員名簿ニ公認ヲ受ケ又ハ船員手帳ニ認證ヲ受ケタル

者亦同シ

第四十七條 第七條、第九條、第十條、第十二條、第二十九條、第三十二

條又ハ第三十五條ノ規定ニ反シ船員手帳ノ交付、訂正若クハ公認ノ認證

ヲ申請シ又ハ船員手帳ヲ返還スルコトヲ怠リタル者ハ二回以上二千圓以下

ノ罰金ニ處ス

第四十八條 虛偽ノ海員名簿又ハ海員手帳ヲ行使シタル者ハ一月以上

一年以下ノ重禁錮ニ處シ四回以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

公認ヲ受ケタル海員名簿又ハ認證ヲ受ケタル船員手帳ヲ増減變換シテ行

使シタル者亦同シ

第四十九條 左ノ場合ニ於テハ船長ヲ十一日以上六月以下ノ重禁錮ニ處

シ又ハ三十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 船長カ正當ノ理由ナクシテ商法第五百六十二條第一項ニ掲ケタル書類

ヲ船中ニ備ヘザルトキ又ハ之ヲ毀棄シタルトキ

二 船長カ第十四條ノ規定ニ反シテ書類ノ提出ヲ拒ミタルトキ

三 船長カ商法第五百六十二條第一項第二號乃至第五號ニ掲ケタル書類

ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

四 船長カ第十七條第一項又ハ第二項ノ場合ニ於テ虛偽ノ報告ヲ爲シタ

ルトキ

第五十條 左の場合ニ於テハ船長ヲ十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 船長カ商法第五百六十一條ノ検査ヲ爲サスシテ發航ヲ爲シタルトキ

二 船長カ船舶ヲ安全ニ碇泊セシメ且商法第五百六十三條ノ規定ニ從ヒ其職務ヲ委任セシメテ船舶ヲ去リタルトキ

三 船長カ第十五條ノ規定ニ反シテ甲板ニ在リタルトキ

四 船長カ必要ナクシテ豫定ノ航路ヲ變更シタルトキ

第五十一條 船長カ第十六條第一項、第十七條第一項、第二項、第二十二條又ハ第三十二條ノ規定ニ違反シタルトキハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十二條 船長カ第十九條ノ規定ニ違反シタルトキハ二月以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス

第五十三條 船長カ第二十二條ノ規定ニ反シテ人命又ハ船舶ノ保護ニ必要ナル手段ヲ盡ササルトキハ一月以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

船長カ第二十二條ノ規定ニ反シテ告知ヲ爲ササルトキハ十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十四條 船長カ第二十一條ノ規定ニ違反シタルトキハ十二日以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ三十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十五條 船舶ニ急迫ノ危險アル場合ニ於テ海員カ船長ノ許可ヲ得スシテ其船舶ノ去リタルトキハ十二日以上三年以下ノ重禁錮ニ處ス

由ナクシテ之ニ應テサルトキハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十四條 海員カ船長ノ許可ヲ得スシテ二十四時間以上船中ニ在リタルトキハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

海員カ脱船シタルトキハ十二日以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス

第六十五條 船長カ正當ノ理由ナクシテ船舶ヲ遺棄シタルトキハ一月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス

船長カ外國ニ於テ正當ノ理由ナクシテ海員ヲ遺棄シタルトキハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處ス

第六十六條 海員カ船長ノ許可ヲ得スシテ兇器、爆發又ハ發火シ易キ物劇藥其他ノ危險物ヲ所持スルトキハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十七條 故ナク船體若クハ機關ノ要部ヲ毀損シ又ハ重要ナル屬具ヲ毀損若クハ放棄シタル者ハ十二日以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

前項ノ罪ヲ犯シ因テ船舶ノ運行ヲ妨ケタルトキハ一等ヲ加ヘ船舶ヲ覆没シ又ハ人ヲ死ニ致シタルトキハ重懲役ニ處ス

第六十八條 船舶ノ運行ヲ妨ケル目的ヲ以テ前第一項ノ罪ヲ犯シタル者ハ重懲役ニ處シ因テ船舶ヲ覆没シ又ハ人ヲ死ニ致シタルトキハ刑法第百六十九條ノ例ニ依リテ處斷ス

第六十九條 海員カ上長ニ對シテ脅迫ノ罪ヲ犯シタルトキハ刑法各本條ノ

第五十六條 第十九條又ハ第二十二條ノ場合ニ於テ船長カ人命又ハ船舶ノ保護ニ必要ナル手段ヲ爲スニ當タリ海員カ上長ノ命令ニ服從セサルトキハ八十

日以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十七條 船長カ第二十三條第一項ノ規定ニ反シテ送還ノ命令ヲ拒ミタルトキハ三十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十八條 船舶所有者又ハ船長カ第二十六條ノ規定ニ違反シタルトキハ十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十九條 船長カ第三十三條ニ定メタル證明書ヲ交付セス又ハ不正ノ記載ヲ爲シタル證明書ヲ交付シタルトキハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ハ被害者ノ告訴ヲ待テ之ヲ論斷ス

第六十條 船長カ第三十四條第一項ノ規定ニ違反シタルトキハ五圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十一條 海員カ雇入手續ノ終ハリタル後正當ノ理由ナクシテ船長ノ指定シタル時ニ於テ船舶ニ乗組マサルトキハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十二條 船長カ第五章ニ定メタル處分ヲ爲スニ當リ海員ニ助力ヲ爲スヘキトシ命シタル場合ニ於テ海員カ其命令ニ服從セサルトキハ十二日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十三條 船員、旅客其他船中ニ在リタル者ガ本法ノ規定ニ依リテ警官廳ヨリ呼出ヲ受ケ又ハ書類ノ提出ヲ命セラレタル場合ニ於テ正當ノ理

例ニ照シ一等ヲ加フ

刑法第三百二十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニハ之ヲ適用セス

第七十條 海員カ上長ニ對シテ毆打創傷ノ罪ヲ犯シタルトキハ刑法各本條ノ例ニ照シ二等ヲ加フ

第七十一條 船長カ旅客海員其他船中ニ在ル者ニ對シテ其職權ヲ濫用シ又ハ虐待ヲ爲シタルトキハ十二日以上三月以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ疾病死傷ニ致シタルトキハ前條ノ例ニ依リテ處斷ス

第七十二條 海員カ相黨與シテ左ノ行爲ヲ爲シタルトキハ各號ノ區別ニ依リテ處斷シ首魁ハ一等ヲ加フ

一 職務ニ服セス又上長ノ命令ニ服從セサルトキハ十二日以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス

二 脱船シタルトキハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處ス

三 第六十九條又ハ第七十條ノ罪ヲ犯シタルトキハ各本條ノ例ニ照シ一等ヲ加フ

第七十三條 船員カ著シク其職務ヲ怠リ因テ船舶ヲ毀損若クハ覆没シ又ハ人ヲ死傷ニ致シタルトキハ一月以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十四條 本章ノ規定中船長ニ適用スヘキモノハ船長ニ代ハリテ其職務

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第二節 船員
ヲ行フ者ニモ亦之ヲ適用ス

附 則

第七十五條 本法ハ商法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(明治三十三年六月十六日ヨリ施行)

石數ヲ以テ積量ヲ表示スル船舶ニ關シテハ勅令ヲ以テ別ニ本法施行ノ期日ヲ定ムルコトヲ得(明治三十二年六月勅令第二四一號ヲ以テ同三十四年七月一日ヨリ施行)

第七十六條 明治十二年第九號布告西洋船海員雇入雇止規則ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス但本法施行前ニ同規則ニ定ムタル罰則ヲ適用ス(キ行爲アリタルトキハ本法施行ノ後ト雖モ其罰則ヲ適用ス)

第七十七條 船員ハ本法施行ノ日ヨリ六箇月間ハ船員手帳ノ交付ヲ申請スルコトヲ要セス

前項ノ期間經過ノ後ハ船員ハ遲滞ナク船員手帳ノ交付ヲ申請スルコトヲ要ス

第七十八條 從來ノ海員名簿ハ本法施行ノ日ヨリ六箇月間ハ商法ニ定ムタル海員名簿ト同一ノ效力ヲ有ス

前項ノ期間内ニ公認アリタルトキハ其期間經過ノ後ト雖モ其後始メテ公認アルマテハ從來ノ海員名簿ハ尙ホ其效力ヲ有ス

第七十九條 本法ノ規定ニ依リ管海官廳ノ行フヘキ事務ニ付テハ主務大臣ハ市町村長、市制又ハ町村制ヲ施行セザル地方ニ在リテハ戶長又ハ之

一 未成年者ノ氏名及本籍地

二 船員ト爲ルコトヲ許シタル年月日

三 船員ト爲ルコトヲ許シタル年月日

四 法定代理人ノ本籍地及住所

第七條 船員法第七條ニ係リ船員手帳ノ訂正ヲ申請セントスル者ハ船員手帳ヲ添ヘ同法第三條第二項但書ノ場合ヲ除ク外訂正ヲ要スル事項ヲ證スル戸籍吏ノ書面其他ノ公正證書ヲ最寄管海官廳ニ差出スヘシ

第八條 船員法第九條又ハ第十條ニ依リ船員手帳ノ交付又ハ書換ヲ申請セントスル者ハ第十一號書式ノ申請書ヲ最寄管海官廳ニ差出し且書換ヲ申請スル場合ニハ船員手帳ヲモ差出スヘシ

第五條第二項及第六條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

但船員法第十一條但書ノ場合ハ此限ニアラス

海員雇入期間中第一項ノ申請ヲ爲ス場合ニハ申請書ニ船長連署スルコトヲ要ス

第八條ノ二 船員カ汽船ニ乗組マムトスルトキハ船員手帳ニ新ニ撮影シタル自己ノ寫眞(半身形及ハ手形、單體)ヲ添ヘ最寄管海官廳ニ差出スヘシ

管海官廳ニ於テハ船員手帳ニ前項ノ寫眞ヲ貼附シ年月日ヲ記載シタル後之ヲ當該受有者ニ還付ス

前二項ノ規定ハ船員手帳ニ貼附シタル寫眞カ滅失若ハ毀損シ又ハ貼附ノ日ヨリ十年ヲ經過シタル場合ニ之ヲ準用ス

第九條 船員法第十二條又ハ第三十二條ニ依リ船員手帳ヲ返還セントスル者ハ其事由ヲ説明シ最寄管海官廳ニ船員手帳ヲ差出スヘシ

第九條ノ二 雇入期間中行衛不明トナリタル海員ノ雇止ヲ爲シタル者ハ其雇止公認ヲ申請シタル管海官廳ニ該海員ノ船員手帳ヲ差出スヘシ若シ之ヲ差出スコト能ハサルトキハ其事由ヲ説明スヘシ

他人ノ船員手帳ヲ保管スル者該船員手帳受有者ノ所在不明ニシテ之ヲ本人ニ還付スル能ハサルトキハ最寄管海官廳ニ之ヲ差出スヘシ

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第二節 船員

ニ準スヘキ者ヲシテ其事務ヲ行ハシムルコトヲ得

第八十條 本法ノ施行ニ關スル細則ハ主務大臣之ヲ定ム

◎船員法施行細則

改正 (明治三十二年六月十二日)
(逓信省令第二十五號)
(同三十七年)
(省令第七八號)
(同三十七年)
(同三十七年)
(省令四九號)
(同三十七年)
(同三十七年)
(省令四二號)
(大正一二年)
(省令第八四號)

第一章 總 則

第一條 船員法又ハ本則ノ規定ニ依ル申請ハ特ニ明文ヲ掲ケル場合ヲ除ク外書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第二條 代理人ニ依リテ前條ノ申請ヲ爲ストキハ代理人ハ其權限ヲ證スル書面ヲ管海官廳ニ差出スヘシ

第三條 船員法及本則中最初ニ到着シタル港ノ管海官廳ト稱スルハ最初ニ到着シタル管海官廳アル港ノ管海官廳ヲ謂フ

第四條 本則第二章乃至第四章ノ事務ハ管海官廳ニ於テ當事者ノ申請ニ依リ理由アリト認ムルトキハ休暇日ト雖モ之ヲ行フコトアルヘシ

第二章 船員手帳

第五條 船員法第三條第一項又ハ第六條ニ依リ船員手帳ノ交付ヲ申請セントスル者ハ第一號書式ノ申請書ヲ最寄管海官廳ニ差出スヘシ

船員法第三條第二項但書ノ場合ヲ除ク外申請者ハ同項ニ掲ケル事項ヲ證スル戸籍吏ノ書面其他ノ公正證書ヲ申請書ニ添附スヘシ但申請書ニ其證明ヲ受ケタルトキハ此限ニアラス

第六條 未成年者ハ前條ノ規定ニ從フ外左ノ事項ヲ記載シ法定代理人ノ署名捺印シタル書面ヲ申請書ニ添附スヘシ

一七七七

前二項ノ規定ニ依リ船員手帳ヲ受領シタル管海官廳ハ受領ノ日ヨリ一箇年内ニ本人又ハ代理人ヨリ交付ノ請求ヲキトキハ之ヲ廢棄スヘシ

第九條ノ三 海員カ最後雇止ノ公認ヲ受ケタル日ヨリ引續キ三年間雇入ノ公認ヲ受ケタルトキハ其ノ受有スル船員手帳ハ之ヲ無効トス雇入雇止ノ公認ヲ受ケタルトキハ此限ニアラス

雇入雇止ノ公認ヲ受ケタル船員ハ乘船又ハ下船ノ日ヨリ十四日以内ニ第十二號又ハ第十三號書式ニ依リ最寄管海官廳ニ届出ヲ爲スヘシ

但シ船長就職又ハ退職ノ申請シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依リ乘船若ハ下船ノ届出又ハ退職認證ノ申請ヲ爲ササルトキハ第一項ノ期間ハ船員手帳交付ノ日又ハ最後乘船ノ届出若ハ最後就職認證ノ申請書ニ掲ケル乗船若ハ就職ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第十條 船員手帳係白ナキニ至リタルトキハ船員ハ現ニ受有スル船員手帳ヲ最寄管海官廳ノ檢閱ニ供シ更ニ其交付ヲ申請スヘシ

第十一條 本章ニ掲ケル申請ハ日本ニ於ケル管海官廳ニ之ヲ爲スヘキモノトス

第三章 船 長

第十三條 船長ハ海員名簿、屬員目錄、航海日誌又ハ旅客名簿ヲ船中ニ備ヘタルトキ遲滞ナク書式ニ從ヒ必要ナル事項ヲ之ニ記載スヘシ

前項ニ依リ記載シタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ船長ハ遲滞ナク之ヲ訂正スヘシ

第十四條 左ノ場合ニ於テ船長ハ事實ノ發生後遲滞ナク書式ニ從ヒ航海日誌ニ事實ノ顛末、發生ノ年月日時、場所其他關係ノ事項ヲ記載スヘシ

一 豫定ノ航路ヲ變更シタルトキ

二 人命又ハ船舶ヲ救ヒタルトキ

三 衝突其他ノ海難ニ罹リタルトキ

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第二節 船員

- 四 豫定セサル港ニ寄港シタルトキ
- 五 船舶ニ急迫ノ危険アリタル爲メ船長ニ於テ船舶ヲ去リタルトキ
- 六 船長ニ於テ海員ヲ懲戒シタルトキ
- 七 船員法第四十一條乃至四十四條ニ依リテ處分ヲ爲シタルトキ
- 八 船員法第四十五條ニ依リテ援助ヲ求メタルトキ
- 九 船中ニ於テ犯罪アリタルトキ
- 十 船中ニ於テ出生アリタルトキ
- 十一 船中ニ於テ死亡アリタルトキ及死亡者ノ遺産ヲ處分シタルトキ
- 十二 前各號ニ掲ケル場合ノ外船中ニ於テ異常ノ事變發生シタルトキ
- 第十三條 船長ハ旅客乗船シタルトキハ其乗船後、下船シタルトキハ其下船後運送ナク旅客名簿ニ書式ヲ定ムル事項ヲ記載スヘシ
- 第十四條 本章ニ掲ケル書類ヲ記載スルニ當リ文字ヲ訂正挿入又ハ削除シタルトキハ欄外ニ其旨及字數ヲ記載シ船長之ニ認印シ訂正又ハ削除シタル文字ハ之ヲ讀ミ得ヘキ様抹消スヘシ
- 第十五條 第二項ニ依リ書類ヲ訂正シタルトキハ前項ノ規定ニ從フ外其行端ニ訂正ヲ爲シタル年月日ヲ記載シ船長之ニ認印スヘシ
- 第十六條 管海官廳ニ於テ船員法第十六條第一項ニ依リ航海日誌ノ檢閲ヲ爲シタルトキハ之ニ檢閲ヲ爲シタル旨及檢閲ノ年月日ヲ記載シ管海官廳ノ印ヲ捺シテ之ヲ船長ニ還付ス
- 第十七條 船員法第十七條第一項又ハ第二項ノ報告ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス
- 第十八條 前項ノ書面及船員法第十八條ノ報告書ニハ左ノ事項ヲ記載シ船長之ニ署名捺印スルコトヲ要ス
 - 一 船舶ノ番號、種類及名稱
 - 二 船舶所有者ノ氏名又ハ名稱

- 四 船長ノ氏名、住所及海技免狀ノ種類及機關ニ關スル事項ニ付テハ機關長ノ氏名、住所及海技免狀ノ種類
- 五 船舶ノ發航港及到達港及報告スヘキ事實ノ發生シタル場所及年月日時
- 六 報告スヘキ事實ノ細末
- 第十九條 報告書ノ認印ハ報告書ニ認印ヲ爲シタル旨認印ノ年月日ヲ記載シ管海官廳ノ印ヲ捺シテ之ヲ爲ス
- 第二十條 海員船中ニ於テ死亡シタルトキハ船長ハ運送ナク重立シタル海員二名以上ノ立會ヲ以テ其遺産ヲ取調ヘ遺産目録ヲ作ルヘシ
- 遺産目録ニハ左ノ事項ヲ記載シ船長之ニ署名捺印シ遺産ノ取調ニ立會ヒタル海員之ニ連署スルコトヲ要ス
 - 一 死亡シタル海員ノ氏名、本籍地、住所及死亡ノ年月日時
 - 二 遺産ノ品名及各品ノ數量、若シ金錢ナルトキハ其金額
 - 三 遺産目録ヲ作リタル年月日
- 第二十一條 船長ハ戸籍法ノ規定ニ依リ死亡ニ關スル航海日誌ノ謄本ヲ戸籍吏、公吏又ハ領事ニ送付スル場合ニ於テハ其港ノ管海官廳ニ其港ニ管海官廳ナキトキハ其後最初ノ到着シタル港ノ管海官廳ニ遺産目録ヲ差出スヘシ
- 船中ニ死亡者アリタルモ前項ニ掲ケル謄本ノ送付ヲ要セサルトキハ船長ハ遺産目録ヲ作リタル港ノ管海官廳、其港ニ管海官廳ナキ場合又ハ航行中ノ作リタル場合ニ在リテハ其後最初ノ到着シタル港ノ管海官廳ニ遺産目録ヲ差出スヘシ
- 第二十二條 前條ニ依リ遺産目録ヲ受ケタルトキハ管海官廳ハ其管海官廳又ハ其指定スル管海官廳ニ遺産ヲ差出スヘキコトヲ船長ニ命スルコトヲ得
- 第二十三條ノ二 船員法第二十三條第一項ニ依リ日本臣民ヲ送還スヘキコト

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第二節 船員

- トヲ命セラレタル船長カ公使、領事又ハ貿易事務官ノ指定シタル港ニ到着シタルトキハ其港ニ於ケル警察署ニ送還ノ事由ヲ説明シ被送還者ヲ引渡スヘシ
- 前項ニ依リ被送還者ヲ引渡シタル船長カ被送還者ヨリ送還費用ノ償還ヲ得サルトキハ被送還者ノ氏名、出生年月日、出生地、身分、本籍地住所、扶養義務者ノ氏名住所及送還ノ事實ヲ記載シタル書面ヲ作リ之ヲ被送還者ヲ引渡シタル警察署ニ提出シテ其證明ヲ申請スルコトヲ得
- 船長カ明治三十三年勅令第四百十五號ノ規定ニ依リ臺灣總督府、北海道廳又ハ府縣ニ送還費用ノ請求ヲ爲ス場合ニハ請求書ニ前項ノ書類ヲ添附スヘシ
- 第二十三條 船長カ就職又ハ退職ノ認印ヲ申請セントスルトキハ就職ノ場合ニハ第九號書式退職ノ場合ニハ第十號書式ノ申請書ニ就職又ハ退職及其年月日ヲ認印スル書面ヲ添ヘテ船員手帖ヲ最寄管海官廳ニ提出スヘシ
- 就職ノ認印ヲ申請セントスル場合ニハ船長ハ前項ノ規定ニ從フ外其海技免狀ヲ管海官廳ノ檢閲ニ供スヘシ
- 第二十四條 第十九條ノ規定ハ前條ノ認印ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第四章 海 員
- 第二十五條 海員雇入ノ公認ヲ申請セントスルトキハ雇入ノ海員名簿ニ書式ヲ定ムル事項ヲ記載シ左ノ書類ヲ添ヘテ雇入港ノ管海官廳、其港ニ管海官廳ナキトキハ其後最初ノ到着シタル港ノ管海官廳ニ之ヲ提出スヘシ
 - 一 第三號書式ノ申請書
 - 二 被雇者海技免狀ヲ有スルトキハ其免狀
- 第二十六條 海員名簿及前條第一號ノ書面ニ被雇者ノ氏名及之ニ關スル事項ヲ記載スルニハ左ノ順序ニ從フヘシ
- 第一 甲板部海員

- 第二 機関部海員
- 第三 事務部海員同一ノ部ニ屬スル海員間ニ在リテハ上長ヲ先ニスヘシ
- 第二十七條 當事者代理人ヲシテ海員雇入ノ公認ヲ受ケシメントスルトキハ其理由ヲ記載シ且其權限ヲ認印スル書面ヲ代理人ニ交付シ代理人ハ之ヲ管海官廳ニ差出スヘシ
- 第二十八條 海員雇入ノ公認ヲ爲スニ當リ管海官廳ニ於テ海員名簿ニ記載シタル事項ヲ當事者ニ讀聞カスニハ被雇者ニ付テハ第二十六條ノ順序ニ依リ之ヲ爲ス
- 當事者ヲシテ署名捺印セシムルニハ雇入ノ先ニ被雇者ヲ後ニハ被雇者間ニ在リテハ第二十六條ノ順序ニ依ル
- 第二十九條 被雇者總員署名捺印シタルトキハ管海官廳ハ海員名簿ニ海員雇入ノ公認ヲ爲シタル年月日ヲ記載シ管海官廳ノ印ヲ捺シテ第二十五條第二號ノ書類ト共ニ之ヲ雇入者ニ還付ス
- 第三十條 船員法第二十九條ニ依リ雇入ノ公認ノ認印ヲ申請セントスルトキハ海員ノ手帖ニ書式ニ定ムル事項ヲ記載シ公認ヲ爲シタル管海官廳ニ之ヲ提出スヘシ
- 第三十一條 船員法第三十五條ニ依リ公認ノ認印ヲ申請セントスルトキハ海員ノ書式ニ從ヒ船員手帖ニ現在ノ契約條項其他ノ事項ヲ記載シ最寄管海官廳ニ之ヲ提出スヘシ
- 前項ノ場合ニ於テ船長ハ現在ノ契約條項ヲ記載シタル海員名簿ヲ管海官廳ニ提出スヘシ
- 第三十二條 船員法第六條ニ依リ海員手帖ノ交付ヲ申請シタル者其雇入期間中船員手帖ノ交付アリタルトキハ運送ナク前條第一項ノ手續ヲ爲シ公認ノ認印ヲ申請スヘシ
- 前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第三十三條 左ノ場合ニ於テハ海員雇入ノ公認ヲ申請スヘシ

- 一 海員雇入期間満了シタルトキ
 - 二 海員力死亡シタルトキ
 - 三 海員雇入契約ヲ解除シタルトキ
 - 四 海員雇入契約力終了シタルトキ
 - 五 雇入期間中ニ船舶力船員法ノ適用ヲ受タルコトヲ要セサルニ至リタルトキ
- 第三十四條** 海員雇止ノ公認ヲ申請セントスルトキハ雇者ハ海員名簿ニ書式ニ定ムル事項ヲ記載シ左ノ書類ヲ添ヘテ前條ニ掲ケル事實ノ發生シタル港ノ管海官廳ニ其港ニ管海官廳ナキトキ又ハ航行中其事實發生シタルトキハ其後最初ニ到着シタル港ノ管海官廳ニ之ヲ提出スヘシ
- 一 第四號書式ノ申請書
 - 二 被雇者ニ關シ記載ヲ爲シタル航海日誌
- 第三十五條** 第二十六條乃至第二十八條及第三十條ノ規定ハ海員雇止ノ公認ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第三十五條ノ二** 管海官廳アラサル港ニ於テ雇止メラレタル海員ハ船長ニ對シ左ノ事項ヲ記載シタル證明書ノ交付ヲ請求スルコトヲ得
- 一 雇入年月日
 - 二 職務
 - 三 雇止年月日
 - 四 雇止事由
 - 五 雇止地
- 前項ノ請求ヲ受ケタル船長ハ證明書ヲ作り署名捺印シテ之ヲ請求者ニ交付シ其後第三十四條及第三十五條ニ依リ該海員ノ雇止公認ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其公認アリタル管海官廳ノ名稱及年月日ヲ該海員ニ通知スヘシ
- 第一項ニ掲ケル海員力前項ノ證明書及雇止公認ノ通知ヲ受ケタルトキハ

- 船員手帖ニ書式ニ定ムル事項ヲ記載シ前項ノ證明書及通知書ヲ添ヘ其後最初ニ到着シタル港ノ管海官廳ニ提出シテ雇止公認ノ申請ヲ申請スヘシ
- 第三十六條** 被雇者總員又ハ船員法第二十七條第一項但書ノ場合ニ在リテハ出頭シタル當事者總員署名捺印シタルトキハ管海官廳ハ海員名簿ニ海員雇止ノ公認ヲ爲シタル年月日及當事者ノ一方出頭セシメシテ公認ヲ爲シタルトキハ其事由ヲ記載シ管海官廳ノ印ヲ捺シテ第三十四條第二號ノ書類ト共ニ之ヲ雇者ニ還付ス
- 第三十七條** 船員法第三十條第一項ニ依リ雇止ノ公認ヲ申請スル者ハ其中立ヲ確ムヘキ證憑アルトキハ之ヲ管海官廳ニ提出スヘシ
- 第三十八條** 管海官廳ニ於テ船員法第三十條第二項ニ依リ當事者双方ヲ呼出シタルトキハ當事者ノ爭ニ關シ各申立ヲ爲サシムヘシ此場合ニ於テ申請者ノ相手方ハ其中立ヲ確ムヘキ證憑アルトキハ之ヲ提出スルコトヲ得
- 第三十九條** 管海官廳ニ於テ前條ノ手續ヲ爲シタル後申請ノ理由アリトスルトキハ海員名簿ニ書式ニ定ムル事項、船員法第三十條ニ依リ海員雇止ノ公認ヲ爲シタルコト及公認ノ年月日ヲ記載シ管海官廳ノ印ヲ捺シテ之ヲ雇者ニ還付ス
- 第四十條** 海員雇入契約更新ノ公認ヲ申請セントスルトキハ雇者ハ海員名簿ニ書式ニ定ムル事項ヲ記載シ左ノ書類ヲ添ヘテ更新ヲ爲シタル港ノ管海官廳、其港ニ管海官廳ナキトキ又ハ航行中更新ヲ爲シタルトキハ其後最初ニ到着シタル港ノ管海官廳ニ之ヲ提出スヘシ
- 一 第五號書式ノ申請書
 - 二 第二十五條第二號ノ書類
 - 三 第三十四條第二號ノ書類
- 第四十一條** 海員雇入契約變更ノ公認ヲ申請セントスルトキハ雇者ハ海員名簿ニ書式ニ定ムル事項ヲ記載シ左ノ書類ヲ添ヘテ變更ヲ爲シタル港ノ管海官廳、其港ニ管海官廳ナキトキ又ハ航行中變更ヲ爲シタルトキハ其後最初ニ到着シタル港ノ管海官廳ニ之ヲ提出スヘシ
- 一 第七號書式ノ申請書
 - 二 第二十五條第二號ノ書類
 - 三 被雇者ノ船員手帖現存スルトキハ其手帖
- 前項ノ海員名簿ニハ現ニ雇入期間中ニ係ル海員ニ付テ書式ニ定ムル事項及原管海官廳ニ海員名簿ヲ提出スル場合ニ在リテハ被雇者總員ノ氏名、其他ノ場合ニ在リテハ前項ニ依リ提出スル船員手帖ヲ受有スル被雇者ノ氏名ヲ之ニ記載スヘシ
- 第二十六條ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第四十五條** 第二十七條及第二十八條ノ規定ハ被雇者全部又ハ一部ノ船員手帖滅失又ハ毀損シタル場合ニ之ヲ準用ス
- 第四十六條** 船員法第三十四條第一項ノ申請ニ依リ公認ヲ爲シタルトキハ管海官廳ハ海員名簿ニ同項ノ公認ヲ爲シタルコト及公認ノ年月日ヲ記載シ管海官廳ノ印ヲ捺シテ第四十四條第二號及第三號ノ書類ト共ニ之ヲ船長ニ還付ス
- 第四十七條** 第十六條第一項ノ規定ハ認印及網外ノ記載ニ關スル規定ヲ除ク外第二十五條第三十條第三十一條第三十二條第三十三條第三十四條第三十五條第四十條第四十一條又ハ第四十四條第二項ニ依リ海員名簿又ハ船員手帖ニ記載ヲ爲スニ當リ文字ヲ訂正、挿入又ハ削除シタル場合ニ之ヲ準用ス此場合ニハ管海官廳ニ於テ公認又ハ公認ノ證憑ヲ爲スニ當リ之ヲ認印スルニアラサレハ文字ノ訂正、挿入又ハ削除ハ其效ヲ有セス
- 第四十七條ノ二** 管海官廳ハ年月日及管海官廳ノ名稱ヲ刻シタル印ヲ以テ

- 最初ニ到着シタル港ノ管海官廳ニ之ヲ提出スヘシ
- 一 第六號書式ノ申請書
 - 二 契約ノ變更被雇者ノ職務ニ係ル場合ニ於テ被雇者海技免狀ヲ有スルトキハ其免狀
- 第四十二條** 第二十六條乃至第二十九條ノ規定ハ海員雇入契約ノ更新又ハ變更ノ公認ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第四十條第二號及第三號ノ書類又ハ前條第二號ノ書類ハ更新又ハ變更ノ公認アリタルトキ之ヲ雇者ニ還付ス**
- 第四十二條ノ二** 海員雇入契約ノ更新若ハ變更ノ公認ノ申請セントスルトキハ海員ハ船員手帖ノ相當欄ニ更新又ハ變更ノ年月日、場所及其要旨ヲ記載シ公認ヲ爲シタル管海官廳ニ之ヲ提出スヘシ
- 第四十三條** 海員雇入雇止又ハ雇入契約ノ更新若ハ變更ノ公認ノ申請ヲ申請シタルトキハ管海官廳ハ海員名簿又ハ船長ノ證明書ニ依リ船員手帖ノ記載事項ヲ調査シ正當ト認ムルトキハ船員手帖ニ公認ノ認印ノ年月日及第三十一條、第三十二條又ハ第三十五條ノ二ノ場合ニ在リテハ公認ノ認印ノ事由ヲ記載シ管海官廳ノ印ヲ捺シ雇止ノ場合ニハ之ヲ海員ニ還付シ其他ノ場合ニハ之ヲ雇者ニ交付ス
- 第四十三條ノ二** 船員力船員手帖ヲ滅失又ハ毀損シタルトキハ法令ニ特別ノ規定ナキ場合ニ於テモ管海官廳ニ申請シテ船員手帖ニ原手帖ニ記載アリタル事項ニ關スル證憑ヲ受ケルコトヲ得
- 前項ノ申請ヲ爲スニハ認印ヲ受ケヘキ事項ヲ船員手帖ニ記載シテ提出シ公認アリタル海員名簿、船長ニ於テ證明シタル海員名簿ノ謄本、毀損シタル船員手帖又ハ相當官廳ノ證明書ヲ管海官廳ノ檢閱ニ供スヘシ
- 第一項ノ規定ニ依リ認印ノ申請ヲ爲シタルトキハ管海官廳ハ前項ノ書類ニ依リ新し手帖ノ記載事項ヲ調査シ正當ト認ムルトキハ前條ノ手續ニ依リ且認印ノ事由ヲ記載シテ認印ヲ爲ス

- 船員手帖ニ書式ニ定ムル事項ヲ記載シ前項ノ證明書及通知書ヲ添ヘ其後最初ニ到着シタル港ノ管海官廳ニ提出シテ雇止公認ノ申請ヲ申請スヘシ
- 第三十六條** 被雇者總員又ハ船員法第二十七條第一項但書ノ場合ニ在リテハ出頭シタル當事者總員署名捺印シタルトキハ管海官廳ハ海員名簿ニ海員雇止ノ公認ヲ爲シタル年月日及當事者ノ一方出頭セシメシテ公認ヲ爲シタルトキハ其事由ヲ記載シ管海官廳ノ印ヲ捺シテ第三十四條第二號ノ書類ト共ニ之ヲ雇者ニ還付ス
- 第三十七條** 船員法第三十條第一項ニ依リ雇止ノ公認ヲ申請スル者ハ其中立ヲ確ムヘキ證憑アルトキハ之ヲ管海官廳ニ提出スヘシ
- 第三十八條** 管海官廳ニ於テ船員法第三十條第二項ニ依リ當事者双方ヲ呼出シタルトキハ當事者ノ爭ニ關シ各申立ヲ爲サシムヘシ此場合ニ於テ申請者ノ相手方ハ其中立ヲ確ムヘキ證憑アルトキハ之ヲ提出スルコトヲ得
- 第三十九條** 管海官廳ニ於テ前條ノ手續ヲ爲シタル後申請ノ理由アリトスルトキハ海員名簿ニ書式ニ定ムル事項、船員法第三十條ニ依リ海員雇止ノ公認ヲ爲シタルコト及公認ノ年月日ヲ記載シ管海官廳ノ印ヲ捺シテ之ヲ雇者ニ還付ス
- 第四十條** 海員雇入契約更新ノ公認ヲ申請セントスルトキハ雇者ハ海員名簿ニ書式ニ定ムル事項ヲ記載シ左ノ書類ヲ添ヘテ更新ヲ爲シタル港ノ管海官廳、其港ニ管海官廳ナキトキ又ハ航行中更新ヲ爲シタルトキハ其後最初ニ到着シタル港ノ管海官廳ニ之ヲ提出スヘシ
- 一 第七號書式ノ申請書
 - 二 第二十五條第二號ノ書類
 - 三 第三十四條第二號ノ書類
- 第四十一條** 海員雇入契約變更ノ公認ヲ申請セントスルトキハ雇者ハ海員名簿ニ書式ニ定ムル事項ヲ記載シ左ノ書類ヲ添ヘテ變更ヲ爲シタル港ノ管海官廳、其港ニ管海官廳ナキトキ又ハ航行中變更ヲ爲シタルトキハ其後最初ニ到着シタル港ノ管海官廳ニ之ヲ提出スヘシ
- 一 第七號書式ノ申請書
 - 二 第二十五條第二號ノ書類
 - 三 被雇者ノ船員手帖現存スルトキハ其手帖
- 前項ノ海員名簿ニハ現ニ雇入期間中ニ係ル海員ニ付テ書式ニ定ムル事項及原管海官廳ニ海員名簿ヲ提出スル場合ニ在リテハ被雇者總員ノ氏名、其他ノ場合ニ在リテハ前項ニ依リ提出スル船員手帖ヲ受有スル被雇者ノ氏名ヲ之ニ記載スヘシ
- 第二十六條ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第四十五條** 第二十七條及第二十八條ノ規定ハ被雇者全部又ハ一部ノ船員手帖滅失又ハ毀損シタル場合ニ之ヲ準用ス
- 第四十六條** 船員法第三十四條第一項ノ申請ニ依リ公認ヲ爲シタルトキハ管海官廳ハ海員名簿ニ同項ノ公認ヲ爲シタルコト及公認ノ年月日ヲ記載シ管海官廳ノ印ヲ捺シテ第四十四條第二號及第三號ノ書類ト共ニ之ヲ船長ニ還付ス
- 第四十七條** 第十六條第一項ノ規定ハ認印及網外ノ記載ニ關スル規定ヲ除ク外第二十五條第三十條第三十一條第三十二條第三十三條第三十四條第三十五條第四十條第四十一條又ハ第四十四條第二項ニ依リ海員名簿又ハ船員手帖ニ記載ヲ爲スニ當リ文字ヲ訂正、挿入又ハ削除シタル場合ニ之ヲ準用ス此場合ニハ管海官廳ニ於テ公認又ハ公認ノ證憑ヲ爲スニ當リ之ヲ認印スルニアラサレハ文字ノ訂正、挿入又ハ削除ハ其效ヲ有セス
- 第四十七條ノ二** 管海官廳ハ年月日及管海官廳ノ名稱ヲ刻シタル印ヲ以テ

第十七條、第十九條、第二十四條、第二十九條、第三十六條、第三十九條、第四十二條第一項、第四十三條、第四十三條ノ二第三項、第四十六條ノ年月日ノ記載及捺印ニ代フルコトヲ得

第四十八條 公認及公認ノ認證ハ管海官廳ニ於テ當事者ノ申請ニ依リ理由アリト認ムルトキハ管海官廳外ノ場所ニ於テ之ヲ行フコトアルヘシ

第五章 手数料

第四十九條 手数料ノ額左ノ如シ

- 一 船員手帖ノ交付又ハ書換 一部ニ付 二十錢
- 二 船員手帖ノ訂正 船員法第三條第二項ノ事項一箇ニ付 五錢
- 三 報告書ノ認證 一通ニ付 一圓
- 四 船長就職又ハ退職ノ認證 一件ニ付 二十錢
- 五 公認 被雇者一人ニ付 十錢
- 六 公認ノ認證 但船員法第三十四條ノ場合ニ於テハ被雇者一人ニ付 五錢
- 外國ニ於テ手数料ヲ納付スヘキトキハ其額ハ左ノ規定ニ依ル
 - 一 報告書ノ認證 一通ニ付 二圓
 - 二 船長就職又ハ退職ノ認證 一件ニ付 四十錢
 - 三 公認 被雇者一人ニ付 二十錢
 - 但船員法第三十五條ノ場合ニ於テハ被雇者一人ニ付 十錢
 - 四 公認ノ認證 一件ニ付 十錢

第五十條 前條第一項第一號ノ手数料ハ第八號書式ノ手数料納付書ニ其金額ニ相當スル收入印紙ヲ貼用シテ之ヲ納付スヘシ

前條第一項第二號乃至第六號ノ手数料ハ逕信大臣ノ告示スル場所ニ於テハ前項ノ規定ニ依リ、其他ノ場所ニ於テハ現金ヲ以テ納付スヘシ

キハ管海官廳ハ左ノ事項ヲ記載シ管海官廳ノ印ヲ捺シタル書面ヲ海員ニ交付スヘシ

- 一 船舶ノ名稱、番號、積量、船籍港及船舶所有者ノ氏名又ハ名稱
- 二 海員ノ氏名及本籍地
- 三 雇入ノ公認アリタル年月日、場所、海員ノ従事シタル職務及給料
- 四 雇止ノ公認アリタル年月日、場所及雇止ノ事由
- 第六十條 従來ノ海員名簿ニシテ二葉以上ノ用紙ヲ綴合シタルモノニハ管海官廳ニ於テ公認ヲ爲ストキ其各葉ニ契印スヘシ
- 第六十一條 第四章中海員名簿ニ關スル規定ハ前八條ニ於テ特ニ明文ヲ掲ケル場合ヲ除ク外従來ノ海員名簿ニ付テ之ヲ準用ス
- 第六十二條 最後ノ雇止ノ公認アリタルコトヲ證スル海員雇止證書又ハ第五十九條ノ書面ハ船員法施行後六箇月間ニ雇入ノ公認ヲ受クル場合及該期間満了後利メテ雇入ノ公認ヲ受クル場合ニ雇者ヨリ之ヲ管海官廳ニ提出スヘシ

附則 (大正十二年十月通信令第四四號)

本令ハ大正十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ汽船ニ乗組メル者ハ運漕ナク第八條ノ二第一項ノ例ニ準シ其ノ手續ヲ爲スヘシ
本令施行前交付ヲ受ケタル船員手帖ニ付テハ第九條ノ三第一項ニ定ムル期間ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス
(別表略ス)

前二項ニ依リ貼用シタル印紙ハ管海官廳ニ於テ消印ヲ爲スヘキモノトス
但申請者ニ於テ自己ノ便宜上消印ヲ爲スハ妨ナシ

第六章 罰則

第五十一條 第十三條第二項第二十條第一項第二十一條第二十二條ノ二第一項第三十一條第二項又ハ第三十二條ニ違反シタル者第二十二條ノ命令ニ違反シテ管海官廳ニ遺産ヲ差出ササル者又ハ第三十五條第二項ニ定メタル證明書ノ交付又ハ公認ノ通知ヲ爲ササル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

- 第五十二條 本則ハ船員法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第五十三條 従來ノ海員名簿ヲ提出シテ海員雇入ノ公認ヲ申請セントスルトキハ雇者ハ被雇者(海員)氏名、浦役人檢印及事故摘要ノ欄ヲ除ク外其各欄ニ相當ノ事項ヲ記載スヘシ
- 第五十四條 前條ノ場合ニ於テハ雇者ハ明治年月日雇主ト記載シタル下被雇者ハ被雇者(海員)氏名ノ欄ニ署名捺印スヘシ
- 第五十五條 従來ノ海員名簿ヲ提出シテ海員雇止ノ公認ヲ申請セントスルトキハ本則施行前ニ雇入ノ公認ヲ受ケタル者ナルト否ト問ハス雇止ノ事由、場所及年月日ヲ之ニ記載スヘシ
- 第五十六條 前條ノ規定ハ従來ノ海員名簿ヲ提出シテ海員雇入契約ノ更新又ハ變更ノ公認ヲ申請セントスル場合ニ之ヲ準用ス
- 第五十七條 前二條ノ場合ニ於テ當事者ヲシテ署名捺印セシムルニハ各條ノ記載ヲ爲シタル次行ニ之ヲ爲サシムヘシ
- 第五十八條 海員ノ雇止、雇入契約ノ更新又ハ變更ノ公認ニ關シ第三十六條第三十九條第四十二條又ハ第四十六條ニ依リ管海官廳ニ於テ爲スヘキ記載及捺印ハ前條ノ署名捺印ヲ爲シタル次行ニ之ヲ爲ス
- 第五十九條 船員法施行ノ日ヨリ六箇月間ニ海員雇止ノ公認ヲ爲シタルト

船舶職員法

(明治二十九年四月七日) 法律第六十八號 (改正) 法律第六十九號

第一條 日本船舶ニハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除ク外此ノ法律ノ規定ニ依リ船舶職員ヲ乗組マシムヘシ但シ船舶検査法第一條各號ニ掲ケル船舶ハ此ノ限ニ在ラス

船舶職員ト稱スルハ 船長、一等運轉士、二等運轉士、機關長及二等機關士ヲ謂フ

第二條 海技免狀ヲ有スル者ニアラサレハ船舶職員タルコトヲ得ス

- 第三條 海技免狀ハ左ノ二種トス
 - 甲種船長
 - 甲種一等運轉士
 - 甲種二等運轉士
 - 乙種船長
 - 乙種一等運轉士
 - 乙種二等運轉士
 - 丙種船長
 - 丙種運轉士
 - 機關長
 - 一等機關士
 - 二等機關士

三等機關士

逕信大臣ハ海技免狀ノ效力ニ制限ヲ加ヘタルモノヲ授與スルコトヲ得

第四條 各船舶ニ乗組マンムヘキ船舶職員ノ定員及其ノ免狀ノ種類ハ第一號表ニ依ル

第一號表ニ定ムル免狀ハ命令ノ定ムル所ニ依リ他ノ種類ノ免狀ヲ以テ代用スルコトヲ得

第五條 海技免狀ハ逕信大臣ノ定ムル試験規程ニ依リ試験ヲ受ケ合格シ且海技免狀原簿ニ登録ヲ受ケタル者ニ授與ス

海軍艦船艇ニ乗組ミ運航若クハ機關運轉ニ從事シ又ハ商船學校全科卒業證書ヲ有シ逕信大臣ニ於テ試験規程ニ合格スト認ムル者ニハ試験ヲ用キシテ相當ノ免狀ヲ授與スルコトヲ得

第六條 左ニ記載スル事項ニ該當スル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得ス又船舶職員タルコトヲ得ス

一 公權ヲ剝奪セラレ復權セサル者及公權停止中ノ者

二 家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者及身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者

三 瘋癲白痴者若クハ身體不具ニシテ執職ニ不適當ナル者

四 海技免狀ノ行使ヲ禁止セラレタル者及其ノ行使停止中ノ者

第七條 左ニ掲ケタル船舶ニ付テハ命令ヲ以テ其ノ職員ニ關シ別段ノ規程ヲ設クルコトヲ得

法律施行ノ日ヨリ廢止ス

第十二條 明治九年第八十二號布告、同年第九十四號布告及明治十四年第七十五號布告ニ依リ授與シタル免狀ハ第二號表ニ依リ各相當ノ免狀ト交換スヘシ其交換ノ手續及時期ハ逕信大臣之ヲ定ム

前項ニ掲ケタル各種ノ舊免狀ハ新免狀ト交換スルマテ之ニ代用スルコトヲ得

第十三條 此ノ法律ハ施行ノ日ヨリ一箇年ヲ限リ積石數百五十石以上ノ帆船ニハ之ヲ適用セス

第十四條 逕信大臣ハ積石數百五十石以上ノ帆船ニ乗組ミ三箇年以來其ノ運航ヲ掌リ且此ノ法律施行ノ際現ニ船長ノ職ヲ執リ年齡二十歳以上ノ者ニ此ノ法律施行ノ日ヨリ一箇年ヲ限リ試験ヲ用キシテ相當ノ海技免狀ヲ授與スルコトヲ得

第十五條 逕信大臣ハ第一號表中近海航船ニシテ登簿噸數五百噸未満ノ汽船及沿海航船ニシテ登簿噸數二百噸以上ノ汽船ニハ此ノ法律施行ノ日ヨリ一箇年ヲ限リ二等機關士ノ免狀ヲ有スル者ニ機關長ノ職ヲ執ラシメ又二等機關士ヲ乗組マンメサルコトヲ得

- 一 外國各港間ノ航行スル船舶
- 二 漁獲其ノ他特殊ノ目的ニ專用スル船舶
- 三 特殊ノ構造ヲ有スル船舶

第八條 此ノ法律又ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ相當スル船舶職員ヲ乗組マンメサルトキハ船舶所有者、船舶共有ノ場合ニ於テハ船舶管理人、船舶賃貸ノ場合ニ於テハ賃借人ヲ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條 前條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ(六)數罪俱發ノ例ヲ用キス

第九條ノ二 此ノ法律又ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ノ規定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ船舶検査法第十七條ニ掲ケル外國船舶ニ準用スルコトヲ得

第十條 此ノ法律ハ明治三十年七月一日ヨリ施行ス

第十一條 明治十三年第二十八號布告及明治十四年第七十五號布告ハ此ノ

第一號表

近海航路				洋航路				航路種別	總噸數	職員名稱	免狀種類	定員
汽	帆	船	船	汽	帆	船	船					
二百噸未満	千噸以上	千噸未満	二百噸未満	二百噸未満	五百噸以上	五百噸以上	五百噸以上	汽船	船長	一等	1	
二百噸未満	千噸以上	千噸未満	二百噸未満	二百噸未満	五百噸以上	五百噸以上	五百噸以上	汽船	船長	二等	1	
二百噸未満	千噸以上	千噸未満	二百噸未満	二百噸未満	五百噸以上	五百噸以上	五百噸以上	汽船	船長	三等	1	
二百噸未満	千噸以上	千噸未満	二百噸未満	二百噸未満	五百噸以上	五百噸以上	五百噸以上	帆船	船長	一等	1	
二百噸未満	千噸以上	千噸未満	二百噸未満	二百噸未満	五百噸以上	五百噸以上	五百噸以上	帆船	船長	二等	1	
二百噸未満	千噸以上	千噸未満	二百噸未満	二百噸未満	五百噸以上	五百噸以上	五百噸以上	帆船	船長	三等	1	
二百噸未満	千噸以上	千噸未満	二百噸未満	二百噸未満	五百噸以上	五百噸以上	五百噸以上	汽船	船長	一等	1	
二百噸未満	千噸以上	千噸未満	二百噸未満	二百噸未満	五百噸以上	五百噸以上	五百噸以上	汽船	船長	二等	1	
二百噸未満	千噸以上	千噸未満	二百噸未満	二百噸未満	五百噸以上	五百噸以上	五百噸以上	汽船	船長	三等	1	
二百噸未満	千噸以上	千噸未満	二百噸未満	二百噸未満	五百噸以上	五百噸以上	五百噸以上	帆船	船長	一等	1	
二百噸未満	千噸以上	千噸未満	二百噸未満	二百噸未満	五百噸以上	五百噸以上	五百噸以上	帆船	船長	二等	1	
二百噸未満	千噸以上	千噸未満	二百噸未満	二百噸未満	五百噸以上	五百噸以上	五百噸以上	帆船	船長	三等	1	
二百噸未満	千噸以上	千噸未満	二百噸未満	二百噸未満	五百噸以上	五百噸以上	五百噸以上	汽船	船長	一等	1	
二百噸未満	千噸以上	千噸未満	二百噸未満	二百噸未満	五百噸以上	五百噸以上	五百噸以上	汽船	船長	二等	1	
二百噸未満	千噸以上	千噸未満	二百噸未満	二百噸未満	五百噸以上	五百噸以上	五百噸以上	汽船	船長	三等	1	

汽船	海路		水路	
	汽船	帆船	汽船	帆船
	二百噸以上	二百噸以上	二百噸以上	二百噸以上
機船	機船	機船	機船	機船
長	長	長	長	長
乙種一等	乙種一等	乙種一等	乙種一等	乙種一等
機士	機士	機士	機士	機士
機士	機士	機士	機士	機士
機士	機士	機士	機士	機士
機士	機士	機士	機士	機士
機士	機士	機士	機士	機士
機士	機士	機士	機士	機士

船舶職員法施行細則

第一章 總則

第一條 船舶職員法第一條表ニ掲タル航路ノ區域ハ本則ニ別段ノ規定アル

第二條 左ノ場合ニ於テハ船舶職員法第四條又ハ本則ニ定ムル船舶職員ノ全部又ハ一部ヲ乘組マシメサルコトヲ得

一 外國ニ於テ所有權ヲ取得シタル船舶ヲ到達港マテ回航スルトキ

二 外國各港間ノミヲ航行スル船舶ニ於テ船舶職員ニ缺員ヲ生シ補充ノ手續中ナルトキ

三 日本ト外國トノ間ヲ航行スル船舶外國ノ港ニ於テ船舶職員ニ缺員ヲ生シ日本ノ到達港マテ回航スルトキ

四 平水航路又ハ沿海航路ニ該當スル外國各港間ノミヲ航行スル船舶ニシテ當該外國政府ノ法規ニ依リ相當免狀ヲ受有スル者ヲ乘組マシメタルトキ

五 航行中船舶職員ニ缺員ヲ生シタルトキ

六 他船ニ引カレテ航行スルトキ

七 入渠、修繕又ハ其他ノ事由ニ依リ船舶ヲ航行ノ用ニ供セサルトキ

前項第一號乃至第三號ノ場合ニ於テハ船舶所有者又ハ船長ヨリ海技免狀ヲ受有スル者ヲ雇入レ難キ事由ヲ具シ日本ノ領事官若ハ貿易事務官ノ認可ヲ受ケテ相當ノ技能ヲ有スル者ヲ乘組マシメ又第七號ノ場合ニ於テハ日本ニ在テハ管海官廳、外國ニ在テハ領事官若ハ貿易事務官ノ認可ヲ受ケタルコトヲ要ス

船舶検査法施行細則第三十二條又ハ第三十四條ニ依リ船舶ヲ回航セントスルニ當リ旅客及貨物ヲ搭載セサルトキハ近海航路以下ノ航路ニ限り沿海航路又ハ平水航路ニ相當スル船舶職員ヲ乘組マシムルコトヲ得

第三章 海技免狀

第八條 船舶職員法第三條第二項ニ依リ效力ニ制限ヲ加ヘ授與スル海技免狀ハ左ノ如シ

一 甲種船長免狀 汽船又ハ帆船ニ限リ船舶職員ト爲ルコトヲ得ルモノ

新舊免狀對照表	新免狀	舊免狀
甲種船長	甲種船長	甲種船長
甲種一等	甲種一等	甲種一等
甲種二等	甲種二等	甲種二等
乙種一等	乙種一等	乙種一等
乙種二等	乙種二等	乙種二等
丙種一等	丙種一等	丙種一等
丙種二等	丙種二等	丙種二等
丁種	丁種	丁種
戊種	戊種	戊種
己種	己種	己種
庚種	庚種	庚種
辛種	辛種	辛種
壬種	壬種	壬種
癸種	癸種	癸種

場合ヲ除クノ外船舶検査法施行細則第四十九條乃至第五十二條ノ規定ニ依リ船舶ノ種別ハ船舶法施行細則第一條及第二條ノ規定ニ依ル

本則ニ於テ船舶所有者ト稱スルハ船舶管理人又ハ船舶賃借人ヲ包含ス

第二章 船舶職員

第二條 總噸數五百噸未満ノ漁船ニ限リ第一號表ニ依リ其職員ヲ乘組マシムルコトヲ得

本則ニ於テ漁船ト稱スルハ船舶検査法施行細則第二條第三項ノ船舶ヲ謂フ

第三條 機關ヲ有スル帆船ハ第二號表ニ依リ機關部職員ヲ乘組マシムヘシ

第四條 外國各港間ノミヲ航行スル船舶ニシテ其航路近海航路、沿海航路又ハ平水航路ニ該當スルトキハ通信大臣ノ指定ヲ受ケ其航路ノ種別ニ從ヒ船舶職員ヲ乘組マシムルコトヲ得

外國ノ湖川港内ハ平水航路トス

第五條 第二條及第三條ニ掲タルモノノ外船舶職員法第七號第二號及第三號ニ該當スル船舶ニ於テハ通信大臣ノ認可ヲ受ケ同法第一號表ニ掲タル職員ヲ減シ又ハ他ノ海技免狀ヲ受有スル者ヲ以テ船舶職員ニ充ツルコトヲ得

第六條 前二條ニ依リ通信大臣ノ指定又ハ認可ヲ受ケントスルトキハ船舶所有者ヨリ左ニ掲タル事項ヲ記載シタル申請書ヲ通信大臣ニ差出シ指定書又ハ認可書ノ交付ヲ受クヘシ

一 船舶ノ種類、名稱、積量(總噸)及速力

二 特殊ノ船舶ナルトキハ其構造

三 航行ノ目的(ハ其期間ヲ合セ)

四 航行ノ區域及里程

五 乘組マシメントスル船舶職員ノ名稱及海技免狀ノ種類(第四條ニ依リ指定ハセズ)

第三編 交通 第二章 水上交通 第二節 船員

- 二 甲種一等運轉士免狀 汽船又ハ帆船ニ限リ船員ト爲ルコトヲ得ルモノ
- 三 甲種二等運轉士免狀 汽船又ハ帆船ニ限リ船員ト爲ルコトヲ得ルモノ
- 四 乙種一等運轉士免狀 一定區域ノ湖川港内ノミヲ航行スル汽船ニ限リ船員ト爲ルコトヲ得ルモノ
- 五 乙種二等運轉士免狀 沿海航路若ハ平水航路ヲ航行スル汽船ニ限リ船員ト爲ルコトヲ得ルモノ
- 六 三等機師士免狀 湖川港内ノミヲ航行スル汽船ニ限リ船員ト爲ルコトヲ得ルモノ

第九條 高等ノ免狀ハ下等ノ免狀ニ代用スルコトヲ得

甲種船長免狀ハ他ノ船長免狀及運轉士免狀ニ對シ、甲種一等運轉士免狀ハ他ノ運轉士免狀ニ對シ、甲種二等運轉士免狀ハ各乙種運轉士免狀及丙種運轉士免狀ニ對シ、乙種船長免狀ハ各乙種運轉士免狀ニ對シ、乙種一等運轉士免狀ハ乙種二等運轉士免狀ニ對シ、丙種船長免狀ハ丙種運轉士免狀ニ對シ、各高等ノ免狀トス

機關長免狀ハ各機關士免狀ニ對シ、一等機關士免狀ハ二等機關士免狀及三等機關士免狀ニ對シ、二等機關士免狀ハ三等機關士免狀ニ對シ、各高等ノ免狀トス

同種免狀ニシテ效力ニ制限ヲ加ヘサルモノハ效力ニ制限ヲ加ヘタルモノトアルヘシ

第三編 交通 第二章 水上交通 第二節 船員

受クルコト能ハサル事由ヲ疏明シテ前條ノ體格検査ノ執行ニ代フルコトヲ申請スルコトヲ得

管海官廳ハ前項ノ申請ヲ正當ト認ムルトキハ體格検査成績書ニ依リ申請人ノ體格ヲ審查シ適當ト認ムルトキハ體格検査ニ合格シタル者ト看做スコトヲ得

第十四條 選信省ニ於テ第十一條又ハ第十二條第三項ノ申請ヲ正當ト認ムルトキハ左ノ事項ヲ海技免狀原簿ニ登錄シ第三號書式ノ海技免狀ヲ申請人ニ授與ス

- 一 海技免狀ノ種類
- 二 氏名
- 三 本籍地及族稱(外國人ナルトキハ國籍)
- 四 出生ノ年月日
- 五 船舶職員試験又ハ體格検査ヲ行ヒタル管海官廳ノ名稱
- 六 合格ノ年月日

第十五條 海技免狀ヲ受有スル者第十一條又ハ第十二條第三項ノ申請ヲ爲シタル場合ニ於テ現ニ審判開始ノ決定ヲ受ケタル者ナルトキハ前條ノ手續ハ審判不繼續ノ決定又ハ確定判決ヲ受ケルマテ之ヲ停止ス

前項ノ確定判決ニ依リ免狀行使ヲ停止セラレタルトキハ尙其執行處分ヲ終ルマテ登錄ヲ停止シ又免狀行使ヲ禁止セラレタルトキハ登錄ノ申請ハ之ヲ却下ス

第十六條 第十四條第二號又ハ第三號ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキハ當該免狀ヲ受有スル者ハ其事實アリタル日又ハ其事實ヲ知りタル日ヨリ三十日以内ニ第四號書式ノ書面ヲ選信省ニ差出シテ變更ノ登錄ヲ申請スヘシ

變更ノ登錄ヲ申請スル者ハ登錄事項ノ變更ニ關スル戸籍ノ謄本若ハ抄本、外國人ニ在テハ本國領事ノ證明書ヲ申請書ニ添付スヘシ

第十七條 選信省ニ於テ前條ノ申請ヲ正當ト認ムルトキハ變更ノ登錄ヲ爲

ニ對シ、效力ヲ汽船ニ限リタルモノハ效力ヲ漁業汽船ニ限リタルモノニ對シ、效力ヲ帆船ニ限リタルモノハ效力ヲ漁業帆船ニ限リタルモノニ對シ各高等ノ免狀トス

第十四章 登 錄

第十一條 船舶職員法第五條第一項ニ依リ海技免狀ヲ受ケントスル者ハ船舶職員試験ヲ行ヒタル管海官廳ヲ經由シ第一號書式ノ書面ヲ選信省ニ差出シテ登錄ヲ申請スヘシ

第十二條 船舶職員法第五條第二項ニ依リ海技免狀ヲ受ケントスル者ハ船舶職員試験ヲ執行スル管海官廳ニ左ノ書類ヲ差出シ體格検査ヲ申請スヘシ

- 一 第二號書式ノ申請書
 - 二 戸籍ノ謄本及船舶職員法第六條第一號及第二號ニ該當セザルコトノ證明書
 - 三 海軍艦艇ニ乗組ミ運航若ハ機關運轉ニ從事シタル者ハ海上勤務ノ履歷書、最後任官ノ辭令書ノ寫
 - 四 商船學校全科卒業生ハ卒業證書ノ寫
 - 五 海技免狀ヲ受有スル者ハ該免狀ノ寫及該免狀受有後ノ乘船履歷書
- 前項第三號ノ履歷書ニ付テハ相當證明書、辭令書ノ寫又ハ卒業證書ノ寫ニ付テハ各原本、第五號ノ乘船履歷書ニ付テハ船舶職員試験規程第十五條ニ依リ證明書ヲ管海官廳ノ檢閱ニ供スヘシ
- 體格検査ヲ受ケ合格シタル者ハ之ヲ行ヒタル管海官廳ヲ經由シ第一號書式ノ書面ヲ選信省ニ差出シテ登錄ヲ申請スヘシ
- 第十三條 船舶職員法第五條第二項ニ依リ海技免狀ヲ受ケントスル者管海官廳ニ於テ體格検査ヲ受ケルコト能ハサルトキハ該官廳ノ定ムル體格検査例規ニ依リ相當醫師ノ検査ヲ受ケ其成績書ヲ添ヘ該官廳ニ於テ検査ヲ

シ必要ノ場合ニハ海技免狀ヲ書換ヘ之ヲ申請人ニ交付ス

申請人前項ノ免狀ヲ受ケタルトキハ之ト引換ニ舊免狀ヲ選信省ニ返還スヘシ

第十八條 海技免狀ヲ受有スル者左ノ各號ニ該當スルトキハ其事實アリタル日又ハ其事實ヲ知りタル日ヨリ十日以内ニ其事由ヲ記載シタル書面ヲ選信省ニ差出シテ抹消ノ登錄ヲ申請スヘシ

- 一 公權ヲ剝奪セラレタルトキ
- 二 家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
- 三 船舶職員法第六條第三號ノ事項ニ該當シタルトキ
- 四 免狀行使ノ禁止ヲ言渡サレ其裁決確定シタルトキ
- 五 船舶職員試験規程ノ規定ニ依リ合格無効トナリタルトキ
- 六 廢業シタルトキ

海技免狀ヲ受有スル者失踪ノ宣告ヲ受ケ又ハ死亡シタルトキハ相續人又ハ現ニ該免狀ヲ保管スル者ニ於テ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

抹消ノ登錄ヲ申請スル者ハ海技免狀ヲ申請書ニ添付シテ之ヲ選信省ニ返還スヘシ若シ之ヲ返還スルコト能ハサルトキハ其事由ヲ届出ツヘシ

第十九條 選信省ハ左ノ場合ニ於テ抹消ノ登錄ヲ爲ス

- 一 前條ノ申請ヲ受ケタルトキ
 - 二 抹消ノ登錄ヲ申請スヘキ場合ニ於テ規定ノ期間ニ之ヲ爲セザルトキ
 - 三 詐偽ノ所爲ヲ以テ海技免狀ヲ受ケタルコト發覺シタルトキ
 - 四 海員審判所ニ於テ海技免狀ヲ無効ト爲シタルトキ
- 選信省ハ前條第二號又ハ第三號ニ依リ抹消ノ登錄ヲ爲シタルトキハ其旨ヲ當該免狀ヲ受有スル者又ハ之ヲ保管スル者ニ通知ス
- 前項ノ通知ヲ受ケタル者ハ運滞ナク該免狀ヲ選信省ニ返還スヘシ
- 第二十條 海技免狀ヲ受有スル者高等免狀ニ對スル登錄ヲ受ケタルトキハ下等免狀ニ對スル登錄ハ選信省ニ於テ之ヲ抹消ス但該高等免狀ノ效力ニ

第三編 交通 第二章 水上交通 第二節 船員

制限ヲ加ヘタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

效力ニ制限ヲ加ヘタル免狀ヲ受有スル者其效力ニ制限加ヘサル同種ノ免狀ニ對シテ登録ヲ受ケタルトキハ效力ニ制限ヲ加ヘタル免狀ニ對シテ登録ハ該省ニ於テ之ヲ抹消ス

效力ニ制限ヲ加ヘタル免狀ヲ受有スル者其制限ノ變更シタル同種ノ免狀ニ對シテ登録ヲ受ケタルトキ亦前項ニ同シ

第二十一條 海技免狀ヲ受有スル者登録ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ遺漏ナル第四號書式ノ書面ヲ遞信省ニ差出シテ登録ノ訂正ヲ申請スヘシ

登録ノ錯誤又ハ遺漏第十四條第二號乃至第四號ノ事項ニ係ルトキハ前項ノ書面ニ戸籍ノ謄本若ハ抄本外國人ニ在テハ本國領事ノ證明書ヲ添付スヘシ

遞信省ニ於テ登録ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ訂正シ其旨ヲ當該免狀受有者ニ通知ス

第二十二條 前條第一項及第三項ノ規定ハ海技免狀ノ記載ニ錯誤又ハ遺漏アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條 遞信省ニ於テ前二號ノ申請ヲ正當ト認ムルトキハ登録ヲ訂正シ又ハ海技免狀ヲ書換ヘ之ヲ申請人ニ交付ス

第十七條第二項ノ規定ハ前項ノ免狀ヲ受ケル場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條 海技免狀遺失又ハ毀損シタルトキハ當該免狀受有者ハ其事實アリタル日又ハ其事實ヲ知リタル日ヨリ十日以内ニ第五號書式ノ書面ヲ遞信省ニ差出シテ再交付ヲ申請スヘシ

第二十五條 遞信省ニ於テ前條ノ申請ヲ正當ト認ムルトキハ更ニ海技免狀ヲ申請人ニ交付ス

第十七條第二項ノ規定ハ海技免狀ノ毀損ニ依リ前項ノ免狀ヲ受ケル場合ニ之ヲ準用ス

第二十六條 行政區劃ノ變更アリタルトキハ海技免狀ヲ受有スル者ハ其事由ヲ記載シタル書面ヲ遞信省ニ差出シテ海技免狀ノ書換ヲ申請スルコトヲ得

第十六條第二項ノ規定及第十七條ノ規定ハ變更ノ登録ニ關スル規定ヲ除クノ外前項ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第五章 手数料 第二十七條 本則ニ依リ申請ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納付スヘシ

一 第十二條第一項ニ依リ檢査ヲ申請スルトキ 二十錢

二 第二十二條ニ依リ海技免狀ノ訂正ヲ申請スル場合ニ於テ記載ノ事項ノ錯誤又ハ遺漏免狀受有者ノ遺失ニ出テタルトキ 一 四

三 海技免狀ノ再交付ヲ申請スルトキ 一 四

四 前條第一項ニ依リ海技免狀ノ書換ヲ申請スルトキ 一 四

前項第二號乃至第四號ノ申請ヲ二件以上同時ニ爲ストキハ該申請ノ内一件ニ對スル手数料ヲ納付スルヲ以テ足ル

第十六條ニ依リ變更ノ登録ヲ申請シ海技免狀ノ書換交付ヲ受ケル場合ニ於テ同時ニ第一項第二號乃至第四號ノ申請ヲ爲ストキハ手数料ヲ納付スルコトヲ要セス

第二十八條 第十一條第十二條第一項第三項第十六條第一項第二十二條第二十四條又ハ第二十六條第一項ノ申請ヲ爲ス者ハ登録稅又ハ手数料ニ相當スル收入印紙ヲ貼用シタル納付書ヲ申請書ニ添付スヘシ

前項ニ依リ貼用シタル印紙ハ當該官廳ニ於テ消印スヘキモノトス但申請人ニ於テ自己ノ便宜上消印ヲ爲スハ妨ケナシ

第六章 雜則

第三十五條 明治三十二年十月遞信省令第四十七號海技免狀取扱規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第三十六條 本則施行前ニ第十六條第十八條又ハ第二十四條ニ該當シ未ダ其ノ手續ヲ爲ササル者ハ本則施行ノ日ヨリ起算シ各條ニ記載スル期間ニ本則ニ定ムル手續ヲ爲スヘシ本則施行前ニ第二十一條第一項第二項第二十二條又ハ第二十九條第一項ニ該當スル者亦同シ

第七章ノ開闢ハ前項ニ違背シタル者ニモ亦之ヲ適用ス

第三十七條 外國ノ湖川港内ノミテ航行スル船舶ニハ當分ノ内日本ノ領事官若ハ貿易事務官ノ認可ヲ受ケ相當ノ技能ヲ有スル者ヲ以テ船舶職員ニ充フルコトヲ得

第三十七條ノ二 第四條、第七條及第三十七條ノ規定ハ日本船舶力朝鮮、臺灣若ハ樺太ノ各港間ノミテ航行シ又ハ内地ト朝鮮、臺灣若ハ樺太トノ間ヲ航行スル場合ニ之ヲ準用ス

第三十八條 明治三十八年法律第六十九號施行ノ際現在スル發動機船ハ明治三十八年十月一日ヨリ船舶職員法ニ依リテ職員ヲ乘組マシムヘシ

附則

本令中第八條ノ規定ハ大正十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令中第一號表及第三號表ハ大正十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三編 交通 第二章 水上交通 第二節 船員

第三十四條 本則ハ明治三十八年法律第六十九號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十三條 第十六條第十八條第二十一條第一項第二項第二十二條第二十四條第二十九條第一項第三十二條ニ違背シタル者又ハ本則ノ規定ニ依リ海技免狀ヲ返還スヘキ場合ニ之ヲ怠リタル者ハ二圓以上二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

第三十二條 海技免狀ヲ受有スル者ハ當該官吏又ハ公吏ノ要求アルトキハ之ヲ其檢閱ニ供スヘシ

第七章 罰則

第三十一條 海技免狀ハ本則ノ規定ニ依リ之ヲ返還シタル場合ニハ返還ノトキヨリ、之ヲ返還セサル場合ニハ返還ノ事由發生シタルトキヨリ、第十八條第一項各號及第十九條第一項第二號第三號第四號ノ場合ニハ各號ノ事實發生シタルトキヨリ、減失シタル場合ニハ減失ノトキヨリ其效力ヲ失フ

第一號表

航路種類	汽船	帆船	汽船	帆船	航路種類	汽船	帆船	航路種類	汽船	帆船
總噸數	二百噸未満	二百噸未満	五百噸未満	五百噸未満	總噸數	二百噸未満	二百噸未満	總噸數	二百噸未満	二百噸未満
職員名稱	船長	船長	一等船長	一等船長	職員名稱	船長	船長	職員名稱	船長	船長
免狀種類	甲種一等運轉士	甲種一等運轉士	甲種二等運轉士	甲種二等運轉士	免狀種類	甲種一等運轉士	甲種一等運轉士	免狀種類	甲種一等運轉士	甲種一等運轉士
定員					定員			定員		

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第二節 船員

第二號表

總噸數	職員名稱	免狀種類	定員
二百噸未満	機長	三等機長士	一
千噸未満	機長	二等機長士	一
千噸以上	機長	一等機長士	一

附 則

本令ハ大正二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

海技免狀再交付ニ關スル件

第一條 海技免狀受有者カ船舶職員試験受驗申請ノ際提出シ又ハ法令ニ基キ取上ケラレタル海技免狀ニシテ高等海員審判所、東京通信局又ハ東京地方海員審判所ニ於テ保管中燒失セルモノト認メラルトキハ船舶職員法施行細則第二十四條ニ定ムル書面ニ準シ當該管海官廳又ハ海員審判所ヲ經由シ遞信省ニ届出ツヘシ

遞信省ニ於テ前項ノ届出ヲ正當ト認ムルトキハ更ニ海技免狀ヲ届出人ニ交付ス

第二條 甲種船長免狀(汽船ニ限リ效力ヲ)、各甲種運轉士免狀、乙種一等運轉士免狀、乙種二等運轉士免狀(汽船ニ限リ效力ヲ)、各甲種運轉士免狀、乙種一等運轉士免狀、乙種二等運轉士免狀(汽船ニ限リ效力ヲ)又ハ丙種船長免狀ヲ受有セル者船舶職員法施行細則第二十四條ノ規定ニ依リ其ノ海技免狀ノ再交付ヲ申請セムトスルトキハ當該免狀ノ受有者タルコトヲ證スル船舶所有者ノ證明書又ハ合格證書ヲ寫其ノ證書ヲ申請書ニ添付スヘシ

第三條 本令ニ依リ海技免狀ヲ交付シタル後其ノ交付力過誤、不實ノ届出又ハ不實ノ證書ニ基キタルコトヲ發見シタルトキハ遞信省ハ何時ニテモ其ノ返還ヲ命ス

前項ノ規定ニ依リ返還ヲ命セラレタル者之ヲ返還セザルトキハ遞信省ハ其ノ免狀ヲ無効ト爲シ之ヲ告示ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

假海技免狀規則

第一條 船舶職員法施行細則ノ規定ニ依リ授與又ハ交付スヘキ海技免狀ハ

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第二節 船員

第三號表

航路種類	汽船	帆船	汽船	帆船	航路種類	汽船	帆船	航路種類	汽船	帆船
總噸數	二百噸未満	二百噸未満	五百噸未満	五百噸未満	總噸數	二百噸未満	二百噸未満	總噸數	二百噸未満	二百噸未満
職員名稱	船長	船長	一等船長	一等船長	職員名稱	船長	船長	職員名稱	船長	船長
免狀種類	乙種船長	乙種船長	二等機長士	二等機長士	免狀種類	乙種船長	乙種船長	免狀種類	乙種船長	乙種船長
代用免狀種類	三等機長士	三等機長士	甲種一等運轉士	甲種一等運轉士	代用免狀種類	三等機長士	三等機長士	代用免狀種類	三等機長士	三等機長士

船舶職員法準用ノ件

當分ノ内第一號書式ニ依ル

第二條 本令ノ規定ニ依リ發給セラレタル海技免狀ハ本令公布ノ日ヨリ滿一年間其ノ效力ヲ有ス但シ其ノ有効期間滿了後ト雖該免狀受有者カ引續キ航海中ニアルトキハ其ノ航海終了ノ時迄猶其ノ效力ヲ有スルモノト看做ス

第三條 本令ノ規定ニ依リ發給セラレタル海技免狀ヲ受有スル者ハ該免狀ノ有効期間滿了ノ二十日前迄ニ第二號書式ノ海技免狀引換申請書ヲ最寄管海官廳ヲ經由シ遞信省ニ提出スヘシ

前項ノ申請ヲ爲ス者ハ手数料ヲ納付スルコトヲ要セス

遞信省ニ於テ前項ノ申請ヲ正當ナリト認ムルトキハ船舶職員法施行細則第十四條ノ規定ニ依リ海技免狀ヲ申請人ニ交付ス

申請人前項ノ免狀ヲ受タルトキハ之ト引換ニ舊免狀ヲ遞信省ニ返還スヘシ

第四條 本令ノ規定ニ依リ發給スル海技免狀ニ關シ本令ニ規定ナキモノニ付テハ船舶職員法施行細則ノ規定ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(大正元年十月九日) (總令第三十一號)

用ス

第一號書式

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第二節 船員

第 號

假海技免狀
道府縣士族平民(外國
人ニ在テハ國籍)

氏 名

出生ノ年月日

年 月 日 登錄

(免狀種類) 免狀未免狀ノ有效期
間ハ大正 年 月 日迄トス

大正 年 月 日

逓信大臣爵氏名 印

備考

- 一 效力ニ制限ヲ加ヘ授與スル免狀ニハ其ノ效力ヲ記載ス
 - 一 海技免狀ノ寸法ハ堅九寸横一尺二寸トス
- 第二號書式
- 海技免狀引換申請書

- 一 海技免狀ノ番號
- 二 海技免狀ノ種類
- 三 登錄ノ年月日
- 四 氏名(假名ニテ傍訓ヲ附スヘシ)
- 五 本籍地及族稱
- 六 出生ノ年月日

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第二節 船員

- 漁船甲種二等運轉士試験
 - 漁船甲種一等運轉士試験
 - 帆船甲種二等運轉士試験
 - 帆船甲種一等運轉士試験
 - 帆船甲種船長試験
 - 汽船甲種二等運轉士試験
 - 汽船甲種一等運轉士試験
 - 汽船甲種船長試験
 - 甲種二等運轉士試験
 - 甲種一等運轉士試験
 - 甲種船長試験
 - 發動機船三等機關士試験
 - 湖川港三等機關士試験
 - 三等機關士試験
 - 發動機船二等機關士試験
 - 二等機關士試験
 - 發動機船一等機關士試験
 - 一等機關士試験
 - 發動機船機長試験
 - 機長試験
- 第二條 船舶職員試験ハ別ニ告示スル試験ノ場所及期日ニ於テ管海官廳定期ニ之ヲ執行シ臨時試験ヲ執行スル必要アルトキハ試験ノ場所及期日ヲ臨時告示ス
- 第三條 本令ニ規定スル乗船期間ヲ計算スルニハ乗船ノ翌日ヨリ之ヲ起算シ末日ハ終了ニ至ラサルモ之ヲ算入ス
- 月又ハ年ヲ以テ定ムル乗船期間ハ曆ニ從ヒテ之ヲ計算シ月又ハ年ノ始メ

右海技免狀引換相成度假海技免狀規則第三條第一項ノ規定ニ依リ此段申請候也

逓信大臣宛

申請人 氏 名 印
現 住 所

船舶職員試験規程

(大正十三年九月二十七日)
(逓信省令第四十號)

第一章 總 則

- 第一條 船舶職員試験ハ左ノ三十六種トス
- 小形船丙種運轉士試験
- 漁船丙種運轉士試験
- 丙種運轉士試験
- 丙種船長試験
- 湖川港乙種二等運轉士試験
- 湖川港乙種一等運轉士試験
- 小形船乙種二等運轉士試験
- 漁船乙種二等運轉士試験
- 漁船乙種一等運轉士試験
- 乙種二等運轉士試験
- 乙種一等運轉士試験
- 乙種船長試験
- 漁業帆船甲種二等運轉士試験
- 漁業帆船甲種一等運轉士試験
- 漁業汽船甲種二等運轉士試験
- 漁業汽船甲種一等運轉士試験

ヨリ起算セサルトキハ其ノ期間ハ最後ノ月又ハ年ニ於ケル起算日ニ應當スル日ノ前日ヲ以テ滿了ス但シ最後ノ月又ハ年ニ應當日ナキトキハ其ノ月ノ末日ヲ以テ滿了スルモノトス

乗船期間ヲ計算スルニハ一月ニ滿タサル乗船日數ハ之ヲ合算シ三十日ニ滿ツルトキ一月トシ又一年ニ滿タサル乗船日數ハ之ヲ合算シ十二月ニ滿ツルトキ一年トス

第二章 受験資格

第四條 船舶職員試験ヲ受ケムトスル者ハ試験期日ノ前日迄ニ年齢滿二十年ニ達シ試験ノ種類ニ應シ別表受験履歴表ニ掲クル履歴ノ一ヲ有スルトヲ要ス

同一ノ試験ニ對シ規定ノ乗船期間ニ達セサルニ以上ノ履歴ヲ有スルトキハ之ヲ其ノ一ニ通算スルコトヲ得但シ規定乗船期間ノ年數ヲ異ニスルモノヲ通算スル場合ニ在リテハ各規定乗船期間ノ年數ノ比例ニ依リ其ノ一方ニ換算シテ之ヲ通算スルモノトス

第五條 高等ノ免狀ニ對スル受験履歴ハ下等ノ免狀ニ對スル受験履歴、高等ノ免狀ヲ有シテ執職シタル履歴ハ下等ノ免狀ヲ有シテ執職シタル履歴又高等ノ職ヲ執リタル履歴ハ下等ノ職ヲ執リタル履歴トシテ之ヲ認ムルコトヲ得

總噸數百噸以上ノ機關ヲ有セサル縱帆裝置ノ近海航路以上ノ航路ヲ航行スル帆船ニ乗組ミタル期間ハ其ノ二分ノ一ノ期間横帆裝置ノ近海航路以上ノ航路ヲ航行スル帆船ニ乗組ミタルモノトシテ之ヲ換算スルコトヲ得

機關部員ノ試験ニ在リテハ別表受験履歴表ニ掲クル航洋汽船又ハ汽船ニハ發動機船ヲ包含セス但シ同表ニ掲クル乗船期間ノ二分ノ一ニ達スル迄汽船ニ乗組ミタル期間ハ發動機船ニ又ハ發動機船乗組ミタル期間ハ汽船ニ乗組ミタルモノトシテ之ヲ換算スルコトヲ得

湖山港三等機關士試験及三等機關士試験ニ對スル受験履歴ニ付テハ火夫トシテ勤務シタル期間ハ其ノ二分ノ一ノ期間間運轉ニ從事シタルモノトシテ之ヲ換算スルコトヲ得但シ換算シタル期間ハ一年ヲ超ユルコトヲ得ス

機關ヲ有スル帆船ニ乗組ミタル履歴ニ付テハ機關部員ノ試験ニ在リテハ其ノ乗船期間ノ二分ノ一ニ相當スル期間該船舶ノ總噸數ノ二分ノ一ニ相當スル汽船又ハ發動機船ニ乗組ミタルモノトシテ計算ス但シ此ノ場合ニ於テハ第三項但書ノ規定ヲ準用ス

第六條 逕信大臣ハ朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ外國各港間ヲ航行スル船舶ニ乗組ミタル履歴ヲ別表受験履歴表ニ掲クル履歴ニ相當スルモノトシテ認定スルコトヲ得

上海漢口間ヲ航行スル汽船ニ乗組ミタル期間ハ別表受験履歴表ニ掲クル乗船期間ノ二分ノ一ニ達スル迄沿海航路ヲ航行スル汽船ニ乗組ミタルモノトシテ認定スルコトヲ得

第七條 逕信大臣ハ朝鮮、臺灣、樺太若ハ關東州ニ船籍港ヲ定ムル船舶又ハ外國船舶ニ乗組ミタル履歴ヲ別表受験履歴表ニ掲クル履歴ニ相當スルモノトシテ認定スルコトヲ得

第八條 朝鮮總督府ノ海技免狀又ハ逕信大臣ノ適當ト認ムル外國政府ノ海技免狀ヲ有シテ執職シタル履歴ハ日本政府ノ相當海技免狀ヲ有シテ執職シタルモノトシテ認定スルコトヲ得

第九條 朝鮮總督府又ハ外國政府ノ海技免狀ヲ受有スル者ハ逕信大臣ノ認定スル所ニ依リ相當試験ヲ受クルコトヲ得

第十條 逕信大臣ノ適當ト認ムル商船學校、水産學校又ハ水産講習所ニ在リテ航海科、機關科、漁撈科若ハ遠洋漁業科ヲ卒業シタル者又ハ遠洋漁業ノ講習科ヲ修業シタル者ハ其ノ在學中ノ乘船期間別表受験履歴表ニ掲クル乗船期間ニ達セサルモ相當試験ヲ受クルコトヲ得

ニ代フルコトヲ得

第十五條 船舶職員試験ヲ受ケムトスル者ハ左ニ掲クル書類ヲ管海官廳ノ檢閱ニ供シ其ノ受験履歴ヲ證明スヘシ

一 商船ニ乗組ミタル履歴ハ船員手帳若ハ之ニ準スヘキモノ又ハ船員證明規則ニ依リ證明書

二 海軍艦船艇又ハ官公署ノ所屬船ニ乗組ミタル履歴ハ當該官公署ノ附令書若ハ證明書又ハ當該官公署ノ證明書

三 前各號ノ一ニ依リ難キ者ノ乗船履歴ハ船舶所有者又ハ船長ノ證明書

四 機關工場、商船學校、水産學校又ハ水産講習所ニ在リタル履歴ハ當該工場、學校又ハ講習所ノ證明書、卒業證書又ハ修業證書

五 海技免狀ヲ有スル者ニ在リテハ當該免狀

第十六條 受験申請ハ同時ニ二種以上ノ試験ニ付之ヲ爲スコトヲ得ス

第十七條 船舶職員試験ハ體格検査及學術試験トシ學術試験ハ筆記試験及口述試験トス但シ本令ニ別段ノ定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 小形船丙種運轉士試験、漁船丙種運轉士試験、湖川港乙種二等運轉士試験、湖川港乙種一等運轉士試験、小形船乙種二等運轉士試験、漁船乙種二等運轉士試験、發動機船三等機關士試験及湖川港三等機關士試験ニハ筆記試験ヲ執行セス

第十九條 學術試験ニ於テ筆記試験ニ合格シ口述試験ニ合格セザリシ者筆記試験ニ合格シタル日ヨリ六月内ニ同一管海官廳ニ同種ノ受験申請ヲ爲

第十一條 逕信大臣ノ適當ト認ムル機關工場ニ於テ汽機、汽鐘ノ製造又ハ修繕ニ從事シタル期間ハ機關部員ノ試験ニ在リテハ別表受験履歴表ニ掲クル乗船期間ノ二分ノ一ニ達スル迄機關運轉ニ從事シタルモノトシテ之ヲ乘船期間ニ換算スルコトヲ得

第十二條 前二條ニ規定スル逕信大臣ノ適當ト認ムル商船學校、水産學校、水産講習所又ハ機關工場ハ別ニ之ヲ告示ス

第十三條 左ニ掲クル履歴ハ第四條ニ規定スル受験履歴トシテ之ヲ認ムルコトヲ得ス

一 倉庫船又ハ繫留船ニ乗組ミタル履歴

二 年齢十四年未滿ノ履歴

三 試験期日ヨリ過リ十年ヲ超ユル前ノ履歴

四 主トシテ船舶ノ運航又ハ機關ノ運轉ニ從事セサル職務ノ履歴

第十四條 船舶職員試験ヲ受ケムトスル者ハ定期試験ニ在リテハ試験期日十二日前迄ニ又臨時試験ニ在リテハ試験期日五日前迄ニ試験ヲ行フ管海官廳ニ左ノ書類及手札形寫眞(最近撮影ニ係ル單面半)ヲ添附シ第一號書式ノ申請書ヲ提出スヘシ

一 戸籍謄本

二 船舶職員法第六條第一號及第二號ニ該當セサルコトノ市區町村長其ノ他當該官公署ノ證明書

三 海技免狀ヲ有スルモノニ在リテハ其ノ寫

四 商船學校、水産學校又ハ水産講習所ノ卒業證書又ハ修業證書ヲ有スル者ニ在リテハ其ノ寫

前項第二號ニ掲クル書類ハ外國人ニ在リテハ本國領事ノ證明書ヲ以テ之シタルトキハ一回ヲ限リ筆記試験ヲ免除ス

第九條ニ定ムル朝鮮總督府ノ免狀ヲ有スル者及第十條ニ掲クル學校又ハ講習所ニ於テ卒業又ハ修業シタル者ニ對シテハ逕信大臣ノ認定スル所ニ依リ筆記試験ヲ免除スルコトヲ得

第二十條 體格検査ハ別表體格検査標準表ニ依リ學術試験ハ別表學術試験科目表ニ依リ之ヲ執行ス

第二十一條 體格検査ハ試験ノ場所ニ別段ノ揭示ヲ爲サル限リ試験ノ初日ニ於テ之ヲ執行ス但シ當日終了セザルトキハ次日ニ之ヲ續行ス

學術試験ヲ執行スル期日ハ筆記試験ニ在リテハ試験ノ場所ニ之ヲ揭示シ口述試験ニ在リテハ受験人ニ之ヲ通知ス

第二十二條 船舶職員試験ノ執行ニ關スル手續ハ管海官廳ニ於テ之ヲ定メ試験ノ場所ニ揭示ス

第二十三條 試験執行中ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル事實ヲ發見シタルトキハ當該受験人ニ付直ニ其ノ試験ヲ停止スヘシ

一 受験資格ナキコト

二 受験禁止中ナルコト

三 試験ニ關シ不正ノ行爲アリタルコト

受験人前條ノ手續ニ違背シタルトキハ當該受験人ニ付其ノ試験ヲ停止スルコトアルヘシ

前各項ノ規定ニ依リ試験ヲ停止シタルトキ又ハ試験執行後第一項各號ノ一ニ該當スル事實アリタルコトヲ發見シタルトキハ管海官廳ハ當該受験人ニ付試験ノ全部又ハ一部ヲ無効トナスコトヲ得

第二十四條 試験ニ合格シタルトキハ其ノ旨ヲ受験人ニ通知ス

第二十五條 試験ニ關シ不正ノ行爲アリタル者ニ付テハ管海官廳ハ六月以

第五章 受験禁止

上三年以下ノ期間ヲ定メ受驗ヲ禁止スルコトヲ得

第六章 受驗手數料

第二十六條 受驗手數料ハ體格検査手數料及學術試驗手數料トシ別表受驗手數料表ノ定ムル所ニ依ル

第二十七條 受驗手數料ハ其ノ金額ニ相當スル收入印紙ヲ第二號書式ノ納付書ニ貼用シ之ヲ納付スヘシ

前項ノ規定ニ依リ貼用シタル收入印紙ハ管海官廳ニ於テ消印スヘキモノトス但シ納付者ニ於テ自己ノ便宜上消印ヲ爲スハ妨ナシ

第二十八條 既納ノ受驗手數料ハ事由ノ如何ヲ問ハス之ヲ還付セズ

附則

本令ハ大正十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十八年逓信省令第二十一號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

明治三十八年逓信省令第二十一號船船職員試驗規程ニ定ムル受驗履歴ニ適

合スル履歴ヲ有スル者ハ本令第四條ノ規定ニ拘ラス本令施行後二年間ヲ限

リ相當試驗ヲ受クルコトヲ得

本令施行前ニ執行シタル定期試驗ニ於テ筆記試驗ニ合格シ口述試驗ニ合格

セザリシ者筆記試驗ニ合格シタル日ヨリ六月内ニ同一管海官廳ノ定期試驗

ニ於テ同種ノ受驗申請ヲ爲シタルトキハ筆記試驗ヲ免除ス

(別表略ス)

●船員證明規則

第一條 船員手帖ヲ受有シタル者カ之ヲ滅失又ハ毀損シタルトキニハ左ニ

(明治三十七年七月六日 逓信省令第五十號)

揚ケル事項ノ證明ヲ逓信省ニ申請スルコトヲ得

一 海員雇入ノ公認

二 海員雇止ノ公認

三 海員雇入契約更新ノ公認

四 海員雇入契約變更ノ公認

五 船長就職ノ認證(明治三十七年八月一日以後ノ認證ニ限ル)

六 船長退職ノ認證(明治三十七年八月一日以後ノ認證ニ限ル)

前項ノ申請ヲ爲スニハ船員手帖ヲ交付シタル管海官廳ノ名稱、船員手帖

ノ番號及證明ヲ受ケントスル事項ヲ記載シタル書面ヲ差出スヘシ但シ記

載スヘキ事項不明ナルトキハ其旨ヲ記載スヘシ

第二條 前條ノ證明ヲ申請スル者ハ左ノ手數料ヲ納ムヘシ

一 海員雇入ノ公認 每一件 十錢

二 海員雇止ノ公認 每一件 十錢

三 海員雇入契約更新ノ公認 每一件 十錢

四 海員雇入契約變更ノ公認 每一件 十錢

五 船長就職ノ認證 每一件 四十錢

六 船長退職ノ認證 每一件 四十錢

手數料ハ其金額ニ相當スル收入印紙ヲ申請書ニ貼用シ消印ヲ爲サスシテ

之ヲ納付スヘシ但申請者ノ便宜上消印ヲ爲スハ妨ナシ

第三條 第一條ノ證明ヲ申請スル者ハ手數料ノ外郵送料ニ相當スル郵便切

手ヲ納付シテ證明書ヲ送付テ請求スルコトヲ得

●管海官廳ノ事務ヲ行フ市町村長等

(明治三十七年六月十二日 逓信省令第二十六號)

船員法第七十九條ノ規定ニ依リ左ノ市町村長及之ニ準スヘキ者ヲシテ管

海官廳ノ事務ヲ行ハシム

(改正) (大正十四年 十月一日現在)

北海道 岩内郡岩内町長 宗谷郡稚内町長

室蘭市長 根室郡根室町長 釧路市長

東京府 荏原郡品川町長 加佐郡舞鶴町長

京都府 興謝郡宮津町長

神奈川縣 三浦郡三崎町長

兵庫縣 足柄下郡眞鶴村外二箇村組合長 三原郡福良町長 赤穂郡坂越町長

城崎郡港村長

長崎縣 東彼杵郡佐世保(村長) 西彼杵郡崎戸村長

上縣郡佐須奈村長 下縣郡今屋敷町外十町村長(嚴原)

北松浦郡山口村長

千葉縣 海上郡銚子町長 安房郡館山町長

茨城縣 那珂郡湊町長 久慈郡久慈町長

三重縣 四日市市長 度會郡大湊町長

志摩郡島羽町長 志摩郡の矢村長 志摩郡濱島村長

南牟婁郡鷺殿村長

愛知縣 愛知郡熱田町長 知多郡牛田町長

寶飯郡三谷町長 知多郡常滑町長

靜岡縣 賀茂郡下田町長 田方郡伊東町長

清水市長 志太郡機津町長 磐田郡掛塚町長

岩手縣 上閉伊郡釜石町長 下閉伊郡宮古町長

青森縣 青森市長 下北郡大湊村長

三戸郡小中野村長 三戸郡小中野町長

山形縣 飽海郡酒田町長 山本郡能代港町長

秋田縣 南秋田郡土崎港町長

福井縣 敦賀郡敦賀町長 飯井郡三國町長

石川縣 石川郡上金石町長 鹿島郡七尾町長 能美郡安宅町長

鳥取縣 氣高郡賀露村長

島根縣 周吉郡西郷西町外二町戸長(西郷郷)

岡山縣 兒島郡下津井町長 知夫郡黒木村長

廣島縣 安藝郡吾戸町長 廣島市長 兒島郡宇野村長

豐田郡野浦村長 豐田郡佐江崎村長 尾道市長

豐田郡御手洗町長 豐田郡木ノ江町長 豐田郡東野村長

御調郡土生村長 御調郡三庄村長 吳市長

山口縣 都濃郡徳山村長 阿武郡萩町長

大島郡久賀町長 熊毛郡麻里布村長 熊毛郡上關村長

厚狹郡藤山村長 大島郡小松町長 大島郡安下庄町長

大島郡和田村長 吉敷郡井關村長 海草郡濱中村長

和歌山縣 海草郡濱中村長

東牟婁郡新宮町長

東牟婁郡勝浦村長 西牟婁郡串本町長

德島縣 名東郡齊津村長 勝浦郡小松島町長

海部郡三岐田町長 板野郡撫養町長 名東郡加茂村長

香川縣 綾歌郡坂出町長 仲多度郡多度津町長

愛媛縣 越智郡波止濱村長 宅和島市長 南宇和郡東外海村長

高知縣 溫泉郡西中島村長 西宇和郡川之石村長

安藝郡甲浦村長 幡多郡下田村長 高岡郡須崎町長

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第二節 船員

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 福岡縣 | 遠賀郡若松町長 | 門司市長 |
| 福岡市長 | 三潞郡大川町長 | |
| 佐賀縣 | 東松浦郡唐津町長 | 東松浦郡唐津村長 |
| 東松浦郡呼子村長 | 西松浦郡西山代村長 | 小城郡芦刈村長 |
| 熊本縣 | 宇土郡三角町長 | 天草郡阿村長 |
| 沖繩縣 | 那覇市長 | |
| 新瀉縣 | 中頸城郡直江津町長 | 佐渡郡兩津町長 |
| 佐渡郡夷町長 | 佐渡郡小木町長 | |
| 大分縣 | 北海郡佐賀關町長 | 北海郡青江村長 |
| 南海部郡佐伯町長 | | |
| 宮城縣 | 東白杵郡細島町長 | 東白杵郡東海村長 |
| 宮城郡赤江村長 | 南那賀郡油津町長 | 兒湯郡美々津町長 |
| 富山縣 | 下新川郡魚津町長 | 上新川郡東岩瀨町長 |
| 下新川郡石田村長 | | |
| 宮城縣 | 宮城郡鹽釜町長 | |
| 福島縣 | 石城郡小名濱町長 | |
| 鹿兒島縣 | 大島郡名瀬村長 | 大島郡東方村長 |

交 通
第 二 章
第 三 節

水 先 人

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第三節 水先人

第三節 水先人

- ◎水先法
- ◎水先法施行細則
- ◎水先人試驗規程

明治三年 法律六三號……一頁
 明治三年 遞令三三號……四
 明治三年 遞令三四號……一三

第三節 水先人

◎水先法

(明治三十二年三月十三日
法律第六十三號)

第一條 水先人ハ水先免狀ヲ有スルコトヲ要ス

水先人ニテラサル者ハ水先區ニ於テ船舶ノ水路ヲ嚮導スルコトヲ得ス

第二條 水先免狀ハ左ノ條件ヲ具備スル者ニ授與ス

一 帝國臣民ナルコト

二 主務大臣ノ定ムル試験規定ニ依リ試験ニ合格シタルコト

三 水先人名簿ニ登錄セラレタルコト

第三條 左ノ各號ニ該當スル者ハ水先人タルコトヲ得ス

一 滿二十三年ニ達セサル者及滿六十年以上ノ者

二 剝奪公權者

三 家資分散者及破産者

四 瘋癲白痴者及身體不具又ハ麻弱ニシテ業務ヲ營ムニ不適當ナル者

五 水先免狀ノ行使ヲ禁止セラレタル者

第四條 水先人ハ左ノ各號ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス

一 公權ヲ行フコトヲ停止セラレタルトキ

二 水先免狀ノ行使ヲ停止若クハ假停止セラレ又ハ之ヲ差押ヘシレタルトキ

第五條 水先人其ノ業務ニ從事スルトキハ水先免狀及水先法令書ヲ携

帶スヘシ

水先人ハ當該官吏若クハ公吏ノ命令ニ依リ又ハ水先人ヲ要招シタル船

長ノ要求ニ依リ水先免狀又ハ水先法令書ヲ開示スヘシ

第六條 水先人其ノ業務ニ從事スル爲メ水先船ニ乗込ミタルトキハ晝間ニ在

リテハ水先旗ヲ掲揚シ夜間ニ在リテハ海上衝突豫防法第八條ノ規定ニ依

ルヘシ

第七條 水先人ヲ要招セントスルトキハ船長ハ水先信號ヲ爲スヘシ

第八條 水先人水先信號ヲ認メタルトキハ直ニ要招ニ應スヘシ

二艘以上ノ船舶ニ於テ同時ニ水先信號ヲ爲シタルトキハ水先人ハ自己ニ

最モ近キ船舶ノ要招ニ應スヘシ

二艘以上ノ船舶ニ於テ同時ニ水先信號ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ中ニ危

難ニ罹リタル船舶アルトキハ水先人ハ前項ノ規定ニ拘ラス該船舶ノ要招ニ

應スヘシ

第九條 二人以上ノ水先人同時ニ要招シタルトキハ其ノ何レヲシテ水路ヲ嚮

導セシムヘキカハ船長ノ選擇スル所ニ依ル

第十條 水先人水先船ヲ去リタルトキハ水先旗ヲ撤去スヘシ

第十一條 水先人水路ヲ嚮導スヘキ船舶ニ乗込ミタルトキハ其ノ氏名及水

先人タルコトヲ船長ニ告知スヘシ

第十二條 水先人水路ヲ嚮導スヘキ船舶ニ乗込ミタルトキハ船長ハ水先信
號ヲ撤去シ船舶ノ名稱、船舶所有者ノ氏名、船籍港、積量及喫水
ヲ水先人ニ告知シ且水先人ノ要求アリタルトキハ其ノ證明書類ヲ開示スヘ
シ

第十三條 水先人ハ同時ニ二艘以上ノ船舶ノ水路ヲ嚮導スルコトヲ得ス但
シ船舶運航ノ自由ヲ得ス又ハ水先人ヲ得ル能ハサル爲其ノ船舶ト水路ヲ
嚮導スヘキ船舶ト曳綱ヲ以テ聯結セラレタル時ハ此ノ限ニテアラズ

第十四條 水先人水路ヲ嚮導シタルトキハ船長ニ對シ水先案内料ヲ請求
スル權利ヲ有ス

前條但書ノ場合ニ於テハ水先人ハ各艘ノ船舶ニ付前項ノ權利ヲ有ス

第十五條 水先案内料ハ命令ヲ以テ定ムル額ヲ超過スルコトヲ得ス

第十六條 水先人ハ水先修業生一名ニ限り水路ヲ嚮導スヘキ船舶ニ之ヲ
伴フコトヲ得但シ二名以上ヲ伴ハントスルトキハ船長ノ承諾ヲ經ヘシ

第十七條 水先旗、水先旗ノ様式及水先信號ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 主務大臣ハ水先區ヲ指定シテ水先人ノ員數ヲ制限シ水先人
組合ヲ設ケシメ又ハ水先船ノ免狀及艦裝ニ關シ必要ナル規定ヲ設ケルコト
ヲ得

水先人組合ハ規定ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十九條 水先人其ノ業務ニ從事スルニ當リ左ノ各號ニ該當スル場合ニ

第二十三條 左ノ各號ニ該當スル者ハ二圓以上二百五十圓以下ノ罰金ニ處

一 第四條ノ規定ニ違反シテ水先人ノ業務ヲ營ミタル者及之ヲシテ水路
ヲ嚮導セシメタル者

二 第八條第二項第三項又ハ第十三條ノ規定ニ違反シタル者

三 第十五條ノ規定ニ違反シテ水先案内料ヲ授受シタル者

四 水先免狀ヲ貸付シ之ヲ行使セシメタル者

五 詐僞ノ目的ヲ以テ船舶ノ喫水若クハ積量ニ付水先人ニ對シ不實ノ
告知ヲ爲シ又ハ喫水ノ標識ヲ變更シタル者

六 水路ノ嚮導ヲ要求セラレタル場合ニ於テ正當ノ理由ナクシテ之ニ應セ
サル者又ハ之ニ應ジタルモ正當ノ理由ナクシテ水路ヲ嚮導セサル者

七 水路ノ嚮導ヲ要求シタル場合ニ於テ正當ノ理由ナクシテ水先人ヲシテ
水路ヲ嚮導セシメス又ハ正當ノ理由ナクシテ水先人ヲ水先區外ニ伴

ヒタル者

八 水先人ニアラスシテ水先區ニ於テ水路ヲ嚮導シタル者

第二十四條 左ノ各號ニ該當スル者ハ二圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第五條第六條第十條第十一條又ハ第十二條ノ規定ニ違反シタル者

二 水先人ヲ要招ス爲ニアラスシテ水先信號又ハ之ト誤認シ易キ信號
ヲ爲シタル者

三 水先人第十七條ノ規定ニ依リ水先修業生ヲ伴ヒタル場合ニ以テ之

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第三節 水先人

於テハ海員審判所ハ裁決ヲ以テ之ヲ懲戒ス

一 過失、懈怠又ハ不當ノ行爲ニ因リ船舶ニ損害ヲ加ヘ又ハ之ヲ沈没
セシメタルトキ

二 過失、懈怠又ハ不當ノ行爲ニ因リ人ヲ死傷ニ致シタルトキ

三 業務ヲ怠リ又ハ業務上ノ義務ニ違反シタルトキ

四 亂醉、粗暴其ノ他ノ失行アリタルトキ

水先人組合ニ屬スル水先人其ノ組合規約中命令ノ規定ニ依リ懲戒ニ
付スヘキ事項ニ違反シタルトキハ亦前項ニ同シ

第二十條 前條ニ依リ審判ニ付スヘキ事件ノ管轄ハ其ノ水先人ノ住所ヲ
管轄スル地方海員審判所ニ屬ス

前項ノ事件海員懲戒法ノ規定ニ依リ審判ニ付スヘキ事件ト關聯スルトキ
ハ前項ノ管轄ハ海員懲戒法ニ依ル事件ノ管轄スル地方海員審判所ニ屬
ス

第二十一條 水先人ノ懲戒ニ關シ此ノ法律ニ規定ナキモノニ付テハ海員懲
戒法ノ規定ヲ準用ス

第二十二條 水先人其ノ業務ヲ怠リ因テ船舶ヲ毀損シ若クハ之ヲ沈没セ
シメ又ハ人ヲ死傷ニ致シタルトキハ一月以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ五
十圓以上六百圓以下ノ罰金ニ處ス

水先人ニアラスル者水先區ニ於テ水路ヲ嚮導シ因テ船舶ヲ毀損シ若クハ之
ヲ沈没セシメ又ハ人ヲ死傷ニ致シタルトキ亦前項ニ同シ

ヲ拒ミタル者又ハ同條但書ノ規定ニ違反シテ水先修業生ヲ伴ヒタル
者

四 第十八條第一項ニ依リ定ムル規定ニ從ヒテ水先船ヲ船裝セス又ハ水
先船免狀ヲ有セスシテ水先船ヲ使用シタル者

五 水先人ニアラスシテ水先旗若クハ之ト誤認シ易キ旗ヲ船舶ニ掲揚シ
又ハ海上衝突豫防法第八條ノ點燈及信號ヲ爲シタル者

六 水先人ニアラスシテ第十八條第一項ニ依リ定ムル規定ニ從ヒテ艦裝シタ
ル水先船又ハ之ト誤認シ易キ船舶ヲ使用シタル者

第二十五條 船長水先區ニ於テ水先人ニアラスル者ヲシテ水路ヲ嚮導セシ
メタルトキハ命令ヲ以テ定メタル當該水先區ノ水路案内料ト同額以上二
倍以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條 水路ヲ嚮導セシメサレハ航行危險ナル場合ニ於テ水先人ヲ得
ル能ハサルカ爲水先人ニアラスル者ヲシテ水路ヲ嚮導セシメタルモノナルトキハ
前條及第二十三條第八號ノ規定ヲ適用セシ

第二十七條 此ノ法律中船長ニ關スル規定ハ船長ニ代ハリニ其ノ職務ヲ
行フ者ニ亦之ヲ適用ス

附 則

第二十八條 此ノ法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治三十二年七月
四日ヨリ施行)

第二十九條 明治十一年第三十七號布告ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ之ヲ廢止

(六〇三)

ス

第三十條 明治十一年第三十七號布告ニ依リテ授與シタル水先免狀ハ主務大臣ノ定ムル所ニ從ヒ此ノ法律ニ依リテ授與スル水先免狀ト交換ス

前項ノ交換ヲ了スルマデ舊水先免狀ハ該免狀ニ記載スル水先區中此ノ法律ニ依リテ定メタル水先區ニ該當スル部分ニ限リ之ヲ代用スルコトヲ得
舊水先免狀ヲ有スル者第三條ノ各號ニ該當スルトキハ前二項規定ヲ適用セス

第三十一條 此ノ法律施行前ヨリ其ノ施行後マテ引續キ水路ヲ嚮導スル場合ニ於テ水先案内料ハ明治十一年第三十七號布告ニ依リテ之ヲ算定スヘシ

第三十二條 第十九條第二條及第二十一條ノ規定ハ左ノ各號ニ該當スル場合ニ於テ亦之ヲ適用ス
一 明治十一年第三十七號布告ニ依リテ審問ヲ要スルモノニテ此ノ法律ニ依リ懲戒スヘキ行爲此ノ法律施行前ニ發生シ其ノ施行後ニ至リテ發覺シタルトキ

二 前號ノ行爲此ノ法律施行ノ際審問中ナルトキ

第三十三條 此ノ法律施行後五年間ヲ限リ主務大臣ハ第二條第一號ノ規定ニ拘ラス水先免狀ヲ授與スルコトヲ得

前項ニ依リ授與シタル水先免狀ハ前項ノ期間満了ノ後ト雖其ノ效力ヲ失フコトナシ

●水先法施行細則

〔改正〕
〔明治三十三年七月二十九日〕
〔逓信省令第三十三號〕

- 〔明治三十七年〕
〔省令第四五號〕
- 〔同四一年〕
〔省令第一一號〕
- 〔大正三年〕
〔省令第三三號〕
- 〔同五年〕
〔省令第四一號〕
- 〔同八年〕
〔省令第九八號〕

第一條 登録及免狀

第一條 水先人試験ニ合格シタル者ハ試験ヲ行ヒタル管海官廳ヲ經由シ水先區ノ名稱、本籍地、出生ノ年月日及合格ノ年月日ヲ記載シタル書面ヲ逓信省ニ差出シテ登録ヲ申請スヘシ

第二條 逓信省ニ於テ前條ノ申請ヲ正當ト認ムルトキハ左ノ事項ヲ水先人名簿ニ登録シ第一號書式ノ水先免狀ヲ申請人ニ授與ス
一 水先區ノ名稱
二 氏名
三 本籍地
四 出生ノ年月日
五 試験ヲ行ヒタル管海官廳ノ名稱
六 合格ノ年月日

第三條 前條第二號及第三號ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキハ水先人ハ其事實アリタル日ヨリ十日以内ニ變更ニ係ル新舊事項ヲ記載シタル書面ヲ逓信省ニ差出シテ變更ノ登録ヲ申請スヘシ
變更ノ登録ヲ申請スル者ハ登録事項ノ變更ヲ認スル戸籍吏ノ書面外國人ニ在リテハ本國領事ノ書面ヲ申請書ニ添付スヘシ

第四條 逓信省ニ於テ前條ノ申請ヲ正當ト認ムルトキハ變更ノ登録ヲ爲シ
石ヤヲ決定スル必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ其體格検査ヲ執行ス
第七條 水先人ニ於テ登録ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ是滯ナク其事由ヲ記載シタル書面ヲ逓信省ニ差出シテ登録ノ訂正ヲ申請スヘシ
逓信省ニ於テ登録ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ其旨ヲ水先人ニ通知ス
前二項ノ規定ハ水先免狀ニ記載シタル事項ニ錯誤又ハ遺漏アリタル場合ニ之ヲ準用ス
第八條 水先免狀滅失又ハ毀損シタルトキハ水先人ハ其事實アリタル日ヨリ十日以内ニ其事由ヲ記載シタル書面ヲ逓信省ニ差出シテ再交付ヲ申請スヘシ
水先免狀ノ再交付ヲ申請スル者ハ手数料一圓ヲ納付スヘシ
第九條 逓信省ニ於テ前條ノ申請ヲ正當ト認ムルトキハ更ニ水先免狀ヲ水先人ニ交付ス
水先人前項ノ免狀ヲ受ケタルトキハ之ト引換ニ舊免狀ヲ逓信省ニ返還スヘシ但水先免狀滅失シタル場合ハ此限ニアラス
第十條 第一條第三號又ハ第八條ノ申請ヲ爲ス者ハ登録税又ハ手数料ニ相當スル收入印紙ヲ納付書ニ貼用シ之ヲ申請書ニ添付スヘシ
前項ニ依リ貼用シタル印紙ハ管海官廳ニ於テ消印スヘキモノトス但申請人ニ於テ自己ノ便宜上消印ヲ爲スハ妨ナシ
第十一條 第三條第一項第五條第一項第二項第七條第一項又ハ第八條第一項ニ依リ申請書ヲ逓信省ニ差出スニハ水先人ノ事務所ノ所在地ヲ管轄スル管海官廳ヲ經由スヘシ
第十二條 水先人公權ヲ行フコトヲ停止セラレタルトキハ其裁判確定後逓滯ナク本人又ハ水先免狀ノ保管者ヨリ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添ヘ水先免狀ノ前條ノ管海官廳ニ提出スヘシ

水先免狀ヲ書換ヘ之ヲ水先人ニ交付ス

水先人前項ノ免狀ヲ受ケタルトキハ之ト引換ニ舊免狀ヲ逓信省ニ返還スヘシ
第五條 水先人左ノ各號ニ該當スルトキハ其事實アリタル日又ハ其事實ヲ知リタル日ヨリ十日以内ニ其事由ヲ記載シタル書面ヲ逓信省ニ差出シテ抹消ノ登録ヲ申請スヘシ
一 日本ノ國籍ヲ失ヒタルトキ
二 滿六十年ニ達シタルトキ
三 水先法第三條第二號乃至第五號ノ事項ニ該當シタルトキ
四 水先人試験規程ノ規定ニ依リ試験無効トナリタルトキ
五 廢業シタルトキ
水先人失踪ノ宣告ヲ受ケ又ハ死亡シタルトキハ現ニ水先免狀ヲ保管スル者ニ於テ前項ノ手續ヲ爲スヘシ
抹消ノ登録ヲ申請スル者ハ水先免狀ヲ申請書ニ添附シテ之ヲ逓信省ニ返還スヘシ但水先法第三條第五號ノ事項ニ該當シ抹消ノ登録ヲ申請スル場合ハ此限ニアラス
第六條 逓信省ニ於テ前條ノ申請ヲ正當ト認ムルトキ抹消ノ登録ヲ爲ス
逓信省ハ左ノ場合ニ於テハ抹消ノ登録ヲ爲ス
一 抹消ノ登録ヲ申請スヘキ場合ニ於テ規定ノ期間内ニ之ヲ爲ササルトキ
二 詐偽ノ所爲ヲ以テ水先免狀ヲ受ケタルコト發覺シタルトキ
三 海員審判所ニ於テ水先免狀ヲ無効ト爲シタルトキ
逓信省ハ前項ニ依リ抹消ノ登録ヲ爲シタルトキハ當該免狀ノ受有者又ハ保管者ニ之ヲ通知ス
前項ノ通知ヲ受ケタル者ハ逓滯ナク該免狀ヲ逓信省ニ返還スヘシ
第六條ノ二 逓信省ニ於テ水先人水先法第三條第四號ノ事項ニ該當スルヤ

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第三節 水先人

- 一 公權停止ノ理由
 - 二 公權停止ノ期間
 - 三 裁判ヲ言渡シタル裁判所ノ名稱
- 前項ニ依リ提出シタル水先免狀ハ公權停止ノ期間内管海官廳之ヲ保管シ期間満了ノ後之ヲ水先人ニ還付ス

第二章 水先區

- 第十三條 水先區ハ左ノ七種トス
 - 一 東京灣水先區 安房國洲ノ境ヨリ相模國城ヶ島西端ヲ經テ諸磯埠ニ引キタル線ヲ以テ境界トス
 - 二 和泉灘水先區 紀伊國田倉埠ヨリ淡路國生石鼻ニ引キタル線 淡路國江崎ヨリ播磨國明石川口ノ西岸ニ引キタル線ヲ以テ境界トス
 - 三 内海水先區 紀伊國田倉埠ヨリ淡路國生石鼻ニ引キタル線、淡路國潮崎ヨリ阿波國大磯埠ニ引キタル線、伊豫國佐田埠ヨリ高島ヲ經テ豐後國地蔵埠ニ引キタル線及長門國網代埠ヨリ筑前國岩屋埠ニ引キタル線ヲ以テ境界トス
 - 四 下關水先區 豐前國部埠ヨリ北東ニ引キタル線及筑前國岩屋埠ヨリ長門國網代埠ニ引キタル線ヲ以テ境界トス
 - 五 長崎港水先區 肥前國福田埠ヨリ伊王島北端ニ引キタル線及同國沖ノ島南端ヨリ香燒島南端ヲ經テ深掘ニ引キタル線ヲ以テ境界トス
 - 六 島原海灣水先區 肥前國國崎ヨリ肥後國鶴瀨埠ニ引キタル線ヲ以テ境界トシ三角港ヲ包含セシム
 - 七 函館港水先區 渡島尾花埠ヨリ葛登支埠ニ引キタル線ヲ以テ境界トス
- 第十三條ノ二 二區以上ノ水先免狀ヲ有スル者ハ專屬水先區トシテ其内ノ一區ヲ選定シ選管大臣ニ届出ツヘシ

第三章 水先案内料

- 第十四條 水先案内料ハ總噸數千噸又ハ千噸未滿ニシテ噸水十噸ハ十噸未滿ノ船舶ニ付キテハ第一號表ニ定ムル所ニ依リ總噸數千噸若クハ千噸未滿又ハ噸水一噸若クハ一噸未滿ヲ増ス毎ニ同表ニ定ムル額ニ百分ノ六ヲ加フ
 - 第十五條 前條ニ於テ噸水ト稱スルハ各水先區ニ付キ水先人水路ヲ嚮導スル爲メ船舶ニ乗込ミタルトキヨリ其嚮導ヲ終ルマテノ間ニ於テ船首又ハ船尾ノ有シタル最深ノ噸水ヲ謂フ
 - 第十六條 水先人第一號表ニ掲クル各航路ノ一部ヲ嚮導シタルトキハ其水先案内料ハ全部ニ對スル水先案内料ノ範圍内ニ於テ船長ト協定スヘシ
 - 第十七條 水先人水路嚮導中海難其他不可抗力ニ依リ第一號表ニ掲クル各航路ノ全部ヲ嚮導スルコト能ハサルトキハ水先案内料ハ嚮導シタル里程ノ割合ニ應スヘキモノトス
- 第四章 水先旗及水先信號
- 第十八條 水先旗ハ第一號樣式ニ依ル
 - 第十九條 水先旗ハ水先法第六條ノ場合ニ於テハ橋頭、旗竿又ハ帆ノ上部其他見易キ所ニ之ヲ掲揚スヘシ
 - 第二十條 水先旗汚染又ハ毀損シテ水先旗タルコトヲ認メ難キニ至リタルトキハ水先人ハ新ニ之ヲ調製スヘシ
 - 第二十一條 水先法第七條ノ水先信號ハ晝間 在リテハ第一號若クハ第二號ヲ用ヒ又ハ之ヲ併用シ夜間ニ在リテハ第三號若ハ第四號ヲ用ヒ又ハ之ヲ併用シテ爲スヘシ
 - 一 前掲ニ船首旗又ハ國旗ヲ掲揚スルコト
 - 二 萬國普通信號書ニ掲クル水先信號ヲ表示スルコト
 - 三 十五分間毎ニ青色火光ヲ發射スルコト
 - 四 須臾ノ間隔ヲ以テ凡ソ一分間亮明ノ白燈ヲ上甲板ノ舷部ニ以テ表示スルコト

(六〇九)

第五章 水先船ノ免狀及機裝

- 第二十二條 水先船ハ左ノ條件ヲ具備スヘシ
 - 一 船體ノ外部ハ黑色ト爲スルコト
 - 二 船側及大帆ノ上部ニ於テ水先船タルコトヲ明瞭ニ表示スルコト
 - 第二十三條 水先人水先船ヲ使用スルトキハ水先船免狀ヲ受有スヘシ
 - 第二十四條 水先人水先船免狀ヲ受有セントスルトキハ水先船ノ種類、名稱、網具ノ裝置、長、幅、深及積量ヲ記載シタル申請書ヲ管海官廳ニ差出スヘシ
- 水先船水先人ノ所有ニ屬セサルトキハ其所有者ハ前項ノ申請書ニ連署スヘシ
- 第二十五條 管海官廳ニ於テ前條ノ申請ヲ正當ト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ水先船ヲ検査セシメ適當ト認ムルトキハ第二號書式ノ水先船免狀ヲ授與ス
 - 第二十六條 水先船免狀ニ記載シタル事項ニ變更ヲシタルトキハ水先人ハ其事實アリタル日ヨリ十日以内ニ新舊事項ヲ載シタル書面ヲ管海官廳ニ差出シテ水先船免狀ノ書換ヲ申請スヘシ
 - 第四條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
 - 第二十七條 水先船免狀滅失又ハ毀損シタルトキハ水先人ハ其事實アリタル日ヨリ十日以内ニ其事由ヲ記載シタル書面ヲ管海官廳ニ差出シテ再交附ヲ申請スヘシ
 - 管海官廳ニ於テ前項ノ申請ヲ正當ト認ルトキハ更ニ水先船免狀ヲ水先人ニ交附ス
 - 第二十八條 第二十四條第二十六條又ハ第二十七條ニ依リ申請ヲ爲ス者ハ手数料一圓ヲ納付スヘシ
 - 第十條ノ規定ハ前項ノ手数料ヲ納付スル場合ニ之ヲ準用ス
 - 第二十九條 管海官廳ハ何時ニテモ當該官吏ヲシテ水先船ニ臨檢セシメ現

(六〇八)

- 狀態全ララスト認ムルトキハ其使用ヲ停止シテ必要ナル修理又ハ設備ヲ命スルコトヲ得
 - 水先人前項ノ命令ニ違反シテ水先船ヲ使用シ又ハ其修理若クハ設備ヲ爲ササルトキハ水先船免狀ハ其ノ效力ヲ失フ
 - 第三十條 水先船使用スヘカラサルニ至リタルトキ又ハ其使用ヲ廢シタルトキハ其事實アリタル日ヨリ十日以内ニ事由ヲ具シ水先船免狀ヲ管海官廳ニ返還スヘシ
 - 第三十條ノ二 本章ニ於テ管海官廳ト稱スルハ水先人ノ事務所ノ所在地ヲ管轄スル管海官廳ヲ謂フ
- 第六章 水先法令書
- 第三十一條 水先法令書ハ選管省ヨリ之ヲ水先人ニ交附ス
 - 第三十二條 水先法令ニ改正アリタルトキハ選管省ハ改正ニ係ル條項ノミヲ記載シタル書類又ハ改訂シタル水先法令書ヲ水先人ニ交附ス
 - 第三十三條 水先人改正ニ係ル條項ノミヲ記載シタル書類ノ交附ヲ受ケタルトキハ之ヲ水先法令書ニ綴込ムヘシ
 - 水先人改訂シタル水先法令書ノ交附ヲ受ケタルトキ舊法令書ヲ返還スヘシ
 - 第三十三條ノ二 第五條ニ依リ抹消ノ登錄ヲ申請スルトキ又ハ第六條第三項ニ依リ抹消登錄ノ通知ヲ受ケタルトキハ水先免狀ト共ニ水先法令書ヲ返還スヘシ
 - 第十二條ニ依リ水先免狀ヲ管海官廳ニ提出スルトキ水先法令書ヲ添附スヘシ
 - 水先人海員審判所ニ於テ水先免狀行使ノ停止ヲ言渡サレ該免狀ヲ海員審判所ニ差出ストキハ水先法令書ヲ添附スヘシ
 - 前二項ノ場合ニ於テ水先法令書ハ管海官廳又ハ海員審判所之ヲ保管シ公權停止若クハ免狀行使ノ停止期間満了ノ後之ヲ還附ス

第三十四條 第八條第一項第九條及第十一條ノ規定ハ水先法令書減失又ハ毀損シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十五條 水先法令書ハ逕信省ノ印ヲ捺シタルモノニアラサレハ其效ヲ有セス

第七章 水路嚮導ノ證明

第三十六條 水先人水路ノ嚮導ヲ終リタルトキハ左ノ事項ヲ記載シ得ヘキ

一 船舶ノ名稱、國籍、所有名、積重及喫水

二 水路ヲ嚮導シタル區域

三 水路ノ嚮導ヲ始メ及之ヲ終リタル日時

四 水先案内料ノ額

船長ハ前項ノ書面ニ前項ノ事項ヲ記入シ且署名捺印シテ之ヲ水先人ニ交附スヘシ文字ヲ削除訂又ハ挿入シタルトキハ之ニ認印スヘシ

水先人水先法第十三條但書ノ規定ニ依リ二艘以上ノ船舶ノ水路ヲ嚮導シタルトキハ各船ノ船長ニ對シ第一項ノ手續ヲ爲シ各船ノ船長ハ前項ノ手續ヲ爲スヘシ此場合ニ於テ運航ノ自由ヲ得ヌ又ハ水先人ヲ得ル能ハサリシ船舶ノ船長ハ其事由ヲ前項ノ書面ニ附記スヘシ

第三十七條 水先法第十六條ニ依リ水先人水先修業生ヲ伴ヒ乗船シタルトキト水先人ハ水先修業生ヲシテ前條第一項第一號乃至第三號ノ事項ヲ記載シ得ヘキ嚮導シタル書面ニ署名捺印セシメ之ヲ船長ニ提出スヘシ

船長ハ前條第二項及第三項ニ準シ前項ノ書面ニ署名捺印シテ之ヲ水先人ニ交附シ水先人ハ之ヲ水先修業生ニ交附スヘシ

第三十八條 水先人ハ水先修業生ノ請求ニ依リ其修業ニ關スル證明書ヲ交附スヘシ

第八章 水先人組合

第三十九條 水先人組合ハ當該水先區ノ水先人ヲ以テ組合員トス但二區以

上ノ水先免狀ヲ有スル者ハ專屬水先區ノ組合員トス

第四十條 逕信大臣ニ於テ水先人組合ヲ設クヘキコトヲ命シタルトキハ當該水先區ノ水先人ヲ指名シ創立委員ヲ命ス

第四十一條 創立委員ハ組合規約ヲ起草シテ之ヲ當該水先區ノ水先人ノ會議ニ附スヘシ

創立委員ハ會日ヨリ二週間前ニ各水先人ニ組合規約案ヲ添ヘ會日及會場ヲ通知スヘシ

組合規約ハ當該水先區水先人總員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ之ヲ議決スルコトヲ得ヌ

水先人ハ代理人ヲ以テ意見ヲ表示スルコトヲ得

第四十二條 會議ノ通知ヲ受ケタル水先人會議ニ出席セス若シハ代理人ヲ出席セシメサルトキハ規約ノ成案ニ同意シタルモノト看做ス

第四十三條 組合規約ヲ議決シタルトキハ創立委員ハ遲滞ナク其成案ヲ逕信大臣ニ差出シ其認可ヲ申請スヘシ

第四十四條 第四十一條ノ場合ニ於テ意見數說ニ分レ定數ノ同意ヲ得ルコト能ハサルトキハ創立委員ハ各意見ヲ具シ逕信大臣ノ議決ヲ申請スヘシ

第四十五條 組合規約ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 組合ノ名稱

二 組合其他組合ノ役員ニ關スルコト

三 組合員ノ營業ニ關スルコト

四 組合ノ風紀秩序ニ關スルコト

五 組合ノ會計ニ關スルコト

六 組合ノ會議ニ關スルコト

七 水先修業生ノ資格等ニ關スルコト

八 其他組合ノ處理ニ關シ必要ナルコト

第四十六條 水先人組合ニ組合長一名ヲ置クヘシ

第五十三條 第四十九條第二項第五十條第一項第五十一條第一項及第五十二條ノ申請、届出又ハ報告ヲ爲スニハ事務所ノ所在地ヲ管轄スル管海官廳ヲ經由スヘシ

第五十四條 逕信大臣ハ組合規約ノ改正ヲ命シ水路ノ嚮導ニ關スル事項ヲ組合ニ諮問シ必要ト認ムルトキハ其事項ヲ審議スル爲メ組合會議ヲ開クヘキコトヲ命シ又ハ當該官吏ヲシテ組合ノ會議ニ臨視セシムルコトヲ得

第五十五條 水先人第四十五條第三號又ハ第四號ニ依リ組合規約ニ記載シタル事項ニ違反シタルトキハ海員審判所ノ裁決ヲ以テ懲戒ヲ加フ

水先人前項ノ所爲アリタルトキハ組合長ハ組合ノ事務所ヲ管轄スル管海官廳ニ其始末ヲ申告スヘシ

第五十六條 前條第二項ノ申告ヲ爲ス場合ニハ申告者ハ成ルヘク證據及事實參考トナルヘキ事物ヲ提出スヘシ

第九章 雜則

第五十七條 水先人其業務ニ從事スルニ當リ海難ニ罹リタルトキハ遲滞ナク管海官廳又ハ警察官署ニ其始末ヲ届出ツヘシ

第五十八條 船長ハ其使用シタル水先人水先法第十九條第一項ノ各號ニ該當スト認ムルトキハ航海日誌及機關室日誌ノ寫ヲ添ヘ前條ノ官廳又ハ官署ニ其始末ヲ申告スヘシ

第五十九條 水先人其業務ヲ開始セントスルトキハ當該水先區内應招ニ便宜ノ場所ニ事務所ヲ定メ之ヲ逕信省ニ届出ツヘシ

水先人事務所ヲ變更シタルトキハ其事實アリタル日ヨリ十日以内ニ之ヲ逕信省ニ届出ツヘシ

水先人組合ノ成立シタルトキハ組合ノ事務所ヲ以テ各組合員ノ事務所ト爲スヘシ

第五十九條ノ二 二區以上ノ水先免狀ヲ有スル者其專屬水先區ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク逕信大臣ニ届出ツヘシ

水先人組合ニ組合副長又ハ其他ノ役員ヲ置クコトヲ得

組合長其他組合ノ役員ハ組合員ノ選舉ニ依リ上其任期ハ三年以内トス

組合長組合副長ノ内一人ハ組合員以外ノ者ヲ選舉スルコトヲ得

第四十七條 組合長ハ本則及組合規約ニ依リ其職務ニ屬セシメタル事務ヲ行フ

組合副長又ハ其他ノ役員ハ組合長ヲ補佐シ其事故ニ依リ職務ヲ行フ能ハサル場合ニハ之ヲ代理ス

第四十八條 逕信大臣組合規約ヲ認可シタルトキハ其旨ヲ創立委員ニ通告ス

創立委員ハ前項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ組合長其他組合ノ役員ノ選舉ヲ行ヒ其上任確定シタルトキハ遲滞ナク其氏名ヲ逕信大臣ニ報告スヘシ

創立委員ノ職務ハ前項ノ届出ヲ爲スニ依リテ終了ス

第四十九條 組合長ハ上任後遲滞ナク組合ノ事務所ヲ定ムヘシ

組合長ハ事務所ヲ定メタル日ヨリ三日以内ニ其所在地ヲ逕信省ニ届出ツヘシ事務所ノ所在地ヲ變更シタルトキ亦同シ

第五十條 組合規約ヲ變更セントスルトキハ組合長ハ其成案及變更ヲ要スル事由ヲ具シ逕信大臣ノ認可ヲ申請スヘシ第四十一條乃至第四十四條ノ規定ハ組合規約ヲ變更セントスル場合ニ之ヲ準用ス

第五十一條 組合長其他組合ノ役員交迭シタルトキハ新任者ノ氏名及交迭ノ事由ヲ具シ之ヲ逕信大臣ニ届出ツヘシ

前項ノ届出ハ組合長ヨリ之ヲ爲スヘシ但組合長ノ交迭シタル場合ニ在リテハ新舊組合長ノ連署ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第五十二條 組合長ハ毎年一月前一年間ニ於ケル組合員ノ營業ニ關スル狀況及組合ノ會計ニ關スル事項ヲ逕信省ニ報告スヘシ

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第三節 水先人

第五十九條ノ三 水先人其業務以外ノ業務ニ從事セントスルトキ又ハ二月以上其業務ヲ休止セントスルトキハ其事由ヲ具シ通信大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第六十條 水先人水先區ニ於テ左ノ事項アルコトヲ認メタルトキハ直ニ其狀況ヲ通信省ニ報告スヘシ

一 航路、航路標識ニ異變アルコト
二 航路ノ妨害トナルヘキモノ存在スルコト
三 其他航行上危險ノ虞アル事實アルコト

第六十一條 水先人ハ毎年一月前一年間ニ於テ水路ヲ嚮導シタル船舶ニ關シ第三十六條第一項ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ通信省ニ差出スヘシ

第五條第一項各號ニ該當シ抹消ノ登録ヲ申請スル者ニ在リテハ其際前同報告以後ニ於ケル前項ノ書面ヲ該抹消登録申請書ト共ニ差出スヘシ第五條第二項ニ該當シ抹消ノ登録ヲ申請スル者亦同シ

第六條第三項ニ依リ抹消登録ノ通知ヲ受ケタル者ハ水先免狀ト共ニ前項ノ書面ヲ差出スヘシ

前項ノ書面ニハ第三十六條第二項ノ書面ヲ添付スヘシ
第六十一條ノ二 第五十九條及第五十九條ノ二乃至第六十一條ノ届出又ハ許可申請ヲ爲シ若クハ書面ヲ差出スニハ水先人ノ事務所ノ所在地ヲ管轄スル管海官廳ヲ經由スヘシ

第四十九條及第五十九條ノ届出又ハ第六十條ノ報告ハ港務部ノ所在地ニ在リテハ當該港務部ニモ之ヲ爲スヘシ

第十章 罰 則
第六十二條 第三條第四條第二項第五條第六條第四項第七條第一項及第三項第八條第一項第九條第二項第十二條第一項第十三條ノ二第十九條第二十條第二十六條第二十七條第一項第三十條第三十三條第三十三條ノ二第一項乃至第三項第三十四條第三十六條乃至第三十八條第四十一條第一項

間及本則施行前ヨリ施行後マテ引續キ水路ヲ嚮導シタル船舶ニ關シ第三十六條第一項ノ事項ヲ記載シタル書面ニ同條第一項ノ書面ニ相當スルモノヲ添ヘ之ヲ通信省ニ差出スヘシ

第六十二條ノ罰則ハ前項ニ違反シタル者ニモ亦之ヲ適用ス
附 則 (大正三年十月通信省令第三三號)

本令ハ大正三年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際二區以上ノ水先免狀ヲ有スル者ハ本令施行ノ日ヨリ十四日以内ニ第十三條ノ二ノ届出ヲ爲スヘシ

本令施行前既ニ水先人ノ業務ヲ開始シタル者ニ在リテハ本令施行ノ日ヨリ十四日以内ニ第五十九條ノ届出ヲ爲スヘシ
附 則 (大正八年十二月通信省令第九八號)

本令ハ大正九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前ヨリ其施行後マテ引續キ水路ヲ嚮導スル場合ニ於テハ其水先案内料ハ従前ノ例ニ依ル

第四十三條第四十四條第四十八條第二項第四十九條乃至第五十二條第五十五條第五十七條乃至第五十九條第一項第二項第五十九條ノ三乃至第六十一條又ハ第六十一條ノ二第二項ニ違反シタル者ハ二圓以上二十五圓以下ノ罰金ニ處ス
附 則

第六十三條 本則ハ水先法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第六十四條 水先法第三十條第一項ニ依リ同法ニ依リテ授與スル水先免狀ト交換スヘキ舊水先免狀ヲ有スル者ハ同法施行ノ日ヨリ六十日以内ニ其住所ヲ管轄スル管海官廳ヲ經由シ舊免狀ノ寫ヲ添ヘ書面ヲ通信省ニ差出シテ免狀ノ交換ヲ申請スヘシ

前項ノ申請ヲ爲ス者ハ左ノ事項ヲ記載シ第一號ノ事項ニ付テハ本轄市區町村長第二號乃至第四號ノ事項ニ付テハ戸籍吏、外國人ニ在リテハ第一號乃至第四號ノ事項ニ付キ本國領事ノ證明ヲ受ケタル書面ヲ申請書ニ添付スヘシ

一 水先法第三條第二號及第三號ノ事項ニ該當セサルコト
二 氏名
三 本籍地
四 出生ノ年月日

第六十五條 通信省ニ於テ前條ノ申請ヲ正當ト認ムルトキハ水先人名簿ニ登録ヲ移シ水先免狀及水先法令書ヲ申請人ニ授與ス
申請人前項ノ免狀ヲ受ケタルトキハ前條ノ管海官廳ヲ經由シ之ト引換ニ舊免狀ヲ通信省ニ返還シ且其住所ヲ届出ツヘシ

第六十六條 水先法第三十一條ノ場合ニ於テハ第三十六條ノ規定ヲ適用セス
第六十七條 本則施行前ヨリ引續キ水先人タル者ハ本則施行ノ翌年一月第六十一條ノ手續ヲ爲スト同時ニ其初年ノ初日ヨリ本則施行ノ前日ニ至ル

第一號書式

菊章
第 號 氏 名 出生ノ年月日
〔明治〕年 月 日 登錄
(水先區ノ名稱)水先區水先免狀
明治三十二年法律第六十三號水先法ニ依
リ之ヲ授與ス
〔明治〕年 月 日
通信大臣爵氏 名 印

第二號書式

(備考) 水先免狀ハ豎八寸横一尺一寸トシテ裏面ニ英譯文ヲ附記ス

水先免狀		種類名稱	
積量	置具ノ裝	深	幅
水先人(氏名)ノ申請ニ依リ此免狀ヲ授與ス			
明治 年 月 日			
管海官廳印			

(備考) 水先船免狀ハ豎一尺一寸横八寸トス

第一號表

Table with columns for '水先區' (Water Area), '航路' (Route), and '汽船水先案内料' (Steamship Water Area Fee). Rows include '東京灣' (Tokyo Bay), '和泉灣、内海及下關' (Ise Bay, Inland Sea, and Settsu), and '長崎港' (Nagasaki Port).

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第三節 水先人

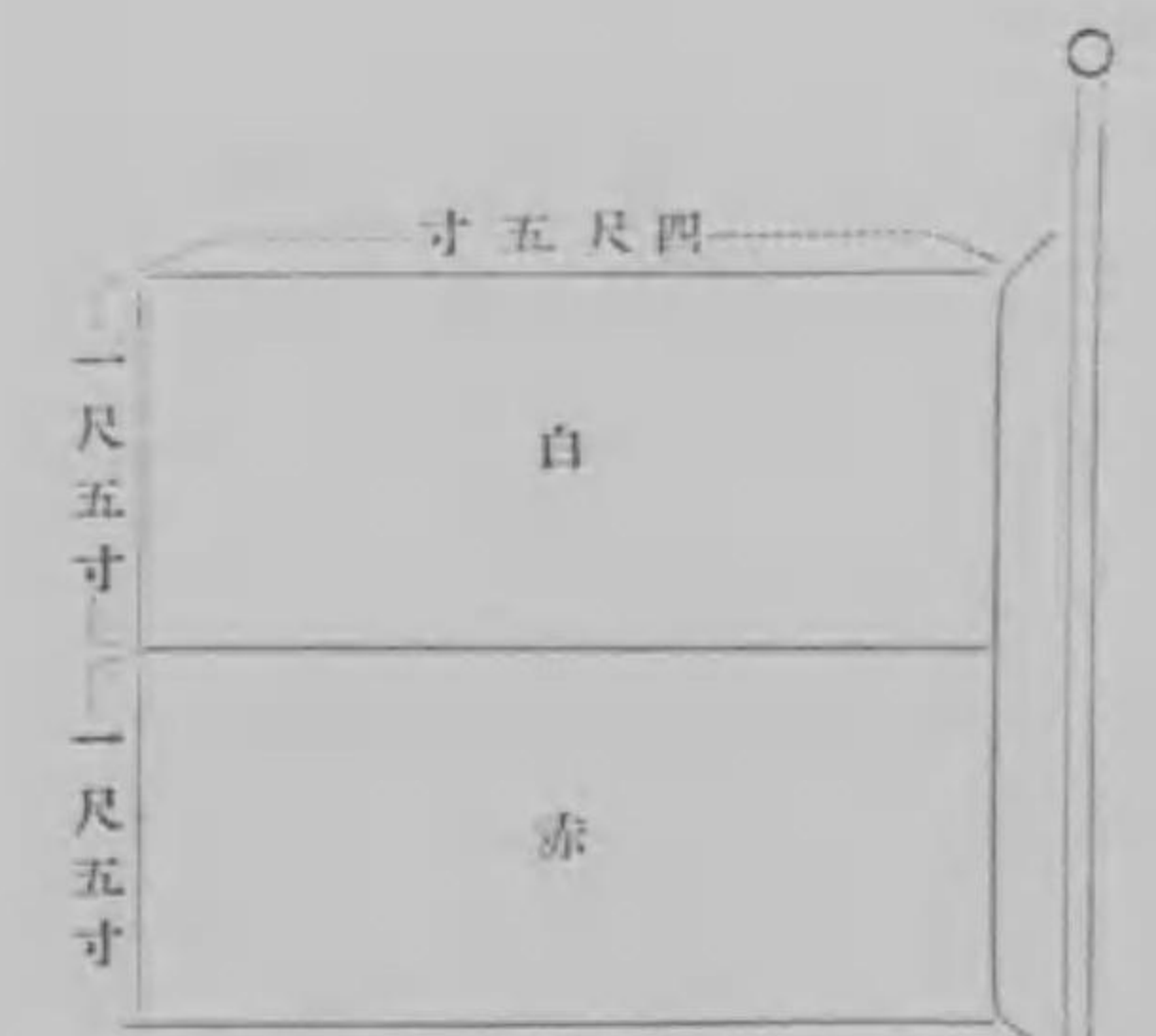
◎水先人試験規程

- 第一條 水先人試験ハ選信大臣ノ定ムル場所及期日ニ於テ之ヲ行フ
第二條 水先法第三條又ハ第四條ニ該當スル者ハ水先人試験ヲ受クルコトヲ得ス
第三條 左ニ掲クル履歴ノ一ヲ有スル者ハ水先人試験ヲ受クルコトヲ得

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第三節 水先人

Table with columns for '函館港' (Hokkaido Port) and '島原海灣' (Shimoda Bay). Rows list various water areas and their corresponding fees.

(備考) 帆船水先案内料ハ當該航路ニ於ケル汽船水先案内料ニ其ノ百分ノ八十ヲ加ヘタル額トス...



- ノ場合ニ於テハ一月半以上トス
第四條 水先人試験ヲ受ケムトスル者ハ試験期日七日前(休假日ヲ算入セズ)迄ニ其履歴書及身分書ニ添へ受驗申請書ヲ試験ヲ行フ管海官廳ニ差出スヘシ
第五條 履歴ハ左ニ掲クル書類ヲ以テ之ヲ證明スヘシ

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第三節 水先人

規

筆記試験及口述試験ヲ併セ行フ場合ニハ筆記試験ニ合格シタル者ニアラサレハ口述試験ヲ受クルコトヲ得ス

第九條 受験申請人ハ手数料トシテ體格検査ニ付テハ一回、學術検査ニ付

テハ水先區一區毎ニ左ノ金額ヲ納付スヘシ

内海水先區水先人試験

十五圓

其他ノ水先區水先人試験

十圓

第十條 船舶職員試験規程第三條、第二十條前段第二十一條乃至第二十五條、第二十七條及第二十八條ノ規定ハ水先人試験ニ之ヲ準用ス

第十條ノ二 學術試験ノ成績ハ試験官吏ニ於テ受験人カ當該水先區ノ航海

ニ從事シタル經歷ノ多少ヲモ參考トシテ之ヲ定ム

附 則

第十一條 此規程ハ水先法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

交通 第二章 第四節

航路標識

第四節 航路標識

- ◎航路標識條例
明治二年 勅令六七號……一頁
- ◎府縣郡市町村費ヲ以テ航路標識ヲ設置、變更、廢停ニ係ル具申及報告方
明治二年 遞訓一〇號……一
- ◎北海道廳府縣及區町村立航路標識看守條規
明治三年 遞令三號……一
- ◎私設航路標識取締條規
明治三年 遞令二號……二
- ◎私築燈標ノ燈費取立ニ關スル件
明治九年 遞令一八號……二
- ◎燈標私設禁止ノ件
明治八年 布達二號……二

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第四節 航路標識

第四節 航路標識

◎航路標識條例

(明治二十一年十月十一日) (勅令第六十七號)

第一條 航路標識ハ航路ノ安寧ヲ保護スル爲メ政府ニ於テ之ヲ設置スルモノトス

第二條 土地ノ形状又ハ情況ニ由リテハ地方税又ハ區町村費ヲシテ航路標識ヲ設置スルコトヲ得此場合ニ於テハ地方長官ニ於テ逓信大臣ノ許可ヲ受クヘシ

從來私設ノ航路標識ハ免許年限間之ヲ繼續スルコトヲ得
逓信大臣ニ於テ前二項ノ航路標識不完全ニシテ危害アリト認めタルトキハ之ヲ變更又ハ撤去セシムルコトヲ得

政府ニ於テ直接管理ヲ必要トスルトキハ相當ノ價格ヲ以テ第一項第二項ノ航路標識ヲ買上ルコトヲ得

第三條 航路標識ヲ損壞シ又ハ移轉シ又ハ其性質ヲ變更シ又ハ蔽遮スヘキ所爲ヲナシ又ハ逓信大臣ノ指定シタル區域内ニ於テ航路標識ノ燈光若クハ警號ト誤認シ易キ所爲ヲナシタル者ハ十一日以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ貳圓以上貳百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四條 航路標識ニ船筏其他ノ物ヲ繫キ又ハ衝突セシメ又ハ攀躋シ又ハ之ヲ汚穢シタル者ハ五錢以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

第三輯 第三編 交通 第二章 水上交通 第四節 航路標識

◎府縣郡市町村費ヲ以テ航路標識ヲ設置、變更、廢止ニ

係ル具申及報告方

(明治二十一年十月三十一日) (逓信省訓令第十號)

第一條 航路標識條例第二條第一項ニ依リ(地方税)又ハ區町村費ヲ以テ航路標識ヲ設置セントシ地方長官ニ於テ逓信大臣ノ許可ヲ請フトキハ左ノ書類ヲ具スヘシ

一 航路標識設置及其近傍實測地圖
二 航路標識圖面及其構造方法並費用調査

雜 一箇年間入港スヘキ日本形船西洋形船員數及其石噸數其最大船舶石噸又ハ噸數概算調査其位置ヲ變更セントスルトキハ第一項ノ書類又ハ性質ヲ變更セントスルトキハ第二項ノ書類ヲ具シ逓信大臣ニ經伺ノ上之ヲ變更スヘシ

第二條 前條航路標識ヲ設置シ若クハ其位置又ハ性質ヲ變更シ或ハ之ヲ停止若クハ廢止スルトキハ當省ヨリ告示スヘキヲ以テ地方長官ハ豫メ其實施期限ヲ逓信大臣ニ報告スヘシ

第三條 船舶繫留等ノ爲メ棧橋又ハ埠頭ニ設置スル標識ハ航路標識ト誤認シ易キ虞アルヲ以テ其設置變更等ハ都テ地方長官ニ於テ逓信大臣ニ經伺ノ上若シ航路ニ障礙アリト認めタルトキハ變更又ハ撤去ヲ命スヘキ旨趣ヲ以テ之ヲ許可スヘシ

◎北海道廳府縣及區町村立航路標識看守條規

(明治二十二年三月十四日) (逓信省令第三號)

第一條 地方税又ハ區町村費ヲ以テ航路標識ヲ建設シタルトキハ看守員ヲ

定メ其標識ニ關スル諸般ノ業務ヲ掌理セシムヘシ

但燈標ニハ二名以上ノ看守員ヲ置キ内一名ヲ看守長ト爲スヘシ

第二條 看守長ハ通信省〔燈臺局〕又ハ其燈臺ニ於テ看守ノ業務ヲ習熟シタルモノニ限ル

第三條 航路標識看守上通信省〔燈臺局〕定ムル所ノ看守教則及〔同局〕又ハ〔同局〕派遣ノ視察官吏ヨリ教示スル所ノ事項ハ之ヲ遵守スヘシ

第四條 燈油其他點燈用ノ諸物品ハ通信省〔燈臺局〕ノ認可ヲ經タルモノニ非サレハ使用スルヲ得ス

●私設航路標識取締條規

(明治二十二年三月十四日) (通信省令第2號)

第一條 私設航路標識建設人ニ於テ標識ノ位置又ハ性質ヲ變更セント欲スルトキハ其事由ヲ具シ管轄廳ヲ經由シテ通信大臣ニ願出ツヘシ

第二條 前條航路標識ノ位置又ハ性質ヲ變更シ或ハ之ヲ停止若クハ廢止セントスルトキハ其實施期限ヲ定メ二箇月以前管轄廳ヲ經由シテ通信大臣ニ届出ツヘシ

第三條 私設航路標識建設人ハ標識看守上ニ付通信省〔燈臺局〕又ハ〔同局〕派遣ノ視察官吏ヨリ教示スルトキハ之ヲ遵守スヘシ

第四條 私設航路標識ニシテ燈費ヲ徵收スルモノハ建設人ニ於テ帳簿ヲ備ヘ其徵收額及維持費支出額ヲ記載シ置キ通信省燈臺局派遣視察官吏ノ檢閲ヲ受クヘシ

●私築燈標ノ燈費取立ニ關スル件

(明治十九年六月二十九日) (通信省令第18號)

私築燈標ノ燈費ハ海軍艦船及燈臺視察船ヨリ取立ルヲ得ス

●燈標私設禁止ノ件

(明治十八年六月五日) (太政官布達第十一號)

明治五年(十月)第三百十二號布達ヲ廢止シ自今燈標私設ヲ禁止ス但シ既設燈標ニシテ以前船舶ヨリ其費用ヲ徵セサルモノハ來ル明治二十

八年ヲ限リ廢止シ其費用徵收願濟年限ナキモノハ此際相當ノ期限ヲ定メ更ニ工部省ニ願出ツヘシ

交 通 空 中 交 通 第 三 章

第三章 空中交通

- ◎航空法 大正一〇年 法律 五四號……一頁
- ◎航空取締規則 大正一〇年陸軍、內務省令……七
- ◎航空機檢査規則 大正一〇年 陸令 二號……一〇
- ◎航空獎勵規則 大正九年 陸令 四〇號……一三
- ◎航空機操縱士養成規則 大正一三年 遞令 五七號……一三
- ◎航空機操縱士免許規則 大正一〇年 陸令 一〇號……一五
- ◎航空機關士養成規則 大正一三年 遞令 四二號……一七

第三章 空中交通

◎航空法

(大正十年四月八日
法律第五十四號)

第一章 總 則

第一條 本法ニ於テ航空機トハ人ノ搭乘シ得ル氣球、風、航空船及飛行機ヲ謂フ

本法ニ於テ航空トハ陸上又ハ水上ノ滑走ヲ、離陸又ハ著陸トハ離水又ハ著水ヲ包含ス

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ノ所有スル航空機ハ之ヲ日本航空機トス

一 日本國又ハ日本ノ公共團體

二 日本臣民

三 日本法令ニ依リ設立シタル會社ニシテ合名會社ニ在リテハ社員ノ全員、合資會社及株式合資會社ニ在リテハ無限責任社員ノ全員、株式會社ニ在リテハ取締役ノ全員カ日本臣民タルモノ

四 前號ニ掲グル法人以外ノ法人ニシテ日本法令ニ依リ設立シ其ノ代表者ノ全員カ日本臣民タルモノ

第三條 本法ハ本章及第四十一條乃至第四十三條ノ規定ヲ除クノ外軍用航空機ニ之ヲ適用セス

國ノ使用ニ供スル航空機ニ付テハ第二十一條、第二十八條乃至第三十條、第三十三條、第三十四條及第四十條ノ規定ニ關シ勅令ヲ以テ別段ノ規定

ヲ爲スコトヲ得

第四條 航空ニ關シ條約又ハ之ニ準スヘキモノニ別段ノ規定アルトキハ其ノ規定ニ從フ

第二章 航空機ノ検査及登録

第五條 航空機ヲ製造スル者ハ其ノ設計、材料、部分品、技巧及製品ニ付行政官廳ノ検査ヲ受クヘシ

堪航證明書ヲキ航空機ノ所有者ハ其ノ航空機ニ付行政官廳ノ検査ヲ受クヘシ

前二項ノ検査ニ合格シタル航空機ニ對シテハ堪航證明書ヲ交付ス

第一項及第二項ノ規定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル航空機ニ之ヲ適用セス

第六條 堪航證明書ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ效力ヲ失フ

一 堪航證明書ニ記載シタル有効期間ヲ經過シタルトキ

二 第十四條第一項ノ規定ニ依リ航空機ノ使用ヲ禁止シタルトキ

前項第一號ノ有効期間ハ前條ノ検査ニ合格シタル日より起算シ六月以内ニ於テ行政官廳之ヲ定ム有効期間ハ第十二條ノ検査ノ結果ニ依リ検査ノ日より起算シ六月以内ニ於テ行政官廳之ヲ延長スルコトヲ得

第七條 第五條ノ検査ニ合格シタル航空機ノ所有者ハ、行政官廳ニ其ノ航空機ノ登録ヲ申請スルコトヲ得

航空機ノ登録事項ハ、航空機ノ所有者ノ氏名名稱、登録記號其他命令ヲ以テ定ムル事項トス

第八條 航空機カ左ノ各號ノニ該當スル場合ニ於テハ、其ノ際ノ航空機ノ所有者ハ、其ノ日ヨリ起算シ十四日以内ニ行政官廳ニ堪航證明書ヲ返付スヘシ

- 一 滅失又ハ破壊シタルトキ
 - 二 解撤セラレタルトキ
 - 三 其ノ堪航證明書カ其ノ效力ヲ失ヒタルトキ
- 登録シタル航空機カ左ノ各號ノニ該當スル場合ニ於テハ、其ノ際ノ航空機ノ所有者ハ、其ノ日ヨリ起算シ十四日以内ニ行政官廳ニ登録證明書ヲ返付スヘシ

- 一 滅失又ハ破壊シタルトキ
 - 二 解撤セラレタルトキ
 - 三 日本國籍ヲ喪失シタルトキ
 - 四 其ノ堪航證明書カ其ノ效力ヲ失ヒタルトキ
- 前項第一號乃至第三號ノ場合ニ於テハ、同時ニ抹消登録ヲ申請スヘシ
前項ノ場合ニ於テ抹消登録ノ申請ヲキトキ又ハ第二項第四號ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ職權ヲ以テ抹消ノ登録ヲ爲スコトヲ得

第九條 登録シタル航空機ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ國籍記號、登録記號並所有者ノ氏名名稱及住所ヲ表示スヘシ

第十條 航空機ハ前條ノ規定ニ依ル表示ヲ爲シ且堪航證明書及登録證明書ヲ備付クルニ非サレハ之ヲ航空ノ用ニ供スルコトヲ得ス

第十一條 所政官廳ハ定期又ハ臨時ニ航空機ノ検査ヲ爲スコトヲ得

第十二條 第五條第一項第二項及第十條ノ規定ハ航空機ノ試験ノ爲飛行場又ハ命令ヲ以テ定ムル場所ニ於テ航空スル航空機ニ關シテハ之ヲ適用セス

第十三條 第五條、第七條、第八條及第十一條ニ規定スルモノノ外航空機ノ検査又ハ登録ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 行政官廳ハ第十一條ノ検査ノ結果ニ基キ其ノ他航空機ノ現狀ニ因リ必要アルトキハ航空機ノ使用ノ制限、停止又ハ禁止ヲ命スルコトヲ得

行政官廳ハ前項ノ規定ニ依リ制限ヲ命シタルトキハ堪航證明書ニ制限事項ヲ附記シ停止ヲ命シタルトキハ停止中堪航證明書ヲ領置ス

第三章 乘員

第十五條 航空機ノ乘員ニ非サレハ航空機ニ搭乗シテ其ノ運航ニ從事スルコトヲ得ス

乘員ハ伎倆證明書及航空免狀ヲ有スルコトヲ要ス

第十六條 伎倆證明書ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ行ヲ考査ニ合

格シタル者ニ之ヲ交付ス伎倆證明書ヲ有スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ航空免狀ノ交付ヲ受クルコトヲ得

第十七條 乘員ハ伎倆證明書及航空免狀ヲ携帯スルニ非サレハ運航ニ從事スルコトヲ得ス

第十八條 行政官廳ハ乘員ニ對シ定期又ハ臨時ニ検査ヲ爲スコトヲ得

第十九條 第十五條第一項ノ規定ハ飛行場又ハ命令ヲ以テ定ムル場所ニ於テ航空機ニ搭乗シテ運航練習ヲ爲ス者及運航練習ノ爲乘員ト同乘シ共同シテ運航ニ從事スル者ニ之ヲ適用ス

第二十條 行政官廳ハ乘員引續キ六月以上運航ニ從事セザルトキ、第十八條ノ検査ノ結果ニ基キ必要アルトキ又ハ保安上必要ナルトキハ就業ノ制限、停止又ハ禁止ヲ命スルコトヲ得

行政官廳ハ前項ノ規定ニ依リ制限ヲ命シタルトキハ航空免狀ニ制限事項ヲ附記シ停止ヲ命シタルトキハ停止中航空免狀ヲ領置ス

第一項ノ規定ニ依リ禁止ヲ命セラレタル乘員ハ、其ノ日ヨリ起算シ十四日以内ニ行政官廳ニ航空免狀ヲ返付スヘシ

第四章 飛行場及其ノ經營者

第二十一條 飛行場ヲ設置セムトスル者、其ノ區域ヲ變更セムトスル者又ハ公共ノ用ニ供スル飛行場ヲ廢止セムトスル者ハ、行政官廳ノ許可ヲ受クヘシ公共ノ用ニ供スル飛行場ヲ公共ノ用ニ供セザル飛行場ニ變更シ又ハ公共ノ用ニ供セザル飛行場ヲ公共ノ用ニ供スル飛行場ニ變更セムトスル者亦

同シ

第二十二條 公共ノ用ニ供スル飛行場ノ經營者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ航空ニ必要ナル設備ヲ爲スヘシ

第二十三條 公共ノ用ニ供スル飛行場ノ經營者ハ行政官廳ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其ノ飛行場ヲ他ノ目的ニ使用シ又ハ使用セシムルコトヲ得ス

第二十四條 行政官廳ハ飛行場ノ境界ヨリ外方五百メートルノ區域内ニ於テ航空ノ障礙ト爲ルヘキモノアルトキハ飛行場ノ經營者ニ對シ必要ナル航空標識ノ設置ヲ命スルコトヲ得

飛行場ノ經營者ハ前項ノ航空標識ノ設置又ハ維持ノ爲必要アルトキハ行政官廳ノ許可ヲ受ク日日出後日没前ニ限り他人ノ土地ニ立入り若ハ障礙ト爲ルヘキ物件ヲ除去シ又ハ必要ナル土地若ハ物件ヲ使用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ經營者ハ豫メ其ノ土地又ハ物件ノ占有者ニ其ノ旨通知スヘシ

飛行場ノ經營者ハ第一項ノ航空標識ノ維持ノ爲緊急ノ必要アルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス他人ノ土地ニ立入り若ハ障礙ト爲ルヘキ物件ヲ除去シ又ハ必要ナル土地若ハ物件ヲ使用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ經營者ハ遲滞ナク其ノ旨行政官廳ニ届出テ且其ノ土地又ハ物件ノ占有者ニ通知スヘシ

第二十五條 前條ノ規定ニ依リ立入、除去又ハ使用ニ因リ生シタル損害ハ飛行場ノ經營者之ヲ補償スヘシ
前項ノ規定ニ依リ補償ノ金額ニ關シ協議調ハサルトキハ行政官廳ノ決定

ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ決定ニ不服アル者ハ其ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ起算シ三月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十六條 第二十四條第二項第三項及前條ノ規定ハ許可又ハ届出ニ關スル規定ヲ除ク外軍用ニ供スル飛行場ノ境界ヨリ外方五百メートルノ區域内ニ於テ航空ノ障礙ト爲ルヘキモノアルトキ必要ナル航空標識ヲ設置又ハ維持スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條 公共ノ用ニ供スル飛行場ノ經營者ハ他人ノ運航スル航空船又ハ飛行機ニ對シ其ノ飛行場ニ於テ著陸又ハ離陸スルコトヲ拒ムコトヲ得ス但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ經營者其ノ飛行場ノ使用ニ對シ使用料ヲ請求セムトスルトキハ豫メ其ノ額ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受ケヘシ

第二十八條 公共ノ用ニ供セサル飛行場ノ經營者ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ他人ノ運航スル他人ニ屬スル航空機ヲシテ飛行場ニ於テ著陸又ハ離陸セシムルコトヲ得ス

第五章 航空及運送

第二十九條 航空船及飛行機ハ陸上ニ在リテハ飛行場ニ非サル場所、水上ニ在リテハ命令ヲ以テ禁止スル場所ニ於テ離陸又ハ著陸スルコトヲ得ス但シ故障若ハ避難ノ爲其ノ他已ムコトヲ得サル事由アルトキ又ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六章 雜則

第三十七條 航空標識ノ用地又ハ公共ノ用ニ供スル飛行場ノ用地トスル爲必要ナル土地及水ノ使用ニ關スル權利其ノ他土地ニ關スル所有權以外ノ權利ハ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテハ土地收用法ヲ適用ス

第三十八條 公共ノ用ニ供スル飛行場ノ用地ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ因リ其ノ地租ヲ免除ス但シ一時ノ使用ニ供スルモノ又ハ有料借地ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十九條 關稅法中船舶、船長、船用品及海路運送並之ニ關スル犯罪事件ノ調査、處分及處罰ニ付テノ規定ハ航空機、航空機ノ長、航空機ノ機用品及航空機ニ依ル外國貨物ノ運送並之ニ關スル犯罪事件ノ調査、處分及處罰ニ付テノ準用ス但シ關稅法中開港トアルハ第三十四條ノ飛行場トス

第四十條 第三十三條ノ航空機力故障又ハ避難ノ爲其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ第三十四條ノ規定スル著陸ノ場所以外ニ著陸シタルトキハ稅關官吏其ノ地ニ在ル場合ニ於テハ稅關官吏ニ、稅關行吏其ノ地ニ在ラサル場合ニ於テハ警察官吏ニ遲滞ナク届出ツヘシ

前項ニ規定スル航空機ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ離陸スルコトヲ得ス

第四十一條 日本國外ヨリ發航シテ日本國內ニ至ル航空機ニ關シテハ傳

第三十條 故ナク皇居、禁苑、離宮、行在所若ハ神宮ノ上空ニ於テ又ハ皇陵ノ上空五メートル以下ニ於テ航空機ノ運航ヲ爲スコトヲ得ス

前項ニ掲グル場所ノ外航空ニ關スル制限又ハ禁止ヲ必要トスル場所ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條 戰時又ハ事變ニ際シ必要アルトキハ行政官廳ハ航空機ノ航空ヲ禁止スルコトヲ得

第三十二條 日本航空機ニ非サル航空機ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ之ヲ航空ノ用ニ供スルコトヲ得ス

第三十三條 日本國外ヨリ發航シテ日本國內ニ至リ若ハ日本國內ヨリ發航シテ日本國外ニ至ル航空機又ハ日本國外ヨリ發航シテ著陸スルコトヲクシテ日本國ヲ通過シ日本國外ニ至ル航空機ハ行政官廳ノ指定スル航空路ニ由リ航空スヘシ

第三十四條 日本國外ヨリ發航シテ日本國內ニ至リ又ハ日本國內ヨリ發航シテ日本國外ニ至ル航空機ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除ク外行政官廳ノ指定スル飛行場ニ於テ著陸又ハ離陸スヘシ

第三十五條 日本航空機ニ非サル航空機ニ依リ有償ニ日本各地ノ間ニ於テ旅客又ハ貨物ノ運送ヲ爲スコトヲ得ス但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十六條 行政官廳ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ日本航空機ニ依リ運送ノ業ヲ營ムコトヲ得ス

染病豫防ノ爲檢疫ヲ施行ス

前項ノ檢疫ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十二條 前條ノ規定ハ内地、朝鮮、臺灣相互間ニ付テノ準用ス

前項ノ内地ニハ樺太ヲ包含ス

第四十三條 航空機ノ救難及之ニ關スル處罰ニ付テハ水難救護法ヲ準用ス

第四十四條 左ノ事項ニ關シ必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

- 一 航空機ニ備付クヘキ日誌其ノ他ノ帳簿書類及附屬品其ノ他ノ物件ニ關スル事項
- 二 保安上又ハ軍事上ノ必要ノ爲航空機ニ搭載スルコトヲ制限又ハ禁止スル火藥類、寫眞機其ノ他ノ物件ニ關スル事項
- 三 航空機ニ關スル燈火及信號ニ關スル事項
- 四 航空ニ關スル保安上必要ナル制限及航空機ト航空機又ハ船舶トノ衝突豫防ニ關スル事項
- 五 航空標識及其ノ設置ニ關スル事項
- 六 飛行場ノ設備ニ關スル事項
- 第四十五條 當該官吏ハ其ノ職權ノ執行ニ必要ナリト認ムルトキハ航空機ノ離陸差止又ハ著陸ヲ命スルコトヲ得
- 第四十六條 當該官吏ハ其ノ職權ノ執行ニ必要ナリト認ムルトキハ航空機、飛行場又ハ格納庫ニ臨檢シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依

リ之ニ備附ヲ要スル帳簿書類及物件ニ關シ検査ヲ爲スコトヲ得
第四十七條 朝鮮及臺灣ニ於テハ第三十七條第二項、第三十八條及第四十三條ノ規定ニ關シ命令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第七章 罰則

第四十八條 航空標識ヲ損壞シタル者又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ之ヲ無効トラシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十九條 詐僞ノ信號ヲ爲シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ航空ノ危險ヲ生ゼシメタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

第五十條 現ニ航空ノ用ニ供スル航空機ヲ墜落、顛覆若シテ覆没セシメ又ハ破壊シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス
前條ノ罪ヲ犯シテ現ニ航空ノ用ニ供スル航空機ノ墜落、顛覆、覆没又ハ破壊ヲ致シタル者亦前項ノ例ニ同シ

第五十一條 前二條ノ罪ヲ犯シテ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第五十二條 過失ニ因リ航空ノ危險ヲ生ゼシメ又ハ現ニ航空ノ用ニ供スル航空機ノ墜落、顛覆、覆没又ハ破壊ヲ致シタル者ハ二年以下ノ罰金ニ處ス
其ノ業務ニ從事スル者前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ三年以下ノ罰金ニ處ス

第五十三條 詐術ヲ用キ第五條若シテ第十一條ノ検査ヲ受ケ又ハ不實ノ事

當該官吏ノ命令ニ違反シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二十四條第一項ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反シタル者
二 故ナク當該官吏ノ臨檢若シテ検査ヲ拒ミ、妨ケ若シテ忌避シ又ハ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若シテ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者

第六十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第九條ノ規定ニ違反シテ航空機所有者ノ氏名名稱若シテ住所ヲ表示セザル航空機ヲ航空ノ用ニ供シタル者又ハ虛偽ノ氏名名稱若シテ住所ヲ表示シタル航空機ヲ航空ノ用ニ供シタル者
二 第十條ノ規定ニ違反シテ堪航證明書又ハ登録證明書ヲ備附シタル航空機ヲ航空ノ用ニ供シタル者
三 第十七條ノ規定ニ違反シタル者

第六十一條 第二十一條、第二十二條、第二十七條第一項、第二十八條、第三十四條乃至第三十六條又ハ第四十條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第二十三條ノ規定ニ違反シタル者
二 第二十七條第二項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケシテ使用料ノ請求ヲ爲シ

項ヲ登録セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
第五十四條 第四十九條、第五十條第一項及前條ノ未遂罪ハ之ヲ同ス
第五十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第五條又ハ第十一條ノ検査ニ合格セザル航空機ヲ航空ノ用ニ供シタル者又ハ第三十二條ノ規定ニ違反シタル者
二 第十四條第一項ノ規定ニ依リ行政官廳ノ爲シタル命令ニ違反シタル者
三 第九條ノ規定ニ違反シテ國籍記號若シテ登録記號ヲ表示セザル航空機ヲ航空ノ用ニ供シタル者又ハ虛偽ノ國籍記號若シテ登録記號ヲ表示シタル航空機ヲ航空ノ用ニ供シタル者

第五十六條 第十五條第一項ノ規定ニ違反シタル者又ハ第二十二條第一項ノ規定ニ依リ爲シタル行政官廳ノ命令ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十七條 第三十條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ七年以下ノ懲役ニ處ス
第三十條第二項ノ規定ニ依リ制限若シテ禁止ニ違反シタル者、第三十一條ノ規定ニ依リ禁止ニ違反シタル者又ハ第三十三條ノ規定ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十八條 第二十九條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第四十五條ノ規定ニ依リ

第六十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ過料ニ處ス
一 第五條第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シタル者
二 第七條第三項又ハ第八條第三項ノ規定ニ依リ登録ノ申請ヲ怠リタル者
三 第八條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ堪航證明書又ハ登録證明書ノ返付ヲ怠リタル者
四 第二十二條第三項ノ規定ニ依リ航空免狀ノ返付ヲ怠リタル者
五 第四十條第一項ノ規定ニ依リ届出ヲ怠リタル者

前項ノ規定ニ依リ過料ハ法人ニ在リテハ理事、取締役若シテ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ之ヲ適用ス
第六十四條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前條ノ過料ニ付テ之ヲ準用ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

航空取締規則

第一條 本令ニ於テ航空機ト稱スルハ飛行機、航空船及氣球ヲ謂フ
本令ニ於テ航空ト稱スルハ陸上又ハ水上ノ滑走ヲ、航空機ニ付離陸又ハ著陸ト稱スルハ離水又ハ著水ヲ包含ス
(大正十年三月十八日) 陸軍内務省令
(大正一三年) 逓信省令第五二號
(改正)

第三輯 第三編 交通 第三章 空中交通

第二條 航空機ヲ航空ノ用ニ供セムトスルトキハ其ノ所有者又ハ管理者ハ
 逕信大臣ニ願出テ其ノ検査ヲ受クヘシ
 航空局長官ハ前項ノ検査ニ合格シタル航空機ニ對シテ其ノ航空定限及積
 載量ヲ定メ其航證明書ヲ交付ス
 航證明書ノ有効期間ハ六月以内トス
 前項ノ有効期間満了前航空機ノ再検査ヲ願出テタルトキハ航空局長官ハ
 其ノ有効期間ヲ再検査ノ日ヨリ起算シ更ニ六月以内ニ於テ延期スルコト
 アルヘシ
 航證明書ハ航空機ノ操縦席附近ニ之ヲ標示スヘシ
第三條 航空機ハ前條ノ検査ニ合格シタルモノニ非サレハ之ヲ航空ノ用ニ
 供スルコトヲ得ス但シ試験ノ爲メ地方長官ノ許可ヲ受ケ其ノ指定シタル場
 所ノ上空ニ於テ航空スルモノハ此ノ限ニ在ラス
第四條 第二條ノ検査ニ合格シタル航空機ニ逕信大臣ノ指示スル所ニ從
 ヒ其ノ標識ヲ附シ且所有者又ハ管理者ノ氏名若ハ名稱及住所ヲ表示スヘ
 シ
第五條 第二條ノ検査ニ合格シタル航空機ノ所有者又ハ管理者ハ逕信大臣
 ノ指示スル所ニ從ヒ其ノ航空機ノ日誌ヲ備付ケ所有者若ハ管理者又ハ操
 縦者ニ於テ之ヲ記入スヘシ
第六條 第二條ノ検査ニ合格シタル航空機ノ所有者若ハ管理者其ノ氏名若
 ハ名稱又ハ住所ヲ變更シタルトキハ逕信大臣ニ願出ツヘ
第七條 第二條ノ検査ニ合格シタル航空機ヲ讓受ケ若ハ相續シタル者又ハ
 其ノ航空機ノ管理者ト爲リタル者ハ逕信大臣ニ願出ツヘ
第八條 第二條ノ検査ニ合格シタル航空機滅失シ若ハ破壊シタルトキ又ハ
 解撤セラレタルトキハ其ノ所有者又ハ管理者ハ逕信大臣ニ願出ツヘ

ニ願出テ其航證明書ヲ返付スヘシ
第九條 第二條ノ検査ニ合格シタル航空機左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ
 其ノ所有者又ハ管理者ハ逕信大臣ニ願出テ其ノ検査ヲ受クヘシ
 一 機體又ハ發動機ヲ變更シタルトキ
 二 機體又ハ發動機ノ要部ニ變更ヲ加ヘタルトキ
第十條 逕信大臣ハ定期又ハ臨時ニ航空機ノ検査ヲ爲スコトアルヘシ
第十一條 逕信大臣ハ前二條ノ検査ノ結果ニ基キ其ノ他航空機ノ現狀ニ因
 リ其ノ使用ヲ制限、停止又ハ禁止ヲ命スルコトヲ得航空機ノ所有者又ハ
 管理者カ前條ノ検査ヲ拒ミ妨ケ又ハ故ナク忌避シタルトキ亦同シ
 前項ノ規定ニ依リ使用ノ制限又ハ停止ヲ命セラレタルトキハ逕信大臣ハ
 航證明書ヲ提出シ禁止ヲ命セラレタルトキハ逕信大臣ニ願出テ其ノ免許ヲ
 スヘシ
第十二條 航空機ノ操縦士タラムトスル者ハ逕信大臣ニ願出テ其ノ免許ヲ
 受クヘシ
 航空局長官免許ヲ與フルトキハ別ニ定ムル所ニ依ル操縦士免狀ヲ交付ス
 操縦士ハ航空機中操縦士免狀ヲ携帯スヘシ
第十三條 逕信大臣ハ操縦士ニ對シ必要アルトキハ其ノ能力ノ試験ヲ爲ス
 コトヲ得
第十四條 操縦士ニ非サレハ航空機ヲ操縦スルコトヲ得ス但シ練習ノ爲メ
 地方官ノ許可ヲ受ケ其ノ指定シタル場所ノ上空ニ於テ操縦シ又ハ操縦士
 ト同乗シ共同シテ操縦スルトキハ此ノ限ニ在ラス
第十五條 操縦士左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ逕信大臣ハ其ノ就業ノ制
 限若ハ停止ヲ命シ又ハ免許ヲ取消スヘシ
 一 第十三條ノ試験ニ依リ操縦士タルノ能力ヲ闕クト認メタルトキ
 二 第十三條ノ試験ヲ拒ミ、妨ケ又ハ故ナク忌避シタルトキ
 三 精神病者、癡者、啞者又ハ盲者ト爲リタルトキ

第三輯 第三編 交通 第三章 空中交通

四 航空機ニ依リ人ヲ殺傷シ又ハ物件ヲ損壞シタルトキ
五 公安ヲ害スルノ虞アリト認メタルトキ
六 本令又ハ本令ニ基キテ發シタル命令ニ違反シタルトキ
七 前各號ノ外操縦士タルニ適セスト認メタルトキ
 前項ノ規定ニ依リ就業ノ制限又ハ停止ヲ命セラレタルトキハ逕信大臣
 操縦士免狀ヲ提出シ就業ノ免許ヲ取消セラレタルトキハ逕信大臣ニ願
 出テ其ノ免狀ヲ返付スヘシ
第十六條 操縦士其ノ氏名又ハ住所ヲ變更シタルトキハ逕信大臣ニ願出
 テ其ノ免狀ヲ申請スヘシ
第十七條 操縦士就業ヲ廢止シタルトキハ逕信大臣ニ願出
 テ操縦士免狀ヲ返付スヘシ
第十八條 航空船及飛行機ハ陸上ニ在リテハ地方長官ノ許可ヲ受ケサル場
 所、水上ニ在リテハ地方長官ノ禁止スル場所ニ於テ離陸又ハ著陸スルコ
 トヲ得ス但シ故障又ハ避難ノ爲メ其ノ他已ムコトヲ得サル事由アルトキハ
 此ノ限ニ在ラス
 前項但書ノ規定ニ依リ航空機ヲ著陸セシメタルトキハ操縦者又ハ同乗者
 ハ其ノ理由ヲ具シ逕信大臣ニ報告スヘシ
第十九條 故ナク暴行、禁煙、離宮、行在所若ハ神宮ノ上空ニ於テ又ハ皇
 陵ノ上空ニ「メートル」以下ニ於テ航空機ノ運航ヲ爲スコトヲ得ス
第二十條 地方長官ハ保安上必要アルトキハ場所ヲ指定シテ航空ヲ禁止又
 ハ制限スルコトヲ得
第二十一條 飛行機ハ人家ノ稠密スル市街地ノ上空ニ在リテハ離陸及著陸
 ノ場合ヲ除クノ外「メートル」以上ノ高度ヲ保ツニ非サレハ航空スル
 コトヲ得ス
第二十二條 危険ヲ生スル虞アル物件ハ航空機ヨリ之ヲ投下スルコトヲ得
 ス

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ主備者又ハ當該航空機ノ
 操縦士ハ豫メ其ノ航空ノ日時、場所其ノ他計畫ノ概要ヲ具シ逕信大臣ニ
 願出テ其ノ認可ヲ受クヘシ
 一 二百「キロメートル」以上ノ無著陸又ハ連続航空ヲ爲サムトスルト
 キ
 二 航空機ヲ爲サムトスルトキ
第二十四條 本令施行地外ヨリ本令施行地内ニ航空セムトスル者ハ其ノ航
 空機ノ種類、航證明書又ハ之ニ代ルヘキ書類ノ寫、出發地、經過地、
 到着地、發着ノ日時及操縦者ノ氏名並其ノ操縦士免狀又ハ之ニ代ルヘキ
 書類ノ寫ヲ具シ逕信大臣ニ願出テ其ノ許可ヲ受クヘシ本令施行地内ヨリ
 本令施行地外ニ航空セムトスル者亦同シ
第二十五條 航空機ニ依リ人ヲ殺傷シ又ハ物件ヲ損壞シタルトキハ操縦者
 又ハ同乗者ハ其ノ狀況ヲ具シ逕信大臣ニ報告スヘシ
第二十六條 航空機ノ航證明書又ハ操縦士免狀ヲ亡失シタルトキハ逕信大
 臣ニ願出テ其ノ復舊ヲ申請スヘシ
第二十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ
 罰金ニ處ス
 一 第二條ノ規定ニ依リ航空機ニ違反シ又ハ其ノ積載量ヲ超エ
 テ人又ハ物件ヲ搭載シ航空シタル者
 二 第九條ノ規定ニ違反シテ航空機ヲ航空ノ用ニ供シタル者
 三 第十條又ハ第十三條ノ規定ニ依リ検査又ハ試験ヲ拒ミ又ハ妨ケタル
 者
 四 第十一條ノ規定ニ基ク處分ニ違反シタル者
 五 操縦士ニシテ當該操縦士免狀ノ認ムル制限ヲ超エテ操縦シタル者
 六 第十五條ノ規定ニ基ク制限又ハ停止ノ處分ニ違反シタル者

- 七 第二十條ノ規定ニ基テ航空ノ禁止又ハ制限ニ違反シタル者
- 八 第三條、第十四條、第十八條第一項、第十九條、第二十一條、第二十二條又ハ第二十四條ノ規定ニ違反シタル者
- 第二十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
 - 一 航空機ノ日誌ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
 - 二 第二條第五項、第四條、第五條、第十二條第三項、第十八條第二項、第二十三條又ハ第二十五條ノ規定ニ違反シタル者
 - 三 故テク第十條又ハ第十三條ノ検査又ハ試験ヲ受クルコトヲ忌避シタル者
- 第二十九條 第六條乃至第八條、第十一條第二項、第十五條第二項、第十六條、第十七條又ハ第二十六條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス
- 第三十條 本令ニ規定スル地方長官ノ職務ハ東京府ニ在リテハ警視總監之ヲ行フ

附 則

- 第三十一條 本令ハ大正十年三月二十五日ヨリ之ヲ施行ス
- 第三十二條 本令施行ノ際現ニ航空ノ用ニ供スル航空機ニ付テハ本令施行ノ日ヨリ一月内ニ第二條ノ規定ニ依ル検査ヲ願出ツヘシ
- 前項ノ検査ヲ願出テタル航空機ハ其ノ検査ヲ終了スル迄引續キ之ヲ使用スルコトヲ得
- 第三十三條 本令施行ノ際現ニ航空機操縦者タル者ハ本令施行ノ日ヨリ一月内ニ第十二條ノ規定ニ依ル免許ヲ願出ツヘシ
- 前項ノ免許ヲ願出テタル者ハ其ノ許可ノ處分アル迄引續キ航空機ノ操縦ニ從事スルコトヲ得

◎航空機検査規則

(大正十年四月二十日 陸軍省令第十一號) (改正) (逕信省令第五三號)

- 第一條 飛行機ノ検査ハ飛行機其ノ部分品タル機體及發動機ニ付テハ左ノ如クニ
 - 一 初度検査
 - 二 特別検査
 - 三 定期検査
 - 四 臨時検査
- 第二條 飛行機ノ検査ハ分チテ左ノ四種トス
 - 一 初度検査
 - 二 特別検査
 - 三 定期検査
 - 四 臨時検査
- 第三條 初度検査ハ航空取締規則第二條第一項ノ検査ノ願出アリタルトキ之ヲ行フ
- 第四條 特別検査ハ航空取締規則第二條第四項ノ検査ノ願出アリタルトキ之ヲ行フ
- 第五條 定期検査ハ航空取締規則第十條ニ依リ定期ニ之ヲ行フ
- 第六條 臨時検査ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ行フ
 - 一 航空取締規則第九條ノ検査ノ願出アリタルトキ
 - 二 逕信大臣ニ於テ必要ト認メタルトキ
- 第七條 初度検査ヲ受ケムトスル者ハ初度検査願書ニ左ノ事項ヲ具シ逕信大臣ニ提出スヘシ
 - 一 所有者又ハ管理者ノ氏名若ハ名稱及住所
 - 二 飛行機ノ定置場
 - 三 用途
 - 四 航空定限ノ種類
 - 五 座席數及積載量
 - 六 機體ノ概要
- 設計者ノ氏名又ハ名稱

- 製造者ノ氏名又ハ名稱
- 製造年月
- 型式
- 製造番號
- 重量
- 設計書及機能説明書
- 材料、部分品説明書及仕様書
- 圖面
- 全體圖
- 斷面圖
- 主要部分品圖
- 既ニ使用シタルモノニ在リテハ其ノ使用時間及修理其ノ他ノ改良ニ關スル技術的記錄
- 發動機ノ概要
- 製造者ノ氏名又ハ名稱
- 製造年月
- 型式
- 製造番號
- 馬力
- 重量 水冷式ニ在リテハ冷却器ノ重量ヲ附記スヘシ
- 回轉數
- 規準回轉數
- 最大回轉數
- 氣筒數及配列
- 氣筒徑
- 衝程

- 冷却方法 水冷式ニ在リテハ冷却水
- 冷却器ノ種類
- 揮發機ノ種類及數
- 始動裝置
- 點火裝置ノ種類及數
- 給油裝置
- 燃料及潤滑油ノ種類
- 設計書及機能説明書 日本ニ於テ設計シタルモノニ在リテハ其既ニ使用シタルモノニ在リテハ其ノ使用ノ時間及修理其ノ他ノ改良ニ關スル技術的記錄
- 螺旋機ノ概要
- 型式
- 翅數
- 材料
- 節
- 直徑
- 回轉數
- 九 検査ヲ受ケムトスル日時及場所
- 第八條 特別検査ヲ受ケムトスル者ハ願書ニ當該飛行機ノ標識及検査ヲ受ケムトスル日時及場所ヲ具シ逕信大臣ニ提出スヘシ
- 第九條 第六條第一號ノ検査ヲ受ケムトスル者ハ臨時検査願書ニ左ノ事項ヲ具シ逕信大臣ニ提出スヘシ
 - 一 當該飛行機ノ標識
 - 二 機體又ハ發動機ヲ變更シタルトキハ其ノ機體又ハ發動機ニ付テハ第七條第六號乃至第八號ノ事項
 - 三 機體又ハ發動機ノ要部ニ變更ヲ加ヘタルトキハ其ノ仕様

- 四 検査ヲ受ケムトスル日時及場所
- 第十條 逓信大臣ハ第七條乃至前條ノ規定ニ依ル願出アリタルトキハ其ノ検査ヲ施行スヘキ日時及場所ヲ指定シ之ヲ出願者ニ通知スヘシ
- 第十一條 飛行機検査ノ際ニハ飛行機ノ所有者又ハ管理者及當該飛行機ヲ操縦シ得ル操縦士之ニ立會フヘシ
- 前項ノ所有者又ハ管理者検査ニ立會ヒ難キトキハ其ノ代人ヲ立會ハシムヘシ
- 第十二條 前條ノ規定ニ依リ検査ニ立會ヒタル者ハ検査ヲ受クルニ必要ナル準備ヲ爲スヘシ
- 飛行機ノ検査ノ際飛行機検査ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ操縦士ハ検査ヲ受クル者ニ於テ之ヲ準備スヘシ
- 第十三條 飛行機ハ其ノ用途ニ依リ運送營業用及自家用ノ二種トス
- 第十四條 飛行機ノ航空定限ハ分テテ左ノ四種トス
 - 一 甲種 第二號ノ區域ノ制限ニ拘ラス航空シ得ルモノ
 - 二 乙種 航空取締規則ニ依リ航空ノ許可ヲ受ケタル場所及其ノ周圍五十「キロメートル」ノ區域内ニ於テ航空シ得ルモノ
 - 三 丙種 航空取締規則ニ依リ航空ノ許可ヲ受ケタル場所内ニ於テ航空シ得ルモノ
 - 四 丁種 曲技飛行ニ使用シ得ルモノ
- 第十五條 氣球及航空船ノ検査及飛行機ノ定期検査ハ當分ノ内之ヲ行ハス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施ス

附 則

◎航空獎勵規則

- 第一條 逓信大臣ハ民間ニ於ケル航空ノ發達ヲ圖ル爲本令ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ金品ヲ授與スルコトアルヘシ
- 第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ賞狀並賞金又ハ賞品ヲ授與ス
 - 一 航空事業ノ發達ニ功勞アリタル者
 - 二 航空機操縦士其ノ他航空關係技術者ノ養成ニ從事シ其ノ成績顯著ナル者
 - 三 航空機操縦士又ハ航空機ノ調節若ハ補修ニ從事スル技術者ニシテ特ニ其ノ技術ノ優秀ナルモノ
 - 四 優秀ナル航空用機器及所要材料ノ設計又ハ製作ヲ爲シタル者
- 第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ獎勵金ヲ授與スルコトアルヘシ
 - 一 優秀ナル航空用機器及所要材料ノ考案、研究ニ從事スル者ニシテ特ニ獎勵ノ必要アルモノ
 - 二 航空術ノ研究ニ從事スル者ニシテ特ニ獎勵ノ必要アルモノ
 - 三 航空ニ關スル競技會、共進會又ハ之ニ準ズヘキモノノ開設者其ノ他航空知識普及ノ爲有效ナリト認ムル事業ヲ爲ス者
 - 四 航空路ノ開設ニ從事スル者ニシテ特ニ獎勵ノ必要アルモノ
 - 五 航空ニ必要ナル施設ヲ爲ス者ニシテ特ニ獎勵ノ必要アルモノ
- 第三條ノ二 左ノ各號ニ該當スル飛行機ニシテ修繕後更ニ之ヲ航空ノ用に供セムトスルモノニ付所有者ノ申請アリタルトキハ維持獎勵金ヲ授與スルコトアルヘシ

様式第一(機體用)



備考

(初度)ノ欄ニハ検査ノ種類ニ依リ(初度)×特別(定期)又ハ(臨時)ト表示シ檢印ノ欄ニハ検査官吏ノ印ヲ表示ス

様式第二(發動機及螺旋機用)



備考

様式第一ニ同シ

- 一 甲種ノ航空定限ヲ有スル飛行機又ハ之ニ相當スル飛行機ニシテ其ノ所有者又ハ乗員ノ故意若ハ重大ナル過失ニ因ラスシテ損傷シ修繕容易ナルモノ
- 二 前號ノ飛行機ニシテ逓信大臣ノ適當ト認ムル工場ニ於テ其ノ相當ト認ムル修繕費ニシテ修繕シ且修繕後甲種ノ航空定限ヲ有スル飛行機トシテ有効期間六箇月ノ堪航證明書ヲ發給セラレタルモノ
- 第四條 第二條ノ賞狀並賞金又ハ賞品ヲ受ケヘキ者其ノ授與前死亡シタルトキハ之ヲ死亡シタル者ノ遺族ニ交付ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎航空機操縦士養成規則

- 第一條 航空機操縦士タラムトスル者ヲ航空機操縦生ニ採用シ之ヲ教育スル場合ニ於テハ本規則ノ定ムル處ニ依ル
- 第二條 航空機操縦生ノ教育ハ陸軍飛行學校又ハ海軍航空隊ニ之ヲ委託ス
- 陸軍飛行學校又ハ海軍航空隊ニ於テ修業中ノ航空機操縦生ハ其ノ修業ニ關シ當該學校長又ハ航空隊司令ノ監督ヲ受ケ其ノ懲戒ニ服ヘルモノトス
- 第三條 航空機操縦生ノ採用人員、出願及試験期日其ノ他試験ニ關スル事項ハ試験施行ノ都度豫メ之ヲ公告ス
- 第四條 航空機操縦生志願者ハ願書第一號ニ戸籍謄本 出願當時市町村長又ハ其ノケル 履歴書 第二號及最近ノ寫眞半身脫帽 添附シ逓信大臣ニ提出スヘシ
- 志願者ハ其ノ志願ニ關シ親権者又ハ後見人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
- 第五條 航空機操縦生ヲ志願シ得ル者ハ出願ノ年ノ十二月一日ヲ以テ計算シ滿十七歳以上滿二十歳未滿ノ者ナルコトヲ要ス
- 第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ航空機操縦生ヲ志願スルコトヲ得ス

- 一 女子
- 二 妻子アル者
- 三 禁治産者又ハ準禁治産者
- 四 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
- 第七條 航空機操縦生ハ試験ノ上之ヲ採用ス
- 第八條 航空機操縦生ノ採用試験ハ體格検査及學科試験トス
- 第九條 體格検査ニ合格シタル者ニ非サレハ學科試験ヲ受ケルコトヲ得ス
- 第十條 體格検査ハ陸海軍航空勤務者身體検査ノ例ニ依リ之ヲ行フ
- 第十一條 學科試験ハ左ノ科目ニ付中學卒業程度ニ於テ之ヲ行フ但シ外國語ノ試験ニ付テハ受験者ノ選擇ニ依リ英語、佛語及獨語ノ一ニ付之ヲ行フ
- 一 邦語 作文、講讀、筆蹟
- 二 外國語 歐文和譯、邦文歐譯
- 三 數學 算術、代數、幾何、三角
- 四 物理
- 五 化學
- 第十二條 受験者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ者ニ對シ試験ヲ停止スルコトアルヘシ
- 一 試験ノ際不正ノ行爲アリタルトキ
- 二 試験ニ缺席シ又ハ遅刻シタルトキ
- 第十三條 航空機操縦生ノ採用ヲ決定シタルトキハ其ノ旨及教育ヲ受ケヘキ場所ヲ本人ニ通知ス但シ其ノ教育ヲ受ケヘキ場所ハ本人ノ希望ヲ參酌シテ決定スルモノトス
- 第十四條 前條ノ通知ヲ受ケタル者ハ身元保證人ヲ定メ遲滞ナク誓約書ヲ提出シテ選信大臣ニ提出スヘシ
- 第十五條 身元保證人ハ二名トシ内一名ハ志願者ノ父母其ノ他ノ尊屬又ハ

(六五四)

◎航空機操縦士免許規則

(大正十年四月二十日) (陸軍省令第五四號) (修正) (大正十三年) (選信省令第五四號)

- 國旅費規定ニ依リ旅費ヲ支給ス
- 第二十三條 航空機操縦生左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ教育ニ要シタル費用ノ全部又ハ一部ヲ償還セシムルコトアルヘシ
- 一 修業中自己ノ便宜ニ因リ航空機操縦生ヲ免セラレタルトキ
- 二 第十九條第一號又ハ第二號ノ事由ニ因リ航空機操縦生ヲ免セラレタルトキ
- 前項償還金額ハ選信大臣之ヲ定ム
- 附 則
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 航空機操縦生採用規則ハ之ヲ廢止ス (書式略ス)
- 第一條 航空取締規則第十二條第二項ノ免狀中飛行機操縦士免狀様式ヲ分チテ左ノ三種トス
- 一 一等飛行機操縦士
- 二 二等飛行機操縦士
- 三 三等飛行機操縦士
- 第二條 一等飛行機操縦士免狀ヲ有スル者ハ運送營業用及自家用飛行機ノ操縦ヲ爲スコトヲ得
- 二 二等飛行機操縦士免狀ヲ有スル者ハ自家用飛行機ノ操縦ヲ爲スコトヲ得
- 三 三等飛行機操縦士免狀ヲ有スル者ハ航空取締規則第十四條ニ依リ地方長官ノ指定スル場所ヨリ五十「キロメートル」以内ノ場所ノ上空ニ於テ自家用飛行機ヲ操縦ヲ爲スコトヲ得

(六五五)

- 之ニ代リ監督ノ責ニ任スヘキ者、他ノ一名ハ東京市内又ハ其ノ隣接市町村内ニ居住シ一戸ヲ構フル者ナルコトヲ要ス
- 第十六條 身元保證人死亡シ又ハ第十五條ノ資格ヲ喪失シタルトキハ更ニ身元保證人ヲ定メ身元保證人變更届ヲ提出スヘシ
- 第十七條 航空機操縦生ノ教育期間ハ約八箇月トシ毎年十二月一日ヨリ開始ス
- 前項ノ開始期ハ之ヲ變更スルコトアルヘシ
- 第十八條 航空機操縦生ニハ航空機操縦士トシテ必要ナル航空ニ關スル基本的學科及術科ヲ教授ス
- 前項ノ學科及術科ノ細目ニ關シテハ選信大臣陸軍航空部本部長又ハ航空機操縦生ノ教育ヲ委託スヘキ海軍航空隊ヲ所管スル鎮守府司令長官ト協議シ之ヲ定ム
- 第十九條 航空機操縦生左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ航空機操縦生タルコトヲ免ス
- 一 品行方正ナラサルトキ
- 二 修業ヲ怠リタルトキ
- 三 疾病又ハ其ノ他ノ事故ニ因リ航空機操縦生タルニ適セサルニ至リタルトキ
- 四 學術ノ進歩不良ナル爲成業ノ見込ミナキトキ
- 五 選信大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキ
- 第二十條 航空機操縦生ニハ航空機操縦生ヲ命シタル日ヨリ之ヲ免シタル日迄修業費トシテ月額參拾圓ヲ給與ス
- 第二十一條 航空機操縦生ハ授業料ヲ徵收セラルルコトナシ
- 航空機操縦生ニハ制服、制帽、靴及修業用ノ器材及書籍ヲ貸付スルコトアルヘシ
- 第二十二條 實習ノ爲航空機操縦生ニ内國旅行ヲ命シタルトキハ選信省内
- 第三條 選信大臣ハ飛行機ノ型式、航空距離、航空時間又ハ曲技飛行ニ關シ飛行機操縦士免狀ノ效力ニ制限ヲ加フルコトアルヘシ
- 第四條 飛行機操縦士免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ書類ニ最近ノ寫眞 (半身) 手札二枚ヲ添附シ選信大臣ニ提出スヘシ
- 一 願書 (書式略ス)
- 二 戸籍抄本 (出願當時交付) 附屬書類 (書式略ス)
- 第五條 飛行機操縦士免許ハ選信大臣ノ施行スル試験ニ合格シ左ノ各號ノ一ニ該當セサル者ニ之ヲ與フ
- 一 年齡十七歳未満ノ者 (但シ一等飛行機操縦士ニ關シテハ十九歳未満ノ者)
- 二 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
- 三 精神病者、癡者又ハ盲者
- 四 前各號ノ外航空局長官ニ於テ不適當ト認ムル者
- 第六條 飛行機操縦士試験ヲ分チテ體格検査、學科試験及操縦術試験トス
- 體格検査ニ合格シタル者ニ非サレハ學科試験ヲ、學科試験ニ合格シタル者ニ非サレハ操縦術試験ヲ受ケルコトヲ得ス
- 陸軍又ハ海軍ニ於テ飛行機操縦術ヲ修得シタル者其ノ他選信大臣ニ於テ相當ノ資格アリト認メタル者ニハ第一項ノ試験ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトアルヘシ
- 第七條 體格検査ハ概ネ陸軍航空勤務者身體検査規則ニ準シ之ヲ行フ
- 第八條 學科試験ハ左ノ科目ノ大要ニ付之ヲ行フ
- 一 飛行機ニ對スル空氣抵抗
- 二 航空及氣象ニ關スル一般智識
- 三 機體ノ構造、機能及調整
- 四 發動機ノ構造、機能及調整

第三編 交通 第三章 航空交通

- 五 地圖ノ讀方及位置ノ測定
- 六 航空ニ關スル法令
- 第九條 三等飛行機操縦士操縦試驗ハ左ノ科目ニ付テ行フ
 - 一 高度三百「メートル」以下ニ於テ半径約千「メートル」ノ8字形ノ旋回飛行連續二回ノ後著陸又ハ著水
 - 二 高度千「メートル」ヨリ發動機ノ運轉ヲ停止スルコトナク著陸又ハ著水シ試驗官ノ指定スル長百五十「メートル」幅百「メートル」ノ圍内ニ停止
 - 三 高度五百「メートル」ニ於テ發動機ノ運轉ヲ停止シ旋回降下ノ後著陸又ハ著水
- 第十條 二等飛行機操縦士操縦試驗ハ前條ノ各科目ノ外左ノ科目ニ付テ行フ但シ前條ノ科目ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトアルヘシ
 - 一 高度二百「メートル」以下ニ於テ陸上又ハ水上ニ接觸スルコトナク五百「メートル」ヲ隔ツル二箇ノ柱又ハ浮標ヲ廻リテ各旋回毎ニ二箇ノ柱又ハ浮標ノ一箇ニ到着スル8字形ノ旋回飛行連續五回ノ後著陸又ハ著水但シ著陸又ハ著水ハ左ノ如ク之ヲ行フモノトス
 - 一 運タモ飛行機ノ地上又ハ水上ニ觸ルルトキ發動機ノ運轉ヲ止ムルコト
 - 二 出發前受驗人ノ定ムル地點ヨリ五十「メートル」ノ距離内ニ於テ飛行機ヲ停止スルコト
 - 三 高度二千「メートル」以上ニ於テ連續一時間以上ノ飛行ヲ行ヒ高度千五百「メートル」ニ於テ發動機ノ運轉ヲ停止シ之ヲ再動スルコトナク著陸又ハ著水シ試驗官ノ指定スル地點ヨリ百五十「メートル」以内ノ距離ニ於ケル停止
 - 三 六十「キログラム」ノ重量ヲ有スル砂囊ヲ飛行機ニ積載シ出發ノ場所ヨリ距離約五十「キロメートル」ヲ隔ツル試驗官ノ指定スル場所ニ著

航空機關士養成規則

航空機關士養成規則

- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- (様式略ス)
- (大正十三年十月十五日) (逕行省令第四十二號)
- (改正) (大正十三年) (省令第五六號)
- 第一條 航空機關士タラムトスル者ヲ航空機關生ニ採用シ之ヲ教育スル場合ニ於テハ本規則ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 航空機關生ノ教育ハ適當ト認ムル學校ニ之ヲ委託スルコトアルヘシ
- 第三條 航空機關生ノ採用人員、出願及試験期日其ノ他試験ニ關スル事項ハ試験施行ノ都度豫メ之ヲ公告ス
- 第四條 航空機關生志願者ハ願書第一號ニ戸籍謄本 出願當時市町村長又ハ其ノモナル 電報書第二號及最近ノ寫眞半身脱帽ヲ添附シ逕信大臣ニ提出スヘシ
- 第五條 航空機關生志願シ得ル者ハ大正十年文部省令第二號工業學校規程ニ依ル工業學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ機械科本科若ハ之ニ準スヘキ學科ノ本科ヲ卒業シ滿十八歳未滿又ハ滿二十歳以上二十五歳以下ニシテ航空機關生教育期間内ニ於テ兵役ニ徵集セラレサル者ナルコトヲ要ス
- 第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ航空機關生志願スルコトヲ得ス
 - 一 女子
 - 二 禁治産者又ハ準禁治産者
 - 三 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
- 第七條 航空機關生ハ試験ノ上之ヲ採用ス
- 第八條 航空機關生ノ採用試験ハ資格検査、學科試験及實地試験トス
- 第八條ノ二 資格検査ニ合格シタル者ニ非サレハ學科試験及實地試験ヲ受クルコトヲ得ス

第三編 交通 第三章 航空交通

- 陸又ハ著水シ更ニ出發ノ場所ニ復歸スル飛行
- 前項第三號ノ試験ハ受驗人ノ願ニ依リ之ヲ省略スルコトアルヘシ
- 第十一條 一等飛行機操縦士操縦試驗ハ前二條ノ科目ノ外試験場ヨリ出發シ試験官ノ指定スル一箇又ハ二箇ノ場所ニ著陸又ハ著水シタル後試験場ニ復歸スル距離三百「キロメートル」以上ノ野外又ハ海上飛行ニ付テ行フ但シ前二條ノ科目ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトアルヘシ
- 第十二條 曲技飛行ノ操縦試驗ハ指定高度ニ迅速ニ上昇シタル後垂直旋回、旋回降下、逆轉又ハ宙返ノ中ニ就キ受驗人ノ選擇ニ依リ之ヲ行フ
- 第十三條 逕信大臣ハ第四條ノ規定ニ依ル出願アリタルキハ其ノ試験ヲ施行スヘキ日時及場所ヲ指定シ之ヲ受驗人ニ通知スヘシ
- 第十四條 試験ニ要スル費用ハ官ニ於テ支出スルモノヲ除ク外受驗人ニ於テ之ヲ負擔スヘシ
- 第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ試験ヲ停止ス
 - 一 試験ノ際不正ノ行爲アリタル者
 - 二 故ナク試験ニ出場セサル者
- 第十六條 前條第一號ニ該當シ試験ヲ停止セラレタル者ハ操縦士ノ免許ヲ出願スルコトヲ得ス但シ其ノ時ヨリ一年ヲ經過シタル後逕信大臣ニ於テ差支ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第十七條 試験ノ成績ニ依リ一等飛行機操縦士試験ノ受驗者ヲ二等飛行機操縦士又ハ三等飛行機操縦士ノ試験ニ、二等飛行機操縦士試験ノ受驗者ヲ三等飛行機操縦士ノ試験ニ合格シタル者ト看做スコトヲ得
- 前項ノ規定ノ適用ヲ受ケムトスル者ハ第四條ノ願書ニ其ノ旨附記スヘシ
- 第十八條 氣球及航空船操縦士ノ試験ハ當分ノ内之ヲ行ハス

航空機關士養成規則

航空機關士養成規則

- 第九條 體格検査ハ徵兵検査規則ニ準シ之ヲ行フ
- 第十條 學科試験ハ左ノ科目ニ付大正十年文部省令第二號工業學校規程ニ依ル尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年ノ工業學校又ハ高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年ノ工業學校ノ卒業程度ニ於テ之ヲ行フ
 - 一 邦語 作文、講讀、筆蹟
 - 二 英語 英文和譯、邦文英譯
 - 三 數學 算術、代數、幾何、三角
 - 四 物理
 - 五 化學
 - 六 製圖
- 第十一條 實地試験ハ機械工作ニ付大正十年文部省令第二號工業學校規程ニ依ル尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年ノ工業學校又ハ高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年ノ工業學校卒業程度ニ於テ之ヲ行フ
- 第十二條 受驗者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ者ニ對シ試験ヲ停止スルコトアルヘシ
 - 一 試験ノ際不正ノ行爲アリタルトキ
 - 二 試験ニ缺席シ又ハ遅刻シタルトキ
- 第十三條 航空機關生ノ採用ヲ決定シタルトキハ其ノ旨本人ニ通知ス
- 第十四條 前條ノ通知ヲ受ケタル者ハ身元保證人ヲ定メ遲滞ナク誓約書第一號ヲ逕信大臣ニ提出スヘシ
- 第十五條 身元保證人ハ二名トシ内一名ハ志願者ノ父母其ノ他ノ尊屬又ハ之ニ代リ監督ノ責ニ任スヘキ者、他ノ一名ハ東京市内又ハ其ノ隣接市町村内ニ居住シ一戸ヲ構フル者ナルコトヲ要ス
- 第十六條 身元保證人死亡シ又ハ第十五條ノ資格ヲ喪失シタルトキハ更ニ

第三編 交通 第三章 航空交通

第三輯 第三編 交通 第三章 空中交通

身元保證人ヲ定メ身元保證人變更届ヲ提出スヘシ
第十七條 航空機機關生ノ教育期間ハ約二年トシ毎年九月一日ヨリ開始ス

前項ノ開始期日ハ之ヲ變更スルコトアルヘシ
第十八條 航空機機關生ニ教授スヘキ學科目及實習科目左ノ如シ

一 學科目

- 修身
- 航空機學
- 工業數學
- 發動機學
- 外國語
- 航空法規
- 電氣工學
- 航空機操縱學
- 內燃機工學
- 飛行機修理法
- 材料強弱學
- 發動機修理法
- 材料及工作法
- 航空機取扱法
- 應用力學
- 計器類取扱法
- 機構學
- 自動車運轉法
- 應用化學

二 實習科目

- 仕上術
 - 鍛工術
 - 木工術
 - 鋸金及銅工術
 - 機工術
 - 自動車用發動機分解、手入及運轉法
 - 航空機分解、組立、手入、點檢及修理方法
 - 航空機用發動機分解、組立、手入、點檢及修理方法
- 前項ニ掲クル學科目又ハ實習科目ハ之ヲ變更スルコトアルヘシ

第十九條 航空機機關生左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ航空機機關生タルコトヲ免ス

- 一 品行方正ナラサルトキ
- 二 修業ヲ怠リタルトキ
- 三 疾病又ハ其ノ他ノ事故ニ因リ航空機機關生タルニ適セサルニ至リタルトキ

四 學術ノ進歩不良ナル爲成業ノ見込ナキトキ

五 逕信大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキ

第二十條 航空機機關生ニハ航空機機關生ヲ命シタル日ヨリ之ヲ免シタル日迄修業費トシテ月額三十圓ヲ給與ス

第二十一條 航空機機關生ハ授業料ヲ徵收セラルコトナシ

航空機機關生ニハ制服、制帽、靴及修業用ノ器具及書籍ヲ貸付スルコトアルヘシ

第二十二條 實習ノ爲航空機機關生ニ内國旅行ヲ命シタルトキハ逕信省内國旅費規程ニ依リ旅費ヲ支給ス

第二十三條 航空機機關生左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ教育ニ要シタル費用ノ全部又ハ一部ヲ償還セシムルコトアルヘシ

- 一 修業中自己ノ便宜ニ因リ航空機機關生ヲ免セラレタルトキ
- 二 第十九條第一號又ハ第二號ノ事由ニ因リ航空機機關生ヲ免セラレタルトキ

前項償還金額ハ逕信大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(書式略ス)

交通 第四章 郵便 第一節

第四章 通信

第一節 郵便

○郵便法	明治三年 法律五四號……一頁
○郵便規則	明治三年 遞令四二號……六
○郵便規則第一條ノ二第二號ニ依ル郵便 禁制品ト爲スヘキ物件	大正二年 遞告五號……一九
○郵便法第五十五條ノ三ノ官沒ハ警察官 署長ノ命令書ヲ以テ爲スノ件	大正五年 內令九號……二〇
○鐵道船舶郵便法	明治三年 法律五號……二〇
○鐵道船舶郵便規則	明治三年 遞令四號……二三

第三輯 第三編 交通 第四章 通信 第一節 郵便

第四章 通信

第一節 郵便

◎郵便法

(明治三十三年三月十三日法律第五十四號)

(改正) (明治四〇年法律第七號)

(大正九年法律第一七號)

第一條 郵便ハ政府之ヲ管掌ス

第二條 何人ト雖信書ノ送達ヲ營業ト爲スコトヲ得ス

運送營業者、其ノ代表者又ハ代理人、其ノ他ノ從業者ハ、其ノ運送方法ニ依リ他人ノ爲ニ信書ノ送達ヲ爲スコトヲ得ス但シ貨物ニ添附スル無封ノ添狀又ハ送狀ハ此ノ限ニ在ラス

第三條 運送營業者ハ郵便官署ノ要求アルトキハ、其ノ運送方法ニ依リ郵便物ノ運送ヲ拒ムコトヲ得ス此ノ場合ニ於テ郵便官署ハ相當ノ運送料金ヲ支給ス

第四條 職務執行中ノ郵便遞送人郵便集配人及郵便専用車馬等ノ道路ニ障礙アリテ通行シ難キ場合ニ於テ塙壁又ハ欄柵ナキ宅地田畑其ノ他ノ場所ヲ通行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ郵便官署ハ被害者ノ請求ニ因リ其ノ損害ノ賠償ヲ爲スヘシ

第五條 職務執行中ノ郵便遞送人郵便集配人及郵便専用舟車馬等

事故ニ遭遇シタル場合ニ於テ郵便遞送人郵便集配人又ハ郵便吏員ヨリ助力ヲ求メラレタル者ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス此ノ場合ニ於テ郵便官署ハ助力者ノ請求ニ因リ相當ノ報酬ヲ爲スヘシ

第六條 職務執行中ノ郵便遞送人郵便集配人及郵便専用舟車馬等ニ對シテハ渡津、運河、道路、橋梁其ノ他ノ場所ニ於ケル通行錢ヲ請求スルコトヲ得ス

職務執行中ノ郵便遞送人郵便集配人ハ何時ニテモ渡津ノ出船ヲ求ムルコトヲ得

第七條 郵便専用ノ物件及現ニ郵便ノ用ニ供スル物件ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

郵便専用ノ物件ハ何等ノ賦課ヲ受クルコトナシ

郵便物及其ノ取扱ニ必要ナル物件ハ海損ヲ分擔セス

第八條 郵便官署ハ郵便物ノ遞送中又ハ其ノ發送ノ準備完了ノ後ニ限リ其ノ差押ヲ拒ムコトヲ得

第九條 郵便物檢疫ヲ受クヘキ場合ニ於テハ他ノ物件ニ先チテ直ニ檢疫ヲ受ク

第三輯 第三編 交通 第四章 通信 第一節 郵便

第十條 郵便取扱ニ關シ無能力者ノ郵便官署ニ對シテ爲シタル行爲ハ能力者ノ爲シタルモノト看做ス

第十條ノ二 郵便ニ依ル取立金ハ拂渡其ノ他ノ處分ニ關シテハ之ヲ郵便爲替金トシ郵便爲替法ヲ適用ス

第十一條 郵便官署ハ郵便物ノ受取人ノ眞偽ヲ調査スル爲受取人ヲシテ必要ナル證明ヲ爲サシムルコトヲ得

第十二條 郵便物ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除ク外其ノ宛所ニ配達ス

第十三條 郵便物ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニ限り差出人ノ請求ニ因リ之ヲ還付スルコトヲ得

第十四條 宛所ニ配達シ又ハ受取人ニ交付スルコト能ハサル郵便物ハ差出人ニ還付ス其ノ差出人ニ還付スルコト能ハサルモノハ主務大臣ノ指定シタル郵便官署ニ於テ之ヲ開披スルコトヲ得

第十五條 前條ニ依リ開披シタル郵便物ニシテ尙配達還付ヲ爲スコト能ハサルモノハ郵便官署ニシテ保管ス

保管ノ郵便物ニシテ有價物ニ非サルモノハ其ノ保管開始ノ日ヨリ三箇月内ニ交付ヲ請求スル者ナキトキハ之ヲ棄却シ其ノ有價物ニシテ滅失若ハ毀損ノ虞アルモノ又ハ其ノ保管ニ過分ノ費用ヲ要スルモノナルトキハ之ヲ賣却シ其ノ代金ヲ保管ス但シ賣却ニ要シタル費用ハ賣却代金ヲ以テ之ニ充ツ

有價物及賣却代金ハ郵便物ノ保管開始ノ日ヨリ一箇年内ニ交付ヲ請求スル者ナキトキハ國庫ニ歸屬ス

第十六條 郵便官署ハ郵便物引受ノ際郵便禁制品ヲ封入シ又ハ成規ニ違反シタルモノアリト認ムルトキハ差出人 其ノ開示ヲ求ムルコトヲ得

差出人前項ノ開示ヲ拒ミタルトキハ其ノ郵便物ノ取扱ヲ拒絶ス

第十六條ノ二 郵便官署ハ其ノ取扱中ニ係ル郵便物ニシテ郵便禁制品ヲ封入シ又ハ成規ニ違反シタルモノアリト認ムルトキハ差出人又ハ受取人ニ其ノ開示ヲ求ムルコトヲ得

差出人若ハ受取人前項ノ開示ヲ拒ミタルトキ又ハ差出人若ハ受取人ニ其ノ開示ヲ求ムルコト能ハサルトキハ主務大臣ノ指定シタル郵便官署ニ於テ其ノ郵便物ヲ開披スルコトヲ得

第十七條 郵便物ハ通常郵便物及小包郵便物トス

第十八條 通常郵便物ノ種類及料金ハ左ノ如シ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ料金ヲ低減スルコトヲ得

第一種 書	狀	重量四匁又ハ其ノ端數每=	金 三 錢
第二種 郵便葉書	書	重量一錢五匁	金 一 錢
第三種 毎月一回以上刊行スル定期刊行物	書	重量二十匁又ハ其ノ端數每=	金 三 錢
第四種 圖書、寫眞、畫、地圖、商品見本及雛形、博物學上ノ標本	書	重量三十匁又ハ其ノ端數每=	金 二 錢
第五種 農産物 種子	種	重量三十匁又ハ其ノ端數每=	金 一 錢

(六四二)

異種ノ郵便物ヲ合裝シタルモノハ其ノ種類中ノ最高料金ヲ納付スヘキ郵便物ト同一ノ取扱ヲ爲ス但シ第二種郵便物ノ他種ノ郵便物ト合裝スルトキハ第一種郵便物ト同一ノ取扱ヲ爲ス

郵便葉書ノ表面又ハ第三種乃至第五種ノ郵便物ニ通信文ヲ記載シタルモノハ特ニ命令ヲ以テ規定シタル場合ヲ除ク外第一種郵便物ト同一ノ取扱ヲ爲ス

第十九條 小包郵便物ノ料金並郵便物ノ特殊取扱ニ關スル料金ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第二十條 信書ハ小包郵便物ト爲シ又ハ小包郵便物ニ合裝スルコトヲ得ス但シ無封ノ添狀又ハ送狀ハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條 第三種郵便物ト爲スヘキ定期刊行物ハ主務官署ノ認可ヲ受ケタルモノニ限ル

第二十二條 郵便禁制品ノ種類及郵便物ノ容積、重量、包裝等ニ關スル制限ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第二十三條 受取人ハ郵便料ヲ完納シタル郵便物ノ受取ヲ拒ムコトヲ得ス

差出人ハ還付郵便物ノ受取ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十四條 郵便ニ關スル既納及過納ノ料金ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除ク外之ヲ還付セス

第二十五條 命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除ク外郵便料未納又ハ不足ノ郵便

第三輯 第三編 交通 第四章 通信 第一節 郵便

第三十一條 郵便切手其ノ他郵便料金ヲ表彰スヘキ證券汚損毀損シタルモノハ其ノ效用ヲ失フ

第三十二條 成規ノ手續ヲ經テ郵便物ヲ交付シタルトキハ正當ノ交付ヲ爲シタルモノト看做ス

第三十三條 成規ニ依リ差出シタル郵便物ノ取扱ニ關シ郵便官署ハ左ノ

便物ハ受取人其ノ不納額ニ倍ノ料金ヲ納付シテ之ヲ受取ルコトヲ得其ノ納付ヲ拒ミタルトキハ差出人ニ還付シ差出人ヨリ之ヲ徵收ス受取人不明其ノ他ノ事由ニ因リ之ヲ差出人ニ還付スル場合亦同シ

第二十六條 郵便ニ關スル料金納付ノ義務ハ其ノ納付スヘキ日ヨリ六箇月内ニ納付ノ告知ヲ受ケサルニ因リテ消滅ス

第二十七條 郵便ニ關スル料金ノ不納金額ハ郵便官署ニ於テ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收ス

前項ノ不納金額ニ付郵便官署ハ國稅ニ次キ先取特權ヲ有ス

第二十八條 郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信、電話、無線電信、無線電話、年金恩給支給、國庫金交拂又ハ收入印紙賣捌事務ニ關スル郵便物ハ命令ノ定ムル所ニ依リ無料ト爲スコトヲ得

第二十九條 郵便ニ關スル料金ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除ク外郵便切手其ノ他郵便料金ヲ表彰スヘキ證券ヲ以テ納付スヘシ

第三十條 郵便切手其ノ他郵便料金ヲ表彰スヘキ證券ハ政府之ヲ發行ス

場合ニ限り其ノ損害ヲ賠償ス

- 一 書留通常郵便物ヲ亡失シタルトキ
- 二 書留小包郵便物若クハ價格表記郵便物ヲ亡失又ハ毀損シタルトキ
- 三 郵便ニ依ル取立金ノ證券ヲ亡失シ又ハ其ノ效力ヲ失ハシメタルトキ
- 四 代金引換郵便物ノ取立金ノ取立ヲ爲サスシテ之ヲ交付シタルトキ

賠償金額ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第三十四條 郵便物交付ノ際外部ニ破損ノ痕跡ナク且重量ニ變易ヲキトキハ損害ヲキモノト看做ス

第三十五條 第三十三條ノ場合ト雖左ノ事項ニ該當スルトキハ損害賠償ノ限ニ在ラス

- 一 差出人又ハ受取人ノ過失ニ因リタルトキ
- 二 不可抗力ニ因リタルトキ
- 三 其ノ郵便物ノ性質又ハ瑕疵ニ因リタルトキ

第三十六條 郵便物ノ差出人又ハ受取人ハ其ノ郵便物ニ郵便官署ノ賠償スヘキ損害アリト認ムルトキハ其ノ受取ヲ拒ムコトヲ得但シ郵便物受取ノ後ハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第三十七條 第三十三條ニ依ル損害賠償ハ差出人又ハ其ノ承諾ヲ得タル受取人ノ請求スルコトヲ得

第三十八條 本法ニ依ル損害賠償又ハ報酬ノ請求權ハ主務大臣ノ指定シタル郵便官署ニ對シ左ノ期間内ニ之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

郵便事務ニ従事スル者前項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第四十五條 (削除)

第四十六條 郵便禁制品ヲ郵便物トシテ差出シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處シ其ノ物件ヲ沒收ス

第四十七條 不法ニ郵便ニ關スル料金を免レ又ハ他人ヲシテ之ヲ免レシメタル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第四十八條 郵便事務ニ従事スル者前項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十九條乃至第五十一條 (削除)

第五十二條 郵便官署ノ取扱中ニ係ル郵便物ヲ正當ノ事由ナクシテ開披毀損、隠匿若ハ放棄シ又ハ受取人ニ非サル者ニ交付シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第四條ニ依ル賠償及第五條ニ依ル報酬ハ其ノ事實アリタル日ヨリ三箇月

二 第三十三條ニ依ル賠償ハ郵便物差出ノ日ヨリ一箇年

第三十九條 郵便官署ノ損害賠償又ハ報酬ニ關スル決定ニ對シ不服アル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三箇月以内ニ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第四十條 郵便官署ニ於テ損害賠償ヲ爲シタル後其ノ郵便物ヲ發見シタルトキハ之ヲ其ノ賠償受領者ニ通知スヘシ此ノ場合ニ於テ賠償受領者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三箇月以内ニ賠償金ノ全部又ハ一部ヲ返付シテ其ノ郵便物ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第四十一條 第二條ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役及千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ金錢物品ヲ收得シタルトキハ之ヲ沒收ス既ニ消費又ハ讓渡シタルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第四十二條 何人ト雖第三條ノ場合ニ於テ郵便物ノ運送ヲ拒ミ又ハ其ノ運送ヲ爲ササル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 第四條ノ場合ニ於テ通行ヲ拒ミ又ハ第五條ノ場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ助力ヲ拒ミ又ハ第六條ノ場合ニ於テ通行錢ヲ強要シ若クハ正當ノ事由ナクシテ渡津ノ出船ヲ拒ミ又ハ第二十三條ニ違反シテ郵便物ノ受取ヲ拒ミタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第四十四條 郵便官署ノ取扱中ニ係ル信書ノ秘密ヲ侵シタル者ハ一年以

ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ刑法第二百五十八條又ハ第二百五十九條ニ該當スル場合ニ於テハ同條ノ刑ニ處ス

第五十三條 郵便事務ニ従事スル者正當ノ事由ナクシテ郵便物ノ取扱ヲ爲サス又ハ之ヲ遅延セシメサルトキハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

郵便事務ニ従事スル者重大ナル過失ニ因リ郵便物ヲ失ヒタルトキハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十四條 郵便專用ノ物件又ハ現ニ郵便ノ用ニ供スル物件ニ對シ損傷共ノ他郵便ノ障礙ト爲ルヘキ行爲ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十五條 第四十二條、第四十四條、第四十七條、第四十八條、第五十二條及第五十四條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第四十八條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ供シタル物ハ之ヲ沒收ス

第五十五條ノ罪ニ 第四十八條ハ何人ヲ問ハス帝國外ニ於テ其ノ罪ヲ犯シタル者之ヲ適用ス

第五十五條ノ三 偽造、變造シ又ハ使用ノ痕跡ヲ除去シタル帝國政府又ハ郵便聯合條約國政府ノ發行スル郵便切手其ノ他郵便料金を表彰スヘキ證券ハ何人ニ屬スラ問ハス裁判ニ依リ沒收スル場合ノ外行政處分ヲ以テ之ヲ官沒ス

官渡ニ關スル手續ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十六條 郵便物ニ關シ條約ニ別段ノ規定アルモノハ各其ノ規定ニ依ル

附 則

第五十七條 本法ハ明治三十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

郵便條例中「第十三章及第二十四條以外ノ條項」小包郵便法及郵便聯合國郵便切手類保護法ハ之ヲ廢止ス

第五十八條 本法施行前ニ差出シタル郵便ニ關シテハ郵便物條例及小包郵便法ヲ適用ス

附 則 (大正五年三月法律第一七號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (大正五年七月勅令第一八四號ヲ以テ同年八月一日ヨリ施行)

本法施行前ニ差出シタル郵便物郵便ニ依ル取立金又ハ本法施行前ニ生シタル損害賠償ニ關シハ仍從前ノ例ニ依ル

刑法施行法第二十六條第十號ハ之ヲ削ル

●郵便規則

(明治三十三年九月一日) (逓信省令第四十二號) (改正) (大正十四年) (十月一日現在)

郵便規則

第一章 郵便物ノ種別

第一節 總 則

第二節 通常郵便物

第三節 小包郵便物

第二章 郵便物ノ特殊取扱

第一節 總 則

第二節 別配達

第三節 留 置

第四節ノ一 引受時刻證明

第四節ノ二 配達證明

第四節ノ三 内容證明

第五節 書 留

第六節 價格表記

第七節 代金引換

第八節 集金郵便

第八節ノ二 切手別郵便

第九節ノ一 約束郵便

第十節 郵便私書函

第十一節 閉塞配達

第三章 郵便物ノ差出

第四章 郵便物ノ配達

第五章 郵便物ノ轉送及還付

第六章 損害賠償及報酬

郵便規則

第一章 郵便物ノ種別

第一節 總 則

第一條 内地相互間並内地ト朝鮮、臺灣、樺太及南洋羣島相互間ニ發着スル郵便物ノ取扱ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル但シ名宛地内ノ取扱ニ關シテハ各其ノ宛地ニ施行スル法令ニ依ル

第一條ノ二 左ノ物件ヲ郵便禁制品トス

全部印刷シタル無封ノ書狀及盲人用點字ノ無封ノ書狀ハ其ノ料金ヲ重量十匁又ハ其ノ端數毎ニ金二錢トス大部分ヲ印刷シタル左記無封ノ書狀亦同シ

一 官公署、公共團體、社寺、學校又ハ營利ヲ目的トセサル法人若ハ團體ヨリ發スルモノ

二 營業者ヨリ其ノ營業ニ關シ發スル報知書、送狀、契約申込書、契約ノ承諾又ハ拒絶書、請求書、督促狀、計算書、見積書、明細書、領收書

前項ノ郵便物ニハ返信用ニ充ツル爲封筒、通常業書若ハ相當料金ノ郵便切手ヲ貼附シタル私製業書ニ差出人ノ宿所氏名又ハ返信用文ヲ印刷シタルモノ一枚ヲ限リ添附スルコトヲ得

第一項後段ノ郵便物ニハ其ノ外部ニ差出人ノ資格ヲ記載スヘシ

本條ノ郵便物ニ付テハ第十條ノ規定ヲ準用ス

第十五條 郵便業書ハ其ノ表面ニ左記ノ事項ニ限リ之ヲ記載スルコトヲ得

一 差出人及受取人ノ宿所氏名、身分、職業及商標其ノ他ノ稱號等

二 日附及要項、至急、貴酬等ノ慣用語

三 送達上郵便官署ニ必要ナル注意ヲ示ス語辭又ハ徽號

四 郵便業書ノ表面ニ左式ノ如ク下部二分ノ一以内ニ線條ヲ畫スルトキハ其ノ線内ニ通信文等

官渡ニ關スル手續ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十六條 郵便物ニ關シ條約ニ別段ノ規定アルモノハ各其ノ規定ニ依ル

第五十七條 本法ハ明治三十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

郵便條例中「第十三章及第二十四條以外ノ條項」小包郵便法及郵便聯合國郵便切手類保護法ハ之ヲ廢止ス

第五十八條 本法施行前ニ差出シタル郵便ニ關シテハ郵便物條例及小包郵便法ヲ適用ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (大正五年七月勅令第一八四號ヲ以テ同年八月一日ヨリ施行)

本法施行前ニ差出シタル郵便物郵便ニ依ル取立金又ハ本法施行前ニ生シタル損害賠償ニ關シハ仍從前ノ例ニ依ル

刑法施行法第二十六條第十號ハ之ヲ削ル

郵便規則 (明治三十三年九月一日) (逓信省令第四十二號) (改正) (大正十四年) (十月一日現在)

郵便規則 第一章 郵便物ノ種別 第一節 總 則 第二節 通常郵便物 第三節 小包郵便物

第一條 内地相互間並内地ト朝鮮、臺灣、樺太及南洋羣島相互間ニ發着スル郵便物ノ取扱ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル但シ名宛地内ノ取扱ニ關シテハ各其ノ宛地ニ施行スル法令ニ依ル

第一條ノ二 左ノ物件ヲ郵便禁制品トス 全部印刷シタル無封ノ書狀及盲人用點字ノ無封ノ書狀ハ其ノ料金ヲ重量十匁又ハ其ノ端數毎ニ金二錢トス大部分ヲ印刷シタル左記無封ノ書狀亦同シ

一 官公署、公共團體、社寺、學校又ハ營利ヲ目的トセサル法人若ハ團體ヨリ發スルモノ 二 營業者ヨリ其ノ營業ニ關シ發スル報知書、送狀、契約申込書、契約ノ承諾又ハ拒絶書、請求書、督促狀、計算書、見積書、明細書、領收書

前項ノ郵便物ニハ返信用ニ充ツル爲封筒、通常業書若ハ相當料金ノ郵便切手ヲ貼附シタル私製業書ニ差出人ノ宿所氏名又ハ返信用文ヲ印刷シタルモノ一枚ヲ限リ添附スルコトヲ得

第一項後段ノ郵便物ニハ其ノ外部ニ差出人ノ資格ヲ記載スヘシ 本條ノ郵便物ニ付テハ第十條ノ規定ヲ準用ス



第三輯 第三編 交通 第四章 通信 第一節 郵便

往復葉書ハ發信ノ際其ノ返信部ニ前項ノ規定ニ抵觸セサル限り返信ニ必要ナル事項ヲ豫メ記載スルコトヲ得

郵便葉書ハ原形ノ儘使用シ契約書、委任狀、受領書等ト爲サムカ爲收入印紙ヲ裏面ニ貼付スル場合及第十八條ノ二項ニ規定スル場合ヲ除クノ外何等ノ物品ト雖添付スルコトヲ得ス

前二項ノ規定ニ違反シタル郵便葉書ハ第一種郵便物ト同一ノ取扱ヲ爲ス
第十六條 往復葉書ニ依リ返信ノ際發信ニ使用シタル部分ヲ除去セサルトキハ郵便官署ニ於テ之ヲ除去ス

第十七條 郵便葉書ノ料額印面ヲ汚損シタルモノハ之ト同類ノ郵便切手ヲ貼附スルニ依リ郵便葉書ノ效力ヲ有ス其ノ未滿又ハ不足ノ場合ニ於テハ其ノ不納額ノ二倍ヲ徵收ス

第十八條 郵便葉書ハ之ヲ私製スルコトヲ得但シ往復葉書及封緘葉書ハ此ノ限ニ在ラス
私製葉書ハ通常葉書ト看做シ之ト同額ノ料金を徵收ス

第十九條ノ二 紙質ハ通常葉書ノ紙質ト同等以上トス
一 厚サハ通常葉書ヲ以テ標準トス
二 寸法ハ縱四寸五分以上四寸七分以内横二寸八分以上三寸以内トス
三 重量ハ一枚八分ヲ以テ標準トス
四 表面ノ色合ハ白色又ハ他ノ淡色トス

五 裝飾又ハ愛玩ノ爲寫眞、薄キ紙片、織物若ハ木羽ヲ私製葉書ノ裏面ニ貼附セムトスルモノハ前項ノ制限ニ抵觸セシ且容易ニ剝脱毀損セサル儘其ノ全面ヲ紙ニ密著セシムヘシ

私製葉書ニハ其ノ表面宛所ノ記入及郵便切手ノ消印ニ妨ケナキ程度ニ於テ透シ又ハ浮出ノ文字、畫紋ヲ施スコトヲ得

第十八條ノ三 私製葉書ノ表面ニハ其ノ上部又ハ左側部ノ中央ニ「郵便葉

第二十二條 緊急時事ヲ報導スル爲メ臨時ニ刊行スル定期刊行物ノ號外ハ定期刊行物ト同一ノ取扱ヲ爲ス

定額刊行物ノ號外ハ之ニ本紙ノ名稱、發行ノ年月日、何年何月何日第三種郵便物認可及號外ノ文字ヲ記入スヘシ

第二十三條 定期刊行物ニハ其ノ發行者ニ於テ其ノ記事ニ關スル物品ニシテ本紙ノ重量ヲ超過セサルモノニ限リ之ヲ綴込又ハ貼附スルコトヲ得

定期刊行物ニハ其ノ發行者ニ於テ郵便振替貯金拂込用紙一枚ヲ限リ添付スルコトヲ得

第二十三條ノ二 盲人用點字ノ書籍、印刷物及業務用書類ハ其ノ料金を重量五十匁又ハ其ノ端數毎ニ金二錢トス

第二十四條 第三種郵便物ニ非サル印刷物ニシテ毎日一回以上繼續刊行シ且發行ノ都度其ノ當日又ハ其ノ翌月中ニ一月ノ發行ニ付百通以上差出スモノハ約東郵便トシテ特ニ承認シタル場合ニ限リ其ノ料金を前條ニ該當スルモノハ重量五十匁又ハ其ノ端數毎ニ其ノ他ノモノハ重量三十匁又ハ其ノ端數毎ニ金一錢トス

第二十四條ノ二 印刷物ニハ其ノ發行者ニ於テ其ノ記事ニ關スル物品ニシテ其ノ印刷物ノ重量ヲ超過セサルモノニ限リ綴込又ハ貼附スルコトヲ得

印刷物ノ差出人ハ注文用ニ充ツル爲自己ノ宿所氏名ヲ印刷シタル封筒一枚ヲ限リ添付スルコトヲ得

第二十五條 業務用書類トハ全部若クハ一部ヲ筆書シタル各種ノ文書ニシテ特定ノ人ニ對スル通信文ノ性質ヲ有セサルモノヲ云フ

第二十六條 寫眞、畫、圖及博物學上ノ標本ハ扁額其他特殊ノ裝飾ヲ加ヘタルモノヲ云フ但シ掛軸ト爲スハ此ノ限ニアラス

第二十七條 商品見本及鑄形ハ見本又ハ鑄形トシテ其ノ性質又ハ形狀ヲ示

第三輯 第三編 交通 第四章 通信 第一節 郵便

書」又ハ之ニ相當スル文字ヲ明瞭ニ印刷又ハ筆書スヘシ
「萬國郵便聯合」ノ文字又ハ之ニ相當スル歐文ハ前項ノ文字ニ之ヲ併記スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ表示ナキモノハ實物ニ就キ種類相當ノ取扱ヲ爲ス
第十八條ノ四 (削除)

第十八條ノ五 私製葉書ノ表面ニハ宛所ノ記入ヲ妨ケサル限り左ノ事項ヲ印刷スルコトヲ得
一 郵便葉書表面ノ記載方致通常葉書又ハ萬國郵便聯合葉書ニ準シ郵便切手ヲ貼附スヘキ位置及其ノ貼附方ノ注意文
二 印刷又ハ發行所、賣捌店ノ所在、名稱
三 單純ナル輪廓

第十八條ノ六 萬國郵便條約施行規則ニ依リ調製シタル私製ノ通常郵便葉書ハ之ヲ私製葉書ト看做ス

第十九條 第三種郵便物ト爲スヘキ定期刊行物ノ認可ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第十九條ノ二 盲人用點字ノ定期刊行物ハ其ノ料金を重量四十匁又ハ其ノ端數毎ニ金五厘トス

第二十條 定期刊行物ハ其刊行物初頁上部ニ其ノ名稱、發行期日、回數逐號番號、發行年月日及何年何月何日第三種郵便物認可ノ文字、次頁以下ハ上部ニ其ノ名稱又ハ略記號、發行年月日及第三種郵便物認可ノ文字ヲ印刷スヘシ但シ冊子トナシタル刊行物ハ最初及最終ノ頁面ノミニ印刷スルコトヲ得

第二十一條 定期刊行物ハ本紙ノ重量ニ超過セズ本紙ト同性質ノ記事、廣告又ハ書、畫、圖ヲ印刷シ之ニ本紙ノ名稱、番號並ニ發行ノ年月日及附録ノ文字ヲ記入シ且冊子ト爲ササルモノニ限リ附録トシテ之ヲ其ノ本紙ニ添付スルコトヲ得

スニ足ルヘキ數量ヲ限リ其ノ營業者ト往復シ又ハ勸業ノ爲ニ官公署若ハ公共團體ト往復スルモノヲ云フ
前項ノ郵便物ニハ其ノ表面ニ商品見本又ハ鑄形ノ文字及其ノ外部ニ差出人又ハ受取人ノ營業者ナルトキハ其ノ營業名官公署若ハ公共團體ナルトキハ其ノ名稱ヲ記載スヘシ

(六四九)

第二十八條 小包郵便物ノ料金を左ノ如シ
一 内地小包郵便料

同一郵便物市内(普通) 金六錢
書留 金十二錢

二 内地、朝鮮、臺灣、樺太及南洋羣島相互間小包郵便料

普通 二百 四百 六百 八百 一貫 一貫二 一貫四 一貫六
包送 匁送 匁送 匁送 匁送 匁送 匁送 匁送 匁送 匁送

其ノ他 普通 十二 十八 二十四 三十 三十六 四十二 四十八 五十四
書留 十八 二十七 三十六 四十五 五十四 六十三 七十二 八十一

普通 四十五 五十五 六十五 七十五 八十五 九十 九十五 一圓
書留 五錢 五錢 五錢 五錢 五錢 五錢 五錢 五錢 五錢

第二十九條 普通小包郵便物ニハ表面看易キ場合ニ小包ト記入スヘシ
第三十條 朝鮮ニ宛テタル小包郵便物ノ差出人ハ郵便官署ノ指示スル所ニ從ヒ所定ノ式紙ニ其ノ包有品ノ名稱、數量及價格ヲ品種別ニ記載シ之ヲ郵便物ト共ニ差出スヘシ

第三十一條 乃第三十三條 (削除)
第二章 郵便物ノ特殊取扱
第一節 總 則

第三輯 第三編 交通 第四章 通信 第一節 郵便

第三十四條 集配事務ヲ取扱ハサル郵便官署ニ於テ取扱ヲ爲ササル郵便物ノ特殊取扱ノ範圍ハ別ニ之ヲ告示ス

第三十五條 郵便物ノ特殊ノ取扱ニ要スル料金ハ左ノ如シ

- 一 別配送料 一箇ニ付 金三錢
- 二 留置通知料 一箇ニ付 金十五錢
- 三 引受時刻證明料 一箇ニ付 金三錢
- 四 配達證明料 一箇ニ付 金三錢
- 五 内容證明料 一箇ニ付 金十錢
- 六 通常郵便物書留料 一箇ニ付 金十錢
- 七 價格表記料 一箇ニ付 金五錢
- 八 代金引換料 一箇ニ付 金四圓
- 九 閉塞配達料 一箇年 金四圓

第三十六條 左記ノ郵便物ハ各其ノ下ニ記載セル文字ヲ表面看易キ場所ニ記入スヘシ

- 一 別配送郵便物 別配送又何局別配送
- 二 留置郵便物 留置若クハ何局留置又ハ留置通知
- 三 引受時刻證明郵便物 引受時刻證明
- 四 配達證明郵便物 配達證明
- 五 内容證明郵便物 内容證明又ハ同文内容證明
- 六 書留通常郵便物 書留
- 七 價格表記郵便物

（書留郵便物ノ料金ヨリ普通郵便物ヲ差引テ算出スルハ別配送料及別配送料ノ合計ニシテ算出スルコトナリ）
 （書留郵便物ノ料金ヨリ普通郵便物ヲ差引テ算出スルハ別配送料及別配送料ノ合計ニシテ算出スルコトナリ）
 （書留郵便物ノ料金ヨリ普通郵便物ヲ差引テ算出スルハ別配送料及別配送料ノ合計ニシテ算出スルコトナリ）

第三輯 第三編 交通 第四章 通信 第一節 郵便

ル郵便物ニ限リ特ニ其ノ期間ヲ延長スルコトアルヘシ

第四節ノ一 引受時刻證明

第四十一條ノ一 書留通常郵便物ハ引受時刻證明ト爲スコトヲ得

第四十一條ノ二 引受時刻證明郵便物ハ引受ノ際差出人ニ交付スヘキ受領證明ニ其ノ引受時刻ヲ記入シテ之ヲ證明ス

第四十一條ノ三 配達郵便官署ニ於テ引受時刻證明郵便物ノ配達ヲ了シタルトキハ直ニ之ヲ差出人ニ通知ス

第四節ノ二 配達證明

第四十二條 書留又ハ價格表記ノ郵便物ハ配達證明ト爲スコトヲ得

第四十二條ノ二 配達郵便官署ニ於テ配達證明郵便物ノ配達ヲ了シタルトキハ其ノ配達ノ證明書ヲ差出人ニ交付ス

第四十二條ノ三 差出人ハ書留又ハ價格表記ノ郵便物差出後一年以内ニ於テ該郵便物ノ受領證明ヲ提出シ之カ配達證明ヲ引受郵便官署ニ請求スルコトヲ得

第四節ノ三 内容證明

第四十三條ノ一 封緘シタル書留通常郵便物ニシテ日本字又ハ漢字ヲ以テ明瞭ニ記載シタル文書ヲ内容トシタルモノハ内容證明ト爲スコトヲ得但シ他ノ物件ヲ封入スルコトヲ得ス

第四十三條ノ二 封緘シタル書留通常郵便物ニシテ日本字又ハ漢字ヲ以テ明瞭ニ記載シタル文書ヲ内容トシタルモノハ内容證明ト爲スコトヲ得但シ他ノ物件ヲ封入スルコトヲ得ス

第四節ノ四 留置郵便物

第四十三條ノ三 二箇以上ノ内容證明郵便物ニシテ其ノ内容文書カ名宛人宿所氏名ノミヲ異ニセルモノハ其ノ名宛人宿所氏名カ各封皮記載ノモノト一致スル場合ニ限リ之ヲ同文ノモノトシテ差出スコトヲ得

第四十三條ノ四 内容證明ノ取扱ヲ受ケムトスルコトキハ其ノ郵便物ノ内容

八 代金引換郵便物 代金引換金何程

九 書留郵便物 書留小包

第三十六條ノ二 離島其ノ他交通不便ノ地ニ在ル者ニ對シテハ留置ニ非サル集金郵便ノ取立ノ請求ニ應ゼサルコトアルヘシ

第二節 別配送

第三十七條 書留又ハ價格表記ノ郵便物ハ別配送ト爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ別配送料ニ關スル里程不明ナルトキハ別配送料ノ最少数額以上ヲ納付スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ不足額ハ受取人ヨリ之ヲ徴收ス

若受取人納付セザルトキハ差出人ヨリ之ヲ徴收ス

郵便物ノ受取人ハ一定ノ期間ヲ限リ書留又ハ價格表記郵便物ノ別配送ヲ配達郵便官署ニ請求スルコトヲ得但シ之カ爲事務ニ差支アルトキハ拒絕スルコトアルヘシ

前項ノ別配送料金ハ配達ノ際受取人ヨリ之ヲ徴收ス

別配送ノ請求ヲ爲シタル受取人ハ何時ニテモ其請求ヲ取消スコトヲ得

第三十八條 別配送ノ郵便物ハ通常ノ配達時刻ニ拘ラス直ニ特使ヲ以テ之ヲ配達ス

別配送ノ郵便物ニシテ配達ノ際受取人不在其ノ他ノ事故ニ依リ交付スルコト能ハサルトキハ別配送ノ效力ヲ失フ

第三節 留置

第三十九條 留置郵便物ハ差出人指定ノ郵便官署ニ留置キ受取人ノ出頭ヲ待テ之ヲ交付ス

第四十條ノ一 留置郵便物ノ差出人ハ留置郵便官署ヨリ其ノ受取人ニ該郵便物到着ノ通知ヲ請求スルコトヲ得

第四十條ノ二 郵便物ノ留置期間ハ代金引換ト爲シタルモノハ十日其ノ他ハ十五日トス

交通不便ニシテ其受取人前項ノ期間ニ出頭シ能ハスト認ムル地ニ宛テダ

文書ノ際本ニ通フ添へ差出スヘシ

二箇以上同文ノモノハ其ノ總テヲ通シ二通ノ際本ヲ差出スヘシ

前各項ノ場合ニ於テ差出人認證原本ノ交付ヲ要セザルトキハ原本一通ヲ差出スコトヲ得

第四十三條ノ五 内容證明郵便物ハ其ノ原本ニ照シ之ヲ検査シ相違ナキトキハ原本及原本ノ各通ニ差出年月日及其ノ郵便物内容證明ノ旨該郵便官署名ヲ記入シ且一通ノ認證原本ト原本及他ノ一通ノ認證原本トハ郵便日附印ヲ以テ刻印ヲ施シ原本ハ立會ノ上差出人ヲシテ之ヲ封緘シテ差出サシメ認證原本ノ一通ハ之ヲ差出人ニ交付シ一通ハ郵便官署ノ文書トシテ二年間之ヲ保存ス

第四十三條ノ六 内容證明郵便物差出後二年以内ニ於テ内容文書ノ原本ニ該郵便物ノ受領證明ヲ添へ提出シ之カ内容検査ノ證明ヲ請求スル者アルトキハ郵便官署ニ保存スル認證原本ニ照シ之ヲ検査シ相違ナキトキハ前條ニ準シ相當證明ノ上之ヲ申請者ニ交付ス

前項ノ請求ヲ爲ストキハ原本一通毎ニ同文ニ非サル内容證明料ト同一ノ割合ニ依ル料金ノ半額ヲ納付スヘシ

第四十三條ノ七 郵便官署ニ保存スル認證原本ヲ閱覽セムトスルトキハ該郵便物差出後二年以内ニ於テ該郵便物ノ受領證明ヲ提出シ之ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ爲ストキハ金五錢ヲ納付スヘシ但シ前條ノ請求ヲ爲スト同時ニ閱覽セムトスルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十三條ノ八 第四十三條ノ四及第四十三條ノ六ノ際本ニハ差出人及受取人ノ宿所氏名ヲ附記スヘシ但シ其ノ宿所氏名カ内容文書ニ記載スルモノト同一ナル場合ハ之カ附記ヲ省略スルコトヲ得

二箇以上同文ノモノハ受取人宿所氏名ヲ連記シ若ハ別ニ之ヲ記載シテ添附スヘシ但シ第四十三條ノ五ノ場合ニ於テ二箇以上同文ノモノニ對シ受

第三輯 第三編 交通 第四章 通信 第一節 郵便

取人ヲ異ニスルモノ毎ニ各別ノ膠本ヲ作成シ之カ證明ヲ求ムルトキハ其ノ各通ニ之ヲ記載スヘシ
前各項ニ依ル差出人及受取人宿所氏名ノ記載ハ料金徴收上膠本ノ枚数ニ算入セス

第四十三條ノ九 前各條ニ依ル膠本ハ一行二十字一枚二十六行以内トシ文字ヲ改竄スルコトヲ得ス文字ヲ挿入シタルトキハ其ノ字數及其ノ挿入スヘキ箇所ヲ欄外又ハ末尾ノ餘白ニ記載シ文字ヲ削除シタルトキハ其ノ文字ハ尙明ニ通讀ヲ得ヘキ様字體ヲ存シ其ノ削除シタル字數及箇所ヲ欄外又ハ末尾ノ餘白ニ記載スヘシ但シ文字ノ挿入ハ之カ爲ニ膠本一枚ノ制限字數ヲ超過スルコトヲ得ス

第四十三條ノ十 第四十三條ニ於テハ其ノ内容文書ノ名宛人宿所氏名ハ之ヲ膠本ニ記載スルコトヲ得ス
第四十三條ノ十一 内容證明郵便物ニ關シテハ名宛變更ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第五節 書留

第四十四條 郵便物ハ之ヲ書留ト爲スコトヲ得但シ價格表記ト爲シタルモノハ書留ト爲スコトヲ得ス

第四十五條 書留郵便物ハ引受ノ際差出人ニ該郵便物ノ受領證ヲ交付ス書留郵便物ヲ配達、還付又ハ交付スルトキハ受取人又ハ差出人ニ別ニ定ムル式紙ニ受領證印ヲシメ若シテ受取人トキハ其ノ代人タル資格及氏名ヲ記入證印シメ之ヲ以テ送達ノ證ト爲ス

官廳、艦船、學校、會社、旅館其ノ他多數ノ集合セル箇所又ハ之ヲ肩書シタルモノニ配達若シテ還付スヘキ書留郵便物ヲ其ノ受付ニ引渡シタルトキハ本人ニ送達シタルモノト看做ス

第六節 價格表記

第四十六條 密封シタル郵便物ハ之ヲ價格表記ト爲スコトヲ得但書留ト爲シタル郵便物ハ價格表記ト爲スコトヲ得ス

價格表記郵便物ノ表記金額ハ在中品通貨ナルトキハ其ノ金高ト異ルコトヲ得ス又通貨以外ノ物件ナルトキハ其ノ市價ヲ超過スルコトヲ得ス價格表記金額ノ制限ハ金千圓トス

第四十七條 價格表記郵便物ノ受授ニ關シテハ第四十五條ノ規定ヲ準用ス

第七節 代金引換

第四十八條 書留又ハ價格表記ノ郵便物ハ代金引換ト爲シ其郵便物ト代金トノ引換ヲ郵便官署ニ委託スルコトヲ得

代金引換郵便ニ依ル金額ノ制限ハ金千圓トシ錢位未滿ノ端數ヲ附スルコトヲ得ス

第四十九條 代金引換郵便物ハ到着郵便官署ニ留置キ其ノ旨ヲ受取人ニ通知シ受取人ノ出頭ヲ待テ代金ト引換ニ之ヲ交付ス其ノ留置期間ハ十日間トス

受取人ハ前項通知書發達後ノ代金引換郵便物ニ對シ其ノ轉送ヲ請求スルコトヲ得ス

第五十條 取立郵便官署ニ於テ代金引換郵便物ノ代金ヲ其ノ受取人ヨリ取立タルトキハ別ニ定ムル所ニ從ヒ之ヲ差出人ニ送付ス

第五十一條 郵便官署ニ到着ノ日ヨリ三日以内ニ引換ヲ了スルコト能ハサルトキハ還付ヲ受テヘキコトヲ豫メ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ該郵便物ノ表面ニ「種種留置三日」ト記載スヘシ

第五十二條 郵便振替貯金加入者ハ別ニ定ムル所ニ從ヒ其ノ口座ニ引換代金ノ振替拂込ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ郵便物ニ「何番

第三輯 第三編 交通 第四章 通信 第一節 郵便

口座拂込」ト記入スヘシ

第五十二條 代金引換郵便物ノ差出人代金引換ノ取消ヲナサントスルトキハ第七十九條郵便物取戻ノ請求ニ關スル料金又ハ代金引換金額ノ變更ヲナサントスルトキハ同條郵便物名宛變更ノ請求ニ關スル料金ト同額ノ料金ヲ前納シテ之ヲ請求スルコトヲ得

第八節 集金郵便

第五十三條 左ノ證書又ハ證券ハ集金郵便トシテ之ト引換ニ現金ノ取立ヲ郵便官署ニ委託スルコトヲ得

一 證券 現金受領證

二 證券 (無記名ノ公、社債券又ハ其ノ利札、貨物引換證、船荷證券又ハ之ニ準スヘキモノ)

集金郵便ニ依ル金額ノ制限ハ證券ニ在リテハ一口ニ付金二圓以上金五十圓以内、證券ニ在リテハ一口ニ付金三圓以上金千圓以内トス但シ錢位未滿ノ端數ヲ付スルコトヲ得ス

第五十三條ノ二 現金受領證ニハ現金取立ノ事由及證書ノ效力ニ關スル事項ニ限リ之ヲ附記スルコトヲ得

第五十四條 集金郵便ハ二通以上ノ證書又ハ證券ヲ以テ一口トナスコトヲ得但シ同一ノ委託者ニ屬シ同一ノ支拂人ヨリ同時ニ取立得ヘキ證券ハ此限ニ在ラス

第五十五條 集金郵便ニ關スル料金ハ左ノ如シ

一 集金委託料 一口ニ付 金 六 錢
二 集金留置通知料 一口ニ付 金 十五 錢

第五十六條 集金郵便ノ委託ヲ爲サントスル者ハ集金郵便委託書ト共ニ現金ヲ取立ツヘキ證書又ハ證券ヲ郵便官署ニ差出し郵便官署ヨリ其證書又ハ證券ノ受領證ヲ受取ルヘシ

第五十六條ノ二 集金郵便委託書ハ所定ノ様式ニ適合シ且紙質良好ノモノ

ニ限リ私製ノモノヲ用ウルコトヲ得

私製ノ委託書用紙ハ適當ノ切取線ヲ施シ現金受領證ヲ連続シムルコトヲ得

第五十七條 一定ノ期日ニ取立ツヘキ證書又ハ證券ハ支拂人所在地ニ達スヘキ日數ヲ除キ該期日ヨリ早クモ十日遅クモ三日以前ニ之ヲ委託スヘシ

第五十八條 委託者左ノ取扱ヲ受ケムトスルトキハ委託書ニ其ノ旨ヲ記入シテ差出スヘシ

一 證券又ハ證券ニシテ第一回ノ取立ニ際シ其ノ金額ヲ取立ツルコト能ハサル場合ニ於テ直ニ之ヲ還付スルコト

二 證券又ハ證券ヲ差出人指定ノ取立郵便官署ニ留置キ支拂人ノ出頭ヲ待テ其ノ取立ヲ爲スコト

三 前號ニ依ル集金郵便ノ到着ヲ支拂人ニ通知スルコト

前項第二號ニ依ル證券又ハ證券ノ留置期間ハ取立期間ト同一トシ第四十條ノ二第二項ノ規定ヲ準用ス

第五十八條ノ二 二通以上ノ證券ヲ以テ一口トナシタルモノニシテ其ノ全部ヲ取立ツルコト能ハサル場合ニ於テ支拂人一部ノ證券ニ對シ支拂ヲ申出テタルトキハ之カ一部取立ヲ爲スヘシ

現金受領證ニ依ル取立金ノ全部ヲ取立タルコト能ハサル場合ニ於テハ委託書ニ一部取立承諾ノ旨ヲ記入シテ差出シタルモノニ限リ之カ一部取立ヲ爲スヘシ

第五十三條第二項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

一部取立金額ハ委託者ニ於テ指定スルコトヲ得又證券ニ依ルモノハ其ノ一通ニ對スル取立金額ノ分割取立ヲ爲サス

第五十九條 集金郵便ノ取立期間ハ該證書又ハ證券取立郵便官署ニ到着ノ翌日ヨリ起算シ十日トシ第五十八條第一項第二號ニ該當スルモノヲ除クノ外一定ノ期日ニ取立ツヘキモノハ其期日ニ其他ノモノハ成ルヘク速ニ

取立郵便官署ニ於テ支拂ノ居宅ニ就キ該證書又ハ證券ヲ引換ニ現金ヲ取立テ其取立ヲ了スルコト能ハサルモノハ第五十七條及第五十八條第一項第一號ニ該當スルモノヲ除ク外尙一回ノ取立ヲ試ムルモノトス但シ交通不便等ノ爲取立期間内ニ取立ヲ試ムルコト能ハサルトキハ特ニ其ノ期間ヲ延長スルコトアルヘシ

第五十九條ノ二 集金郵便ノ支拂人ハ留置ニ非サル集金郵便ニ付キテモ取立期間内ニ其ノ取立郵便官署ニ出頭シテ之カ支拂ヲ爲スコトヲ妨ケス

第五十九條ノ三 取立郵便官署ニ於テ現金受領證ニ依ル一部取立ヲ了シタルトキハ支拂人ヨリ其ノ支拂金額ヲ記載シタル證明書ヲ徴シ之ヲ委託者ニ送付スヘシ此ノ場合ニ於テ支拂人ニ交付スヘキ現金受領證ニハ其ノ取立金額ノ傍ニ一部取立金額ヲ記入ス

第六十條 現金受領證ニ依リ現金ヲ取立ツルトキハ取立郵便官署ニ於テ之ニ其ノ取立ヲ爲シタル年月日ヲ記入ス

第六十一條 左ノ場合ニ於テハ其委託ノ證書又ハ證券ヲ委託者ニ還付ス

一 支拂人ノ所在不明ナルトキ

二 支拂人集金郵便ノ取立ヲ取扱ハサル區域ニ移轉シタルトキ

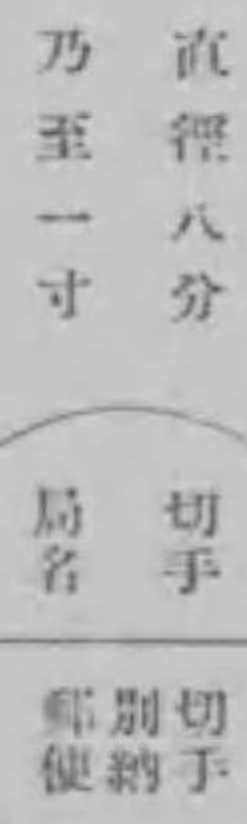
三 一定ノ期日ニ取立ヲヘキモノニシテ其期日ヲ經過シタルトキ

四 第五十九條ニヨリ取立ヲ爲スモ其金額ヲ取立ツルコト能ハスシテ取立期間ヲ經過シタルトキ

五 支拂人支拂ヲ拒絶シタルトキ

六 第五十八條第一項第二號ニ依ルモノニシテ支拂人留置期間内ニ出頭セズ若ハ其ノ期間内ト雖成規ニ依リ支拂ノ手續ヲ爲ササル旨申出テタルトキ

第六十二條 集金郵便ハ取立ヲ了シタルトキハ別ニ定ムル所ニ從ヒ其ノ取



第六十三條ノ八 (削除)

第六十三條ノ九 切手別納郵便物ニハ通信日附印ヲ捺捺セ

立金ヲ委託者ニ送付ス

第六十三條 郵便振替貯金加入者ハ別ニ定ムル所ニ從ヒ集金郵便振替貯金拂込ニ關スル特別取扱ヲ請求スルコトヲ得

第六十三條ノ二 集金郵便ノ引受ハ十二月二十五日ヨリ翌年一月三日迄取立ハ一月一日ヨリ一月七日迄之カ取扱ヲ爲サス

前項ノ取立ヲ爲ササル期間ハ之ヲ取立期間ニ算入セ

第六十三條ノ三 委託者ハ未ダ取立ヲ了セサル集金郵便ヲ取消シ該證書若ハ證券ノ還付ヲ請求スルコトヲ得

集金郵便ノ取消ニ關シテハ郵便物取扱ノ規定ヲ準用ス

第六十三條ノ四 (削除)

第八節ノ二 切手別納郵便

第六十三條ノ五 種別及料金額同一ノ通常郵便物ヲ同時ニ五十箇以上差出ストキハ切手別納郵便ト爲スコトヲ得

第六十三條ノ六 切手別納郵便物ハ通知ヲ要セサル留置ト爲スノ外他ノ特殊取扱ト爲スコトヲ得

第六十三條ノ七 切手別納郵便物ハ郵便切手ヲ貼附セズ郵便物ニ料金相當ノ郵便切手ヲ添ヘ之ヲ差出スヘシ

前項ノ郵便物ハ其ノ表面ニ差出人ニ於テ左記圖形ノ印章ヲ捺捺スヘシ

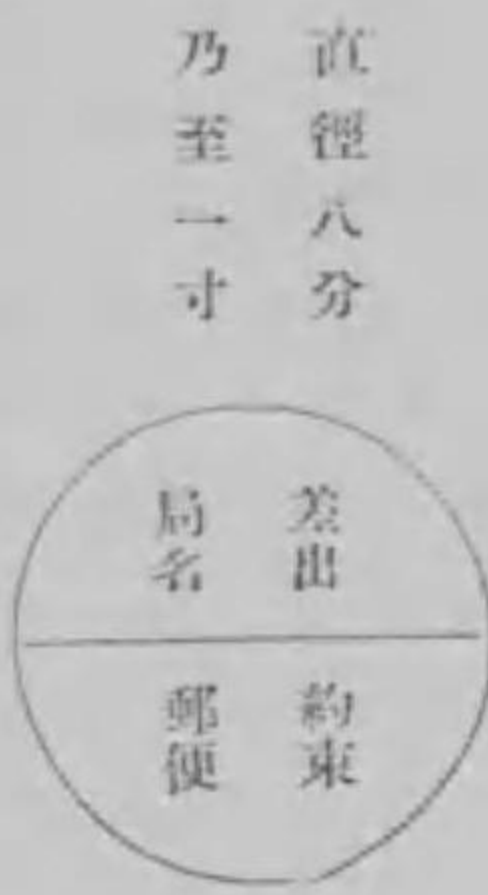
第九節 約束郵便

第六十四條 定期刊行物、書籍、印刷物ハ別ニ定ムル所ニ依リ所轄通信局長ノ承認ヲ受ケ約束郵便ト爲スコトヲ得

第六十四條ノ二 約束郵便物ハ通知ヲ要セサル留置ト爲スノ外他ノ特殊取扱ト爲スコトヲ得

第六十四條ノ三 約束郵便物ニハ日附印ヲ捺捺セ

第六十四條ノ四 約束郵便物ニハ郵便切手ヲ貼付セズ差出人ニ於テ左記圖形ノ印章ヲ捺捺スヘシ



前項郵便物ノ料金ハ毎月分ヲ翌月二十日迄ニ所轄通信局長ノ指示ニ從ヒ通貨ヲ以テ之ヲ納付スヘシ

第六十四條ノ五 約束郵便物ハ特殊ノ包装ヲ要スルモノノ外強質ナル白又ハ淡色ノ紙ヲ以テ包装シ帶紙ヲ用ウルトキハ其ノ幅二寸以上トシ宛所ハ成ルヘク左ノ例ニ依リ明瞭ニ縦書スヘシ

何(寄)府(配)郵(郵便)局(局)區(區)内(内)

何(寄)府(配)郵(郵便)局(局)區(區)内(内)

第六十四條ノ六 約束郵便物ハ郵便官署ノ指示ニ從ヒ其ノ題號又ハ名稱及箇數等ヲ記載シタル郵便票ヲ添ヘ之ヲ豫メ承認ヲ受ケタル郵便官署ニ差出スヘシ但シ郵便官署ニ於テ必要アリト認メタルトキハ其ノ差出場所ヲ

第六十八條 郵便物ノ受取人ハ書留及價格表記以外ノ料金完納ノ通常郵便物ニ限リ其ノ閉封配達ヲ配達郵便官署ニ請求スルコトヲ得但シ之カ爲事務ニ差支アルトキハ拒絶スルコトアルヘシ

閉封配達ニ要スル費及其ノ附屬品ハ郵便官署ノ指示スル所ニ從ヒ受取人

第十一 閉封配達

第六十七條ノ三 郵便私書函使用者以外ノ者ニ宛テタル郵便物ト雖郵便私書函番號書ヲ肩書シタルモノハ其ノ郵便私書函ニ配付スルコトアルヘシ

第六十七條ノ二 郵便私書函使用者ハ隨時其ノ郵便私書函ヲ開キ郵便物ヲ受取ルヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ郵便私書函内ニ前條但書ノ規定ニ依ル郵便物配達證、郵便料金取立書又ハ票札差入シアルトキハ之ヲ當該郵便官署ノ窓口ニ差出シ郵便物ノ交付ヲ受タヘシ

第六十七條ノ一 保管郵便物アリト記シタル票札ヲ郵便私書函ニ差入ルヘシ取立書又ハ「保管郵便物アリ」ト記シタル票札ヲ郵便私書函ニ差入ルヘシ

第六十七條ノ二 郵便私書函使用者ハ隨時其ノ郵便私書函ヲ開キ郵便物ヲ受取ルヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ郵便私書函内ニ前條但書ノ規定ニ依ル郵便物配達證、郵便料金取立書又ハ票札差入シアルトキハ之ヲ當該郵便官署ノ窓口ニ差出シ郵便物ノ交付ヲ受タヘシ

第六十七條ノ三 郵便私書函使用者以外ノ者ニ宛テタル郵便物ト雖郵便私書函番號書ヲ肩書シタルモノハ其ノ郵便私書函ニ配付スルコトアルヘシ

第六十七條ノ四 郵便私書函使用者以外ノ者ニ宛テタル郵便物ト雖郵便私書函番號書ヲ肩書シタルモノハ其ノ郵便私書函ニ配付スルコトアルヘシ

第六十七條ノ五 郵便私書函使用者以外ノ者ニ宛テタル郵便物ト雖郵便私書函番號書ヲ肩書シタルモノハ其ノ郵便私書函ニ配付スルコトアルヘシ

第六十七條ノ六 郵便私書函使用者以外ノ者ニ宛テタル郵便物ト雖郵便私書函番號書ヲ肩書シタルモノハ其ノ郵便私書函ニ配付スルコトアルヘシ

第三輯 第三編 交通 第四章 通信 第一節 郵便

ニ於テ之ヲ提供スヘシ

第六十八條ノ二 閉塞配達ノ郵便物ハ袋ニ納メ之ニ錠ヲ施シ配達ス

閉塞配達ノ郵便物受取人ヲ肩書シタル書留及價格表記以外ノ料金完納ノ
通常郵便物ハ前項ノ袋ニ納メ配達スルコトアルヘシ

第六十八條ノ三 郵便物ノ閉塞配達料ハ四月一日ヨリ九月三十日迄及十月
一日ヨリ翌年三月三十一日迄ノ二期ニ分テ毎期分テ當該期ノ前月中ニ納
付スヘシ但シ閉塞配達ノ開始カ期間ノ中途ナルトキハ其ノ期間ノ料金ハ
月割額ヲ以テ之ヲ前納スヘシ

第六十八條ノ四 閉塞配達ヲ廢止セムトスルトキハ廢止ノ前日迄ニ其ノ旨
配達郵便官署ニ届出ツヘシ

第三章 郵便物ノ差出

第六十九條 普通郵便ニ依ル通常郵便物及書留又ハ價格表記ニアラサル留
置通常郵便物ハ郵便函ニ差入ルヘシ但シ私設郵便函ニハ私設者ニ於テ認
容セル場合ノ外差入ルコトヲ得ス

小包郵便物及特殊ノ取扱ヲ要スル通常郵便物又ハ前項ノ場合ニ於テ容積
大ナル爲メ若ハ箇數多キ爲メ郵便函ニ差入ルルコト能ハサルモノハ郵便
官署ニ差出スヘシ

第七十條 郵便官署ニ於ケル郵便受付時間ハ別ニ之ヲ告示ス

第七十一條 郵便物ノ重量ハ其ノ郵便物ニ貼用シタル郵便切手ノ重量ヲモ
合算ス但シ價格表記郵便物ニ使用スル通信省發行ノ封皮ニシテ其ノ表面
ニ印刷シアル封皮ノ量目ハ之ヲ算入セス

第七十二條ノ一 郵便料金ノ徵收ニ關シ左ノ場合ハ同一郵便區ト看做ス

一 臨時數箇ニ分割シタル郵便區相互間

二 同一ノ行政市區内ニ郵便區ノ全部又ハ一部ヲ有スル數箇ノ郵便區相
互間

三 前二號ノ同一郵便區内ニ於テ連接スル郵便區市内ト之ニ隣接スル郵
便區市内相互間

便區市内相互間

四 隣接スル郵便區市内相互間

前項各號ニ依ル同一郵便區ノ市内相互間ハ之ヲ同一郵便區市内ト看做ス

第七十二條ノ二 別配達郵便料ニ關スル里程ハ郵便官署ノ定ムル所ニ依ル

第四章 郵便物ノ配達

第七十三條 深山孤島其ノ他交通困難ノ場所ニシテ通常ノ方法ニ依リ配達
シ難キ地ニ居住スル者ニ宛テタル郵便物ハ到着郵便官署ニ留置キ受取人
ノ出頭ヲ待テ之ヲ交付ス差出人ニ郵便物ヲ還付スル場合亦同シ

前項ノ留置期間ハ六十日トス

第七十四條 二名以上ニ宛テタル郵便物ハ其ノ内ノ一名ニ配達ス

第七十五條 郵便官署ニ於テ誤テ郵便物ヲ正當受取人ニ在ラサル者ニ配達
シタルトキ其ノ配達ヲ受ケタル者ハ速ニ其ノ事由及居所氏名ヲ記載シタ
ル附箋ヲ爲シ料金ヲ納付スルコトヲ再ヒ郵便ニ差出スカ又ハ郵便官署
ニ申告スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ郵便物ヲ誤テ附按シタルトキハ之ヲ封緘シ又ハ相
當ノ手當ヲ爲シ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第七十六條 郵便官署カ郵便物ノ配達又ハ還付ヲ受ケタル者ニ就キ其ノ郵
便物ノ封皮及葉書ノ交付ヲ求メ又ハ其ノ郵便物ノ受授ニ關スル狀況ヲ探
問スルトキハ之ヲ拒ムヘカラス

第七十七條 正當ノ理由ナクシテ第七十五條ノ手續ヲ爲サヌ又ハ第七十六
條ノ要求ニ應ゼサル者ハ十回以下ノ科料ニ處ス

第五章 郵便物ノ轉送及還付

第七十八條 郵便物ノ轉送及還付ハ別ニ料金ヲ徵收セス但シ小包郵便物ニ
シテ料金増加ヲ要スル區域ニ轉送還付スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ場合ニ於テ轉送料ハ請求人ヨリ還付料ハ差出人ヨリ各其ノ差
出ノ限ニ在ラス

第八十條ノ四 小包郵便物ノ差出人又ハ受取人ニ於テ朝鮮ニ該郵便物ノ轉
送ヲ請求セムトスルトキハ第三十條ニ定ムル事項ヲ當該郵便官署ニ通知
スヘシ

第三輯 第三編 交通 第四章 通信 第一節 郵便

額ヲ追徵ス

第七十九條 郵便物ノ差出人ハ未ダ配達ヲ了セサル郵便物ノ名宛變更又ハ
取戻ヲ請求スルコトヲ得但シ之カ爲メ事務ニ差支アルトキハ拒絶スルコ
トアルヘシ

前項ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ郵便物差立前ナルトキハ金五錢差立後ニ
シテ郵便ニ依ルモノハ金八錢電信ニ依ルモノハ取戻ノ請求ニ係ルトキハ
金五十錢名宛變更ノ請求ニ係ルトキハ金八十錢ヲ前納スヘシ但シ差立準
備前郵便物ノ取戻請求ニ應ジタルトキハ別ニ其ノ料金ヲ徵收セス

第八十條 郵便物ノ受取人他ニ移轉シ其ノ移轉先分明ナルトキハ左ノ場合
ヲ除キ之ヲ其ノ移轉先ヘ轉送ス

郵便物ヲ差出人ニ還付スヘキ場合ニ於テ差出人他ニ移轉シタルトキ亦同
シ

一 受取人朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ移轉シタル場合ニ於テ該郵
便物ノ包有品カ移出入ヲ禁シタル物件ナルトキ

二 受取人朝鮮又ハ南洋群島ニ移轉シタル場合ニ於テ該郵便物カ普通小
包郵便物ナルトキ又ハ朝鮮ニ於テ移入税若ハ内國稅ヲ課スヘキ物品
ヲ包有スル通常郵便物ナルトキ

三 小包郵便物ハ受取人料金増加ヲ要スル區域ニ移轉シ又ハ料金ノ増加
ヲ要セサルモ其ノ移轉先カ朝鮮ナル場合ニ於テ差出人又ハ受取人ヨ
リ轉送ノ請求ナキトキ

第八十條ノ二 小包郵便物ノ差出人ハ該郵便物カ名宛地ノ郵便官署ニ於テ
配達ヲ達タルコト能ハサルトキ之カ轉送還付ノ爲メ料金増加ヲ要スル場合
ニ於ケル該郵便物ノ轉送又ハ棄却ノ處分ニ付豫メ請求ヲ爲スコトヲ得但
シ前條第一號及第二號ニ該當スル郵便物ノ轉送ニ關シテハ此ノ限ニ在ラ
ズ

第八十條ノ三 小包郵便物ノ受取人ハ該郵便物ノ轉送ヲ名宛地ノ郵便官署

ニ請求スルコトヲ得但シ第八十條第一號及第二號ニ該當スル郵便物ハ此
ノ限ニ在ラス

第八十條ノ四 小包郵便物ノ差出人又ハ受取人ニ於テ朝鮮ニ該郵便物ノ轉
送ヲ請求セムトスルトキハ第三十條ニ定ムル事項ヲ當該郵便官署ニ通知
スヘシ

第八十一條 郵便物ノ受取人既ニ他ニ移轉セルトキハ其ノ配達先ニ於テ受
取人ノ所在地ヲ筆配人ニ明示シ該郵便物ノ轉送ヲ求ムルコトヲ得
書留、價格表記以外ノ通常郵便物ニシテ其ノ配達ヲ受ケタル後ナルトキ
ハ該郵便物ニ轉送先ヲ記載シタル附箋ヲ爲シ其ノ配達ヲ受ケタル日ヨリ
社寺ヲ肩書シタル巡禮者ニ宛テタルモノハ三十日以内其ノ他ハ十日以内
ニ料金ノ納付ヲ要スルコトヲ再ヒ郵便ニ差出スコトヲ得若シ其ノ期限經
過後郵便ニ差出シタルトキハ新ニ差出シタルモノト看做ス

郵便物ヲ差出人ニ還付スヘキ場合ニ於テ差出人既ニ他ニ移轉シタルトキ
亦前二項ニ準ス

第八十二條 郵便物ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ差出人ニ還付ス

一 受取人所在不明ナルトキ

二 郵便料未納不足ナルニ依リ受取人カ受取ヲ拒ミタルトキ

三 留置期間ヲ經過シ又ハ其ノ期間内ト雖受取人ニ於テ成規ニ依リ受取
ノ手續ヲ爲ササル旨申出テタルトキ

四 受取人朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ移轉シタル場合ニ於テ該郵
便物カ第八十條第一號及第二號ニ該當スルモノナルトキ

五 小包郵便物ノ受取人料金増加ヲ要スル區域ニ移轉シ又ハ料金ノ増加
ヲ要セサルモ其ノ移轉先カ朝鮮ナル場合ニ於テ差出人ヨリ豫メ其ノ
轉送若ハ棄却ノ請求ヲ爲サヌ又ハ受取人ヨリ轉送ノ請求ナキトキ

第八十二條ノ二 郵便物ヲ差出人ニ還付スヘキ場合ニ於テ差出人朝鮮、臺
灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リ該郵便物ニ移出入ヲ禁シタル物件又ハ小包

郵便ニ依ルニ非サレハ移出入スルコトヲ得サル物件ヲ包有スル爲還付シ...

第六章 損害賠償及報酬

第八十三條 郵便物ニ關スル損害ハ其ノ差立郵便官署所在地ヲ管轄...

第八十四條 郵便物ノ配達又ハ還付ノ際郵便物ニ損害アリト申立タルトキ...

第八十五條 前條第二項ノ場合ニ於テ申立人立會ヲ爲ササルトキ其ノ申立...

(六五五)

郵便規則第一條ノ二第二號ニ依ル郵便禁制品ト爲ス

キ物件

(大正十二年一月一日)

- 一 爆發性又ハ發火性藥品類(引火性薬品) (一)ニトログリセリン (二)ピクリン酸 (三)鹽酸加里、鹽酸曹達、鹽酸...

五 代金引換郵便物ノ取立金ノ取立ヲ爲サスシテ之ヲ交付シタルトキハ...

附則

第九十條 此ノ規則ハ明治三十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十五年(三月)逓信省令第八號配達證明郵便規則同二十九年(九月)...

八受取人ナルトキハ郵便物ハ直ニ差出人ニ還付ス申立人差出人ナル場合...

第八十六條 郵便物ニ關スル損害ノ賠償ヲ請求スル者ハ其ノ種別、品名、箇...

第八十七條 損害賠償及報酬ノ請求ヲ受ケタル逓信局ニ於テハ其ノ請求ノ...

第八十八條 損害賠償ノ請求ヲ爲シタル者其ノ請求ヲ取消シタル場合ニ於...

第八十九條 郵便法第三十三條ニ依ル郵便物損害賠償ノ金額ハ左ノ割合ニ...

一 書留通常郵便物ノ損失トキハ一箇ニ付金十圓

二 書留小包郵便物ノ損害賠償額ハ 重量二百匁迄ハ金二圓、二百匁以上ハ二百匁又ハ其ノ...

三 價格表記郵便物ノ全部ノ損失トキハ表記價格ノ全部、一部ノ損失又ハ毀...

四 集金郵便ニ依ル證券ノ損失又ハ失効ノトキハ其ノ實損額但シ取立金...

(六五五)

二 其ノ他ノ危險性藥品類

- (一)チアン水素酸(青酸)、チアンカリウム(青化加里)、稀青酸其ノ他ノチ...

流動石炭酸 (三十三) 鹽酸、粗製鹽酸 (三十四) 硝酸、粗製硝酸、發烟硝酸 (三十五) 硫酸、粗製硫酸、發烟硫酸 (三十六) 結晶硝酸銀、發烟硝酸銀、硝酸銀加硝石 (三十七) フローム (三十八) コーロド (三十九) 苛性加里 (四十) 苛性ナトロン (苛性曹達) (四十一) クレオソート (四十二) クロール亞鉛 (四十三) 醋酸、無水醋酸 (四十四) アンモニア水、液態アンモニア (四十五) 鹽化石灰 (四十六) 漂白粉 (四十七) 第二鹽化錫 (四十八) 石炭タール (コールタール) (四十九) 水タール (ウードタール) (五十) 鹽化硫黃 (五十一) 硫化曹達、硫化加里、硫化アンモニア (五十二) 砒酸曹達 (水硝子) (五十三) 曹達石灰 (五十四) 鹽素水 (五十五) 亞硝酸曹達、亞硝酸加里 (五十六) オルトオキシフエニールエタノールメチラミン (アドレナリン) 及其ノ化合物、發烟劑 (五十七) テトロドトキシシ、其ノ製劑 (五十八) オキシジアミドアルセノペンツォールモノメタンズルフイオン酸ナトリウム (ネオサルバルサニル)、鹽酸オキシジアミドアルセノペンツォール (サルバルサニル) 其ノ製劑

●郵便法第五十五條ノ三ノ官没ハ警察官署長ノ命令書ヲ以テ爲スノ件

(大正五年七月二十七日) (内務省令第九號)

郵便法第五十五條ノ三ノ官没ハ警察署長若ハ警察分署長ニ於テ命令書ヲ交付シテ之ヲ爲ス

附 則

本令ハ大正五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

(大正五年七月二十七日) (逓信省令第四十五號)

郵便法第五十五條ノ三ニ係ル官没ハ逓信局長又ハ第一、二等郵便、電信、電話局長ニ於テ命令書ヲ交付シテ之ヲ爲ス

附 則

本令ハ大正五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

●鐵道船舶郵便法

(明治三十三年三月十二日) (法律第五十九號) (改正) (大正九年) (法律第一八號) (同八年) (法律第五十九號)

第一條 本法ニ於テ鐵道運送業者ト稱スルハ地方鐵道法ニ依リ鐵道ヲ以テ運送營業ヲ爲ス者ヲ謂ヒ船舶運送業者ト稱スルハ商法ニ依リ船舶ヲ以テ運送營業ヲ爲ス者ヲ謂フ

第二條 鐵道運送業者ハ郵便取扱ノ爲郵便官署ノ要求アルトキハ鐵道用地及停車場建物ノ一部ヲ供シ又ハ建物ノ建築者ニ改築ヲ爲スヘシ前項ノ場合ニ於テ土地建物ノ使用料及建築改築ノ費用ハ郵便官署之ヲ支給ス

第三條 鐵道運送業者ハ郵便官署ノ要求アルトキハ定期列車毎ニ郵便車ヲシテ列車定數ノ總容積ノ五分ノ二迄ハ其ノ列車ノ一部ヲ供給シ又ハ郵便官署ノ交付ニ係ル同一容積以内ノ郵便車ヲ聯結スヘシ

第四條 郵便車ノ構造ハ通常客車ト同一タルコトヲ要ス

第五條 郵便車又ハ郵便船室ニハ郵便物郵便取扱員及其監視員ノ外搭載スルコトヲ得ス

第六條 鐵道運送業者又ハ船舶運送業者ハ郵便官署ノ要求ニ應ジ郵便車又ハ郵便船室ニ郵便物ノ取扱ニ必要ナル設備及維持ヲ爲スヘシ

鐵道運送業者ハ郵便官署ノ交付ニ係ル郵便車ヲ保管スヘシ
前三項ノ場合ニ於テ設備維持及保管ニ要スル費用ハ郵便官署之ヲ支給ス

第七條 鐵道運送業者ハ列車仕立際ニ於テ指定ノ郵便車ノ外臨時容積ノ増加ヲ要シ又ハ臨時郵便車ノ聯結ヲ要スル爲其ノ列車出發時刻三十分前迄ニ郵便官署ノ要求アルトキハ他ノ郵便車ヲ聯結シ又ハ通常客車ヲ其ノ代用ニ供スヘシ

第八條 鐵道運送業者ハ郵便官署ニ於テ郵便車ニ依ラサル郵便物ノ運送ヲ要求シタルトキハ特ニ指定シタル場合ヲ除ク外旅客列車ニ依リ運送スル貨物ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ運送スヘシ

第九條 鐵道運送業者列車ノ發着時刻ヲ變更スルトキハ七日以前ニ之ノ郵便官署ニ報告スヘシ但シ天災其ノ他避クヘカラサル事故ノ爲發着時刻ノ變更ヲ決定シタルトキハ直ニ報告スヘシ

第十條 郵便車ノ使用料金ハ其ノ供給スル容積ニ應ジ當該鐵道運送業者ノ定メタル最低等級旅客ニ哩運賃ノ左ノ割合ニ依ル

三百立方呎迄	一哩毎ニ	十割以内
五百立方呎迄	一哩毎ニ	二十割以内
七百立方呎迄	一哩毎ニ	三十割以内
一千立方呎迄	一哩毎ニ	五十割以内
一千立方呎ヲ超過シタルトキハ全容積ニ對シ百立方呎迄ニ付一哩毎ニ六		

割以内

郵便車ノ容積ハ各列車ニ於ケル郵便車總容積ヲ以テ之ノ算定ス其容積ノ算定方法ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

郵便車ニ依ラズシテ郵便物ヲ運送セシムル場合ニ於ケル運送料金ハ當該鐵道運送業者カ其ノ運送方法ニ付定メタル普通貨物運賃ノ最低額ノ半額以内トス

郵便官署ヨリ郵便車ヲ交付シタル場合ニ於テ鐵道運送業者ニ支給スヘキ金額ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十一條 船舶運送業者ハ船舶ニ搭載シタル郵便物ヲ其ノ目的地ニ於テ他ノ貨物ニ先テ陸揚スヘシ天災事變ノ爲航海ノ途中ニ於テ積替若クハ陸揚スルトキ亦同シ

第十二條 船舶運送業者ニ交付スヘキ運送料金ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十三條 郵便物搭載列車天災事變ノ爲其ノ進行ヲ停止シタルトキ又ハ郵便物搭載船舶航行中天災事變ニ因リ郵便物ヲ陸揚シタルトキハ鐵道運送業者又ハ船舶運送業者ハ郵便取扱員ノ在ラサル場合ニ限リ直ニ該郵便物ヲ附近郵便官署ニ送達スヘシ其ノ送達ニ要スル費用ハ之ヲ支給ス

第十四條 第三條ノ要求ニ應セサル者又ハ正當ノ理由ナクシテ第二條若クハ第七條ノ要求ニ應セサル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 第六條第一項及第二項ニ違反シタル者又ハ正當ノ理由ナクシテ第八條ノ要求ニ應セサル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス第五條ニ違反シタル

鐵道運送業者及船舶運送業者亦同シ

第十六條 第十三條ニ依ル送達ヲ爲サル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 鐵道運送業者又ハ船舶運送業者カ其ノ取扱中ニ係ル郵便物ヲ過失ニ因リ亡失又ハ毀損シタルトキハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 第九條又ハ第十一條ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第十九條 鐵道運送業者又ハ船舶運送業者ノ代表者又ハ代理人其ノ他ノ從業者カ第十四條乃至第十六條ニ該當スル行爲ヲ爲シタルトキハ各本條ノ刑ニ處ス

第二十條 軌道條例ニ依リ運送營業ヲ爲ス者ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

第二十一條 鐵道又ハ航路若クハ船舶ニ關シテ政府ヨリ補助ヲ受ケ若クハ受ケル鐵道運送業者又ハ船舶運送業者ニ對シテ特別ノ命令アルトキハ其ノ命令ニ依ル

本法ハ明治三十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

鐵道船舶郵便規則

（明治三十三年九月一日）
（逓信省令第四十四號）
（改正）
（省令第四二號）
（大正五年）
（省令第四三號）
（同）
（省令第三號）

第一條 鐵道船舶郵便法ニ依リ運送スヘキ郵便物ニハ現ニ郵便物運送ノ用

第十一條 船舶運送業者ニ交付スヘキ運送料金ハ其ノ供給スル容積ニ應シ左ノ割合ニ依ル

百立方呎迄	一 漚毎ニ	金三錢三厘以内
二百立方呎迄	一 漚毎ニ	金四錢六厘以内
三百立方呎迄	一 漚毎ニ	金五錢九厘以内
四百立方呎迄	一 漚毎ニ	金七錢五厘以内
五百立方呎迄	一 漚毎ニ	金九錢二厘以内
六百立方呎迄	一 漚毎ニ	金十一錢一厘以内
七百立方呎迄	一 漚毎ニ	金十三錢以内
八百立方呎迄	一 漚毎ニ	金十五錢一厘以内
九百立方呎迄	一 漚毎ニ	金十七錢三厘以内
一千立方呎迄	一 漚毎ニ	金十九錢六厘以内
一千立方呎ヲ超過シタル場合ニハ其ノ全容積ニ對シ百立方呎迄ニ付一漚毎ニ金二錢以内		

第十二條 郵便官署ニ於テ特別ノ條件ヲ附シタルトキハ前條ノ料金率ヲ增加スルコトアルヘシ

第十三條 第十一條ノ運送料金ハ鐵道船舶郵便法第十三條ノ場合ノ外船舶運送業者ニ於テ郵便官署ト船舶間ニ郵便物ヲ運送スル場合ノ費用ヲモ包含ス若シ陸上ノ運送距離一里ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ陸路運送ノ實費ヲ支給ス

第十四條 鐵道運送業者又ハ船舶運送業者ハ郵便物ヲ搭載シタル鐵道列車又ハ船舶ニシテ天災事變ニ遭遇スルトキハ郵便官署又ハ郵便取扱員ノ要求ニ依リ列車又ハ船舶ニ郵便物ヲ搭載ノ儘保管シ又ハ他ノ貨物ニ先テ其ノ指定ノ地ニ送達スヘシ其ノ送達ニ要スル費用ハ之ヲ支給ス

第十五條 鐵道運送業者又ハ船舶運送業者第二條又ハ第三條ニ依ル郵便官署ノ指定ニ違反シタルトキ又ハ第六條乃至第八條ニ違反シタルトキ又ハ

ニ供スル必要物件ヲ包含ス

第二條 運送業者ノ郵便物運送及授受ニ關スル取扱方法鐵道運送業者ニ交付スヘキ金額ノ仕拂方法ハ郵便官署ノ指定スル所ニ依ル

第三條 郵便物ヲ運送スヘキ區域度數時刻列車並郵便車室又ハ郵便船室ノ容積及ヒ郵便物ノ受渡局ハ郵便官署ノ指定スル所ニ依ル

第四條 鐵道船舶郵便法第五條ニ依リ郵便車室又ハ郵便船室ニ搭乘スヘキ郵便取扱員及監視員ハ制服ヲ著シ又ハ搭乗證ヲ帶スル者ニ限ル

第五條 鐵道船舶郵便法第六條ニ依リ郵便官署ノ要求ニ應シ必要ナル設備及維持ヲ爲サントスルトキハ運送業者ハ豫メ工事仕様書設經費豫算書ヲ提出シテ其ノ承認ヲ受ケヘシ

第六條 郵便物ヲ運送スル船舶ニシテ發著日時ヲ定メタルモノ其ノ日時ヲ變更スルトキハ船舶運送業者ハ五日以前ニ之ヲ當該郵便官署ニ報告スヘシ但シ天災其ノ他避ク可カラサル事故ノ爲メ發著日時ノ變更ヲ決定シタルトキハ直ニ報告スヘシ

第七條 一列車若クハ一船舶ニ於ケル郵便車室又ハ郵便船室ハ郵便官署ノ許可ヲ得ルニアラサレハ二箇所以上ニ分離スルコトヲ得ス

第八條 郵便車室及郵便船室ノ位置ハ特ニ郵便官署ノ指定ナキモノト雖モ常ニ之ヲ一定スヘシ但シ正當ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 郵便車室及郵便船ノ容積ハ各其ノ區畫障壁ノ内容積ヲ謂フ

第十條 郵便車室ノ床板面ヨリ障壁ノハ天井板ノ側ト相接スル線迄ノ高さニ依リ算定ス

正當ノ理由ナクシテ第十四條ニ違反シタルトキハ科料ニ處ス
鐵道運送業者又ハ船舶運送業者ノ代表者又ハ代理人其ノ他ノ從業者前項ニ該當スル行爲アリタルトキ亦同シ

交第
二第
通章
節

電
信

第二節 電信

- 電信法 明治三年 法律五九號……一頁
- 電報規則 大正一四年 遞令四七號……五
- 無線電信法 大正四年 法律二六號……二一
- 無線電報規則 大正一四年 遞令五一號……二四
- 官廳用ノ電信及電話ニ關スル件 明治三年 勅令三五六號……三〇
- 官廳用電信電話規程 明治三年 遞令五一號……三〇
- 官廳用無線電信無線電話規則 大正九年 遞令二七號……三一
- 私設電信規則 明治三年 遞令四八號……三二
- 私設無線電信規則 大正四年 遞令四六號……三五
- 私設無線電信規則第二十九條ニ依ル
無線電信監視局指定 大正六年 遞告三七號……四〇
- 放送用私設無線電話規則 大正二年 遞令九八號……四〇
- 私設電信私設無線電信公衆通信取扱規則 大正四年 遞令五三號……四三
- 私設無線電信通信従事者資格檢定規則 大正四年 遞令四八號……四四

第二節 電信

○電信法

(明治三十三年三月十四日)
法律第五十九號

〔改正〕
法律第一九號

- 第一條** 電信及電話ハ政府之ヲ管掌ス
- 第二條** 左ニ掲グル電信又ハ電話ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ私設スルコトヲ得
- 一 一邸宅内若クハ一構内ニ於テ専用ニ供スル爲施設スルモノ
 - 二 鐵道業其ノ他電信電話ノ専用ヲ必要トスル事業ノ爲施設スルモノ
 - 三 公共團體ノ事務執行ノ爲一市區町村内若ハ隣接市區町村間ニ於テ公署相互間又ハ一郡市區内ニ於テ公署ト第一次監督官廳トノ間ニ施設スルモノ
 - 四 電報送受ノ目的ヲ以テ一人ノ専用ニ供スル爲電信官署トノ間ニ施設スルモノ
 - 五 一市區町村内若クハ隣接市區町村間ニ於テ又ハ電信電話ノ連絡ヲ且第四號ニ依ルヲ不適當トスル市區町村間ニ於テ一人又ハ一營業ノ専用ニ供スル爲施設スルモノ
- 第三條** 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ニ依リ施設シタル電信又ハ電話ヲ公衆通信又ハ軍事上必要ナル通信ノ用ニ供セシムルコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ吏員ヲ派遣シテ其ノ取

扱ヲ爲サシムルコトヲ得

第四條 主務大臣ハ公安ノ爲必要ト認ムルトキハ區域ヲ定メ電信又ハ電話ニ依ル通信ヲ停止若クハ制限スルコトヲ得

第五條 電信又ハ電話ニ依ル通信ニシテ公安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ墮亂スルモノト認ムルトキハ主務大臣ノ指定シタル電信官署又ハ電話官署ニ於テ之ヲ停止スルコトヲ得

第六條 職務執行中ノ電信又ハ電話ノ工夫配達人及配達用車馬等ハ道路ニ障礙アリテ通行シ難キ場合ニ於テ塙壁又ハ欄柵ナキ宅地田畑其ノ他ノ場所ヲ通行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ政府ハ被害者ノ請求ニ因リ其ノ損害ノ賠償ヲ爲スヘシ

第七條 職務執行中ノ電信又ハ電話ノ工夫配達人及配達用舟車馬等事故ニ遭遇シタル場合ニ於テ電信又ハ電話ノ工夫配達人若クハ吏員ヨリ助力ヲ求メラレタル者ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス此ノ場合ニ於テハ政府ハ助力者ノ請求ニ因リ相當ノ報酬ヲ爲スヘシ

第八條 職務執行中ノ電信又ハ電話ノ工夫配達人及配達用舟車馬等ニ對シテハ渡津、運河、道路、橋梁其ノ他ノ場所ニ於ケル通行錢ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ工夫及配達人ハ何時ニテモ渡津ノ出船ヲ求ムルコトヲ得

第九條 政府ハ電信又ハ電話ノ用ニ供スル爲鐵道用地及停車場建物ノ一部ヲ使用シ必要アルトキハ建物ノ建築又ハ改築ヲ命スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ土地建物ノ使用料及建築改築ノ費用ハ請求ニ因リ政府之ヲ支給ス

第十條 政府カ鐵道用地内ニ電信線又ハ電話線ヲ施設シタルトキハ使用料ヲ支給セズ

第十一條 電信若クハ電話専用ノ物件又ハ現ニ其ノ用ニ供スル物件ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス
前項専用ノ物件ハ何等ノ賦課ヲ受クルコトナシ

第十二條 電信又ハ電話取扱ニ關シ電信官署又ハ電話官署ニ對シテ無能力者ノ爲シタル行爲ハ能力者ノ爲シタルモノト看做ス

第十三條 電報ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニ除ク外其ノ宛所ニ配達ス

第十四條 電報ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニ限り發信人ノ請求ニ因リ其ノ送達ヲ停止スルコトヲ得

第十五條 宛所ニ配達シ又ハ受信人ニ交付シ得サル電報ハ電信官署ニ於テ之ヲ保管ス其ノ保管開始ノ日ヨリ三十日以内ニ交付ノ請求ナキトキハ之ヲ棄却ス

第十六條 電信官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ發信人ニ對シ其ノ電報ニ用キタル祕辭隱語ノ説明ヲ求ムルコトヲ得發信人若其ノ説明ヲ拒ミタルトキハ其ノ電報ノ取扱ヲ拒絕ス

第十七條 電信又ハ電話ニ關スル料金及電信又ハ電話ニ依ル通信ノ取扱ニ必要ナル制限ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十八條 電信又ハ電話ニ關スル既納及過納ノ料金ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニ除ク外之ヲ還付セズ

第十九條 發信人ニ於テ前納スヘキ電信ニ關スル料金ニ不足アルトキハ發信人ヨリ其ノ不足額ノ二倍ノ料金を徴收ス

第二十條 電信又ハ電話ニ關スル料金納付ノ義務ハ其ノ納付スヘキ日ヨリ六箇月内ニ納付ノ告知ヲ受ケサルニ因リテ消滅ス

第二十一條 電信又ハ電話ニ關スル料金ハ不納金額ハ電信官署又ハ電話官署ニ於テ國稅滯納處分ノ例ニ依リテ之ヲ徴收ス

前項ノ不納金額ニ付電信官署又ハ電話官署ハ國稅ニ次キ先取特權ヲ有ス

第二十二條 電信又ハ電話ニ依ル通信ニシテ電信、電話、無線電信、無線電話、郵便、郵便爲替、郵便貯金ノ事務又ハ氣象報告ニ關スルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リテ無料ト爲スコトヲ得

第二十三條 電信又ハ電話ニ關スル料金ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニ除ク外郵便切手ヲ以テ納付スヘシ

第二十四條 電信又ハ電話ノ取扱ニ關シテハ政府ハ損害賠償ノ責任ニ任セズ

第二十五條 本法ニ依ル損害賠償又ハ報酬ノ請求權ハ主務大臣ノ指定

シタル電信官署又ハ電信官署ニ對シ其ノ事實アリタル日ヨリ三箇月間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

第二十六條 電信官署若クハ電話官署ノ賠償又ハ報酬ニ關スル決定ニ對シ不服アル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三箇月以内ニ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十七條 不法ニ電信、電話ヲ施設シ又ハ不法ニ施設シタル電信、電話ヲ使用シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十七條ノ二 主務官署又命令ノ定ムル所ニ依リ私設ノ電信又ハ電話ノ撤去ヲ命シタル場合ニ於テ期間内ニ之ヲ撤去セサル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

撤去ヲ命セラレタル私設ノ電信又ハ電話ヲ使用シタル者亦同シ

第二十八條 私設ノ電信若クハ電話ヲ他人ノ用ニ供シタル者又ハ其ノ私設者ニ非スシテ之ヲ使用シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
私設ノ電信又ハ電話ニ依頼シ通信ヲ爲サシメタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十八條ノ二 第二十七條、第二十七條ノ二第二項及前條第一項ノ場合ニ於テ金錢物品ヲ取得シタルトキハ之ヲ沒收ス既ニ消費又ハ讓渡シタルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第二十九條 第三條ノ場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ電信、電話ノ供用ヲ拒ミ又ハ第九條ノ場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ鐵道用地、停車場建

物ノ使用ヲ拒ミ若ハ停車場建物ノ建築改築ヲ爲ササル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條 第六條ノ場合ニ於テ通行ヲ拒ミ又ハ第七條ノ場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ助力ヲ拒ミ又ハ第八條ノ場合ニ於テ通行錢ヲ強要シ若ハ正當ノ理由ナクシテ渡津ノ出船ヲ拒ミタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十一條 選信官署又ハ電話官署ノ取扱中ニ係ル通信ノ秘密ヲ侵シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
電信又ハ電話ノ事務ニ從事スル者前項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第三十二條 不法ニ電信、電話ニ關スル料金を免レ又ハ他人ニ之ヲ免レンヌタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
電信又ハ電話ノ事務ニ從事スル者前項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條 自己若ハ他人ニ利益ヲ與ヘ又ハ他人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ電信又ハ電話ニ依リ虛偽ノ通信ヲ發シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ電信爲替ニ要スヘキ電報ニ係ルトキハ七年以下ノ懲役ニ處ス

第三十四條 (削除)

第三十五條 電信官署ノ取扱中ニ係ル電報ヲ正當ノ事由ナクシテ開披、毀損、隱匿若ハ放棄シ又ハ受取人ニ非サル者ニ交付シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ刑法第二百五八條ニ該當スル場合ハ刑法ノ例ニ依ル

第三十六條 電信若ハ電話ノ事務ニ從事スル者正當ノ事由ナクシテ通信ノ取扱ヲ爲ササルトキ又ハ之ヲ遅延セシメタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 電信若ハ電話ニ依ル通信ヲ障碍シ又ハ之ヲ障碍スヘキ行爲ヲ爲シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 電信線若ハ電話線ノ建築修理又ハ線路ノ巡視測量ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 電信、電話ノ線條若ハ其ノ支持物ニ物品ヲ懸ケ若ハ擲テ又ハ之ニ動物若ハ舟筏ヲ繋キ又ハ之ヲ汚穢シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

電信又ハ電話線路ノ測量標ヲ毀棄汚穢シタル者亦同シ

第四十條 主務官署ノ指定シタル水底電信線路若ハ水底電話線路ノ區域内ニ於テ船舶ヲ繫留シ又ハ漁業採藻ヲ爲シ若ハ土砂ヲ掘鑿シ又ハ水底電信線若ハ水底電話線ノ號標ニ舟筏ヲ繋キ又ハ其ノ號標ヲ毀棄シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

水底電信線若ハ水底電話線ノ布設若ハ修理ノ爲其ノ位置ヲ示スヘキ浮標又ハ其ノ布設若ハ修理ニ從事スル船舶ヨリ主務官署ノ指定シタル距離以内ニ於テ前項ノ行爲ヲ爲シ若ハ航行シタル者又同シ

第四十一條 第二十七條第二十七條ノ第二項、第二十八條、第三十一條ノ至第三十三條、第三十五條、第三十七條、第三十八條及前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第四十二條 (削除)

第四十三條 公衆通信又ハ第三條第一項ニ依リ現ニ軍事通信ノ用ニ供スル私設ノ電信又ハ電話ニ關シテハ第九條ヲ除ク外本法中政府ノ施設ニ係ル電信又ハ電話ニ關スル規定ヲ準用ス

第四十四條 電信又ハ電話ニ非スト雖通報信號ヲ爲スモノニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

第四十五條 帝國外國間ニ於ケル電信ニ關シ別ニ法令條約又ハ特許ノ條款ニ明文アルモノハ各其ノ定ムル所ニ依ル

附 則

第四十六條 本法ハ明治三十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

電信條例ハ之ヲ廢止ス

第四十七條 本法施行前電信條例ニ依リ電信又ハ電話私設ノ許可ヲ得タル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ更ニ許可ノ申請ヲ爲スコトヲ要ス

●電報規則

(大正十四年八月二十二日 通信省令第四十七號)

目 次

- 第一章 總則
- 第二章 書法
- 第三章 字數及語數ノ計算
- 第四章 料金
- 第五章 差出
- 第六章 配達
- 第七章 特殊取扱
- 第一節 至急
- 第二節 返信料前納
- 第三節 照校
- 第四節 受信報知
- 第五節 追尾
- 第六節 再送
- 第七節 同文
- 第八節 外國郵送
- 第九節 時間外
- 第十節 夜間配達
- 第十一節 留置
- 第十二節 別使配達
- 第十三節 解船配達
- 第十四節 局待
- 第十五節 親展

第三輯 第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

第十六節 配達日時指定

第八章 新聞電報

第一節 通則

第二節 預約取扱

第三節 後納取扱

第九章 電線託送

第十章 略號及配達先特定

第十一章 局渡

第十二章 尋問、改正及停止

第十三章 閱覽及正寫

附 則

第一章 總 則

第一條 電報ハ左ノ三種トス

一 官報

二 局報

三 私報

第二條 官報トハ官廳及地方自治體ヨリ發スル公信並外國ノ首長、皇族、大臣、陸海軍將帥、大使、公使、及領事ヨリ發スル電報ヲ謂フ但シ商人ニシテ領事ノ事務ヲ扱フ者ヨリ發スル電報ハ官報發信ノ資格アル者ニ宛テ且官用ニ關スルモノニ非サレハ之ヲ官報ト爲スコトヲ得ス
國庫金取扱ニ關シ日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ヨリ發スル電報及宮内省金庫事務ニ關シ宮内省本金庫、支金庫又ハ派出所ヨリ發スル電報並戰時事變ニ際シ日本赤十字社又ハ軍事輸送ノ爲政府ノ使用ニ供スル船舶、航空機若ハ鐵道ノ所有者ヨリ發スル電報ハ通信大臣ノ承認ヲ經テ官報ト爲スコトヲ得

第三輯 第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

官報發信ノ資格ナキ者ト雖受取りタル官報ヲ提示シ其ノ返信ヲ官報ト爲スコトヲ得

第三條 局報トハ電信、無線電信ノ事務ニ關シ電信官署相互間ニ發受スル電報ヲ謂フ

前項ノ外電信、電話、無線電信、無線電話、郵便、郵便爲替、郵便貯金ノ事務ニ關シ電信、電話又ハ郵便官署相互間ニ發受スル電報ハ逓信大臣ニ於テ必要アリト認ムルモノニ限リ局報ト爲スコトヲ得

郵便爲替、郵便貯金及郵便ニ依ル取立金ノ取扱ニ要スル資金ノ授受ニ關シ日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店相互間ニ發受スル電報ニ付亦前項ニ同シ

氣象報告ニ關シ氣象臺又ハ測候所其ノ他ノ觀測所相互間ニ發受スル電報ハ逓信大臣ノ承認ヲ經テ局報ト爲スコトヲ得

第四條 私報トハ官報及局報ニ非サル電報ヲ謂フ

第五條 電報ハ左ノ順位ニ依リ送達ス

- 一 至急官報
- 二 至急局報
- 三 至急私報
- 四 官報
- 五 局報
- 六 私報

第六條 同一順位ノ電報ハ受付又ハ受信ノ順序ニ依リ之ヲ送達ス

第七條 發信人又ハ受信人ハ電信官署ノ要求アルトキハ其ノ本人ニ相違ナキコトヲ證明スヘシ

第二章 書法

第八條 電報ニ使用スヘキ文字、數字及記號ハ左ノ二種トス

第一種

文字	アイウエオ	カキクケコ	サシスセソ	タチツテト	ナニヌネノ	ハヒフヘホ	マミムメモ	ヤリルレ	ワケル	エ	ヲ
數字	一	二	三	四	五	六	七	八	九	〇	
記號	・	、	〃	〇	○	〃	〃	〃	〃	〃	〃

第二種

文字	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
數字	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0			
記號	。	、	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

第三輯 第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

前項ニ掲クル第一種ノ文字、數字又ハ記號ヲ使用シタル電報ハ之ヲ和文電報ト稱シ第二種ノ文字、數字又ハ記號ヲ使用シタル電報ハ之ヲ歐文電報ト稱ス

第九條 電報ノ名宛ハ簡明ニ記載スヘシ若其ノ地名ニシテ著名ナラサルトキ又ハ他ニ類似ノモノアルトキハ必要ニ應シ府縣名、國名又ハ郡名ヲ附記スヘシ

汽車中ニ在ル者ニ宛テタル電報ノ名宛ニハ前項ノ外左ノ事項ヲ附記スヘシ但シ其ノ附記ナキモノト雖電信官署ニ於テ差支ナシト認ムルトキハ之ヲ受付クルコトアルヘシ

- 一 肩書驛ノ通過時刻又ハ乗車シタル驛名及列車ノ番號若ハ其ノ乗車驛發車時刻
- 二 下車スヘキ驛名及客車ノ等級

和文電報ノ名宛中不必要ト認ムルモノアルトキハ電信官署ニ於テ之ヲ抹消スルコトアルヘシ

第十條 電報ノ受信人名ハ宛所力同一ナル場合ニ限リ之ヲ連記スルコトヲ得

第十一條 電報ノ名宛ハ第五百九條ノ規定ニ依リ登記ヲ受ケタル略號ヲ以テ記載スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ略號ノ外著信地名ヲ附記スヘシ

同一市町村内ニ二以上ノ電信官署アルトキハ前項ノ著信地名ノ前ニ著信電信官署名ヲ記載シ括弧ヲ以テ之ヲ區別スヘシ

第十二條 特殊ノ取扱ヲ受ケムトスル電報ノ指定ニ使用スヘキ略號左ノ如シ

指定事項	和文	略號	歐文
至急	ウ	ナ	U
返信料前納	ナ	ツ	R
照校	ム	ニ	T
電報受信報知	ツ	ニ	P
郵便受信報知	ツ	ツ	Q
追尾	テ	ラ	P
再送	ナ	チ	S
同文	ム	ニ	R
外國郵送	ム	ニ	M
時間外	ラ	ラ	N
夜間配達	タ	ラ	S
留置	ム	ナ	S
別使配達	ム	ナ	N
船配達	マ	ツ	T
局待	ハ	ホ	R
親展	ヤ	ム	D
	ニ	カ	W
			T
			I

第十三條 發信人ノ記載シタル指定略號列明ナラサルモノハ指定ナキ電報トシテ之ヲ取扱フ

第十四條 電報ニ使用スル語辭ハ普通辭、隱語及秘辭ノ三種トス

第十五條 普通辭トハ和文電報ニ在リテハ日本語、歐文電報ニ在リテハ日本語、羅旬語又ハ歐洲國語ニシテ其ノ意味ノ通解シ易キモノヲ謂フ

電報新書又ハ中國電報新編ニ依リ記載シタル數字ノ集合及商標若ハ記號トシテ使用シタル文字並其ノ集合又ハ數字並其ノ集合ハ之ヲ普通辭ト看

第三輯 第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

做ス

第十六條 隱語トハ日本語、獨逸語、英吉利語、西班牙語、佛蘭西語、和蘭語、伊太利語、葡萄牙語又ハ羅倫語ヲ通解シ難キ意味ニ使用シタルモノヲ謂フ

第十七條 隱語トハ文字又ハ數字ノ孤立若ハ集合ニシテ前二條ノ規定ニ該當セサルモノヲ謂フ

第十八條 濁點及半濁點ハ文字ニ附スル場合ヲ除ク外之ヲ使用スルコトヲ得ス

第十九條 記號ハ普通ノ用法ニ從ヒ之ヲ使用スヘシ但シ區切點又ハ終點ハ單位點トシテ之ヲ使用スルコトヲ得

第二十條 日本語ノ歐文電報ハ十五字ヲ超エテ之ヲ隱記シ又ハ一語句ノ中間ニ於テ之ヲ分割記載スルコトヲ得ス但シ名詞ハ之ニ附屬スル助詞ト共ニ數字ニ拘ラス之ヲ一聯綴トシテ記載スルコトヲ得

第二十一條 日本語ノ歐文電報中ニ外國語又ハ數字ヲ混用スルトキハ其ノ外國語又ハ數字ヲ日本語ト聯記スルコトヲ得ス

第二十二條 本文ナキ電報ハ之ヲ受付ケス

第二十三條 發信人其ノ居所氏名ヲ發信人ニ知ラシメムトスルトキハ電報本文ノ末尾ニ之ヲ記載スヘシ

語ニ計算ス

第三十二條 第二十條及第二十一條ノ規定ニ反シ記載シタル語辭ハ數字ノ例ニ依リ之ヲ計算ス

第三十三條 歐文電報中第十五條ノ規定シタル國語ヲ其ノ用法ニ反シ聯綴又ハ省略シタルトキハ正當ノ綴字ニ依リ其ノ語數ヲ計算ス

第三十四條 歐文電報中ノ左ノ文字及記號ハ其ノ一字又ハ一箇ヲ數字一字ニ計算ス

第三十五條 前條ノ規定スル場合ヲ除ク外歐文電報中ニ使用シタル點、讀點、括弧及斜線ハ各之ヲ一語ニ計算ス但シ終點及讀點ハ發信人ニ於テ特ニ其ノ送信ヲ請求スルモノニ限り之ヲ語數ニ算入ス

第三十六條 歐文電報ノ各指定略號ハ略號ノ一語ニ計算ス

第三十七條 電報料ハ別ニ定ムルモノヲ除ク外左ノ如シ但シ和文電報ニ連記シタル第二以下ノ受信人名及送書シタル追尾電報又ハ再送電報ノ第二以下ノ居所ニ對シテハ一名宛毎ニ名宛料トシテ五錢ヲ附課ス

和文電報		歐文電報	
一 同一市町村内ノモノ	十五錢	十五字以内	十五錢
二 内地ノ小笠原島間	三十錢	十五字ヲ超スルモノ	五錢
三 内地ノ小笠原島間	五十錢	五十字以内	三十錢
四 内地ノ小笠原島間	五十錢	五十字ヲ超スルモノ	五錢
五 内地ノ小笠原島間	五十錢	五十字以内	三十錢
六 内地ノ小笠原島間	五十錢	五十字ヲ超スルモノ	五錢

第三輯 第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

前項ノ居所氏名ハ之ヲ本文ト看做ス

第二十四條 發信人電報額信紙ニ記載シタル文字其ノ他ヲ加除訂正シタルトキハ電信官署ハ相當ノ證明ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第二十五條 發信人ハ其ノ居所氏名ヲ電報額信紙ノ餘白ニ記載スヘシ但シ其ノ記載ナキモノト雖電信官署ニ於テ差支ナシト認ムルトキハ之ヲ受付タルコトアルヘシ

第二十六條 電報中數字又ハ語數ニ算入スルモノ左ノ如シ

第二十七條 和文電報中ノ記號ハ其ノ一箇ヲ文字一字ニ計算ス但シ括弧ハ之ヲ文字二字ニ計算ス

第二十八條 歐文電報中ノ普通辭ハ十五字ヲ超エサルモノハ之ヲ一語ニ計算ス十五字ヲ超スルモノハ十五字迄毎ニ之ヲ一語ニ計算ス

第二十九條 歐文電報中數字ノ孤立シタルモノ又ハ其ノ集合五字ヲ超エサルモノハ之ヲ一語ニ計算ス五字ヲ超スルモノハ五字迄毎ニ之ヲ一語ニ計算ス

第三十條 歐文電報中ノ文字ヲ以テ記載シタル記號ハ數字ノ例ニ依リ之ヲ計算ス

第三十一條 歐文電報中普通辭及隱語ヲ混用シタル場合ノ普通辭ハ十字ヲ超エサルモノハ之ヲ一語ニ計算ス十字ヲ超スルモノハ十字迄毎ニ之ヲ一語ニ計算ス

三 前各號以外ノモノ

第三十八條 電報ノ特殊取扱料ハ別ニ定ムルモノヲ除ク外左ノ如シ

照校料 電報料ノ四分ノ一

電報受信 電報ノ種類ニ依リ

郵便受信告知料 三錢

同文料 十五錢

外國郵送料 四十錢

時間外料 三十錢

別使記注料 別ニ告示スル場合ヲ除ク外三十錢トシ其ノ配達實費之ヲ超スルモノハ其ノ實費額ニ依ル

第三十九條 新聞電報ニハ前二條ノ規定ニ拘ラス左ノ料金ヲ課ス

一 内地間ノモノ	五十字以内	五十錢
二 内地間ノモノ	五十字ヲ超スルモノ	二十錢
三 内地間ノモノ	五十字以内	二十五錢
四 内地間ノモノ	五十字ヲ超スルモノ	三十錢

第三輯 第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

第三輯 第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

同文料

- 原信ノ字数ニ依リ
- 五十文字以内 五十文字ヲ超スルトキハ五十文字以内ヲ増ス毎ニ
- 一 内地間ノモノ 十五錢
- 二 樺太及朝鮮間 二十錢
- 三 豫約新聞電報料
- 一 内地間ノモノ 一豫約五百字以内 四百八十圓
ニ付年 一千五百字以内 八百四十圓
額 一千五百字以内 一千二百圓
- 二 内地ト臺灣、樺太及朝鮮間ノモノ 一豫約五百字以内 七百二十圓
ニ付年 一千五百字以内 一千二百圓
額 一千五百字以内 一千八百圓

豫約同文料

豫約新聞電報料ノ半額ニ同シ

第四十條 局報ハ無料トス但シ別ニ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

第四十一條 電報ニ關スル料金ニ錢位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ之ヲ切捨ツ

第四十二條 電報ニ關スル料金ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外發信ノ際郵便切手ヲ電報額紙ニ貼附シテ之ヲ納付スヘシ

第四十三條 受信人ニ於テ追納ヲ要スル電報ニ關スル料金ヲ追納セザルトキハ其ノ電報ハ之ヲ交付セズ

前項ノ場合及受信人ニ於テ料金ノ追納ヲ要スル電報ヲ配達又ハ交付シ得サルトキハ其ノ追納スヘキ料金ハ發信人ヨリ之ヲ徴收ス

第四十四條 電報ニ關スル料金ヲ追納スヘキ發信人又ハ受信人二名以上ナルトキハ各發信人又ハ受信人連帶シテ料金納付ノ責任スルモノトシ其ノ内ノ一名ヨリ之ヲ徴收ス

前納返信料
十一 發信電信官署ニ於テ送信前ニ返還シタル電報ノ電報料及特殊取扱料
第四十六條 電報ニ關スル料金還付ノ請求ハ其ノ料金ヲ納付シタル電信官署ニ之ヲ爲スヘシ其ノ請求期間ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外料金納付ノ日ヨリ六十日トス

第四十七條 電報ニ關スル報金ノ還付ヲ請求スルトキハ不達ニ係ルモノニ付テハ著信電信官署又ハ受信人ノ證明書、誤譯又ハ遅延ニ係ルモノニ付テハ其ノ電報送達紙、返信料前納證書ヲ使用セザリシモノニ付テハ其ノ證書、送信前返還ニ係ルモノニ付テハ其ノ電報額紙ヲ請求書ニ添附スヘシ

第四十八條 同文電報ノ内一通ノ料金ヲ還付スルトキハ名宛料、前納返信料、配達料及外國郵送料ヲ除キタル同文電報ノ料金ヲ總數ニテ除シタル商ニ其ノ電報ニ屬スル名宛料、前納返信料、配達料及外國郵送料ヲ加ヘタルモノヲ以テ還付スヘキ額トス

第四十九條 電報ニ關スル料金ノ還付ヲ受クヘキ發信人二名以上ナルトキハ其ノ内ノ一名ニ之ヲ還付ス

前項ニ依リ料金ノ還付ヲ受クル者ハ他ノ發信人ヲ代理スルモノトス

第五十條 電信官署ニ於ケル電報取扱時間ハ別ニ之ヲ告示ス

第五十一條 電信官署ニ於ケル電報ノ取扱ニ關スル制限ハ當該電信官署ニ之ヲ指示ス

第五十二條 電報ハ別ニ定ムル場合ヲ除クノ外電報額紙ニ記載シ電信官署ニ之ヲ差出スヘシ

第五十三條 電報ハ郵便ニ依リ之ヲ差出スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ封皮ノ表面ニ「電報在中」ト記載スヘシ

前項ノ場合ニ於テ普通郵便ニ依ルトキハ封皮ノ表面ニ「通信事務」ト記載ス

第三輯 第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

第四十五條 電報ニ關スル料金ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外左ニ掲クルモノニ限リ其ノ納付人ノ請求ニ依リ郵便切手ヲ以テ納付シタルモノハ郵便切手、通貨ヲ以テ納付シタルモノハ通貨ヲ以テ之ヲ還付ス

一 電信官署ノ過失ニ因リ受信人ニ到達セザリシ電報ノ電報料及特殊取扱料但シ第六十九條ノ規定ニ依リ到達シタル電報ニ關スルモノヲ除ク

二 電信官署ノ過失ニ因リ郵便ニテ到達シ得ヘキ時日ヨリ遅レテ到達シタル電報ノ電報料及特殊取扱料但シ第六十九條ノ規定ニ依リ到達シタル電報ノ電報料及特殊取扱料ヲ除ク

三 電信官署ノ過失ニ因リ誤譯ヲ生シ且用辨キタル照校電報ノ電報料及特殊取扱料納付シタル後但シ尋問ニ依リ校正シ得タル電報ニ關スルモノヲ除ク

四 電信官署ノ過失ニ因リ徴收シタル過納及誤納ノ料金

五 發信人ノ請求ニ依リ配達前停止シタル電報ノ前納返信料、受信報知料及配達料並郵送前停止シタル外國郵送電報ノ外國郵送料

六 受信報知又ハ時間外ノ取扱ヲ爲サザリシ電報ノ受信報知料又ハ時間外料

七 電報直配達區域内ニテ配達シタル電報又ハ別使若ハ解船ヲ以テ配達ヲ爲サザリシ電報ノ配達料

八 返信料前納證書ヲ添附シテ發信シタル電報ノ電報料及特殊取扱料又ハ別使配達電報ノ別使配達料發信人ノ納付シタル料金ニ滿タサルトキハ其ノ剩餘

九 第九十五條ノ場合ニ於テ原電報ノ種別ニ依リ和文十五字歐文五語ノ電報料ヲ扣除シタル前納返信料ノ剩餘

十 返信料前納證書ニ對シ返信料前納證書ヲ交付セザリシトキ又ハ交付シタル返信料前納證書ヲ其ノ使用期間内ニ使用セザリシトキハ其ノシテ之ヲ無料郵便ト爲スコトヲ得

第五十四條 電信官署ニ電報受付函ヲ設備シタルトキハ電報取扱時間外ニ限リ之ニ電報ヲ差入ルコトヲ得

第五十五條 左ニ掲クル電報ノ配達ヲ受ケタル者ハ配達ノ時ヨリ五分以内ニ其ノ電報配達人ニ依リシテ電報ヲ差出スコトヲ得

一 返信料前納電報

二 局待電報

三 別使配達電報

四 解船配達電報

第五十六條 第五十三條及前條ノ規定ニ依リ差出シタル電報ニ付テハ電信官署ニ到着シタル時ヲ以テ受付時刻トス

電報取扱時間外ニ到着シタル前項ノ電報及第五十四條ノ規定ニ依リ差出シタル電報ニ付テハ次ノ電報取扱時間開始ノ時ヲ以テ受付時刻トス但シ電報取扱時間ニ拘ラス取扱フヘキ電報ヲ第五十三條又ハ前條ノ規定ニ依リ差出シタル場合ハ前項ノ例ニ依ル

第五十七條 天災事變其ノ他ノ事故ニ因リ電信設備ノ故障又ハ電信輻轉ノ場合ニ於テハ送達ノ遅延ヲ承知ノ上差出ス電報ニ限リ之ヲ受付時刻トス

前項ノ電報ニハ電報額紙餘白ニ「遅延承知」ト記載スヘシ

第五十八條 書法其ノ他ニ關シ本令ノ規定ニ反スル電報トシテ受付クルコトヲ得サルモノニ付テハ其ノ事由ヲ發信人ニ通知ス

第五十九條 發信人ハ電報發信ノ日ヨリ三日以内ニ限リ其ノ納付シタル金額ヲ記載シタル電報受取證書ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ受取證書トシテ五錢ヲ納付スヘシ

前項ノ受取證書料ニ充テタル郵便切手ハ電報受取證書ニ之ヲ貼附消印ス

第六十條 發信人ハ未ダ送信セザル電報ノ返還ヲ發信電信官署ニ請求スル

第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

コトヲ得此ノ場合ニ於テハ返還料トシテ五錢ヲ納付スヘシ
同文電報ニ付テハ其ノ各通ヲ分離シテ前項ノ返還ヲ請求スルコトヲ得
ス
同文電報ノ返還料ハ一括ニ付五錢トス

第六章 配 達

第六十一條 電信官署サキモノヲ除クヨリ陸上一里以内及其ノ官署所在ノ
市内ヲ電報直達區域トス但シ必要アリト認ムルトキハ其ノ區域ヲ制限
シ又ハ擴張スルコトアルヘシ

電報直達區域内ニ配達スル電報ニ付テハ配達料ヲ課セス

第六十二條 電報直達區域外ニ配達スル電報ニシテ配達方ノ指定ナキモ
ノハ無料普通郵便ヲ以テ送達ス配達方ノ指定アル電報ト雖受信人移轉等
ノ爲更ニ其ノ電報直達區域外ニ配達スルトキハ別使配達若ハ船船配
達ヲ爲ササル地域ニ配達スルトキ亦同シ

別使配達又ハ船船配達ヲ爲ササル地域ハ別ニ之ヲ告示ス

第六十三條 電報取扱時間内ニ受付ケタル電報ニシテ午後十二時ヲ過キ到
著シタルモノハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外電報取扱時間ノ開始ヲ待テテ
配達ス

第六十四條 受信人名ヲ連記シタル電報ハ其ノ内ノ一名ニ之ヲ配達又ハ交
付ス

第六十五條 祭日、祝日、日曜日其ノ他ノ休業日又ハ夜間ニ到着スル電報
ニ付テハ豫メ電信官署ニ請求シテ之ヲ翌朝配達ヲ受ケタルコトヲ得

第六十六條 電報直達區域外ニ居住スル者ハ自己ニ宛テタル電報ニシテ
配達方ノ指定ナキモノヲ別使又ハ船船ニ依リ配達ヲ受ケタルコトヲ著信電
信官署ニ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ配達ヲ受ケタルトキハ配
達料ヲ納付スヘシ

第六十七條 電報ノ誤配達ヲ受ケタル者ハ其ノ旨ニ付テハ其ノ事由ヲ附記ス
ルコトヲ得

第七十五條 返信料前納證書ヲ添附シタル電報ハ證書面ニ記載ノ金額ニ相
當スル料金ヲ納付シタルモノトシテ任意ノ電信官署ニ之ヲ差出スルコトヲ
得但シ返信料前納證書一通ヲ以テ數通ノ電報ノ料金ニ充テ又ハ數通ヲ以
テ一通ノ電報ノ料金ニ充ツルコトヲ得

返信料前納證書面ニ記載ノ金額カ前項ニ依リ差出ス電報ノ料金ニ滿タサ
ルトキハ不足額ニ相當スル郵便切手ヲ其ノ電報ニ貼附スヘシ

第七十六條 前條ノ規定ハ第七十二條但書ノ規定ニ依リ著信電信官署ニ保
管中ノ返信料前納證書ヲ使用シテ電報託送ニ依リ電報ノ額信スル場合ニ
之ヲ準用ス但シ不足料金額ニ付テハ第五十五條ノ規定ニ依リ之ヲ納付
スヘシ

第七十七條 受信人ハ返信料前納證書ノミニ受領ヲ拒ムコトヲ得

第七十八條 著信電信官署ニ保管シタル電報ノ返信料前納證書ハ其ノ使用
期間満了後電報發信ノ日ヨリ六十日以内ニ發信人ヨリ發信電信官署ニ之
カ交付ヲ請求スルコトヲ得

第七十九條 照校ヲ要スル電報ニ付テハ照校ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得其
ノ電報ニハ照校ト指定スヘシ

第八十條 照校電報ハ送受信電信官署間ニ於テ其ノ全部ヲ反復校正ス

第八十一條 受信人ニ到達シタル日時ノ報知ヲ受ケルノ要アル電報ニ付テ
ハ受信報知ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得但シ汽車中ニ在ル者ニ宛テタル電
報ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ電報ニハ左ノ區別ニ依リ指定ヲ爲スヘシ
一 電報受信報知 電報ヲ以テ報知ヲ受ケムトスルトキ
一 郵便受信報知 郵便ヲ以テ報知ヲ受ケムトスルトキ

第八十二條 受信人受信報知電報ヲ受取リタルトキハ電報受取紙ニ受取時

ヘシ記載シタル附箋ヲ爲シ直ニ之ヲ著信電信官署ニ返付スヘシ
前項ノ場合ニ於テハ第五十三條ノ規定ニ準シテ之ヲ郵便ニ付スルコトヲ得
第六十八條 受信人ニ配達又ハ交付シ得サル電報ハ著信電信官署ニ之ヲ保
管シ發信電信官署ヲ經テ其ノ旨發信人ニ通知ス

第六十九條 發信人又ハ受信人ハ不達トナリタル電報ノ送達ヲ發信電信官
署ニ請求スルコトヲ得其ノ請求期間ハ電報發信ノ日ヨリ六十日トス

第七章 特殊取扱

第七十條 通常電報ニ先テ送達ヲ要スル電報ニ付テハ至急ノ取扱ヲ請求ス
ルコトヲ得其ノ電報ニハ至急ト指定スヘシ

至急電報ハ電報取扱時間ニ拘ラス之ヲ取扱フ

第七十一條 發信人ハ電報差出ノ際返信ニ要スル電報ノ料金ヲ前納スルコ
トヲ得其ノ電報ニハ返信料前納ト指定スヘシ

前項ノ場合ニ於テ電報料ノ最少額ヲ超エテ料金ヲ納付スルトキハ其ノ金
額ヲ指定略號ニ附記スヘシ

第七十二條 返信料前納證書ニ付テハ著信電信官署ニ於テ其ノ前納料金額
ヲ記載シタル返信料前納證書ヲ發行シ該電報ト共ニ之ヲ受信人ニ配達ス
但シ電報託送ノ場合ハ返信料前納證書ハ之ヲ著信電信官署ニ保管シ保管
開始ノ日ヨリ三日以内ニ該證書ヲ使用セサルトキハ之ヲ受信人ニ送付
ス

第七十三條 受信人返信料前納證書ヲ受取リタルトキハ其ノ受領證ニ捺印
又ハ署名シテ直ニ之ヲ電報配達人ニ交付スルコトヲ得但シ電報官署ニ於テ
但シ郵便ヲ以テ送達ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七十四條 返信料前納證書ノ使用期間ハ其ノ證書發行ノ日ヨリ三十日ト
ス

第八十三條 受信報知電報ヲ配達シタルトキハ其ノ配達又ハ交付シタル日
時ヲ發信人ニ報知ス但シ電報託送ニ依リタルトキハ託送シタル日時ヲ郵
便ヲ以テ送達シタルトキハ郵便ニ付託シタル日時ヲ報知ス

第八十四條 前條ノ規定スル日時ハ電報受信報知ノ指定アル電報ニ付テハ
電報ヲ以テ、郵便受信報知ノ指定アル電報ニ付テハ郵便ヲ以テ之ヲ著信
電信官署ヨリ發信電信官署ニ通報シ發信電信官署ヨリ發信人ニ報知ス

第八十五條 發信人前條ノ規定ニ依リ報知ヲ電報直達區域外ニ於テ別使
又ハ船船ニ依リ受ケムトスルトキハ電報額信紙ノ除白ニ其ノ旨記載シ別
使配達料又ハ船船配達料ニ相當スル料金ヲ納付スヘシ

第八十六條 受信報知電報ヲ受信人ニ配達又ハ交付スルコトヲ得サルトキ
ハ受信報知ニ代ヘ其ノ事由ヲ發信人ニ報知ス

第八十七條 受信人ノ居所ヲ追ヒテ送達ヲ要スル電報ニ付テハ追尾ノ取扱
ヲ請求スルコトヲ得其ノ電報ニハ追尾ト指定スヘシ

追尾電報ニハ追送スヘキ第二以下ノ居所ヲ逐次ニ記載スルコトヲ得

第八十八條 追尾電報ハ受信人ノ居所判明スル限リ之ヲ追送ス此ノ場合ニ
於テ電報取扱時間外ニ互リ追送スルトキ又ハ電報直達區域外ニ追送ス
ルトキハ追送スル電信官署ニ於テ其ノ電報ニ時間外、別使配達又ハ船船
配達ト指定ス

追尾電報ニ添書シタル居所中配達ヲ試ミタルモノハ其ノ都度之ヲ削除ス

第八十九條 追尾電報ノ追尾ニ關スル料金ハ追尾一回毎ニ新ニ電報ヲ差出
シタルモノトシテ計算シ之ヲ受信人ヨリ徴收ス

第九十條 左ニ掲ケル電報ハ追尾電報ト爲スコトヲ得

第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

第九十一條 追尾電報ニ添書シタル居所中配達ヲ試ミタルモノハ其ノ都度之ヲ削除ス

第九十二條 追尾電報ノ追尾ニ關スル料金ハ追尾一回毎ニ新ニ電報ヲ差出
シタルモノトシテ計算シ之ヲ受信人ヨリ徴收ス

第九十三條 左ニ掲ケル電報ハ追尾電報ト爲スコトヲ得

第九十四條 追尾電報ニ添書シタル居所中配達ヲ試ミタルモノハ其ノ都度之ヲ削除ス

第九十五條 追尾電報ノ追尾ニ關スル料金ハ追尾一回毎ニ新ニ電報ヲ差出
シタルモノトシテ計算シ之ヲ受信人ヨリ徴收ス

第九十六條 左ニ掲ケル電報ハ追尾電報ト爲スコトヲ得

第九十七條 追尾電報ニ添書シタル居所中配達ヲ試ミタルモノハ其ノ都度之ヲ削除ス

第九十八條 追尾電報ノ追尾ニ關スル料金ハ追尾一回毎ニ新ニ電報ヲ差出
シタルモノトシテ計算シ之ヲ受信人ヨリ徴收ス

第九十九條 左ニ掲ケル電報ハ追尾電報ト爲スコトヲ得

第一百條 追尾電報ニ添書シタル居所中配達ヲ試ミタルモノハ其ノ都度之ヲ削除ス

第一百一條 追尾電報ノ追尾ニ關スル料金ハ追尾一回毎ニ新ニ電報ヲ差出
シタルモノトシテ計算シ之ヲ受信人ヨリ徴收ス

第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

- 一 返信料前納電報
- 二 受信報知電報
- 三 同文電報
- 四 汽車中ニ在ル者ノ發シタル電報

第六節 再 送

第九十一條 受信人ノ居所異動等ノ場合ニ於テ其ノ新居所ヘ再送ヲ要スル電報ニ付テハ受信人又ハ宛所ノ者ヨリ再送ノ取扱ヲ著信電信官署ニ請求スルコトヲ得但シ汽車中ニ在ル者ハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

第九十二條 電報ノ再送請求期間ハ著信ノ日ヨリ三日トス

第九十三條 一旦配達シタル電報ノ再送ヲ請求スル場合ハ其ノ電報送達紙ヲ差出スヘシ此ノ場合ニ於テ返信料前納電報ナルトキハ其ノ返信料前納證書ヲ添附スヘシ

第九十四條 電報ノ再送ヲ請求スル者ハ再送スヘキ電報ノ指定ノ削除ヲ請求シ又ハ第九十條ニ掲タルモノヲ除クノ外其ノ電報ニ必要ナル指定ノ記入ヲ請求スルコトヲ得

第九十五條 返信料前納電報又ハ受信報知電報ヲ再送スルトキハ電信官署ニ於テ其ノ指定ヲ削除シ其ノ返信料前納證書ヲ使用シ又ハ其ノ受信報知ニ代ヘ電報再送ノ旨ヲ發信人ニ告知ス

第九十六條 再送電報ニ付テハ其ノ請求者ヲ再送電報ノ發信人ト看做ス

第九十七條 同文電報ニ付テハ同文ノ指定ヲ削除シタル場合ニ限リ再送ヲ請求スルコトヲ得

第九十八條 第八十七條第二項、第八十八條及第八十九條ノ規定ハ再送電報ニ之ヲ準用ス

第九十九條 同一電信官署ニ著シ又ハ同一市町村内ニ宛テタル電報ニシテ

第七節 同 文

第十節 夜間配達

第一百一節 留 置

第十二節 別使配達

第十三節 解船配達

第十四節 局 待

第十五節 觀 展

第十六節 配達日時指定

第十七節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得其ノ電報ニハ親展ト指定スヘシ

第十八節 配達日時指定

第十九節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第二十節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第二十一節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第二十二節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第二十三節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第二十四節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第二十五節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第二十六節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第二十七節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第二十八節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第二十九節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第三十節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第三十一節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第三十二節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第三十三節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第三十四節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第三十五節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第三十六節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第三十七節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第三十八節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第三十九節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第四十節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第四十一節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第四十二節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第四十三節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第四十四節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第四十五節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第四十六節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第四十七節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第四十八節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第四十九節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第五十節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第五十一節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第五十二節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第五十三節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第五十四節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第五十五節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第五十六節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第五十七節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第五十八節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第五十九節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第六十節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第六十一節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第六十二節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第六十三節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第六十四節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

第六節 再 送

第九十一條 受信人ノ居所異動等ノ場合ニ於テ其ノ新居所ヘ再送ヲ要スル電報ニ付テハ受信人又ハ宛所ノ者ヨリ再送ノ取扱ヲ著信電信官署ニ請求スルコトヲ得但シ汽車中ニ在ル者ハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

第九十二條 電報ノ再送請求期間ハ著信ノ日ヨリ三日トス

第九十三條 一旦配達シタル電報ノ再送ヲ請求スル場合ハ其ノ電報送達紙ヲ差出スヘシ此ノ場合ニ於テ返信料前納電報ナルトキハ其ノ返信料前納證書ヲ添附スヘシ

第九十四條 電報ノ再送ヲ請求スル者ハ再送スヘキ電報ノ指定ノ削除ヲ請求シ又ハ第九十條ニ掲タルモノヲ除クノ外其ノ電報ニ必要ナル指定ノ記入ヲ請求スルコトヲ得

第九十五條 返信料前納電報又ハ受信報知電報ヲ再送スルトキハ電信官署ニ於テ其ノ指定ヲ削除シ其ノ返信料前納證書ヲ使用シ又ハ其ノ受信報知ニ代ヘ電報再送ノ旨ヲ發信人ニ告知ス

第九十六條 再送電報ニ付テハ其ノ請求者ヲ再送電報ノ發信人ト看做ス

第九十七條 同文電報ニ付テハ同文ノ指定ヲ削除シタル場合ニ限リ再送ヲ請求スルコトヲ得

第九十八條 第八十七條第二項、第八十八條及第八十九條ノ規定ハ再送電報ニ之ヲ準用ス

第九十九條 同一電信官署ニ著シ又ハ同一市町村内ニ宛テタル電報ニシテ

第七節 同 文

第十節 夜間配達

第一百一節 留 置

第十二節 別使配達

第十三節 解船配達

第十四節 局 待

第十五節 觀 展

第十六節 配達日時指定

第十七節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得其ノ電報ニハ親展ト指定スヘシ

第十八節 配達日時指定

第十九節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第二十節 發信人以外ノ者ノ按見ヲ憚ル電報ニ付テハ親展ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第三編 第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

名簿記載ノ受信人ニ宛テ發信電信官署ニ前條ノ規定ニ依ル取扱ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ各通ノ記載ニ代ヘ同一電信官署ニ著スルモノ又ハ同一市内ニ宛ツルモノ毎ニ電報額信紙ノ名宛欄ニ發信電信官署名、著信電信官署名、受信人名簿名稱、電報通數、差出月日時分及指定配達月日時分ヲ記載シタル一通ヲ差出スヘシ

前項ノ請求ハ發信電信官署ヲ指定シテ著信電信官署ニ之ヲ爲スコトヲ得

第百十八條 前二條ノ規定ニ依リ差出シタル電報ハ指定配達日時ニ於テ受付ケタルモノト看做シ其ノ日時ヨリ配達ヲ開始ス

第八章 新聞電報

第一節 通則

第百十九條 新聞紙ニ掲載ノ目的ヲ以テ發スル電報ニシテ別ニ定ムル規定ニ依リ認可ヲ受ケタル者ニ宛ツルモノハ新聞電報ト爲スコトヲ得

第百二十條 新聞電報ハ和文ノ普通語ヲ以テ之ヲ記載スヘシ但シ通信ノ繼續、始終、番號若ハ其ノ種別ヲ示ス語辭又ハ之ニ該當スル略稱ハ之ヲ普通辭ト看做ス

第百二十一條 新聞電報ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ得ス

一 廣告

第百二十二條 新聞電報ノ名宛ハ新聞電報發信證書ニ記載シタル略名ヲ以テ之ヲ記載スヘシ

第百二十三條 新聞電報ハ電報取扱時間ニ拘ラス之ヲ取扱フ

第百二十四條 發信人新聞電報ヲ差出ストキハ其ノ都度新聞電報發信證書ヲ提示スヘシ但シ第百四十六條ノ規定ニ依リ後納新聞電報ヲ差出ス場合ハ之ヲ提示ヲ省略スルコトヲ得

第百二十五條 受信人ハ著信電信官署ニ新聞電報受信證書ヲ提示シテ新聞

電報ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ新聞電報受信證書所持者ヲ受信人ト看做シ之ニ電報ヲ交付ス

第百二十六條 新聞電報トシテ差出シタル電報ニシテ第百二十條及第百二十一條ノ規定ニ反スルモノアルトキハ一般私報ノ例ニ依リ料金ヲ計算シ不足額ハ受信人ヨリ之ヲ徴收ス但シ其ノ電報預約取扱ニ係ルモノナルトキハ料金全額ヲ料金納付責任者ヨリ徴收ス

第百二十七條 第七章ノ第七條及第百五十二條ノ規定ハ新聞電報ニ之ヲ適用セス

第二節 預約取扱

第百二十八條 一年ヲ通シ毎日發受スル新聞電報ニシテ發信電信官署名、著信電信官署名、發信人、受信人及發信時刻ノ一定シタルモノハ別ニ定ムル規定ニ依リ認可ヲ受ケ之ヲ預約取扱ト爲スコトヲ得

第百二十九條 預約新聞電報ハ毎日指定ノ發信時刻前一定ノ時刻迄ニ之ヲ發信電信官署ニ差出スヘシ其ノ差出時刻ハ發信電信官署名ニ於テ之ヲ指定ス

第百三十條 預約新聞電報ニ付テハ其ノ電報額信紙郵便切手欄ニ「預約」ト朱書スヘシ

第百三十一條 預約新聞電報ノ差出方及記載方ニ關シテハ前二條ノ規定ニ依ルノ外發信電信官署名ヲ指示スル所ニ依ルヘシ

第百三十二條 電信回線不通其ノ他通信上已ムヲ得サル事由アルトキハ預約新聞電報ノ字數ヲ制限シ、其ノ送信ヲ遅延シ又ハ其ノ取扱ヲ爲ササルコトアルヘシ

第百三十三條 預約新聞電報ノ預約字數ヲ超過シタル字數ニ對シテハ一般新聞電報ノ料金ヲ課ス

第百三十四條 預約新聞電報ノ預約字數ニ對スル料金ハ年額ヲ四分シ左ノ

期別ニ從ヒ毎期分ヲ其ノ期ノ初月十日迄ニ納付スヘシ但シ預約取扱ノ開始カ期ノ中途ナルトキハ其ノ期分ハ年額ノ日割ヲ以テ計算シ其ノ開始ノ日ヨリ十五日以内ニ之ヲ納付シ又第百三十八條第一項第一號ニ規定スル増額料金ハ異動ノ日ヨリ十五日以内ニ之ヲ納付スヘシ

第一期 四月一日ヨリ六月三十日迄

第二期 七月一日ヨリ九月三十日迄

第三期 十月一日ヨリ十二月三十一日迄

第四期 一月一日ヨリ三月三十一日迄

第百三十五條 前條ニ規定スルモノヲ除ク外預約新聞電報ノ料金ハ一月分毎ニ計算シ翌月十五日迄ニ發信電信官署又ハ著信電信官署ヨリ其ノ料金額ヲ料金納付責任者ニ通知ス

前項ノ料金ハ料金納付責任者其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ之ヲ納付スヘシ

第百三十六條 預約新聞電報ノ料金ハ料金納付責任者發信人ナルトキハ發信電信官署名、受信人ナルトキハ著信電信官署名ニ通貨ヲ以テ之ヲ納付スヘシ

第百三十七條 預約同文新聞電報ノ料金納付責任者受信人ナルトキハ各受信人連帶シテ料金納付ノ責任ニ任スヘシ

第百三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル預約新聞電報ノ料金ハ年額ノ日割ヲ以テ計算シ之ヲ増額又ハ減額ス

- 一 新聞電報認可規則第十三條ノ規定ニ依ル申請ニ因リ第百三十四條ニ規定スル期ノ中途ニ於テ預約字數増加若ハ減少スルニ至リ又ハ新聞電報認可規則第十七條ノ規定ニ依リ第百三十四條ニ規定スル期ノ中途ニ於テ預約取扱ノ認可ヲ取消シ若ハ預約字數ヲ減少シタル場合該期中其ノ當日以後ニ相當スルモノ
- 二 第百三十二條ノ規定ニ依リ預約新聞電報ヲ取扱ハサルコト引續キ三

第三編 第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

日以上ニ及ヒタル場合其ノ日數ニ相當スルモノ

前項ノ減額料金ニシテ既納ニ係ルモノハ納付者ノ請求ニ依リ通貨ヲ以テ之ヲ還付ス其ノ請求期間ハ第一號ニ依ルモノハ新聞電報認可規則第十三條又ハ同第十七條ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル日ヨリ、第二號ニ依ルモノハ故障ノ去リタル日ヨリ各六十日トス

第百三十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ト雖預約新聞電報ノ料金ハ之ヲ減額セス

- 一 發信人ニ於テ預約新聞電報ヲ差出ササルトキ
- 二 預約新聞電報ノ字數預約字數ニ達セサルトキ
- 三 第百三十二條ノ規定ニ依リ預約新聞電報ノ送信ヲ遅延シ又ハ其ノ取扱ヲ爲ササルトキ但シ前條第一項第二號ニ規定スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第百四十條 第百三十二條ノ規定ニ依リ預約新聞電報ノ取扱ヲ停止シタルトキ

第百四十一條 第百三十四條ノ規定スル期ノ中途ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル事實生シタル場合ト雖其ノ期分ノ料金ハ之ヲ減額セス

- 一 預約取扱ノ認可其ノ效力ヲ失ヒタルトキ
- 二 預約取扱ノ認可ヲ取消サレタルトキ但シ新聞電報認可規則第十七條ニ規定スル場合ヲ除ク
- 三 預約取扱ヲ罷メタルトキ
- 四 預約新聞電報ノ受信人數減少シタルトキ

第百四十二條 前條第一號乃至第三號ノ内ノ一ニ該當スル場合ニ於テ預約取扱認可後一年ニ滿タサルトキハ之ニ滿ツル迄ノ料金ヲ一時ニ徴收ス此ノ場合ニ於テ其ノ認可後預約字數ニ増減アリタルトキハ其ノ料金ハ先般シ、取消シ又ハ罷メタル當時ノ預約字數ニ依リ之ヲ計算ス

第百四十三條 料金納付責任者第百三十四條又ハ第百三十五條ニ規定スル

- 一 新聞電報認可規則第十三條ノ規定ニ依ル申請ニ因リ第百三十四條ニ規定スル期ノ中途ニ於テ預約字數増加若ハ減少スルニ至リ又ハ新聞電報認可規則第十七條ノ規定ニ依リ第百三十四條ニ規定スル期ノ中途ニ於テ預約取扱ノ認可ヲ取消シ若ハ預約字數ヲ減少シタル場合該期中其ノ當日以後ニ相當スルモノ
- 二 第百三十二條ノ規定ニ依リ預約新聞電報ヲ取扱ハサルコト引續キ三

第三節 第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

期日迄ニ後納新聞電報ノ料金ヲ納付セサルトキハ其ノ滞納ノ期間豫約新聞電報ノ取扱ヲ停止ス

第四百四十三條 第四十五條及第六十條ノ規定ハ後納新聞電報ニ之ヲ適用セシメ但シ第四十五條第四號ニ掲ケル場合ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三節 後納取扱

第四百四十四條 新聞電報ニシテ受信人ニ於テ其ノ料金ヲ後納セムトスルモノハ別ニ定ムル規定ニ依リ認可ヲ受ケ之ヲ後納取扱ト爲スコトヲ得但シ同文新聞電報ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四百四十五條 後納新聞電報ノ發信人名及受信人名ハ後納發信券ニ記載シタルモノニ、著信電信官署ハ該後納發信券ニ交付電信官署ニ限ル

第四百四十六條 發信人後納新聞電報ヲ差出ストキハ後納發信券ニ左ノ事項ヲ記載シ記名捺印ノ上之ヲ電報ニ添付シ且後納發信券ヲ提示スヘシ

- 一 發信年月日
- 二 電報ノ字數
- 三 電報ノ料金
- 四 受信人名

第四百四十七條 後納發信券綴ハ受信人ノ請求ニ依リ著信電信官署ニ於テ左ノ料金ト引換ニ之ヲ交付ス

- 甲 (五十葉綴) 五十錢
- 乙 (二十葉綴) 二十錢

第四百四十八條 後納發信券ヲ添附シテ差出シタル電報ノ料金ハ該後納發信券綴ノ交付ヲ受ケタル受信人ニ於テ其ノ納付ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百四十九條 後納新聞電報ノ料金ハ一日分毎ニ計算シ翌月末日迄ニ著信電信官署ヨリ其ノ金額ヲ受信人ニ通知ス但シ計算未済ノモノアルトキハ翌月以降ノ分ニ之ヲ併算ス

前項ノ料金ハ受信人其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ通貨ヲ以テ著

信電信官署ニ之ヲ納付スヘシ

第五百十條 受信人前條ニ規定スル期間内ニ後納新聞電報ノ料金ヲ納付セサルトキハ別ニ定ムル規定ニ依リ納付シタル保證金ヲ以テ之ニ充テ尙足ラサルトキハ其ノ不足額ヲ追徴ス

第五百十一條 受信人第四百四十九條又ハ新聞電報認可規則第三十二條ニ規定スル期間内ニ後納新聞電報ノ料金又ハ保證金ヲ納付セサルトキハ其ノ滞納ノ期間後納發信券綴ノ交付ヲ停止シ且後納ノ取扱ヲ停止スルコトアルヘシ

第九章 電線託送

第五百十二條 電話加入者ハ別ニ告示スル電信官署ニ左ノ事項ヲ記載シタル請求書ヲ差出シ其ノ使用ニ屬スル電話ニ依リ電報ヲ頼信シ又ハ電報ノ送達ヲ受クルコトヲ得但シ電信官署ニ於テ支障アルトキハ其ノ請求ニ應セサルコトアルヘシ

- 一 發信又ハ受信ノ別
- 二 電話番號
- 三 電話機設置場所
- 四 受信人居所氏名及略號ノ登記ヲ受ケタルモノハ其ノ略號ニ限ル
- 五 開始年月日

前項ニ依リ電報ヲ送達シタルトキハ電報ヲ配達シタルモノト看做ス

第五百十三條 電話加入者ノ使用ニ屬スル電話又ハ電報送受ノ爲施設シタル電信若ハ電話ニ依リ電報ヲ頼信シ又ハ電報ノ送達ヲ受ケタル者ハ電線託送料トシテ一通毎ニ三錢ヲ納付スヘシ但シ公衆通信ノ用ニ供スル陸軍軍用無線電信所ニ於テ電信官署トノ間ニ陸軍軍用電報ヲ頼信シ又ハ之ヲ送達ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五百十四條 電報取扱時間外ニ於テハ電報取扱時間ニ拘ラズ取扱フヘキ電報ニ非サレハ電線託送ニ依リ之ヲ頼信スルコトヲ得ス

第五百十五條 託送電報ノ發信人又ハ受信人ハ毎日分ノ電報ニ關スル料金ヲ發受電信官署ノ通知スル所ニ依リ翌月二十日迄ニ納付スヘシ

一、二等郵便局、又ハ一、二等電信局 託送電報ノ料金ハ通貨ヲ以テ之ヲ納付スヘシ

第五百十六條 第五百十二條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル電話加入者電線託送ヲ罷メムトスルトキ、加入名義ヲ變更シタルトキ又ハ加入コリ除名セラレタルトキハ其ノ旨發受電信官署ニ届出ツヘシ

第五百十七條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル電話加入者電線託送ニ依リ電報ヲ頼信セス又ハ其ノ送達ヲ受ケサルコト三月以上ニ互リタルトキハ電線託送ヲ罷メタルモノト看做ス

第五百十七條 前條ニ規定スル場合及電報送受ノ爲施設シタル電信若ハ電話ノ許可ヲ取消サレタルトキ並ニ之ニ依リ電線託送ヲ罷メタルトキハ託送電報ノ發信人又ハ受信人ハ電報ニ關スル料金ヲ即納スヘシ

第五百十八條 託送電報ノ發信人又ハ受信人電報ニ關スル料金又ハ私設電信規則第二十條ニ規定スル料金ヲ納付セサルトキハ其ノ滞納ノ期間電報ノ電線託送ヲ停止ス

第十章 略號及配達先特定

第五百十九條 自己ノ居所氏名ニ代フル略號ヲ電報ノ名宛ニ使用セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル請求書ヲ著信電信官署ニ差出シ其ノ登記ヲ受クルコトヲ得

- 一 請求者居所氏名
- 二 略號
- 三 常時(又ハ臨時)自何月
- 四 開始年月日

前項ニ依リ登記ヲ受ケキ略號ハ普通ノ氏名、地名又ハ之等ト給ハシキモノハ成ルヘク之ヲ避ケ且著信地ノ電信官署ニ於テ既ニ同一又ハ類似ノ

略號登記アルトキハ著信電信官署ノ指示ニ依リ更ニ適當ナルモノヲ選定スヘシ

第六十條 自己ニ宛テタル電報ヲ受取ルヘキ者又ハ配達スヘキ場ヨリ特定セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル請求書ヲ著信電信官署ニ差出シ其ノ登記ヲ受クルコトヲ得

- 一 請求者ノ居所氏名及略號ノ登記ヲ受ケタル者ハ其略號
- 二 特定ノ受取人又ハ配達場所
- 三 常時(又ハ臨時)自何月
- 四 開始年月日

前二條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲ス者ハ略號登記料又ハ配達先登記料トシテ左ノ料金ヲ納付スヘシ

臨時 月額 一圓二十錢

常時 年額 十二圓

略號若ハ配達先登記ノ使用ヲ開始シ又ハ之ヲ罷メタルトキカ當時ノモノニ在リテハ一會計年度ノ中途、臨時ノモノニ在リテハ日ノ中途ナル場合ト雖其ノ年度又ハ其ノ月ニ屬スル料金ハ全額ヲ課ス

第六十二條 前條ニ規定スル料金ハ登記請求ノ際著信電信官署ニ之ヲ納付スヘシ但シ常時ノモノニ在リテハ次年度以降ノ料金ハ各其ノ前年度末日迄ニ納付スヘシ若其ノ期日迄ニ之ヲ納付セサルトキハ略號又ハ配達先登記ハ之ヲ罷メタルモノト看做ス

第六十三條 略號又ハ配達先ノ登記ヲ受ケタル者之ヲ罷メムトスルトキハ其ノ旨著信電信官署ニ届出ツヘシ

第六十四條 外國電報規則ニ依リ登記ヲ受ケタル略號又ハ配達先ハ之ヲ本金ニ依リ登記ヲ受ケタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ第六十一條ニ規定スル料金ハ之ヲ課セス

第十一章 局 遺

第三編 第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

第三編 第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

第三編 第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

第三編 第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

第百六十五條 著信電信官署ニ於テ電報ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル請求書ヲ著信電信官署ニ差出シ局渡證書ノ交付ヲ受ケタルコトヲ得

- 一 請求者ノ居所氏名及略號ノ登記ヲ受ケタル者ハ其ノ略號
- 二 局渡證書所要箇數
- 三 常時(又ハ臨時)自何月
- 四 開始年月日

第百六十六條 前條ノ規定ニ依ル請求ヲ爲ス者ハ局渡料トシテ左ノ料金を納付スヘシ

常時 年額 六圓
臨時 月額 六十錢

第百六十七條 局渡ノ請求者ニハ局渡證書一箇ヲ交付ス

二箇以上ノ局渡證書ノ交付ヲ請求セムトスルトキハ其ノ増證書一箇毎ニ局渡證書料トシテ二十錢ヲ納付スヘシ局渡證書ヲ亡失シ更ニ局渡證書ノ交付ヲ請求セムトスルトキ其ノ箇數ニ應シ亦同シ

第百六十八條 局渡證書所持者著信電信官署ニ於テ電報ノ交付ヲ受ケタルトキハ其ノ都度局渡證書ヲ提示スヘシ

第百六十九條 局渡ノ請求ヲ爲シタル者ニ宛テタル電報ト雖著信ノ際局渡證書所持者著信電信官署ニ在ラサルトキハ之ヲ配達ス

第百七十條 局渡證書ヲ亡失シタルトキハ直ニ其ノ旨著信電信官署ニ届出ツヘシ

亡失シタル局渡證書ハ前項ノ届出ヲ受ケタル時ヨリ其ノ效力ヲ失フ

局渡證書ヲ亡失シタル者ハ更ニ局渡證書ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第百七十一條 局渡ノ請求ヲ爲シタル者之ヲ罷メムトスルトキハ其ノ旨著信電信官署ニ届出ツヘシ

第百八十條 本章ノ規定ニ依リ發受スル電報ニハ原電報ノ種別ニ依リ之ニ相當スル料金を課ス但シ新聞電報ナルトキハ一般私報ノ料金を課ス

第十三章 閱覽及正寫

第百八十一條 發信人又ハ受信人ハ其ノ差出シタル電報若ハ受取リタル電報ノ閱覽又ハ正寫ヲ請求スルコトヲ得但シ請求者ニ於テ該電報案出上必要ナル事項ヲ示ササルトキハ其ノ請求ニ應ゼサルコトアルヘシ

第百八十二條 電報ノ閱覽及正寫ハ發信ニ在リテハ發信電信官署、著信ニ在リテハ著信電信官署ニ之ヲ請求スヘシ其ノ請求期間ハ發信又ハ著信ノ日ヨリ各三月トス

第百八十三條 電報ノ閱覽又ハ正寫ヲ請求スル者ハ左ノ料金を納付スヘシ

閱覽料 五錢
正寫料 電報ノ字數又ハ語數ニ依リ(和文百字以内毎ニ五錢、英文二十五語以内毎ニ十錢)

前項ノ正寫料ニ充テタル郵便切手ハ電報ノ正寫ニ之ヲ貼附消印ス

附則

第百八十四條 本令ハ大正十四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正六年十一月 逓信省令第三十九號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

本令施行前ニ差出シタル電報ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

第百八十五條 本令ハ特ニ規定スル場合ヲ除クノ外帝國ト外國トノ間ニ發受スル電報ニ之ヲ適用セシ

無線電信法

(大正四年六月二十一日) (法律第二十六號)

注意 大正十四年四月法律第六十二號ヨリ本法申改正アルニ未施行ニ付訂正セシ

第一條 無線電信及無線電話ハ政府之ヲ管掌ス

第二條 左ニ掲ケル無線電信又ハ無線電話ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ私設スルコトヲ得

局渡證書不用トナリタルトキハ著信電信官署ニ之ヲ返付スヘシ

第百七十二條 第六十一條第二項、第六十二條及第六十四條ノ規定ハ局渡ニ之ヲ準用ス

第十二章 尋問、改正及停止

第百七十三條 發信人其ノ差出シタル電報ニ尋問、改正又ハ停止ヲ要スルトキハ之ヲ發信電信官署ニ請求スルコトヲ得其ノ請求期間ハ發信ノ日ヨリ三日トス

第百七十四條 受信人其ノ差出シタル電報ニ尋問ヲ請求スルトキハ尋問ニ要スル電報ノ料金を納付シ且尋問ニ要スル電報ノ料金を豫納スヘシ

第百七十五條 發信人ノ差出シタル電報ノ改正又ハ停止ヲ請求スルトキハ之ニ要スル電報ノ料金を納付スヘシ若シ改正又ハ停止ノ請求ニ付尋問ヲ望ムトキハ之ニ要スル電報ノ料金を豫納スヘシ但シ受信人又ハ著信地ヲ變更スル改正ノ請求ハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第百七十六條 改正電報原電報配達後著信電信官署ニ到着シタルトキハ其ノ旨ヲ受信人ニ通知ス

第百七十七條 尋問、改正又ハ停止ニ付發信人ノ豫納シタル電報ノ料金を回答ニ要シタル電報ノ料金を差引精算ス

第百七十八條 受信人ニ於テ其ノ受取リタル電報ニ尋問ヲ請求スルトキハ尋問及回答ニ要スル電報ノ料金を納付スヘシ

前項ニ依リ假納シタル電報ノ料金を尋問及回答ニ要シタル電報ノ料金を差引精算ノ上之ヲ收納ス但シ電信官署ノ過失ニ因リ尋問ヲ爲スニ至リタル場合ハ之ヲ還付ス

第百七十九條 尋問、改正又ハ停止ノ請求ニ關シ回答アリタル事項ハ電報配達ノ例ニ依リ之ヲ發信人又ハ受信人ニ通知ス

一 航行ノ安全ニ備フル目的ヲ以テ船舶ニ施設スルモノ

二 同一ノ特定事業ニ用ウル船舶相互間ニ於テ其ノ事業ノ用ニ供スル目的ヲ以テ船舶ニ施設スルモノ

三 電報送受ノ爲電信官署トノ間ニ施設者ノ専用ニ供スル目的ヲ以テ電信、電話、無線電話又ハ無線電話ニ依ル公衆通信ノ連絡ヲキ陸地又ハ船舶ニ施設スルモノ

四 電信、電話、無線電信又ハ無線電話ニ依ル公衆通信ノ連絡ヲキ陸地又ハ船舶ニ施設スルモノ

五 無線電信又ハ無線電話ニ關スル實驗ニ専用スル目的ヲ以テ施設スルモノ

六 前各號ノ外主務大臣ニ於テ特ニ施設ノ必要アリト認メタルモノ

第三條 私設ノ無線電信又ハ無線電話ノ機器、其ノ裝置及運用ニ關スル制限竝私設ノ無線電信ノ通信ニ從事スル者ノ資格ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第四條 私設ノ無線電信及無線電話、其ノ施設ノ目的以外ニ使用スルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ船舶遭難通信、氣象通信、報時通信、其ノ他主務大臣ニ於テ公益上必要ト認ムル通信ニ限リ之ヲ使用スルコトヲ妨グズ

第五條 外國船舶ニ裝置シタル無線電信又ハ無線電話ハ第二條ノ規定ニ

依リ施設シタルモノヲ除ク外之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ船舶遭難通信

及航行中電信官署又ハ電話官署トノ通信ニ使用スルコトヲ妨グス

第六條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ私設ノ無線電信又ハ無線電

話ヲ公衆通信又ハ軍事上必要ナル通信ノ用ニ供シムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ吏員ヲ派遣シテ其ノ取

扱ヲ爲サシムルコトヲ得

第七條 主務大臣ハ公衆通信上又ハ軍事上必要ト認ムルトキハ私設ノ無

線電信、無線電話ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ設備ノ變更ヲ命スル事ヲ得

第八條 主務大臣ハ公安ノ爲必要ト認ムルトキハ私設ノ無線電信、無線

電話又ハ外國船舶ニ裝置シタル無線電信、無線電話ノ使用ノ制限、停

止又ハ其ノ機器附屬具ノ除却ヲ命スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ當該官吏ヲシテ機器附

屬具ニ封印ヲ施シ又ハ之ヲ除却セシムルコトヲ得

第九條 私設ノ無線電信又ハ無線電話ノ施設者本法、本法ニ基キテ發

スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ其ノ無線

電信、無線電話ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ使用ノ停止ヲ命スル事ヲ得

第十條 私設ノ無線電信又ハ無線電話ノ施設者其ノ無線電信又ハ無

線電話ノ許可ヲ取消サレタルトキハ主務大臣ハ命スル所ニ依リ其ノ機器工

作物ヲ撤去スルコトヲ要ス私設ノ無線電信又ハ無線電話ノ廢止シタルトキ

依リ無料ト爲スコトヲ得

第十六條 許可ナクシテ無線電信、無線電話ヲ施設シ若ハ許可ナクシテ

施設シタル無線電信、無線電話ヲ使用シタル者又ハ許可ヲ取消サレタル

後私設ノ無線電信、無線電話ノ使用シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千

圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ無線電信又ハ無線電話ヲ他人ノ用ニ供シ因テ金錢物

品ヲ取得シタルトキハ之ヲ沒收ス既ニ消費又ハ讓渡シタルトキハ其ノ金額又

ハ代價ヲ追徴ス

第十七條 私設ノ無線電信又ハ無線電話ヲ其ノ施設ノ目的以外ニ使用

シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ無線電信又ハ無線電話ヲ他人ノ用ニ供シ因テ金錢物

品ヲ取得シタルトキハ之ヲ沒收ス既ニ消費又ハ讓渡シタルトキハ其ノ金額又

ハ代價ヲ追徴ス

私設ノ無線電信又ハ無線電話ニ依リ通信ヲ爲サシムル者ハ百圓以下

ノ罰金ニ處ス

第十八條 第五條ノ規定ニ違反シタル者又ハ本法ニ依ル無線電信、無線

電話ノ使用ノ制限停止、設備變更若ハ除却撤去ノ命令ニ従ハサル者ハ

千圓以下ノ罰金ニ處ス無線電信、無線電話ノ事務ニ従事スル者使用ノ

制限又ハ停止ニ違反シテ使用シタルトキハ其ノ従事者ニ付亦同シ

第十九條 第六條ノ場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ無線電信、無線電話

第三編 第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

亦同シ

第十一條 私設ノ無線電信、無線電話又ハ外國船舶ニ施設シタル無線

電信、無線電話ハ船舶遭難通信ノ取扱ノ依リ受テタルトキハ之ヲ拒ム

コトヲ得ス

第十二條 無線電信又ハ無線電話ハ船舶遭難通信アリタル場合ニ於テハ

直ニ應答シ救助上最便宜ノ位置ニ在ル無線電信又ハ無線電話ニ通報

スヘシ

前項ノ場合ニ於テ特定ノ事項ノ通報ヲ求メラレタルトキハ前項ノ規定ニ依

ラス直ニ其ノ通報ヲ爲スコトヲ要ス

第十三條 主務大臣ハ不法ニ無線電信又ハ無線電話ヲ施設スル者アリト

認ムルトキハ當該官吏ヲシテ其ノ施設ノ場所ニ立入り機器工作物ノ檢

査、機器附屬具ノ除却其ノ他相當ノ措置ヲ爲サシムルコトヲ得

第十四條 政府ハ公衆通信ノ用ニ供スル無線電信又ハ無線電話ノ施設

ノ爲船舶ノ一部ヲ使用シ必要アルトキハ特殊ノ供給又ハ設備ヲ命スルコトヲ

得

前項ノ場合ニ於テ相當ノ使用料及特殊ノ供給、設備ノ實費ハ請求ニ

因リ政府之ヲ支給ス

第十五條 公衆通信ノ用ニ供スル無線電信又ハ無線電話ニ依リ通信ニシ

テ無線電信、無線電話、電信、電話、郵便、郵便爲替、郵便貯金

ノ事務又ハ船舶遭難、報時、氣象報告ニ關スルモノハ命令ノ定ムル所ニ

ノ供用ヲ拒ミ又ハ第十四條ノ場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ船舶ノ使用ヲ

拒ミ若ハ特殊ノ供給設備ヲ爲サル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條 電信官署又ハ電話官署ノ取扱中ニ係ル無線電信又ハ無線

電話ノ通信秘密ヲ侵シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ

處ス

無線電信又ハ無線電話ノ事務ニ従事スル者前項ノ通信ノ秘密ヲ漏泄シ

タルトキハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條ノ罪ハ告訴ヲ待テテ論ス

第二十一條 不法ニ無線電信、無線電話ニ關スル料金ヲ免レ又ハ他人

ヲシテ之ヲ免レンメタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

無線電信又ハ無線電話ノ事務ニ従事スル者前項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ

一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 他人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ無線電信又ハ無線電話ニ

依リ虚偽ノ通信ヲ發シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ

處ス

公益ヲ害スル目的ヲ以テ無線電信又ハ無線電話ニ依リ虚偽ノ通信ヲ發

シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

船舶遭難ノ事實ナキニ拘ラス無線電信又ハ無線電話ニ依リ船舶遭難通

信ヲ發シタル者ハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

無線電信又ハ無線電話ノ事務ニ従事スル者第一項ノ行爲ヲ爲シタルトキ

五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金、第二項ノ行為ヲ爲シタルトキハ十年以下ノ懲役、第三項ノ行為ヲ爲シタルトキハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

第二十三條 無線電信ノ事務ニ従事スル者電信官署ノ取扱中ニ係ル無線電信ニ依ル電報ヲ正當ノ事由ナクシテ開披、毀損、隱匿若ハ放棄シタルトキ又ハ受取人ニ非サル者ニ交付シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ刑法第二百五十八條又ハ第二百五十九條ニ該當スル場合ハ刑法ノ例ニ依ル

第二十四條 無線電信、無線電話ノ事務ニ従事スル者正當ノ事由ナクシテ公衆通信若ハ軍事上必要ナル通信ノ取扱ヲ爲ササルトキ又ハ之ヲ遅延セシメタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

無線電信、無線電話ノ事務ニ従事スル者正當ノ事由ナクシテ第十一條若ハ第十二條ノ規定ニ依ル船舶遭難通信ノ取扱ヲ爲ササルトキ又ハ之ヲ遅延セシメタルトキハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

船舶遭難通信ノ取扱ヲ妨害シタル者ハ罰前項ニ同シ

第二十五條 無線電信、無線電話ニ依ル公衆通信若ハ軍事上必要ナル通信ヲ障礙シ又ハ之ヲ障礙スヘキ行為ヲ爲シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條 前十條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二十七條 本法ニ基キテ爲ス當該吏員ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、之ヲ妨害スルコトアルヘシ

前項ノ海岸局、船舶局、固定局及託送發受所ノ名稱及呼出符號ハ之ヲ告示ス

第三條 電信官署ニ於テハ電報取扱時間ニ拘ラス無線電報ノ取扱ヲ爲ス但シ電報取扱時間外ニ於テ全ク電報ノ取扱ヲ爲ササル電信官署ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第四條 船舶局ニ於テハ其ノ船舶休航中又ハ碇泊中無線電報ノ取扱ヲ爲ササルコトアルヘシ

第五條 船舶遭難ニ際シ其ノ船舶名稱、遭難ノ位置、狀況其ノ他救助ニ必要ナル事項ヲ通報スル無線電報ハ海岸局、船舶局及固定局ニ於テ他ノ通信ヲ中止シ最先順位ヲ以テ之ヲ取扱フ

第六條 前條ノ規定ニ依ル無線電報ハ之ヲ局報ト爲スコトヲ得但シ有線電信系上傳送ヲ要スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第七條 船舶航行上ノ危険警戒其ノ他海上ニ於ケル生命財産ノ保全ニ必要ナル事項ヲ通報スル無線電報ニシテ海岸局、船舶局又ハ固定局ニ於テ緊急ノ性質ヲ有スルモノト認ムルモノハ前二條ノ規定ニ準シ之ヲ取扱フ

第八條 海岸局、船舶局及固定局ト海軍託送發受所トノ間ノ通信方法ハ別ニ告示スル海軍無線電報取扱規約ニ依ル

第九條 前項ノ規約ハ海岸局、船舶局及固定局ト海軍託送發受所以外ノ託送發受所トノ間ノ通信方法ニ關シ之ヲ準用ス

第十條 船舶著無線電報ニシテ海岸局ヲ經由スヘキモノノ宛所中ニハ該局名ヲ記載シ括弧ヲ以テ之ヲ區別スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ海岸局名ハ歐文電報ニ於テモ之ヲ語數ニ算入セス

前項ノ海岸局ニ於テ送信シ得サル場合他ノ海岸局ヲ經由シテ送信シ得ルトキハ該局ヲ經由セシメ無線電報又ハ無線電話ニ依ラサルモ陸上電信官署

若ハ忌避シ又ハ第十三條ノ規定ニ依ル検査ノ際當該官吏ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十八條 電信法第四條、第五條、第十一條乃至第十二條、第二十三條、第二十四條及第四十五條ノ規定ハ公衆通信又ハ軍事上必要ナル通信ノ用ニ供スル無線電信又ハ無線電話ニ之ヲ準用ス

附 則 本令施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (大正四年十月勅令第一八五號ヲ以テ同四年十二月一日ヨリ施行)

無線電報規則 第一章 總 則 第一條 無線電報トハ無線電信又ハ無線電話ニ依リ送受スヘキ電報ヲ謂フ

第二條 本令ニ於テ海岸局トハ船舶トノ間ニ無線電信又ハ無線電話ニ依リ通信ヲ爲ス陸上電信官署、船舶局トハ船舶内電信官署、固定局トハ陸地間ニ於テ無線電信又ハ無線電話ニ依リ通信ヲ爲ス電信官署、託送發受所トハ電信官署トノ間ニ無線電報ヲ送受スル目的ヲ以テ施設シタル官廳用若ハ私設ノ無線電信又ハ無線電話及軍用無線電報若ハ海軍官署ノ承認ヲ經タル無線電報ヲ電信官署トノ間ニ送受スルコトヲ通信大臣ニ於テ承認シタル軍用ノ無線電信又ハ無線電話ヲ謂フ

第三章 陸地間無線電報 第四章 放送無線電報 第五章 料 金 附 則

第十二條 船舶著無線電報ノ發信人海岸局ニ於ル該電報ノ保管期間ヲ指定セムトスルトキハ指定事項トシテ其ノ日數ヲ記入スヘシ

第十三條 發信人前條ノ規定ニ依ル保管期間ヲ延長セムトスルトキハ該期間満了前其ノ旨ヲ海岸局ニ請求スヘシ順次更ニ保管期間ヲ延長セムトスルトキ亦同シ此ノ場合ニ於テ日數ヲ指定セサルトキハ延長期間ヲ九日トス

第十四條 返信料ヲ前納スル船舶著無線電報ノ指定略號ニハ前納料金額ヲ附記スヘシ但シ其ノ前納料金額カ八十錢ナルトキハ之ヲ附記ヲ要セス

第十五條 船舶託送發受所著返信料前納無線電報ニ對シ海岸局又ハ船舶局ニ於テ返信料前納證書ヲ發行シタルトキハ該無線電報送信ノ際證書發行日、番

和文略號 ナラ 歐文略號 R S

前項ノ中繼ハ一回ニ限ル

第十二條 船舶著無線電報ノ發信人海岸局ニ於ル該電報ノ保管期間ヲ指定セムトスルトキハ指定事項トシテ其ノ日數ヲ記入スヘシ

第十三條 發信人前條ノ規定ニ依ル保管期間ヲ延長セムトスルトキハ該期間満了前其ノ旨ヲ海岸局ニ請求スヘシ順次更ニ保管期間ヲ延長セムトスルトキ亦同シ此ノ場合ニ於テ日數ヲ指定セサルトキハ延長期間ヲ九日トス

第十四條 返信料ヲ前納スル船舶著無線電報ノ指定略號ニハ前納料金額ヲ附記スヘシ但シ其ノ前納料金額カ八十錢ナルトキハ之ヲ附記ヲ要セス

第十五條 船舶託送發受所著返信料前納無線電報ニ對シ海岸局又ハ船舶局ニ於テ返信料前納證書ヲ發行シタルトキハ該無線電報送信ノ際證書發行日、番

第三輯 第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

號及前納料金額ヲ該託送發受所ニ通知ス

前項ノ通知ヲ受ケタル託送發受所ハ無線電報發信ノ際證書發行局ニ證書番號ヲ通知シテ該證書ヲ使用スルコトヲ得但シ前項ノ通知ノ日ヨリ三日以内ニ其ノ使用ナキトキハ該證書ハ當該託送發受所ノ施設者ニ之ヲ送付ス

第十五條 艦船發者無線電報ニ關スル尋問又ハ改正若ハ停止ニシテ返信ヲ要スルモノハ陸上電信官署間ニ限リ其ノ取扱ヲ爲ス

第十六條 艦船發者無線電報ハ陸上電信官署間ニ限リ至急、再送及受信報知ノ取扱ヲ爲ス

第十七條 受信報知ヲ要スル艦船發者無線電報ノ發信人ニハ海岸局ニ於テ該電報ヲ送信シタル日時ヲ通知ス

第十八條 航行中ノ船舶内ニ公示ノ目的ヲ以テ發スル船舶局著和文無線電報ニシテ發信人ニ於テ所轄通信局長ノ認可ヲ受ケ一定ノ電信官署ニ差出スモノハ別ニ規定アルモノヲ除ク外新聞電報トシテ之ヲ取扱フ但シ發信又ハ受信ノ際發信證書又ハ受信證書ノ提示ヲ要セス且該電報ノ豫約及料金後納ノ取扱ヲ爲サス

第十九條 前條ノ規定ニ依ル新聞無線電報ニシテ同一海岸局ヲ經由シ二箇以上ノ船舶局ニ著スルモノハ陸上電信官署間ニ限リ同文電報ト爲スコトヲ得但シ同文ノ略號ニ代フルニ左ノ略號ヲ以テスヘシ

和文略號 ラロ

前項ノ同文電報ニ付テハ第十條第二項及第三項ノ規定ヲ適用セス但シ該電報ノ全部力同一海岸局ヲ經由シテ傳送シ得ル場合又ハ同一陸上電信官署ヨリ配達シ得ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十條 艦船發者無線電報ノ送受ハ對手局所カ確實ナル通信距離内ニ在ルトキ之ヲ行フ

第二十一條 船舶託送發受所ノ施設者ニ於テ第四十七條ニ規定スル料金又ハ私設無線電信規則第五條ニ規定スル料金ヲ納付セザルトキハ電信官署ニ於テ當該託送發受所トノ間ノ無線電報送受ヲ停止スルコトアルヘシ

第三章 陸地間無線電報

第二十二條 固定局間傳送ヲ要スル無線電報ニシテ別ニ告示スル所ニ依リ無線電報ト指定シテ差出スヘキモノニハ指定事項トシテ左ノ略號ヲ記入スヘシ

和文略號 ナイ
歐文略號 R A

第二十三條 固定局傳送ヲ要スル無線電報ノ傳送上必要アルトキハ所定ノ固定局間傳送ニ代フルニ他ノ固定局間傳送ヲ以テシ又ハ有線電信系ニ依リ之ヲ傳送スルコトアルヘシ

第二十四條 固定局間傳送ヲ要スル無線電報ノ種類、取扱期間其ノ他ノ事項ニ付特ニ制限スル場合ハ別ニ之ヲ告示ス

第二十五條 第二十一條ノ規定ハ陸上託送發受所發者無線電報ニ之ヲ準用ス

第四章 放送無線電報

第二十六條 航行中ノ船舶外通船内ニ公示ノ目的又ハ別ニ告示スル地域ニ在ル受信人ヲシテ其ノ所屬團體ニ公示セシメ若ハ新聞紙ニ掲載セシムル目的ヲ以テ一年ヲ通シ毎日發スル無線電報ハ之ヲ放送無線電報ト爲スコトヲ得

第二十七條 放送電報ヲ發信セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ所轄通信局長ノ認可ヲ受ケテ差出シ放送電報取扱ノ認可ヲ受ケヘシ認可後第九條ヲ除ク左 各號ノ一ニ該當スル事項ヲ變更セムトスルトキ其ノ事項ニ付亦同シ

一 發信ノ目的及通報事項ノ種類

一 發信ノ目的及通報事項ノ種類

第三輯 第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

二 和文電報歐文電報ノ別用略號ヲ附記スヘシ

一 一通放送字語數

四 發信電信官署

五 放送電信官署

六 電報差出時刻

七 放送時刻

八 放送電波長

九 受信人居所氏名(名宛船舶ノ名稱、航路及船主名、公示スヘキ所屬團體名及其ノ所在地、播報スヘキ新聞紙名及其ノ發行地ヲ附記スヘシ)

十 受信人名宛略號(各受信人ニ共通トス)

前項第九號ノ事項ヲ變更シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ發信電信官署ヲ經由シテ通信大臣ニ届出ツヘシ

一日二通以上ノ放送電報取扱認可ヲ受ケムトスル者ハ各別ニ之ヲ申請スヘシ

第二十八條 放送電報ノ受信人及其ノ名宛略號ハ之ヲ告示ス

第二十九條 通信大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ第二十七條第三號乃至第八號及第十號ノ事項ヲ變更セシムルコトアルヘシ

第三十條 放送字語數ヲ變更セムトスルトキハ少クトモ一月以前ニ之ヲ申請スルコトヲ要ス

放送字語數ハ發信人ノ都合ニ依リ月ノ中途ニ於テ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第三十一條 放送電報ノ放送内容ハ受信人、名宛略號及本文トス

第三十二條 放送電報ハ和文又ハ歐文ノ普通辭ヲ以テ之ヲ記載スヘシ

第三十三條 電報差出時刻ヲ經過シタル後ニ差出シタル放送電報ハ之カ取扱ヲ爲ササルコトアルヘシ

第三十四條 廣告又ハ私信ト認ムル事項ヲ記載シタル電報ニ付テハ放送電報ノ取扱ヲ爲サス

第三十五條 放送電報ニ付テハ電報規則第七章ノ規定ニ依リ特殊取扱ヲ爲サス

第三十六條 放送電報ハ切手ヲ貼付スヘキ場所ニ「無線放送」ト朱書シタル電報預信紙ヲ使用シテ一通ニ之ヲ記載シ受信人名宛ハ受信人名宛略號ヲ以テ之ヲ表示スヘシ

第三十七條 放送電報ノ實際字語數ハ認可字語數ヲ超過スルコトヲ得ス

第三十八條 電信官署ノ設置アル船舶宛放送電報ハ該電信官署ニ於テ之ヲ受信人ニ交付ス

放送電報ノ受信人ニシテ第二十六條ニ規定スル地域ニアル者ハ別ニ告示スル電信官署ニ豫メ請求シテ該電信官署ニ於テ放送電報ノ交付ヲ受ケヘシ

放送電報ノ受信人ニシテ其ノ施設シタル無線電信ヲ有スルモノハ前二項ノ規定ニ拘ラス放送電報ヲ受信スルコトヲ得

第三十九條 發信人第五十四條第二項ノ期日迄ニ料金ヲ納付セザルトキハ其ノ納納ノ期間放送電報ノ取扱ヲ停止ス

前項ノ取扱停止期間三十日以上ニ及ビ又ハ其ノ停止度數一年三回以上ニ及ビタルトキハ放送電報取扱ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第四十條 放送電報ノ發信ヲ罷メムトスルトキハ十五日以前迄ニ其ノ旨ヲ所轄通信局長ノ經由シテ通信大臣ニ届出ツヘシ

第四十一條 通信大臣ニ於テ公益上必要アリト認ムルトキ又ハ業務上支障アルトキハ放送電報取扱ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第五章 料金

第四十二條 無線電報ニハ海岸局、船舶局又ハ固定局ニ於ケル無線電信又ハ無線電話ニ依ル送信、受信又ハ中繼ノ各取扱ニ付左ノ無線電報料ヲ課ス但シ固定局間傳送上ノ料金ハ其ノ特定料金ヲ告示シタル場合ヲ除ク外之ヲ課セス

第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

和文 十五字以内 二十五錢 第二通以下各通 十五錢

和文 十五字以上 二十五錢 第二通以下各通 十五錢

和文 十五字以上 二十五錢 第二通以下各通 十五錢

和文 十五字以上 二十五錢 第二通以下各通 十五錢

和文 十五字以上 二十五錢 第二通以下各通 十五錢

和文 十五字以上 二十五錢 第二通以下各通 十五錢

和文 十五字以上 二十五錢 第二通以下各通 十五錢

和文 十五字以上 二十五錢 第二通以下各通 十五錢

和文 十五字以上 二十五錢 第二通以下各通 十五錢

和文 十五字以上 二十五錢 第二通以下各通 十五錢

第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

和文 十五字以内 二十圓 二十語以内 二十圓

和文 十五字以上 四十圓 五十語以内 四十圓

和文 一百字以内 八十圓 百語以内 八十圓

和文 一百字以上 二百圓 二百語以内 二百圓

和文 一千字以内 四百圓 四百語以内 四百圓

和文 一千字以上 八百圓 八百語以内 八百圓

和文 一千五百字以内 二百圓 二百語以内 二百圓

和文 二千字以内 二百六十圓 四百語以内 二百六十圓

和文 二千五百字以上 二百六十圓 四百語以上 二百六十圓

和文 二千五百字以上 二百六十圓 四百語以上 二百六十圓

●官應用ノ電信及電話ニ關スル件

(明治三十三年九月一日) (勅令第三百五十六號) (改正) (大正九年) (勅令第五四八號)

官廳カ事務施行ノ爲電信電話ヲ施設スルトキハ軍用電信法ニ依ルモノヲ除クノ外總テ通信大臣ノ定ムル規程ニ依ルコトヲ要ス
前項ニ依リ施設スル電信電話ニシテ鐵道所屬ノモノ及公衆通信ノ用ニ供スル電信電話ナキ地ニ施設スルモノ竝當該官廳ノ事務執行ニ差支ナキモノハ通信大臣之ヲ公衆通信ノ用ニ供スルコトヲ得
前二項ノ規定ハ官廳ニ於テ施設スル無線電信無線電話ニ付之ヲ準用ス

附 則

本令ハ明治三十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

●官應用電信電話規程

(明治三十三年九月一日) (逓信省令第五十一號) (改正) (明治三十四年) (省令第四九號) (同四年) (省令第三三號) (同四年) (省令第三六號) (大正八年) (省令第五號) (同九年) (省令第一四號) (同十四年) (省令第四五號)

- 第一條 明治三十三年(九月)勅令第三百五十六號ニ依ル官應用ノ電信又ハ電話ハ左ニ掲クルモノニ限ル
 - 一 構内ニ施設スルモノ
 - 二 警察事務及刑事訴訟事務ノ專用ニ供スル爲施設スルモノ
 - 三 鐵道、軌道或私設電信規則第二條第二號乃至第四號ニ掲クル事業ノ

●官應用無線電信無線電話規則

(大正九年十一月二十四日) (逓信省令第四百十七號) (改正) (大正一三年) (省令第一三號) (同十四年) (省令第一二號)

- 第一條 明治三十三年勅令第三百五十六號ニ依ル官應用ノ無線電信又ハ無線電話ハ左ニ掲クルモノニ限リ通信大臣ノ承認ヲ受ケ之ヲ施設スルコトヲ得
 - 一 航行ノ安全ニ備フル目的ヲ以テ船舶ニ施設スルモノ
 - 二 特定ノ事務ニ用ウル船舶相互間ニ於テ其ノ事務ノ用ニ供スル目的ヲ以テ船舶ニ施設スルモノ
 - 三 電報送受ノ爲電信官署トノ間ニ專用ニ供スル目的ヲ以テ電信、電話、無線電信又ハ無線電話ニ依ル公衆通信ノ連絡ナキ陸地又ハ船舶ニ施設スルモノ
 - 四 電信、電話、無線電信又ハ無線電話ニ依ル公衆通信ノ連絡ナク前號ノ規定ニ依ルヲ不當トスル陸地相互間又ハ陸地船舶間ニ於テ特定

專用ニ供スル爲施設スルモノ

- 四 電報送受ノ目的ヲ以テ郵便局又ハ電信局トノ間ニ施設スルモノ
- 五 一市區町村内若クハ隣接市區町村間ニ於テ又ハ電信電話ノ連絡ナク且第四號ニ依ルヲ不當トスル市區町村間ニ於テ施設スルモノ
- 第二條 前條ノ電信又ハ電話ニ關シテハ私設電信規則第四條乃至第十條第十二條乃至第十九條第二十一條第二十二條第二十四條及第二十七條ノ二ノ規定ヲ準用ス但シ私設電信規則第二十七條ノ二ノ規定ニ依ルモノヲ除クノ外前條第一號ノ電信又ハ電話ニ關シテハ私設電信規則第四條乃至第十條第十二條第十三條及第十八條ノ規定ヲ準用セシム
- 前條第四號ノ電信又ハ電話ニ關シテハ前項ノ外私設電信規則第十一條第二十條及明治三十三年(九月)逓信省令第四十九號ノ規定ヲ準用ス

附 則

- 第三條 電鈴其ノ他線路ヲ施設シテ信號ヲ爲スモノニ關シテハ私設電信規則第十三條乃至第十九條第二十一條及第二十二條ノ規定ヲ準用ス但シ鐵道用「ダブルレット」式閉塞機回線ニ設備スヘキ熱線輪ハ四百「ミリ」以下ニテ動作スルモノヲ使用スルコトヲ妨ケス
正午時ノ通報ヲ受クル爲電鈴線ヲ郵便局又ハ電信局トノ間ニ施設スルモノニ關シテハ前項ノ外私設電信規則第四條乃至第七條第九條乃至第十二條及第二十條並明治三十三年(九月)逓信省令第四十九號ノ規定ヲ準用ス
- 電線路ニ依リ火災其ノ他ノ通報ヲ爲ス公衆用信號ヲ施設セムトスルモノニ關シテハ第一項ノ外私設電信規則第四條乃至第七條第九條第十條第十二條及第十二條ノ規定ヲ準用ス但シ私設電信規則第五條第一項第二號乃至第四號ノ事項ノ變更ニ關シテハ之カ承認ヲ受クルヲ要セシム其ノ變更後七日以内ニ當該事項ヲ通信大臣ニ報告スヘシ
- 電線路ニ高周波電流ヲ通シテ爲ス通報信號ヲ施設ニ關シテハ私設電信規則第二十八條ノ二ノ規定(第二十三條、第二十五條及二十六條)ヲ準用ス

(八九七)

- ノ事務ニ用ウル目的ヲ以テ陸地又ハ船舶ニ施設スルモノ
- 五 無線電信又ハ無線電話ノ學術研究又ハ機器ニ關スル實驗ニ專用スル目的ヲ以テ施設スルモノ
- 六 無線電信又ハ無線電話ニ依ル報時通信又ハ氣象通信ノ受信ニ專用スル目的ヲ以テ施設スルモノ
- 七 前各號ノ外通信大臣ニ於テ特ニ施設ノ必要アリト認メタルモノ
- 第二條 通信大臣ハ公衆通信上必要ト認ムルトキハ官應用ノ無線電信又ハ無線電話ヲ廢止セシメ又ハ其ノ設備ヲ變更セシムルコトアルヘシ
- 第三條 私設無線電信規則及放送用私設無線電話規則(第七條及第十條)ノ規定ハ官應用ノ無線電信又ハ無線電話ニ之ヲ準用ス但シ私設無線電信規則第十五條第十六條及第三十四條ノ規定ハ第一條第五號又ハ第六號ニ依リ施設シタル官應用ノ無線電信又ハ無線電話ニ之ヲ準用ス

附 則

- 第四條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 - 第五條 本令施行前官廳ニ於テ施設シ現ニ其ノ用ニ供スル無線電信又ハ無線電話ハ本令ニ依リ之ヲ施設シ其ノ使用ヲ開始シタルモノト看做ス
 - 第六條 前條ニ依ル官應用ノ無線電信又ハ無線電話ニ關シテハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ私設無線電信規則第六條各號ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ通信大臣ニ提出スヘシ
- 附 則 (大正十三年三月逓信省令第九號)
- 本令ハ大正十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 本令施行前官廳用無線電信無線電話規則第一條第七號ニ依リ氣象通信ノ受信ニ專用スル目的ヲ以テ施設シタル官應用ノ無線電信ハ本令施行ノ日ヨリ同條第六號ニ依リ之ヲ施設シタルモノト看做ス

私設電信規則

- (改正) (明治三十四年) (大正二年) (明治三十三年九月一日)
- (省令第四八號) (省令第七九號) (省令第四十八號)
- (同三九年) (同四年) (省令第一一三號)
- (同四三年) (同六年) (省令第七號)
- (同四三年) (同六年) (省令第三四號)
- (同四四年) (同八年) (省令第四號)
- (同四五年) (同九年) (省令第三三號)
- (同四五年) (同九年) (省令第三三號)
- (大正二年) (同七年) (省令第三三號)
- (同七年) (省令第七二號)

第一條 此ノ規則中私設電信ト稱スルハ電信法第二條ニ掲クル電信又ハ電話ヲ云フ

第二條 電信法第二條第二號ニ依ル私設電信ハ左ニ列記スル事業ノ専用ニ供スルモノニ限ル

一 地方鐵道法ニ依ル鐵道、軌道條例又ハ特別ノ法令ニ依リ一般運輸ノ用ニ供スル鐵道又ハ軌道及一商人又ハ一會社ニ於テ個人ノ専用ニ供スル爲數設スル鐵道又ハ軌道ノ事業

二 運河、水利、水防、火防、水道、水難救護及氣象觀測ノ事業

三 高壓及特別高壓ノ電氣ヲ供スル電氣事業

四 前各號ノ外特ニ私設電信ノ施設ヲ必要トスル事業

第三條 電信法第二條第五號ニ依ル私設電信中一營業ノ爲ニスルモノハ營業所相互間又ハ營業所ト之ヲ管理スル者ノ居宅間ニ施設スルモノニ限ル

第四條 私設電信ヲ施設セムトスル者ハ逓信大臣ニ願出テ許可ヲ受クヘシ但シ地方鐵道法ニ依ル鐵道事業ノ専用ニ供スル爲鐵道線路ニ沿ヒ停車場、連絡所又ハ信號所相互間ニ施設スルモノ及電氣工作物規程本則第七十一條ニ依リ施設スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第五條 前條ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ其ノ願書ニ左ノ事項ヲ記載シタル

書類ヲ添附スヘシ

一 施設ヲ必要トスル事由

二 電信又ハ電話ノ別及其ノ回線

三 機械施設ノ場所 道府縣郡市區及線路經過地名

四 落成期限

前項第二號及第三號ノ事項ハ別ニ圖面ヲ以テ之ヲ表示スヘシ

隣接市區町村間又ハ電信法第二條第四號ニ依ル不適當トスル市區町村間ニ私設電信ヲ設セムトスルモノハ第一項書類ノ外之ヲ證明スルニ足ル書類ヲ添附スヘシ

第六條 第四條ノ許可ヲ得タル後前條第一項各號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ逓信大臣ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第七條 第四條又ハ第六條ニ依リ許可ヲ得タル私設電信ノ工事落成シタルトキハ七日以内ニ左ノ事項ヲ逓信大臣ニ届出ヘシ

一 工事落成日

二 工事設計 機械ノ種類及數量、線路ノ五長、地下敷本底線ノ前項第二號ノ事項ヲ變更シタルトキハ更ニ前項ノ例ニ依リ届出ヘシ

第八條 第四條但書ノ私設電信ヲ施設シタル者ハ工事落成後七日以内ニ第二條第一項第二號第三號及第七號第一項各號ノ事項ヲ逓信大臣ニ届出ヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ但シ公衆通信ノ用ニ供スルモノハ第五條第一項第二號ニ限リ逓信大臣ノ許可ヲ受タルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

前項ノ規定ハ電氣工作物規程本則第七十一條ニ依リ施設スルモノニハ之ヲ適用セス

第九條 私設電信ヲ讓渡サムトスルトキハ第四條但書ノモノヲ鐵道相互間又ハ電氣事業者相互間ニ讓渡ス場合ヲ除クノ外當事者雙方連署ノ上逓信大臣ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第三編 第三節 交通 第四章 通信 第二節 電信

前項ノ許可ヲ受ケタル私設電信ノ引渡ヲ爲シタルトキ又ハ第四條但書ノ私設電信ヲ鐵道相互間又ハ電氣事業者相互間ニ讓渡シタルトキハ七日以内ニ當事者雙方連署ノ上逓信大臣ニ届出ヘシ

第一項ノ外相續又ハ其ノ他ノ原因ニ因リ私設電信ヲ繼承シタルトキハ七日以内ニ其ノ旨逓信大臣ニ届出ヘシ

第十條 公衆通信ノ用ニ供スル私設電信ハ逓信大臣ノ許可ヲ受ケタルニ非サレハ之ヲ廢止シ又ハ中止スルコトヲ得ス

前項以外ノ私設電信ヲ廢止シタルトキハ七日以内ニ其ノ旨ヲ逓信大臣ニ届出ヘシ

第十一條 電信法第二條第四號ニ依ル私設電信ノ通報ヲ開始シ廢止シ又ハ中止セムトスルトキハ其ノ施設者ヨリ十五日前ニ連接郵便局又ハ電信局ニ届出ヘシ

第十二條 私設電信ヲ廢止シタルトキハ特ニ期間ノ指定ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外三十日以内ニ線路及機器ヲ撤去スヘシ其ノ許可ノ効力ヲ失ヒ又ハ之ヲ取消サレタルトキ亦同シ

私設電信ノ使用ヲ中止シ一箇年以上ニ及ビタルトキハ廢止シタルモノト看做シ前項ノ規定ヲ適用ス

第十三條 市街地ニ限リ道路ニ架設スル私設電信ノ線路ハ左ノ制限ニ依ルヘシ但シ特別ノ事由アルモノハ所轄逓信局長ノ認可ヲ經テ此ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

一 道路ノ兩側ニ跨カラスシテ其一側ニノミ架設スヘシ

二 道路ノ一側ニ電信線、電話機其ノ他電氣信號線ノ架設シタルトキハ其ノ同側ニ架設スヘシ若シ其一側ニ電燈、電力又ハ電氣鐵道用電線ノ架設シタルトキハ他ノ一側ニ架設スヘシ

第十三條ノ二 私設電信ノ電線ハ特ニ逓信大臣ノ認可ヲ得タルモノヲ除クノ外電燈電力又ハ電氣鐵道用電線ノ電柱ニ添架スルコトヲ得ス但シ

電氣工作物規程本則第七十一條ニ依ルモノニシテ市街地以外ニ施設スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十三條ノ三 第二十七條ノ二ノ規定ニ依ル私設電信ヲ施設セムトスル者ハ逓信大臣ノ認可ヲ得テ電燈、電力又ハ電氣鐵道用電線ヲ其ノ私設電信ノ電線ニ共用スルコトヲ得

第十四條 私設電信ノ電線ヲ他ノ電信線、電話線又ハ電氣信號線ト交叉若クハ接近シテ架設スルトキハ其ノ通報信號ニ障害ヲ與ヘサル様離隔スヘシ其ノ離隔ニ尺ニ滿タサルトキハ其電線ノ所有者又ハ管理者ノ承諾ヲ受クヘシ

第十五條 私設電信ノ電線ヲ電燈電力又ハ電氣鐵道用電線ト交叉若クハ接近シテ架設スルトキハ左ノ制限ニ依ルヘシ

一 電燈電力又ハ電氣鐵道用電線ト交叉スルトキハ其ノ電線ノ下部ニ架設スヘシ但シ工地上已ムヲ得サル場合ニ於テハ低壓又ハ高壓電線ト交叉スル場合ニ限リ其ノ上部ニ架設スルコトヲ得

二 低壓又ハ高壓電線ト交叉若クハ接近スルトキハ其ノ相互ノ間隔ニ尺以上ヲ離隔スヘシ

三 特別高壓電線ト交叉スルトキハ特別高壓電線ノ最大電壓ニ從ヒ左記ノ區別ニ依リ特別高壓電線ト私設電信ノ電線トヲ離隔スヘシ但シ特別高壓電線管理者ノ承諾ヲ得且特別高壓電線ト私設電信ノ電線トノ間ニ施設スル保護金屬線ヨリ二尺以上ヲ離隔スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

(イ) 特別高壓電線ノ最大電壓「一萬」ヴォルト以下ノ場合ハ其ノ間隔三尺以上

(ロ) 特別高壓電線ノ最大電壓「一萬」ヴォルトヲ超過スル場合ハ「一萬」ヴォルト又ハ其ノ端數ヲ加フル毎ニ八寸以上ヲ加フ

四 特別高壓電線ト接近スルトキハ其ノ相互間ノ水平距離ハ特別高壓電線ノ電柱地表上ノ高サノ一倍以上タルヘシ但シ特別高壓電線管理

者ノ承諾ヲ得テ此ノ距離ヲ十尺マテニ短縮スルコトヲ得

第十六條 私設電信ノ電線ヲ電燈電力又ハ電氣鐵道用架空電線ト交又若ハ接近シテ架設シタルトキハ電信又ハ電話線ノ機械ニ接続スル各端ニ於テ二百五十「ミリアマムバ」以下ニテ働作スル熱線輪「三百「ヴォルト」ニテ放電スル避雷器及五「アマムバ」以下ニテ熔解スル可熔遮斷器ヲ設備スルコトヲ要ス其ノ既ニ架設シタル後ニ於テ交又若ハ接近ノ場合ヲ生シタルトキ亦同シ

第十七條 屋内ニ布設スル私設電信ノ電線ハ電燈、電力又ハ電氣鐵道用電線ト充分離隔シ且電氣的混觸ヲ豫防スヘシ

第十八條 私設電信ノ電柱ニハ施設者名及電柱ノ番號ヲ表記スヘシ

第十九條 私設電信ノ電線ヲ他ノ電線ト其ノ上部ニ於テ交又シ又ハ六尺以内ニ於テ電線ノ距離ニ接近シテ架設スルコトキハ工事着手前ニ其ノ電線ノ所有者又ハ管理者ヘ通知スヘシ其ノ既ニ架設シタルモノヲ修理シ若クハ撤去スルコトキ亦同シ

第二十條 電信法第二條第四號ニ依リ連接郵便局又ハ電信局ニ施設スル私設電信ノ引込及裝置工事並其ノ維持ハ通信省ノ執行ス

第二十一條 電信大臣ハ私設電信ノ施設他ニ障害ヲ及ホシ若クハ危險ノ虞アリト認ムルトキハ改修又ハ特別ノ施設ヲ命スルコトアルヘシ

第二十二條 通信大臣ハ臨時吏員ヲ派遣シ私設電信ノ裝置方法又ハ通信ノ狀況等ヲ検査セシムルコトアルヘシ

第二十三條 私設電信施設者此ノ規則ノ條項ニ違背シ又ハ此ノ規則ニ依リ發スル命令ヲ遵守セサルトキハ通信大臣ハ私設電信ノ使用ヲ停止シ又ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

スルモノニ關シテハ前項ノ外第四條乃至第七條第九條乃至第十二條及第二十條ノ規定ヲ準用ス
電線路ニ依リ火災其ノ他ノ通報ヲ爲ス公衆用電線ヲ施設セムトスルモノニ關シテハ第一項ノ外第四條乃至第七條第九條第十條第十二條第二十五條及第二十六條ノ規定ヲ準用ス但シ第五條第一項第二號乃至第四號ノ事項ノ變更ニ關シテハ第六條ニ依リ許可ヲ受クルヲ要セス其ノ變更後七日以内ニ當該事項ヲ通信大臣ニ届出ツヘシ

第二十八條ノ二 電線路ニ高周波電流ヲ通シテ爲ス通報信號ノ施設ニ關シテハ第四條ノ規定ヲ準用ス
第五條第一項及第二項、第六條、第七條、第九條、第十條第二項、第十二條乃至第十九條第二十一條乃至第二十六條ノ規定ヲ準用ス

前項ノ通報信號施設ニシテ一萬「サイクル」以上ノ高周波電流ヲ通スルモノナルトキハ前項ノ規定ノ外第七條第二項ニ依リノ外第二十七條ノ二第四項及私設無線電信規則第六條、第九條、第十三條、第十八條、第十九條及第二十九條ノ規定ヲ準用ス但シ私設無線電信規則第十三條ニ規定スル呼出符號ニテハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 電信法施行前電信條例ニ依リ電信又ハ電話私設ノ許可ヲ得タル者ハ電信法第二條第一號ニ該當スルモノヲ除クノ外第四條及第五條ノ規定ニ準シ此ノ規則施行ノ日ヨリ六箇月以内ニ通信大臣ニ届出テ許可ヲ受クヘシ但シ第四條但書ニ該當スルモノハ同一期間内ニ於テ第八條ノ規定ニ準シ届出ヘシ

前項ノ許可ヲ得タルモノハ第七條ノ規定ニ準シ届出ヘシ
第一項ノ期間内ニ於テ出願ヲ爲ササルモノ若クハ其ノ出願ヲ爲スモ許可ヲ得サルモノニ關シテハ第十二條ノ規定ヲ準用ス
第一項及第二項ノ届出ヲ爲ササルモノニ關シテハ第二十六條ノ規定ヲ準用ス

第三十條 前條ニ依リ許可ヲ得又ハ届出ヲ爲シタル私設電信ニシテ其ノ既
第三輯 第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

第二十四條 此ノ規則ニ依リ通信大臣ニ提出スル書類ハ總テ其ノ私設電信施設地ノ所轄通信局ヲ經由スヘシ

第二十五條 第六條第八條但書第九條第一項若クハ第十條第一項ニ違反シタル者ハ二圓以上二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條 第七條第八條第九條第二項及第三項若クハ第十條第二項ノ届出ヲ爲ササル者又ハ第十九條ノ通知ヲ爲ササル者又ハ正當ノ事由ナクシテ第二十二條ノ検査ヲ拒ミタル者ハ十錢以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

第二十七條 電信法第二條第一號ノ私設電信ニ關シテハ第四條乃至第十三條第十八條第二十條及第二十四條ノ規定ヲ適用セス

第二十八條ノ二 電線路ニ高周波電流ヲ通スル私設電信ニ關シテハ第四條前項ノ私設電信ニシテ一萬「サイクル」以上ノ高周波電流ヲ通スルモノナルトキハ私設無線電信規則第六條、第九條、第十三條、第十八條、第十九條、第二十六條、第二十七條ノ二、第二十九條及第三十條ノ規定ヲ準用ス但シ私設無線電信規則第十三條ニ規定スル呼出符號ニ付テハ通信大臣ニ於テ其ノ必要アリト認ムル場合ニ限リ之ヲ指定ス

前項ノ私設電信ニ關シテハ第七條第二項及前條ノ規定ヲ適用セス
通信大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ第二項ノ私設電信ニ使用スル電力及高周波電流發生裝置ヲ制限ス

第二十八條 電鈴其ノ他線路ヲ施設シテ信號ヲ爲スモノニ關シテハ第十三條乃至第十九條第二十一條乃至第二十三條ノ規定ヲ準用ス但シ鐵道用「タブレット」式閉塞機回線ニ設備スヘキ熱線輪ハ四百「ミリアマムバ」以下ニテ働作スルモノヲ使用スルコトヲ妨ケス
正午時ノ通報ヲ受クル爲電鈴線ヲ郵便局又ハ電信局トノ間ニ施設セムト

附則
第二十八條ノ二 電線路ヲ施設シテ信號ヲ爲スモノノ既設工事ニ關シテハ前項ノ規定ヲ準用ス

第三十一條 此ノ規則ハ明治三十三年十月一日ヨリ施行ス
明治二十二年(三月)通信省令第四號電信電話線私設規定其ノ他此ノ規則ニ抵觸スル規定ハ之ヲ廢止ス

●私設無線電信規則

第一條 無線電信法第二條第三號又ハ第四號ニ於テ公衆通信ノ連絡ナシトハ私設無線電信ノ機器ヲ裝置スヘキ場所カ電報直達區域外、電話加入區域外又ハ電信電話官署ヲ設置セサル船舶ナル場合ヲ謂フ

第二條 無線電信法第二條第五號ニ依リ施設スル私設無線電信ハ無線電信學術研究又ハ機器ニ關スル實驗ニ供スルモノニ限ル

第三條 航空機ハ船舶ニ準シ之ニ無線電信ノ私設ヲ許可スルコトアルヘシ

第四條 私設無線電信ノ機器及其ノ裝置ハ特ニ指定スル場合ヲ除クノ外左記各號ニ適合スルモノナルコトヲ要ス
一 機器ハ一分時ニ片假名八十字歐文二十語以上ヲ送受シ得ルモノナル

第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

コト

- 二 受信機ハ百乃至一千八百メートルノ電波長ヲ以テ電送スル通信ヲ受ケ得ルモノナルコト
- 三 振動電路ニ供給スル電力ハ表間所要到達距離ニ應ジテノ標準ニ於テハ二倍ノ電力ヲ超過セザルコト
- 表間所要到達距離 電 力
 - 二十海里 五分ノ一「キロホルトアマベリア」以下
 - 百海里 二分ノ一「キロホルトアマベリア」以下
 - 二百海里 一分ノ一「キロホルトアマベリア」以下
 - 三百海里 二「キロホルトアマベリア」以下
 - 四百海里 三「キロホルトアマベリア」以下
 - 五百海里 七「キロホルトアマベリア」以下
- 四 電波ハ純粹ニシテ減衰ノ僅少ナルコトヲ要シ其ノ波長ハ百乃至一千八百メートルノ間ニ於テ別ニ指定スル所ニ從ヒ之ヲ使用シ得ル装置ヲナスコト

第五條 無線電信法第二條第三號ニ依リ當該電信官署ニ施設ヲ要スル私設無線電信ノ設備及維持ハ所轄通信局之ヲ行フ

前項私設無線電信ノ施設者ハ所轄通信局ノ指示スル所ニ從ヒ其ノ設備ニ要スル物件ノ供給及費用ヲ負擔シ別ニ指定スル維持料ヲ納付スヘシ

第六條 私設無線電信ノ施設セムトスル者ハ願書ニ左記各號ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附シ通信大臣ヘ差出スヘシ其ノ第一號乃至第四號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

- 一 施設ノ目的及施設ヲ必要トスル事由
- 二 機器設置場所(船舶名、船名、住所、電柱(電線)ノ高さ、電力、電線ノ種類)
- 三 工事設計(電路圖、電柱圖、電線圖、電機設備ノ要スル材料、其ノ設備)
- 四 通信執務時間

第七條 前項第五號及第六號ノ事項ヲ變更シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ通信大臣ニ届出ツヘシ但シ定額港ノ變更ニ限リ同時ニ舊所轄通信局ヘモ届出ツヘシ

第八條 私設無線電信ノ裝置工事落成シタルトキハ速ニ之ヲ通信大臣ヘ届出ツヘシ

第九條 通信大臣前條ノ届出ヲ受ケタルトキハ検査吏員ヲ派遣シ機器及其ノ裝置ヲ検査セシメタル上検査證書ヲ交付ス但シ特ニ検査ノ必要ナシト認めタルトキハ直ニ検査證書ヲ交付スルコトアルヘシ

第十條 検査吏員ニ於テ當該私設無線電信ノ使用開始上特ニ必要アリト認めタルトキハ直ニ假令證書ヲ交付ス

第十一條 私設無線電信ヲ廢止セムトスルトキハ七月以前ニ其ノ旨ヲ通信大臣ヘ届出ツヘシ私設無線電信ノ使用ヲ中止セムトスルトキ亦同シ

第十二條 私設無線電信ノ廢止シタルトキハ直ニ空中線ヲ取外シ特ニ指示シタル場合ヲ除ク外十日以内ニ無線電信専用ノ發電機、二次電池、電動機、電動發動機、變壓機、配電盤及電柱並送電機、受信機及測定器類ヲ撤去スヘシ私設無線電信ノ許可ヲ取消サレタルトキ亦同シ

第十三條 私設無線電信ノ施設者ノ名義ヲ變更セムトスルトキハ當事者連署ノ願書ヲ通信大臣ヘ差出シ其ノ許可ヲ受クヘシ

第十四條 前項ノ場合ニ於テ相續其ノ他ニ因リ當事者連署シ得サルモノナルトキハ相續證明書ヲ添付スヘシ

第五條ニ依リ施設シ若ハ電信官署ノ發信スル報時通信ノ受信ニ專用スル目的ヲ以テ施設シタル私設無線電信ノ通信從事者又ハ船舶ニ無線電信ノ裝置ヲ強制スル外國ニ航行スル船舶ニ施設シタル無線電信ニ於テ聽取ノミニ從事スル者ニシテ特ニ通信大臣ノ認可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニアラス

第六條 外國各港間ノミナ航行スル船舶ニ施設シタル私設無線電信ニシテ前項ノ規定ニ依ルコトヲ得サル特殊ノ事由アルトキハ通信大臣ノ認可ヲ得テ内地ノ目的港ニ到着スル迄國際無線電信條約附屬業務規則第十條ニ依リ外國主管官ニ於テ交付シタル甲種又ハ乙種證明書ヲ所持スル者ヲシテ私設無線電信通信從事者資格檢定期間ニ規定スル第一級又ハ第二級ノ資格ヲ有スル者ノ爲シ得ル通信ニ從事セシムルコトヲ得

第七條 私設無線電信ノ施設者其ノ通信從事者ヲ選任又ハ解任シタルトキハ其ノ都度之ヲ通信大臣ヘ届出ツベシ但シ選任ノ場合ハ履歴書、體格検査證書及私設無線電信通信從事者資格檢定合格證書ヲ添付スヘシ

第八條 通信大臣ハ私設無線電信ノ通信從事者カ其ノ職務ヲ行フニ不適當ナリト認めタルトキハ之カ解任ヲ命スルコトアルヘシ

第九條 私設無線電信ハ第九條ニ依リ檢定證書又ハ假令檢定證書ノ交付ヲ受ケタル後ニ非サレハ其ノ使用ヲ開始スルコトヲ得ス

第十條 私設無線電信ノ使用ヲ開始シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ通信大臣ヘ届出ツヘシ但シ無線電信法第二條第三號ニ依リ施設シタルモノナルトキハ使用開始前七日迄ニ届出ヲ要ス

第十一條 無線電信ノ使用ハ左記各號ニ從フコトヲ要ス但シ第二十二條乃至第二十四條ニ依ル通信ニ關スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 無線電信ニ依リ公眾通信又ハ軍事通信ニ支障ナキトキニ限ルコト

第十三條 船舶ニ施設シタルモノノ使用ハ航行中ニ限ルコト

第十四條 無線電信法第二條第五號ニ依リ施設シタルモノノ使用ハ他ノ無線電

第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

第十三條ノ二 船舶ニ施設シタル私設無線電信ノ使用電波長ハ特ニ指定スル場合ヲ除ク外左ノ區別ニ依ルヘシ

施設者所屬無線電信相互間ニ特ニ事業用通信ヲ行フトキ	呼 出	可聽電波六百「メートル」又ハ持續電波二千四百「メートル」
電信官署又ハ外國無線電信局ノ間ニ無線電信ノ交信上必要アルトキ	呼 出	可聽電波六百「メートル」又ハ持續電波二千四百「メートル」又ハ持統電波四百五十「メートル」若ハ同八百「メートル」又ハ持續電波二千二百「メートル」若ハ同二百四十「メートル」
税關港務部用無線電信トノ間ニ交信ヲ行フトキ	呼 出	可聽電波六百「メートル」
漁船ニ施設シタル私設無線電信ニ於テ漁業監督官廳用無線電信トノ間ニ交信ヲ行フトキ	呼 出	可聽電波六百「メートル」

第十四條 通信大臣ニ於テ私設無線電信ノ許可シタルトキハ左記各號ノ事項ヲ告示ス其ノ異動ヲ生シタル場合亦同シ

- 一 施設者氏名
- 二 施設ノ目的
- 三 機器設置場所
- 四 呼出符號
- 五 通常到達距離
- 六 裝置法式
- 七 使用電波長
- 八 通信執務時間

第十五條 私設無線電信ノ通信從事者ハ私設無線電信通信從事者資格檢定期間ニ依リ相當資格ヲ有スルモノナルコトヲ要ス但シ無線電信法第二條

第五條ニ依リ施設シ若ハ電信官署ノ發信スル報時通信ノ受信ニ專用スル目的ヲ以テ施設シタル私設無線電信ノ通信從事者又ハ船舶ニ無線電信ノ裝置ヲ強制スル外國ニ航行スル船舶ニ施設シタル無線電信ニ於テ聽取ノミニ從事スル者ニシテ特ニ通信大臣ノ認可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニアラス

第六條 外國各港間ノミナ航行スル船舶ニ施設シタル私設無線電信ニシテ前項ノ規定ニ依ルコトヲ得サル特殊ノ事由アルトキハ通信大臣ノ認可ヲ得テ内地ノ目的港ニ到着スル迄國際無線電信條約附屬業務規則第十條ニ依リ外國主管官ニ於テ交付シタル甲種又ハ乙種證明書ヲ所持スル者ヲシテ私設無線電信通信從事者資格檢定期間ニ規定スル第一級又ハ第二級ノ資格ヲ有スル者ノ爲シ得ル通信ニ從事セシムルコトヲ得

第七條 私設無線電信ノ施設者其ノ通信從事者ヲ選任又ハ解任シタルトキハ其ノ都度之ヲ通信大臣ヘ届出ツベシ但シ選任ノ場合ハ履歴書、體格検査證書及私設無線電信通信從事者資格檢定合格證書ヲ添付スヘシ

第八條 通信大臣ハ私設無線電信ノ通信從事者カ其ノ職務ヲ行フニ不適當ナリト認めタルトキハ之カ解任ヲ命スルコトアルヘシ

第九條 私設無線電信ハ第九條ニ依リ檢定證書又ハ假令檢定證書ノ交付ヲ受ケタル後ニ非サレハ其ノ使用ヲ開始スルコトヲ得ス

第十條 私設無線電信ノ使用ヲ開始シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ通信大臣ヘ届出ツヘシ但シ無線電信法第二條第三號ニ依リ施設シタルモノナルトキハ使用開始前七日迄ニ届出ヲ要ス

第十一條 無線電信ノ使用ハ左記各號ニ從フコトヲ要ス但シ第二十二條乃至第二十四條ニ依ル通信ニ關スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 無線電信ニ依リ公眾通信又ハ軍事通信ニ支障ナキトキニ限ルコト

第十三條 船舶ニ施設シタルモノノ使用ハ航行中ニ限ルコト

第十四條 無線電信法第二條第五號ニ依リ施設シタルモノノ使用ハ他ノ無線電

第三輯 第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

信ノ通信ニ支障ナキトキニ限ルコト

第二十一條 私設無線電信ノ通信ハ「モールス」符號ニ依リ其ノ方法ハ特ニ指示スル場合ヲ除クノ外左記各號ニ遵フヘシ

一 呼出ヲ爲サルトキハ之ニ先チ受信機ヲ最良ノ感度ニ調整シ他ノ通信ナルヤ否ヲ確ムヘシ若通信中ナルトキハ其ノ終了後ニ非サレハ呼出ヲ爲スヘカラス

二 呼出ヲ爲ストキハ始信符號「——」ヲ送り對手者ノ呼出符號ヲ三回反覆シ次ニ前置符號「——」ヲ送り自己ノ呼出符號ヲ三回反覆スヘシ

三 被呼者應答スルトキハ始信符號「——」ヲ送り呼出者ノ呼出符號ヲ三回反覆シ次ニ前置符號「——」ヲ送り自己ノ呼出符號及可送符號「——」ヲ送ルヘシ第六號ノ呼出ニ應答スル場合亦同シ

四 第二號ノ呼出ヲ爲スノマ、對手者ノ應答ナキトキハ更ニ二分間ノ間隔ヲ以テ順次三回反覆シ尙應答ナキトキハ十五分間ヲ經タル後更ニ同一方法ニ依リ呼出ヲ爲スヘシ

五 對手者ト萬國船舶信號ヲ以テ通知セムトスルトキハ呼出ニ引續キ萬國船舶信號ノ符號「RB」ヲ送ルヘシ

六 自己ノ通達距離内ニ在ル無線電信ヲ知ラムトスルトキハ探呼符號「——」ヲ用キ第二號ニ準シ呼出ヲ爲スヘシ

七 被呼者ノ應答アリタルトキハ直ニ所要ノ通信ヲ開始シ其ノ終ニ終信符號「——」及自己ノ呼出符號ヲ送り次ニ可送符號「——」ヲ送り受信ノ證トスヘシ

必要ナル通信ノ發信ヲ認識シタルトキハ其ノ發信中總テノ通信ヲ中止スヘシ

第二十五條 私設無線電信ハ前三條ニ依ル通信ノ場合ニ限り特ニ電力又ハ使用電波長ノ制限ヲ超過スルコトヲ妨ケス但シ使用後ハ速ニ之ヲ復舊スルコトヲ要ス

第二十六條 電信官署ヨリ無線電信ニ依リ私設停信符號「——」ヲ發信シタルトキハ更ニ私設復信符號「——」ヲ發信スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條 私設無線電信ハ左記各號ノ場合ニ限リ其ノ施設者ニ於テ施設ノ目的以外ニ使用スルコトヲ妨ケス

一 第二十二條乃至第二十四條ニ依ル通信ニ關シ他ノ無線電信トノ間ニ交信ヲ必要トスルトキ

二 氣象及時刻ノ承合又ハ機器調整ノ爲他ノ無線電信トノ間ニ交信ヲ必要トスルトキ

三 無線電信機ヲ裝置スル電信官署ノ指示ニ從ヒ之ト交信ヲ必要トスルトキ

四 軍事通信ノ必要ニ依リ軍用無線電信トノ間ニ交信ヲ必要トスルトキ

五 船舶ニ施設シタル私設無線電信ニ於テ稅關港務部用無線電信ヨリ稅關官制第一條第九號乃至第十二號ノ事務ノ必要ニ依リ交信ヲ求メラレタルトキ

六 漁船ニ施設シタル私設無線電信ニ於テ漁業監督官應用船舶無線電信ヨリ漁業監督事務上必要ナル交信ヲ求メラレタルトキ

第二十七條ノ二 前條第四號ニ依ル海軍無線電信トノ間ノ交信ハ別ニ告示スル海軍無線電報取扱規約ニ準據スヘシ

第三輯 第三編 交通 第四章 通信 第二節 電信

九 相互ノ通信完了シタルトハ五ニ結了符號「——」及自己ノ呼出符號ヲ交換スヘシ

十 無線電信法第五條第五號ニ依リ施設シタル私設無線電信ノ實驗通信ニシテ對手者ノ呼出ヲ必要トセザルトキハ自己ノ呼出符號ヲ三回反覆シ一應應取シタル上他ノ通信ニ支障ナキコトヲ確メ所要通信ヲ開始シ其ノ終ニ終信符號「——」及自己ノ呼出符號ヲ送ルヘシ但シ其ノ通信ハ通信開始後二十分ヲ超ユヘカラス

第二十二條 私設無線電信ニ依リ船舶遭難通信ヲ發信スルトキハ先船舶危急符號「——」ヲ短少ナル間隔ヲ以テ適宜反覆シ次ニ遭難ノ船舶名稱、位置、狀況其ノ他救助ニ必要ナル事項ヲ傳送スヘシ但シ指定無線電信ニ對シ通信セムトスルトキハ船舶危急符號「——」ノ一連續ノ終ニ其ノ呼出符號ヲ附スヘシ

第二十三條 私設無線電信ニ於テ船舶危急符號「——」ニ伴フ船舶遭難ノ發信ヲ認識シタルトキハ總テノ通信ヲ中止シ直ニ之ニ應答シ前條ノ例ニ依リ救助上最モ便宜ノ位置ニアル他ノ無線電信ニ通報スヘシ但シ其ノ遭難通信ニ特ニ通報先又ハ通報事項ヲ指示シタル場合ハ之ニ從フヘシ

船舶危急符號「——」ノ一連續ノ終ニ對手無線電信ノ指定アルトキハ其ノ應答ナキトキニ限り前項ニ依ル應答措置ヲ爲スヘシ

第二十四條 私設無線電信ニ依リ航行上ノ危險警戒ニ必要ナル通信ヲ發信スルトキハ先航行警報符號「——」ヲ短少ナル間隔ヲ以テ十回反覆シ次ニ必要ナル事項ヲ傳送シタル後十分時ノ間隔ニ於テ更ニ三回之ヲ反覆スヘシ

私設無線電信ニ於テ航行警報符號「——」ニ伴フ航行上ノ危險警戒ニ

第二十八條 私設無線電信ハ他ノ無線電信ヨリ機器調整上必要ナル交信ヲ求メラレタルトキハ支障ナキ限リ之ニ應スヘシ

第二十九條 郵便大信ハ特ニ指定シタル無線通信監視局ヲシテ私設無線電信使用ノ適否及通信上ノ秩序ニ關シ之ヲ監視セシム

第三十條 無線通信監視局ニ於テ私設無線電信ノ通信ニ關シ相當指示ノ必要アルトキハ自局呼出符號ニ無線電信監視符號「——」ヲ冠シ一般通信ト之ヲ區別ス

第三十一條 私設無線電信ノ使用制限、停止又ハ機器附屬具ノ除却ニ關シ直接當該從事者ニ命令ヲ發シタル場合ニ於テハ別ニ其ノ旨ヲ當該施設者ヘモ通知ス

第三十二條 船舶ニ施設セル私設無線電信ハ電信官署ノ無線電信通達距離内ニ入りタルトキ當該電信官署ヨリ自己ノ概略方位、距離及進行方位ヲ之ヘ通知スヘシ其ノ通達距離ヲ去ラムトスル場合亦同シ

第三十三條 私設無線電信ノ施設者ハ左記各號ニ該當スル事實アリタルトキハ其ノ都度狀況ヲ具シ其ノ旨ヲ逡信大臣ヘ届出ツヘシ

一 外國領水内ニ於テ特ニ無線電信ノ裝置及使用ヲ制限セラレタルトキ但シ其ノ制限ヲ告示セラレタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

二 第二十二條乃至第二十四條ニ依ル通信ヲ爲シタルトキ

三 無線電信法及之ニ關スル規定ニ違反シタル私設無線電信又ハ外國無線電信アリト認メタルトキ

四 無線電信ノ效果其ノ他ニ關シ特ニ參考トナルヘキモノアリト認メタルトキ

第三十四條 私設無線電信施設者ハ通信日誌ヲ設備シ通信從事者ヲシテ左記各號ノ事項ヲ記載セシムヘシ

一 通信開始、完了ノ時分及對手無線電信通信狀況

- 三 第二十七條及前條各號ノ事實並其ノ措置狀況
- 四 無線電信法第二條第五號ニ依リ施設シタル私設無線電信ナルトキハ其ノ受信上ノ成績
- 五 前各號ノ外後日參考トナルヘキ事項
前項ノ受信日誌ハ其ノ使用終了ノ翌日ヨリ起算シ十五日間之ヲ保存スルコトヲ要ス
- 第三十五條 私設無線電信ノ施設者ハ檢定證書並無線電信法規則及施設目的ノ要綱ヲ通信室内見易キ場所ニ掲ケ置クヘシ
- 第三十六條 逓信大臣ハ隨時吏員ヲ派遣シ私設無線電信ノ機器、其ノ裝置及運用狀況並關係書類ヲ検査セシム此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ證明スヘキ證書ヲ携帯セシム
- 第三十七條 第七條第八條第十條又ハ第十九條ニ依リ差出ス書類ハ電報ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得
- 第三十八條 本令ニ依リ逓信大臣ハ差出ス書類ハ總テ其ノ施設地又ハ施設船舶ノ定寄港ノ所轄逓信局ヲ經由スヘシ但シ前條ノ電報ハ所轄逓信局ニ宛テ差出スヘシ

附 則

- 第三十九條 第一條乃至第三條第五條乃至第十四條第十八條乃至第二十條第二十二條乃至第三十八條ノ規定ハ私設無線電信則ニ依ルモ之ヲ除ク
- 第三十條 第二十二條乃至第二十四條第二十六條第二十九條乃至第三十一條及第三十六條ノ規定ハ外國船舶ニ裝置シタル無線電信又ハ無線電信ニ之ヲ準用ス
- 第四十條 本令ハ大正四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

●私設無線電信規則第二十九條ニ依ル無線電信監視局指定

(大正六年八月二日
逓信省告示第六百二十七號)

- 六 放送時刻 放送事項ニ依リ區別スヘシ
工事設計書ニハ左ノ事項ヲ記載シ第一號及第二號ニ付テハ別ニ圖面ヲ具シテ之ヲ表示スヘシ
 - 一 機器裝置場所
 - 二 裝置方式
 - 三 機器ノ種類
 - 四 電柱ノ構造及高さ
 - 五 通常通達距離 晝夜ニ區別スヘシ
 - 六 落成期限
- 第四條 放送無線電話ノ通常通達距離ハ左ノ二種トス
 - 一 長距離用 百六十「キロメートル」以内
 - 二 短距離用 三十「キロメートル」以内
- 第五條 放送無線電話ノ機器及其ノ裝置ハ特ニ指定スル場合ヲ除クノ外左ノ各號ニ適合スルコトヲ要ス
 - 一 電波ハ純粹ナル持續波ニシテ音波ニ從ヒ良好ニ變調セララルコト
 - 二 受話音明瞭ニシテ雜音ヲ伴ハサルコト
 - 三 長距離用ハ三百六十乃至三百八十五「メートル」、短距離用ハ二百五十乃至二百三十五「メートル」ノ電波ヲ發射スルコト
 - 四 空中線ニ於ケル電力ハ長距離用ハ一「キロワット」以内、短距離用ハ百五十「ワット」以内タルコト
 - 五 送話器裝置室ノ構造ハ外部ヨリノ音響ヲ防遏シ且音波ノ反射ヲ生ゼサルコト
 - 六 電信、電話、電燈及電力ノ線路ニ障礙ヲ及ホスヘキ誘導ヲ生ゼサルコト
 - 七 空中線ハ之ヲ固定シ風ノ爲動搖シテ電波長ヲ變スルコトナク且其ノ裝置ハ人畜又ハ物件ニ危害ヲ及ホス虞ナキコト

私設無線電信規則第二十九條ニ依ル無線電信監視局ヲ左ノ通指定ス
銚子無線電信局 湖岬無線電信局 角島無線電信局
大瀬崎無線電信局 落石無線電信局 下津井無線電信局
船舶内ニ設置シタル無線電信局

●放送用私設無線電話規則

(大正十二年十二月二十日)
逓信省令第九十八號
〔改正〕
(大正一四年)
省令第一一號
(同 三年)
省令第二三號
(同 二年)
省令第四二號

- 第一條 時事音樂其ノ他ノ事項ヲ放送シ又ハ之ヲ聴取スル爲施設スル私設無線電話ハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 放送ノ目的トスル私設無線電話以下單ニ放電無線ト稱ス施設セムトスル者ハ願書ニ左ノ各號ノ書類ヲ添付シ逓信大臣ニ差出スヘシ
 - 一 起業目論見書
 - 二 工事設計書
 - 三 工事費概算書
 - 四 政支概算書及説明書
- 第三條 起業目論見書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
 - 一 施設ノ目的
 - 二 施設者名
 - 三 事務所所在地
 - 四 放送區域 行政區劃ニ依リ表示スヘシ
 - 五 放送事項 (海面ハ放送地點ヨリノ距離ニ依ルヘシ)

- 八 接地ヲ使用スル場合ハ専用ノモノヲ設備スルコト
- 第六條 放送無線電話施設者以下單ニ放電無線ト稱スハ左ノ場合ニ於テハ理由ヲ具シ逓信大臣ノ許可ヲ受クヘシ
 - 一 起業目論見書ニ掲ケル放送區域、放送事項及放送時刻又ハ工事設計書記載ノ事項ヲ變更セムトスルトキ
 - 二 施設ヲ廢止シ又ハ其ノ使用ヲ中止セムトスルトキ
- 第七條 逓信大臣ニ於テ放電無線電話ヲ許可シタルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ告示ス其ノ異動ヲ生シタル場合其ノ事項ニ付亦同シ
 - 一 施設者名
 - 二 機器裝置場所
 - 三 呼出符號
 - 四 呼出名稱
 - 五 通常通達距離
 - 六 使用電波長
 - 七 放送時刻
 - 八 放送事項
 - 九 放送區域
- 第八條 放送無線電話ノ使用ヲ開始セムトスルトキハ其ノ期日七日前迄ニ逓信大臣ニ届出ツヘシ
- 第九條 放送施設者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
 - 一 各放送ノ開始及終了ノ際當該放電無線電話ノ呼出名稱ヲ放送メルクト
 - 二 公衆通信又ハ軍事通信ヲ取扱フ無線電信又ハ無線電話ヨリ放送ノ中止ヲ求メラレタルトキハ直ニ之ニ從フコト
- 第十條 放送施設者ハ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外左ノ區別ニ從ヒ放送施設特許料ヲ納ムヘシ

- 一 長距離用 一會計年度毎ニ 五百圓
 - 二 短距離用 同 三百圓
- 前項ノ料金ハ當該會計年度分ハ許可ノ日ヨリ二十日以内ニ次年度以降ノ分ハ毎會計年度開始前十五日以内ニ所轄通信局長ノ指定スル通信官署ニ之ヲ納ムヘシ
- 第一項ノ料金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限り請求ニ依リ之ヲ還付ス
- 一 通信官署ノ過失ニ依リ徵收シタル過納又ハ誤納ノ分
 - 二 當該會計年度開始前ニ施設ヲ廢止シタル場合ニ於ケル其ノ年度分前項ニ依ル還付請求ハ其ノ納付ノ日ヨリ五月以内ニ當該通信官署ニ之ヲ爲スヘシ
- 第十一條** 放送施設者第十三條ニ依ル私設無線電話施設者ヨリ聴取料金ヲ受ケムトスルトキハ豫メ其ノ額ヲ定メ通信大臣ノ認可ヲ受ケヘシ
- 第十二條** 放送施設者ハ日誌ヲ設備シ左ノ各號ノ事項ヲ記録スヘシ
- 一 放送開始、終了ノ時刻
 - 二 放送事項
 - 三 機器ノ狀況
 - 四 聴取者數ノ異動
 - 五 放送從事者及服務時間
 - 六 私設無線電話規則第二十七條及第三十三條第二號乃至第四號ニ該當スル事實致其ノ措置狀況
 - 七 前各號ノ外後日參考トナルヘキ事項
- 前項ノ日誌ハ其ノ使用終了ノ翌月ヨリ起算シ十五月間之ヲ保存スルコトヲ要ス
- 第十三條** 放送事項ノ聴取ヲ目的トスル私設無線電話以下單ニ私設無線電話ト稱スル施設セムトスル者ハ願書ニ左ノ各號ノ事項ヲ記載シタル書類並相手放送施設者ノ承諾書ヲ添付スヘシ

- 一 施設ノ目的
 - 二 機器設置場所 府縣都市町村字寄地(何方又ハ何種物何號等船舶ハ其ノ名及定製港(内地ニ於ケルモナラバ定製港トスヘシ))
 - 三 工事設計 受信機ノ種類、空中線ノ大サ
 - 四 相手放送無線電話
 - 五 落成期限
- 第十四條** 聴取無線電話ノ受信機ハ電氣試驗所ノ型式試驗ニ依リ聴取無線電話用受信機トシテ其ノ型式ノ證明ヲ受ケタルモノ又ハ左ノ各號ニ適合スルモノナルコトヲ要ス但シ所轄通信局長ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限り第一號ニ依ラサルコトヲ得
- 一 四百「メートル」以下ノ電波長ニ限り受信シ得ルコト
 - 二 空中線ヨリ電波ヲ發射セザルコト
- 聴取無線電話ノ空中線ハ電燈、電信、電話等ノ線路ニ接近セス且其ノ接地ハ引火ノ虞ナキコトヲ要ス
- 第十五條** 第十三條第一號乃至第四號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ事由ヲ具シ所轄通信局長ノ許可ヲ受ケヘシ但シ第四號ニ關シテハ相手放送施設者ノ承諾書ヲ添付スヘシ
- 第十三條第六號ノ事項ヲ變更シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ所轄通信局長ニ届出ツヘシ
- 前二項ニ依リ許可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲シタル事項ハ遲滞ナク相手放送施設者ニ之ヲ通知スヘシ
- 第十六條** (削除)
- 第十七條** 聴取無線電話施設者ハ一會計年度毎ニ聴取施設特許料一圓ヲ納ムヘシ但シ許可ノ日カ十月一日以後ニ屬スルトキハ當該會計年度分ニ限り一圓ヲ納ムヘシ
- 第十條第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ料金ニ關シ之ヲ準用ス

●私設電信私設無線電信公衆通信取扱規則

- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ニ施行ス
- 第十八條** 聴取無線電話ヲ廢止シタルトキハ廢止後九日以内ニ其ノ旨ヲ所轄通信局長ニ届出テ同時ニ許可書ヲ返納スヘシ
- 第十九條** 私設無線電信規則第三條第八條第九條第十一條乃至第十三條第十八條第二十條第二十二條乃至第三十一條第三十三條第三十五條第三十六條及第三十八條ノ規定ハ放送無線電話ニ、第三條第十一條第十二條第三十三條第三十六條及第三十八條ノ規定ハ聴取無線電話ニ之ヲ準用ス但シ第十二條及第三十三條中通信大臣トアルハ聴取無線電話ニ關シテハ之ヲ所轄通信局長トス

附 則

- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ニ施行ス
- 第一條** 電信法第二條又ハ無線電信法第二條ニ依リ施設シタル私設電信又ハ私設無線電信ヲ以テ公衆通信ノ取扱ヲ爲サシムルトキハ其ノ電信取扱所ノ名稱及位置ヲ告示ス
- 第二條** 公衆通信ノ取扱ヲ爲ス私設電信又ハ私設無線電信ニ於テハ其ノ專用ノ通信ハ公衆電報ノ私報又ハ至急私報ト同一順位ヲ以テ傳達スヘシ但シ鐵道業ノ専用通信又ハ船舶航行ノ安全ニ必要ナル通信ニ限り特ニ規定

- アル場合ヲ除クノ外他ノ通信ニ先チ傳達スルコトヲ妨ケス
- 第三條** 電信法第二條第四號又ハ無線電信法第二條第三號ニ依リ施設シタル私設電信又ハ私設無線電信ヲ以テ公衆通信ノ取扱ヲ爲サシムルトキハ其ノ期間電報ノ託送取扱ヲ爲スコトヲ得ス
- 第四條** 私設電信又ハ私設無線電信ヲ以テ公衆通信ノ取扱ヲ爲サシムルトキハ左ノ區別ニ從ヒ其ノ取扱費ヲ當該施設者ニ支給ス但シ同文電報ニ對シ支給スヘキ第一號及第二號ノ取扱費額ハ各其ノ半額トス
- | | | |
|-----------------------------|---------------------|--|
| 一 公衆電報、官報、私報及新聞電報ニ限リ以下ニ同シ | 電信ニ依ルモノノ發信、著信、中繼信 | 發信 一通毎ニ 金六錢
著信 一通毎ニ 金五錢
中繼信 一通毎ニ 金六錢 |
| 二 公衆電報ノ交換通信 | 無線電信ニ依ルモノノ發信、著信、中繼信 | 一通毎ニ 金五錢
一通毎ニ 金一錢 |
| 三 直配達區域内ヘノ配達又ハ汽車中ニ在ル受信人ヘノ交付 | | 一通毎ニ 金八錢 |
| 四 公衆電報受取證書交付 | | 一通毎ニ 金五錢 |
| 五 公衆電報正寫交付 | | 一通毎ニ 金五錢 |
| 六 別使又ハ解船配達 | | 一通毎ニ 金五錢 |
- 電報規則又ハ萬國電信條約書附屬國際業務規則ニ定ムル料金ノ全額
- 土地ノ狀況等ニ依リ別ニ指定スル里當買又ハ一回買ニ依ル若シ陸路配達里程ニシテ里位ニ達セザル端數アルトキハ九町迄毎ニ里當買ノ割合ヲ以テ算出ス
- 前項ノ取扱費ノ支給額ハ通信省電務局長ニ於テ一月分毎ニ測定シ當該施設者ニ通知ス但シ測定未済ノモノハ次月以降ノ分ニ算入ス
- 第五條** 私設電信又ハ私設無線電信ヲ以テ公衆通信ノ取扱ヲ爲サシムルトキハ之ニ使用スル事業用物品ハ別表ニ記載スルモノ其ノ他特ニ必要ナリト認ムルモノニ限り所轄通信局長ヨリ當該施設者ヘ交付ス